

令和2年9月定例会 厚生常任委員会記録

令和2年9月14日（月）

15日（火）

16日（水）

29日（火）

30日（水）

10月1日（木）

2日（金）

場所：鳥栖市議会 第2委員会室

目 次

令和2年9月14日（月）	9頁
15日（火）	97頁
16日（水）	145頁
29日（火）	171頁
30日（水）	235頁
10月1日（木）	307頁
2日（金）	359頁

令和2年9月定例会日程

日次	月 日	摘 要
第1日	9月14日（月）	<p>審査日程の決定 社会福祉課審査 議案乙第18号 〔説明、質疑〕</p> <p>報 告（社会福祉課） 鳥栖市障害者福祉計画・鳥栖市障害福祉計画・鳥栖市 障害児福祉計画策定の概要について 鳥栖市高齢者福祉計画策定の概要について 〔報告、質疑〕</p> <p>健康増進課審査 議案乙第18号 〔説明、質疑〕</p> <p>陳 情 陳 情第5号 〔協議〕</p> <p>スポーツ振興課審査 報 告第11号 〔説明、質疑〕</p> <p>報 告（スポーツ振興課） S A G A 2 0 2 3 鳥栖市実行委員会の設立について 〔報告、質疑〕</p> <p>市民課、環境対策課審査 議案乙第18号 〔説明、質疑〕</p> <p>報 告（市民課、環境対策課） 市民課窓口での電子マネー決済の開始について 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の見直しの概要について 令和2年8月佐賀県東部環境施設組合議会定例会について 〔報告、質疑〕</p> <p>国保年金課 議案乙第19、20号 〔説明、質疑〕</p> <p>税務課 議案甲第38号 〔説明、質疑〕</p> <p>請願審査 請 願第3、4号 〔趣旨説明、質疑、協議〕</p>

第2日	9月15日(火)	陳情 陳情第9号 [協議] 所管事務調査 文化芸術振興の在り方について スポーツ振興の在り方について [説明、質疑]
第3号	9月16日(水)	現地視察 斎場(河内町) 小動物焼却炉(真木町) 陳情 陳情第5、9号 [協議] 自由討議 議案審査 議案乙第18~20号、議案甲第38号、請願第3、4号 [総括、採決]
第4日	9月29日(火)	審査日程の決定 社会福祉課審査 議案乙第26号 [説明、質疑] こども育成課審査 議案乙第26号 [説明、質疑]
第5日	9月30日(水)	健康増進課審査 議案乙第26号 [説明、質疑] 文化芸術振興課審査 議案乙第26号 [説明、質疑] スポーツ振興課審査 議案乙第26号 [説明、質疑] 市民協働推進課 議案乙第26号 [説明、質疑] 市民課審査 議案甲第26号 [説明、質疑]

第 6 日	10月 1 日 (木)	<p>国保年金課審査 議案乙第26～28号</p> <p>〔説明、質疑〕</p> <p>税務課審査 議案乙第26号</p> <p>〔説明、質疑〕</p> <p>環境対策課審査 議案乙第26号</p> <p>〔説明、質疑〕</p>
第 7 日	10月 2 日 (金)	<p>現地視察 白鳩園 (原町)</p> <p>自由討議 議案審査 議案乙第26～28号</p> <p>〔総括、採決〕</p>

9月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和2年9月14日付託]

議案甲第38号鳥栖市税条例の一部を改正する条例 [可決]

議案乙第18号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算(第5号) [可決]

議案乙第19号令和2年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) [可決]

議案乙第20号令和2年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) [可決]

[令和2年9月16日 委員会議決]

[令和2年9月29日付託]

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について [認定]

議案乙第27号令和元年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について [認定]

議案乙第28号令和元年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について [認定]

[令和2年10月2日 委員会議決]

2 請 願

[令和2年9月14日付託]

請 願第3号高田・安楽寺周辺を大気汚染から守るためゴミ処理施設の予定地変更を
求める請願書 [不採択]

請 願第4号次期ごみ施設予定地の変更を求める(飲み水を守る)請願書 [不採択]

[令和2年9月16日 委員会議決]

3 陳 情

陳 情第5号「新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む医療機関への支援」に関する
要望書

陳 情第9号衛生処理場敷地(旧ため池)の保留水で環境基準値の70倍のダイオキシン類
濃度が検出されており、地下水への流入を防ぐため建設中止の陳情書

4 報 告

報 告第11号継続費精算報告書について

鳥栖市障害者福祉計画・鳥栖市障害福祉計画・鳥栖市障害児福祉計画策定の概要について

(社会福祉課)

鳥栖市高齢者福祉計画策定の概要について (社会福祉課)

S A G A 2 0 2 3 鳥栖市実行委員会の設立について (スポーツ振興課)

市民課窓口での電子マネー決済の開始について (市民課)

一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画の見直しの概要について (環境対策課)

令和2年8月佐賀県東部環境施設組合議会定例会について (環境対策課)

令和2年9月14日（月）

1 出席委員氏名

委員長 江副 康成
副委員長 成富 牧男
委員 藤田 昌隆 竹下 繁己 樋口 伸一郎
池田 利幸 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長	岩橋 浩一
健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長	小柳 秀和
社会福祉課参事	武富美津子
社会福祉課地域福祉係長	久家 嘉男
社会福祉課高齢者福祉係長	犬丸喜代子
社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長	高島 香織
社会福祉課長補佐兼保護係長	豊増 秀文
こども育成課長	林 康司
健康増進課長兼保健センター所長	名和 麻美
健康増進課長補佐兼保健予防係長兼国保年金課長補佐兼係長	白山 淳子
健康増進課健康づくり係長兼国保年金課係長	松隈 由美
文化芸術振興課長	山津 和也
健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長	佐藤 道夫
スポーツ振興課国スポ・全障スポ推進室国スポ・全障スポ推進係長	安川 直樹
市民環境部長	橋本 有功
市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長	佐藤 敦美
市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐	
兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長	天野 昭子

市 民 課 長	野下 隆寛
市 民 課 市 民 係 長	栗山 英規
国 保 年 金 課 長	古賀 友子
国 保 年 金 課 健 康 保 険 係 長	田中 綾子
市 民 環 境 部 次 長 兼 税 務 課 長	三橋 和之
税 務 課 長 補 佐 兼 管 理 収 納 係 長	豊増 裕規
税 務 課 長 補 佐 兼 市 民 税 係 長	榎 浩喜
税 務 課 固 定 資 産 税 係 長	有馬 健次
環 境 対 策 課 長 兼 衛 生 処 理 場 長	佐々木利博
環 境 対 策 課 環 境 対 策 推 進 係 長	北 三希子
環 境 対 策 課 参 事 兼 課 長 補 佐 兼 環 境 施 設 調 整 室 長	高松 隆次
環 境 対 策 課 環 境 施 設 調 整 室 環 境 施 設 調 整 係 長	舟越 健策

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 大塚 隆正

5 審査日程

審査日程の決定

社会福祉課審査

議案乙第18号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

〔説明、質疑〕

報 告（社会福祉課）

鳥栖市障害者福祉計画・鳥栖市障害福祉計画・鳥栖市障害児福祉計画策定の概要について

鳥栖市高齢者福祉計画策定の概要について

〔報告、質疑〕

健康増進課審査

議案乙第18号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

〔説明、質疑〕

陳 情

陳 情第5号「新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む医療機関への支援」に
関する要望書

[説明・質疑]

スポーツ振興課審査

報 告第11号継続費精算報告書について

[説明、質疑]

報 告（スポーツ振興課）

S A G A 2 0 2 3 鳥 栖 市 実 行 委 員 会 の 設 立 に つ い て

[報告、質疑]

市民課、環境対策課審査

議案乙第18号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

[説明、質疑]

報 告（市民課、環境対策課）

市民課窓口での電子マネー決済の開始について

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の見直しの概要について

令和2年8月佐賀県東部環境施設組合議会定例会について

[報告、質疑]

国保年金課審査

議案乙第19号令和2年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案乙第20号令和2年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

[説明、質疑]

税務課審査

議案甲第38号鳥栖市税条例の一部を改正する条例

[説明、質疑]

請願審査

請 願第3号高田・安楽寺周辺を大気汚染から守るためゴミ処理施設の予定地変更を
求める請願書

請 願第4号次期ごみ施設予定地の変更を求める（飲み水を守る）請願書

[趣旨説明、質疑]

6 傍聴者

3 人

7 その他

なし

ども——そういったところについて、まず状況を御説明していただきたいなというところでございますけど。

今回の所管事務調査の取っかかりになるためのものという形で、これで終わりじゃなくて、最初の切り口として、まずは今、所管の課がどういったことを動かれているか、あるいは、どういったことに向かって進められようとしているかということ、まず分かんないことには、確認しないことには、我々の所管事務調査があまりにも実態と乖離してもいけませんので、まず、そういったところの確認からというところをお願いしているところですけど。

池田利幸委員

今の御説明であったなら、所管事務調査でスポーツ振興課に入ってもらって……、要は、文化芸術振興課とスポーツ振興課の方々に入ってもらって話を聞くってということなんですか。

これは、議員だけで話すんじゃないくて、執行部の皆さんも入ってもらうということなんですか。

江副康成委員長

これは、日程に書いていますけれども、明日15日のお昼から予定をしております、そのときに、もちろん説明をしていただきますので、所管の課の方に入ってください説明していただきます。そういう感じです。

よろしいですか。

藤田昌隆委員

俺たちが分かるとるよりも、執行部がその意図を分かっているの。

江副康成委員長

執行部のほうは、一応、用意できましたということで上げてもらっているんですよ。

というのは、所管事務調査をやるというやつは、6月の定例会で決めた話で、それからずっと投げておまして、今回、一応準備できましたということで来ているから、準備はできているものと思いますけど。(発言する者あり)

岩橋浩一健康福祉みらい部長

6月の厚生常任委員会の中で、江副委員長から、委員会のテーマとしてスポーツ振興と文化振興について研究を深めたいというふうな趣旨で、所管事務、どのような仕事をやっているのか、どのような事業に取り組んでいるとか、概要の説明をしてくださいということで依頼がございましたので、その分について、文化芸術振興課とスポーツ振興課で資料を作成して、明日は御説明させていただくということでお話をしております。

藤田昌隆委員

ということは、文化とスポーツということで、今やっていることをずっと羅列して、それ

で……、やり方、進め方よ。明日、今までやっていることをずっと挙げて、その中で、テーマを絞って、今後これをやっていこうという方向に進むわけ。(発言する者多数あり)

江副康成委員長

ちょっと待ってくださいね。

今、藤田委員からいろいろお話があつていますが、基本的には、あんまり時間をかけなくて、大きくくり、さっき部長のほうも概略と言われていましたけれども、まずは深めに特定のところに入るんじゃなくて、概括的に分かるような形ということをお願いしているもので、羅列とか、そういった話にはなっていないと思いますけど、よろしいですか。

成富牧男委員

前回、6月議会のときに、ここでどうして文化振興、それからスポーツをするようにしたつていうのを言われていましたよね、そこら辺ば。

今までどっちかち言うたら、社会福祉とかこっちのほうばかりやりよつたような話もあつたでしょう。そいけん、ちょっとこっちのほうをと。

それで、さらに言えば、私の理解では、今回の機構改革とは無関係だというふうに理解しておりますが、それでいいですか。

無関係っちゅうか、全く関係なくないばつてん、直接リンクしたことを聞くわけじゃないということでもいいんでしょう。

江副康成委員長

暫時休憩します。

午前10時59分休憩



午前11時1分開会

江副康成委員長

再開します。

審査日程については、以上のとおり決したいと思いますますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よつて、委員会の日程につきましては、お手元に配付のとおつ決しました。

続きまして、副委員長から現地視察につきまして御説明をお願いいたします。

成富牧男副委員長

現在、候補地、予定はありません。
希望があれば、本日中に副委員長まで連絡をお願いします。
以上です。

江副康成委員長

よろしいでしょうか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕
それでは、執行部準備のため暫時休憩いたします。

午前11時2分休憩



午前11時5分開会

江副康成委員長

再開いたします。

社会福祉課

議案乙第18号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

江副康成委員長

これより議案乙第18号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）の議案審査を行います。

まず、社会福祉課関係部分の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

議案乙第18号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）中、社会福祉課関係について、厚生常任委員会資料に基づき、説明をいたします。

資料の2ページをお願いいたします。

歳入です。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入のうち、社会福祉課分といたしまして、令和元年度鳥栖地区広域市町村圏組合の決算に伴い、同組合から負担金返還金を受け入れるものです。

以上で、社会福祉課分の説明を終わります。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

どなたかございますか。

[発言する者なし]

いいですか。

質疑を終わります。



報 告（社会福祉課）

鳥栖市障害者福祉計画・鳥栖市障害福祉計画・鳥栖市障害児福祉計画策定の概要について

鳥栖市高齢者福祉計画策定の概要について

江副康成委員長

ここで、議案外ではございますが執行部からの報告をお受けしたいと思います。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

議案外ではございますが、社会福祉課から報告をいたします。

まず、資料をお配りしていると思いますが、第5期鳥栖市障害者福祉計画、第6期鳥栖市障害福祉計画及び第2期鳥栖市障害児福祉計画の策定について説明いたします。

本年度で計画期間が終了するこの3つの計画について、今年度新たに策定を行うこととしております。

障害者福祉計画は、障害者施策の基本計画として、施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の自立と社会参加を促進するために策定するもので、障害者施策の基本的な事項や理念を定めるものです。

また、障害福祉計画、障害児福祉計画は、障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供体

制など、円滑な実施を確保するため、基本的事項を定めるもので、障害者福祉計画の生活支援に関する事項のうち、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画的な位置づけを有する計画です。このことから、2ページ上段のとおり、障害者福祉計画の計画期間を5年から6年に変更することといたしました。

なお、障害福祉計画と障害児福祉計画は一体的に策定できることから、今回も一体的に策定することといたしております。

次のスケジュールにつきましては、2ページの下段の表のとおりでございます。

学識経験者及び保健医療団体、障害者団体、福祉施設、市民、公共団体等から推薦された委員で組織しました鳥栖市障害者福祉計画及び鳥栖市障害福祉計画策定委員会、庁内関係部署で構成いたします鳥栖市障害者福祉推進会議で協議を行いながら策定を行うことといたしております。

12月にパブリック・コメント案を市議会に報告する予定としておりまして、その後、パブリック・コメントを実施し、パブリック・コメントを反映した最終案を検討した後、3月に第5期鳥栖市障害者福祉計画（第6期）、鳥栖市障害福祉計画及び第2期鳥栖市障害児福祉計画の策定を考えているところです。

3ページに移りまして、次に、第9期鳥栖市高齢者福祉計画の策定について報告いたします。

本年度で計画期間が満了するこの計画について、今年度新たに策定を行うことといたしております。

また、一体的に策定することとなっております介護保険事業計画につきましては、鳥栖地区広域市町村圏組合で今年度の策定を目指し、事務を進められているところです。

高齢者福祉計画——老人福祉計画とも言いますが、高齢者に関する政策全般に関わる計画であり、介護保険の対象とならない高齢者福祉サービスはもとより、その他関連施策も計画の対象となるものです。

スケジュールにつきましては、3ページの下段の表のとおりとなっております。

学識経験者及び福祉団体、市民公共団体から推薦された委員で組織しました鳥栖市高齢者福祉計画策定委員会、庁内関係部署で構成します鳥栖市高齢者福祉推進会議で協議を行いながら策定を行うことといたしております。

12月にパブリック・コメント案を市議会に報告する予定としておりまして、その後、パブリック・コメントを実施し、パブリック・コメントを反映した最終案を検討した後、3月に第9期鳥栖市高齢者福祉計画の策定を考えているところです。

以上、簡単ではございますが、議案外の説明を終わります。

江副康成委員長

御報告ありがとうございました。

この際ですので、確認したいこと等ございましたら、お受けはいたしますが。

牧瀬昭子委員

御報告ありがとうございます。

今回、障害児福祉計画の中で質問なんですけれども、今度、部と課の変更でということで、インクルーシブ教育に関わるってということが追加されて、条例を生かされたというところが反映されていると思うんですが、その計画の中ではどういうふうに連携を今後取っていく予定なのかっていうのは、今の段階としては、教育委員会と話をつないでされていますでしょうか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

現在の第4期鳥栖市障害者福祉計画の中にもインクルーシブ教育システムの構築というページがございまして、先ほど説明させていただきましたとおり、庁内の会議の中で、教育委員会のメンバーも入った中で協議を行っているところでございます。

以上です。

牧瀬昭子委員

会議をされているということなんですけど、それをずっと……、子供たちの幼少期から小学校上がって、そしてまた高校になったら教育委員会のほうから離れて、こちらに、鳥栖市のほうに戻ってくるっていう一連の流れがあると思うんですけど、会議とかをされる中で、どういうふうにお一人の方の成長過程を連携させて、この鳥栖市の教育委員会と鳥栖市の中でやり取りをされているか、そのつながりっていうのは、どういうふうにして今後持っていく予定なのかっていうのがあれば教えてください。

例えば、カルテをつくるとかっていう話があったりするのかなと思うんですが、そういうのはどうなっていますか。

江副康成委員長

暫時休憩します。

午前11時13分休憩



午前11時16分開会

江副康成委員長

再開します。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

素案につきましては、現在作成中でございますが、鳥栖市障害者福祉計画は、実施計画ではなく、あくまで市が行う障害者福祉全体についての基本的な事項や理念を定める基本計画になっております。

そういうことから、施策の方向性を記載する中で、今後のことについては考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

私のほうは質問っていうわけではなく、どっちかという要望なんですけど、この計画、今から進められていくっていう中で、障害、高齢、ずっと少子高齢化っていう部分で、この計画を立てていく中で専門家の方々も入ってもらったりとかすると思うんですよね。

今、国も言っていますコロナ禍におけるっていうところの視野は、ここには入ってこないのかもしれないですけども、専門的知見として、ぜひ1度、地域未来構想20オープンラボってございます。

それは、国の内閣府の審議官が話している言葉で、エリア戦略、掛け算戦略、成長戦略っていう部分で、計画をより、掛け算——1足す1が2じゃなくて、3、4に持っていくっていうことで話をしている部分がありますんで、ぜひ1回見ておいていただきたいなど。

それと、この計画を進める中で、僕、ずっと言っています重層的支援の在り方っていうのを言っている部分がありまして、今、計画を立てられている、今から立てるっていうところになりますんで、その辺も視野っていうか、頭に入れて進めていただければ大変ありがたいなと思っておりますんで、よろしく願いいたします。

竹下繁己委員

障害者福祉計画、5期を6年間に延ばした理由は何ですか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

資料の2ページのところを見ていただきますと、上のほうに計画期間っていうのがございますが、上段のほうは障害者福祉計画、下段のほうは障害福祉計画及び障害児福祉計画になっております。

年度を左から右のほうに見ていただきますと、障害者福祉計画と障害福祉計画がずれ込ん

でくるという形になっておりましたので、今回、たまたま重なりますので、重なった形で、上のほうを基本的な計画、下のほうのサービスのほうの分について、3年ごとに見直す形にした形で5年から6年に変更したところでございます。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

そうしたら、鳥栖市障害者福祉計画策定委員会と鳥栖市障害福祉計画策定委員会というのは、メンバーは別々なんですか、それとも、同じ人たちなんですか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

同じ方で今年度は進めておるところでございます。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

そうしたら、市民、専門家ということですので、人数と、どのような方がなられるのか、現時点でわかりますか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

区分といたしまして、学識経験者を3名、保健医療団体から1名、障害者の団体から3名、福祉施設の団体から4名、市民の団体から2名、公共団体から4名、合わせまして17人。今、女性が5人入っておられます。

以上です。

竹下繁己委員

そのメンバーの選出はどのように行われたんでしょうか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

策定委員会の要綱がございまして、それぞれの区分等から各団体のほうに推薦をお願いし、委員を決定したところでございます。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

池田利幸委員

今の御説明の中の学識経験者っていうのは、3名って言われてたんですけど、その分野的につちゅうか、どういう方が……、大学の教授とかあると思うんですけど、その選定理由を教えてください。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

学識経験者として現在なっていておられますのが、佐賀県社会福祉士会、九州龍谷短期大学、佐賀女子短期大学から出てもらっております。

九州龍谷短期大学については、保育の部門の関係もありますし、そういう部分から選定をしておるところでございます。

社会福祉課につきましては、現在作成されています県の障害の計画のほうの委員をされている方が、今回たまたま推薦をいただいておりますので、県の情報も入ってくるのではないかとこのように理解をしているところでございます。

成富牧男委員

まず、障害者福祉計画の話ですけど、障害者団体から募っているということですけど、具体的にどういう団体から選出されているのか教えてください。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

障害者団体は、鳥栖市障害者福祉協会からと鳥栖市手をつなぐ育成会とあけぼの会からを推薦いただいております。

成富牧男委員

あけぼの会って、障害種別っちゅうか、もう何もかんもっていうのか、そこんところ。

高島香織社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

あけぼの会は、精神障害の方の親の会になります。

成富牧男委員

基本的に、障害種別、あらゆるところから児童も含めてやっておられるということですね、さっきの答弁やったら。

それで、併せてあと1つお尋ねしたいのが、今度は高齢者福祉計画と介護保険のほうなんですけど、介護保険は当然、組合のほうでやられると思うんですが、この連携っちゅうのは、委員さんが少し重なっておるということはないんですか。もう全く別々ですか、介護保険を審議されるるところと。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

介護保険のほうと高齢者福祉計画のほうでございますが、鳥栖市の高齢者福祉計画策定委員に介護保険のほうの委員をされております方を学識経験者としてお願いをしています。

また、広域市町村圏組合の介護保険課長にも策定委員のメンバーというふうになってもらっているところでございます。（「了解です」と呼ぶ者あり）

牧瀬昭子委員

先ほどのメンバー、17名の方なんですけど、障害のある当事者の方は何名おられて、その障害の内容っていうのが分かれば教えてください。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

当事者の方は1名おられます。

ちなみに、福祉施設からの団体名を申し上げますと、社会福祉法人若楠から1名、社会福祉法人の朝日山学園から1名、あと、総合支援相談センターのキャッチから1名と、しょう

がい生活支援の会すみかから1名、合わせて4名の方に福祉施設から出ている状況です。

牧瀬昭子委員

精神疾患とか身体障害とか、そういったことでのバランスというか、そういったのはどういふふうを考えてありますか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

一応、社会福祉士会の方はいろんな対応されておりますので、いろんな障害をお持ち方との接触も多いだろうという部分もありますし、先ほど短期大学を2校名前を挙げさせていただきましたけれども、その先生方もいろんな研究等されているというところもありますし、保健医療団体の中から光風会病院から1人推薦をいただいておりますので、精神の部分については、この方も専門家の1人だといふふうを考えております。

あと、障害者団体と福祉施設団体については、それぞれの障害をお持ちの関係の方から推薦をいただいておりますので、そういう部分では、肢体とか精神とかそういう形で、いろんな意見が頂けるのではないかといふふうを考えているところです。

江副康成委員長

よろしいですか。

[発言する者なし]

執行部からの報告を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午前11時26分休憩



午前11時37分開会

江副康成委員長

再開いたします。

健康増進課

議案乙第18号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

江副康成委員長

次に、議案乙第18号の健康増進課関係分の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

こんにちは。

それでは、健康増進課分について御説明いたします。

委員会資料の2ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節1報酬から節13委託料につきましては、ロタウイルスワクチン接種に伴う経費でございます。

予防接種施行令等の一部改正により、令和2年10月1日から新規にロタウイルスワクチンが定期予防接種に追加されることになりました。

このロタウイルスワクチン予防接種は、ロタウイルスによる胃腸炎を予防するための経口生ワクチンです。

ロタウイルス胃腸炎は乳幼児期にかかりやすい病気で、人と人との間で経口感染で広がります。

ロタウイルスは感染力が強く、5歳までにほぼ全ての子供が感染すると言われ、初めて感染したときに症状が強く、下痢、嘔吐、発熱で脱水がひどくなると、点滴や入院が必要になることがあります。

5歳までの急性胃腸炎の入院患者のうち、40%から50%がロタウイルスが原因と言われております。

定期接種の対象者は、国が2020年8月1日以降に生まれた乳児と決めており、10月1日から定期接種として受けられます。

予算計上しております報酬は、ロタウイルスに係る会計年度任用職員報酬で、予防接種の入力に従事する職員分です。

手数料は、国保連合会に支払う予防接種審査手数料です。

委託料は、10月からの半年間の接種見込みを延べ810人、年間出生の約半分の330人と見込み、1人当たりの予防接種費用を約3万3,700円とし、予算を計上しております。

以上、説明を終わります。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

まず、経口ということは、口から飲む薬ってことですよね。

それで、これ委託……、要は、受診っていうか、薬をもらえる病院、提携している委託先っていうのが何件ぐらいあるのかっていうのと、2020年8月以降に生まれた子供たちが対象ってことですけど、基本的に、この定期接種は生後何か月までに受けなきゃいけないものなのかという部分を教えていただけますか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

まず、投与ができる医療機関につきましては、市内ももちろんですけども、佐賀県内広域の医療機関でもできますし、あとは、県外の医療機関で受けられた際には、償還払いの制度もございますので、基本はかかりつけの医療機関でどこでも受けることができます。

それと、2点目が、終了しなければいけない……、「何歳までに」と呼ぶ者あり）何歳までに。

ロタウイルスワクチンが2回投与のワクチンと3回投与のワクチンの2種類がございます。

それで、2種類ともスタートは一緒でございます。

説明しましたとおり、生後6週からですが、標準的には生後2か月から受けることが多いんですが、2回投与のワクチンのほうは、24週まで、約5か月半までに終了させるようになっておまして、3回投与の分は1回回数が多いので、32週、約7か月半までに受けるっていうふうに決まっております。

以上でございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

ということは、既に今まで受けていなくて、そこの5か月半、7か月半のところの期限を過ぎている子たちは、同じ申請時というか、もうこの定期接種の対象にはなっていないっていうことなんですか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

もう一つさらに申し上げますと、先ほど完了の時期を5か月半とか7か月半って申し上げたんですけど、初回接種が通常6週間で、標準的には2か月からスタートするって言いまして、遅くとも14週と6日、生後3か月ちょっとまでにスタートが推奨されているっていうことですので、そこまでにスタートしないと、もう投与の対象にはならないということでございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

3か月と6日（「約3か月」と呼ぶ者あり）の間の子が1回目を受けに来たら対象になる。それは、もう全部病院が判断してくれるってことなんですか。

要は、あまりよく理解していなくて、うちの子もさせなきゃと思ってかかりつけに行きましたってなったときに、病院側が、あなたのお子さんは対象ですよ、対象じゃないですよってことを教えてくれるんですかね。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

そうですね。医療機関のほうにはそのような通知をしておりますし、先ほど申し上げましたけれども、生後14週と6日までに初回を少なくとも始めなければいけないのは、8月1日以降生まれの方っていう限定もございます。

例えば、7月生まれの方はそもそも定期接種の対象にはなりませんし、8月1日以降に生まれた方で、10月1日以降に受けられる、遅くとも14週と6日以前に生まれた方という、ちょっと難しいところですので、ここはやっぱり個別に——もちろん通知もいたしますけれども、個別に説明をしつつ、あと、医療機関のかかりつけで個別に説明をいただくっていう形になります。

池田利幸委員

ありがとうございます。

初回を3か月と10日までに受けていないと基本的には効果がないっていうことなんですけれども、仮に全部実費でもいいから受けさせてくださいって言ったら、病院はそれをやるんですか、やらないんですか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

効果がないというよりは、なぜその14週と6日以前に受け入れることを推奨されているかって言いますと、生後3か月を過ぎると、ワクチンの投与にかかわらず、子供さんに多い腸の中に腸が入り込むっていう腸重積症っていう病気が生後3か月からが増えていく。

それで、このワクチンによってその腸重積症が少し多くなる可能性があるっていうことで、14週と6日以降は推奨しませんといった定めになっております。

池田利幸委員

ありがとうございます。

子供自体のリスクを考えて、ワクチンには生後3か月間、まだ生まれてばかりの子たち……、副作用とかはもうないけん国が……、全くそういう部分の心配は要らないんですよ、副作用とかいう部分。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

年齢が3か月を超すと、そういう率が高くなる方っていうことですので、6週だったり、標準的には2か月からスタートするということになっています。

藤田昌隆委員

さっき言ったその8月以降、7月生まれの人は、それ、さっき聞いちゃったんやけど、これ金だけの問題じゃないよね。7月だとまだ条例的に成立していないから金が出せませんと。8月以降だったら金が出せますとか、そういう問題じゃないよね。

それとこれ、3か月までに1回目の経口薬っちゅうんやけど、もう3か月ないぐらいだと、もう離乳食に混ぜて、どう。

打ってないのに、その錠剤の大きさとかにはよろうけど、ちょっと想像もつかんし、それと今、副作用の話も出たけど、3か月の赤ちゃんに、例えばデータの的に、治験をしたいといった場合に、3か月以内の親に承諾を得ないかんよね、当然。

それで、副作用がない、どうやって臨床データを取ったのかなと思って、ちょっと不思議でならんのやったんやけど、どうやって取る。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

認可に当たって、どのような治験がされたかっていうところまでは詳しくは分からないんですけれども、このロタウイルスワクチンは液体でして、スポイドで口に入れるワクチンなんですけれども、昔、生ポリオワクチン、口で飲むワクチンっていうのがございましたけれども、イメージ的には、スポイトで口にちょっと入れてやるっていうような、液体のワクチン、「錠剤じゃないわけね」と呼ぶ者あり）錠剤じゃないです。

離乳食がスタートしていなくても、特段そこは問題ない液体のワクチンですので。

それと、定期予防接種がほかに14種類あるんですけれども、生後2か月から開始する予防接種がほかにもたくさんございます。

ですから、先ほどの議案審議の答弁の中でも言いましたけれども、2か月からスタートするほかのワクチンと一緒にかかりつけ医のほうで投与をされていくっていう流れでして、その辺のところは、定期になる前の任意接種のときも多くの子供さんが実際、自己負担で受けていらっしまったっていう状況でございます。

藤田昌隆委員

ごめん、そうしたら、かかりつけ医というんやけど、小児科だけとか、その辺で内科に行って、ほいじゃ、すいません、これお願いしますって言うてもできるの。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

対応ができる医療機関は、例えば、2か月からの乳児の予防接種を対応できますよって

う医療機関ですとか、あと、小学生以上を対応しますとか、中学生以上を対応しますとか、自分のところで標榜をされますので、そこを全部一覧表にして、保護者の方には分かるように、こちらの分では乳児の予防接種が対応できます、さらに、この予防接種が対応できますってというような一覧表をお渡ししております。

藤田昌隆委員

いや、親として一番心配するのは、まず、今までなかったのに、なぜこれをせないかのか。

それから、生後3か月までに、本当に大丈夫かという部分。

それと、さっき言った、きちんとこの産婦人科でとか小児科で——できたら産婦人科やろうね、産婦人科の先生にきちんと説明してもらおう。それから、症状を見ながら投薬してもらおうっちゅうあたりが非常に大事だと思うんよね。

だから、いや、補助金が出ますからっていうただそれだけじゃね、非常に親は心配だし、小さいけんね、高齢者やったら、どうでも、あれやけど、小さいからさ。今、B型肝炎とか、ワクチン、いまだに言いよるけんね。

そいけん、非常に副作用の部分も親としては心配やし、これをきちんとみんなに分かってもらうためには、その辺が最初の3つの、小児科でとか産婦人科、その辺をきちんと理解した上でしてもらわんと、私は浸透せんと思う、このままじゃ。だから、広報の仕方をぜひ工夫してください。

以上です。

江副康成委員長

意見、要望ということでよろしいですね。

樋口伸一郎委員

関連といえば関連なんですけど、生まれて3か月ということじゃないですか。

それで、8月まで振り返ってというか、8月からってことなので、10月1日からの計算にしても8月1日までの子で考えると、1か月ですよ、3か月以内で考えると、8月、9月はもう過ぎていますんで。

今回、今まであった予防接種に新しく制度が追加される部分じゃないですか、ここって。

だから今、藤田委員も言われたように、ただ追加されたけん、一緒に打ってくださいっていうこのじゃあ、ちょっと浸透しにくいかなっていうふうに聞いていたんですよ。

ですから、やっぱその根拠とかきちっと説明して、こういう状況になったので、10月まで、8月生まれで仮定してますんで、1か月しかないですけど、打ってくださいというような納得を得て打ってもらうような取組というか、対応を考えておかないと浸透しないと思うんで

すね。

言うても1か月って言ったら、もう生まれてすぐのときって、すぐたつじゃないですか。その中で、追加された新しいこの制度を浸透させつつ接種していただくというふうになってくるんで、タイトっちゃあタイトな中で、特に8月の最初に生まれた子に対しては、早く言ってやらんと、もう期間が過ぎちゃうと思うんで、その辺りの対応って具体的に考えてあるんですか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

おっしゃるとおりで、期間がすごく短い中での対応をする必要があるんで、もう実際は、出生をされた子供さんの名簿から個別に当たって個別に説明するっていうところを取っているとこでございます。

それともう一つ、10月1日から定期接種にはなりますが、その間ずっと任意接種でもこのワクチンは認められてきていたワクチンでございまして、多くの方が任意接種で既に受けられているワクチンでございます。

先ほどの話で、産婦人科ではなくて小児科で接種はされているんですけども、かかりつけの先生方のお勧めだったり、あとは、最初にかかるときが症状がひどくて、ちっちゃい赤ちゃんの下痢とか脱水とかいうののほとんどがこのワクチンっていうことでしたので、もう既に先生方のお勧めとかで、未接種で受けていらっしゃるお母さんたちがたくさんいらっしゃいます。

母子手帳を見ても、ロタウイルスを受けたっていう任意の方がたくさんいらっしゃいましたので、どちらかといいますと、もちろん定期になりますっていう周知をしていくと同時に、今まで任意で、三万幾らの費用が発生していた分が定期接種として受けられることになりますという形も含めて周知をしているところとございます。

樋口伸一郎委員

そいけん、今まで受けてこられた人と、また制度後に受ける人っていうのはまた扱いも変わるんで、多分、その辺も含めて理解を得ていかないかんと思うんですよね。

それで今、御答弁にもありましたように、事前にある程度の状況というか、現状というのは、医療機関からとかもお聞きされて、分かってあるっていうふうに解釈はさせてもらったんですけど、まだ漏れている子っていうか、漏れている人たちに対しては——ここ要望で、お答えは要らないんですけど——もうこの制度は改正される前提というか、確定はまだしてないんでしょうけど、前提として、やっぱり事前に、もっと細かい情報を集めて、どのくらいの子が漏れがあるかというのも、今そこまでされてあるんだったら、追加で調査していけばいいかと思うんで。

10月1日にはそうした漏れている子っていうか、すぐ案内を出せる子とかいう情報を、いち早く収集して対応が打てるように考えとってほしいなというふうに要望を申し上げて、終わります。

成富牧男委員

まず、法定接種っちゅうことは、せないかんとでしょう。行政は、せないかんし、そこら辺は、法定接種イコールきちんと、ただなのかっていうのも改めてお尋ねしたい。

それと、1,100万円くらいやったかな、今回、私がインフルエンザの子供の予防接種、助成をなさいと言いつたときとあまり変わりませんが、何か、あのときはもう少しかかると言われつつあったような感じをしたんですけど、対象者数。分からなければいいです。

それと、これに交付税措置があるんですよね、法定接種のほうが、8割、9割。

そこんところをお願いします。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

定期接種の分につきましては、国の交付税措置でございまして、子供の予防接種につきましては、約9割と言われております。

それとあと、蔓延を防ぐっていう意味の定期接種ではございますが、受けなかったからといって罰則とかがある分ではございません。

成富牧男委員

市としては、それは、打たないかんわけでしょう。

行政の側としては、積極的に推奨せないかんちゅうことでいいですかね。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

そのとおりでございます。

池田利幸委員

これ、すいません、私もその世代の子がおるんで、今ちょっと思い出しながらあれだったんですけど、要はこれ、ほかの予防接種が先に始まっているやつとか、これは生後6週やけん、一番早くなるのかもしれないですけど、その時点で、各御家庭、小児科に通われておるんですよ。

ほかの定期接種って、今鳥栖市の新生児の接種率ってどれくらいなんですか。それが100%であれば、基本的に、病院の先生がきちんと法定でなっとるけんねって言うと、そういう御説明をしてもらったら、ある意味極端な市からの広報活動がなくても、みんな受けると思うんですよ。

そいけん、その辺の接種率ってどうなっていますか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

乳児期に受ける予防接種は、95%を超える状況でございますので、ほとんどの子供さんは接種を受けていらっしゃる予防接種になります。

池田利幸委員

そうですね、95%ということは、必ずどの御家庭も、自分のかかりつけ医の小児科があるはずなんですよ。

そいけん、市から全体に広報するのも、それはもちろん必要と思うんですけど、小児科医の先生たちがそのタイミングをきちんと理解された上で説明して、接種をしてもらうっていうお願いも併せてすれば、基本的には95%ぐらいの接種率にはなると思うんですよ。

その辺をお願いしておきたいなと思います。

江副康成委員長

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

昼食のため、暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午後1時9分開会

江副康成委員長

再開します。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

陳 情

陳 情第5号「新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む医療機関への支援」に関する要望書

江副康成委員長

次に、陳情第5号の協議を行います。

協議の参考とするため、この陳情の要望事項に関しての現在の対応状況について、執行部から説明をお願いしたいと思います。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

三養基・鳥栖地区歯科医師会より提出の「新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む医療機関への支援」に関する要望書についてでございますが、要望書は、鳥栖市長宛てにも同様に提出をされました。

それで、鳥栖市といたしましての対応につきまして御説明いたします。

要望内容の1項目めについてでございます。

新型コロナウイルス感染対策における環境整備への支援補助金についてということでございますが、厚生労働省の第2次補正予算で、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）として、都道府県が医療機関等における感染拡大防止等支援事業として医科、歯科、薬局、訪問看護ステーション、助産所に対し、感染拡大防止対策や、診療体制確保に要する費用の補助を行うとし、要望書の受理をしたころには通知がされることとなっております。

歯科医院の場合、1か所当たり100万円を上限に実費を補助ということでございます。

歯科医師会にお尋ねしたところ、恐らく1か所当たり100万円を超すほどの経費はかかっていないだろうということでしたので、県への申請をお勧めいたしました。

また、これとは別に、前年同月比で20%以上の収入減少が見られた事業所については、鳥栖市事業継続応援給付金等の申請も御紹介いたしましたところでございます。

2項目めの感染防止用備品・薬品の備蓄及び入手困難状況下での医療機関への提供につきましては、令和2年3月——令和元年度でございますが、一度マスクの50枚入りを1箱ずつ市内の医療機関、歯科医院にお配りしたところでございます。

歯科医師会からは、現在はマスクも出回り、購入もできているため、すぐにということではなく、今後また入手困難な際の提供の要望ということでした。

今後、感染拡大が長期化などで不足する際には、備蓄や寄附のマスクの提供を検討したいと考えております。

また、3項目め、コロナ禍における診療体制の影響の情報収集のため、市内各医療機関への定期的アンケート調査の依頼につきましては、歯科医師会会員に対するアンケートは、歯科医師会としても情報収集の必要な部分もあると考えますので、歯科医師会での対応をお願いしたいというふうに考えております。

このような内容で、鳥栖市に対する要望書につきましては、資料の3ページにありますとおり、7月29日付で回答いたしました。

以上、御説明といたします。

江副康成委員長

ありがとうございました。

この際ですので、御質問、意見等もございましたら、出していただければと思います。

池田利幸委員

ありがとうございます。

これ、要望書の3番目のコロナ禍における診療体制の影響の情報収集のために、市内各医療機関へってという書き方ですよ。

これ、すいません、僕の取り方なんですけど、さっき御説明あったのは、各歯科医師会さんでアンケートを取ってもらって、これ多分、歯科医師会以外のところからの情報、要は、コロナが出ましたとか、対応をどうしていますとかいう部分も含めて、歯科医師会も考えないといけないから、各医療機関にアンケートを取ってくださいねって言われているんじゃないかなって、僕は取ったんですけど。

その辺は、市としては、歯科医師会の分は歯科医師会で取ってくださいねっていう基本的なスタンスということですよ。

ほかの医療機関の情報提供をくださいっていうやつじゃないかなと思ったんですけど、その辺に対しては、どう考えられているんですかね。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

この要望書をお受けした後に、歯科医師会のほうに内容についての確認をした際には、歯科医師会に対して、各自分のところの会員さんの歯科医院に対して、市のほうからアンケートを取ってほしいというような内容だったと理解しております。

藤田昌隆委員

お答えいたします。

これは、歯科医師会がほかの診療科と比べて、その患者さんが一番先に少なくなっているんですよ。

それはなぜかという、診療する場合に、一番口と口の近いところにいるんで、一番患者さんが減ったと——これはテレビでもありましたけど。

そういう中で、なかなか現状、例えば、マスクとか手袋が足りないっていう声が、全然市とかほかの町に届いていないということで、上峰町、それから、みやき町はもう10万円買ったんで、そん中で買ってくださいと。

それで、鳥栖市とあと基山町を回ってあるんですよ、4つ。

その中で、非常に医師会の……、歯科医師会は——医療関係全体のことを言わないかの

やけど、特に歯科医師会としては、患者さんの減り方が非常に急激だったんで、そこは分かってくれと、マスクも全然足りんし、手袋も消毒もっていう事態があったんで、この陳情になったわけ。

だから、ほかのどうのこうのじゃなくて、とにかく、歯科医師会の現状を知ってほしいということで最後のやつを書いてあるわけです。

江副康成委員長

これ、陳情協議ですので、執行部に対する質問というか、当然、分かんないことが我々にはいっぱいあると思うから、聞いてもらってもいいし、今みたいに補足説明というか、意見として言ってもらうのは大歓迎ですので、お願いします。

樋口伸一郎委員

回答についてちょっと確認をさせていただきたいんですけど、3項目ありますよね、ここ、回答しているのが。

要望の3項目に対する回答なんでしょうけど、その間の2ページはみやき町のことも書いてあってこの3枚目となっているんですけど、お返しされたその歯科医師会そのものは、この回答でも御納得はされたんですか。

もう、国を待ってくださってっていうのと、当たり前のことっていうか、現状を書いているような状況にしか映らないので、鳥栖市の考えっていうか、独自の考えとか対応ば求めてこらっしゃっている要望書かなと思ったので、これで納得されたかなっていうのを教えていただきたいんですけど。

藤田昌隆委員

会長の話からいくと、上峰町とみやき町はこうして対応してくれる、基山町もすぐ対応してくれているんですよ。だから、不満はあります、鳥栖市に対して。

ほいで、市長とお会いしたときにも、即答で、何とか頑張りますという声もなくて、それでも、鳥栖市の場合は、全然診療科の医院数が違うんですよ。基山町で歯科医院ちゅうたら、五、六軒。みやき町、上峰町、全然医院数が違うので、その負担度合いも全然違うわけですよ。

だから、そこも分かってあって、この回答の中で一番は、今度、第2波が出たときに助けてくださいねという部分をこの中で言ってあって、この回答からいくと、今備蓄している、その分からという話があるんで、そこは納得をされています。

まず、診療医院数の違いと、それから、各町の負担金。

対応の早さはね、もう、すぐその場で町長が、分かりましたということで返事があったから、その辺の差は大分言われていましたけど、それは仕方がないということで、これで100%

満足じゃないよ。ないんやけど、こういう、きちんと備蓄した中から、分かりましたっちゅうことでしたんで、そこはある程度納得されております。

以上です。

樋口伸一郎委員

分かりました。

じゃあそれを踏まえてなんですけど、やっぱり言われたように、町とか市で状況とか数とか、財源規模とかいろいろ違うと思うんで、鳥栖市は鳥栖市の状況を踏まえた上の回答になるのは、致し方がない部分もあるかなと思うんで。

ただ、この文書で、3行ぐらいでぼんって書くのと、また、市長でも誰でもいいですから、執行部の関係者の方がこの会の方にお会いして、今言われたように面と向かって言われると、より今の納得にも、納得いかない部分もありつつも、まださらなる納得には少しでも近づくかなと思うんで。

どこにでもここにでも合わせる必要はないと思うんですけど、きっちりこっちの状況が酌み取ってもらえるような説明ばしていただければいいのかなという感想を持ちましたけど。

どうでしょうか、その辺りは、部長。

岩橋浩一健康福祉みらい部長

この件につきましては、原会長と直接お会いして、回答について御説明いたしております。
(発言する者あり)

池田利幸委員

すいません。

回答の2番目なんですけれども、市では新型コロナウイルス感染症の長期化に備え、マスク等の備蓄を行っており、市内外の事業所からも必要なところに役立ててほしいとの御寄附を頂いておりますっていう部分なんですけれども、これは、要は足りなくなったら、市からも渡しますよっていう部分だと思うんですけど、これ、歯科医院さんが使うマスクって、医療用マスクじゃないんですかね。

今、寄附をもらっているやつは、僕らが今使ってる普通のマスクであって、足りなくなりましたよって……、それこそ、さっき藤田委員も言われていたんですけど、一番近いところでっていう部分、歯科医院さんのマスクは、医療用マスクじゃないんですか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

厚生労働省からは通知が来ておまして、足りない場合には通常の不織布マスクを使っていいということでした。

もちろん、高性能の医療用のマスクが十分手に入ればそちらのほうを優先して使われると

思うんですけれども、歯科医師会に当初、令和2年3月にお配りしたのは、通常、使い捨ての不織布のマスクで、それでも十分助かるというお話でございました。

池田利幸委員

ありがとうございます。

それでも助かるというお答えばもらっているってことなんですけど、要は鳥栖市も6月、7月で消毒関係で備蓄するために予算計上してやってきている中で、想定される場所に、いろんな機関に渡すところで、医療関係とか、やっぱり渡さないかとかいう部分は、鳥栖市として医療用マスクを備蓄する気があるのか、もしくは、もともと備蓄されているのか、その辺、教えてもらえますか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

現在、医療用のマスクとして備蓄している分、例えば、N95とかいうようなマスクは、備蓄の部分のごくごく一部でございまして、この4月、5月に購入した分は、通常の不織布のマスクでございます。

池田利幸委員

これは、予防じゃないですけど、診療する側もマスクしていないで不安ってありますけど、多分、治療を受けに行く側も、治療してくださる方が医療用マスクなのか、僕らがつけているのと一緒にマスクなのかって、不安度って大分変わると思うんですよね。

もともと医療機関のほうでそろえてもらうのが大前提っていうのは分かっていますが、それが足りないっていうときのために、少量でもいいから、そういう声が上がったときのための備蓄もまた考えていただければなと思います。

以上です。

竹下繁己委員

意見です。

この橋本市長の印鑑を押してある文書というのは、非常に重いものだと思いますので、医師会の会長にはしっかりと御答弁をされていると思います。

それで、先ほど池田委員から、医療用マスクを備蓄しとったほうがいいというような意見もありましたけど、想像したら、歯科医師っていうのは、フェースガードとかが要るんじゃないかなと思うんですよ、口の中を見ながらね。

そういったものも今後、備蓄しておいたほうがいいんじゃないかなということと、3番の医療機関に定期的にアンケート調査のお願いということで、市としては、歯科医師会でやってくださいという御答弁だったんですけど、これ、恐らく、診療体制への影響ということで、いろんな医療機関で、例えば、コロナバッシングとか、コロナ差別とか、あの人は——これ、

ごめんなさいね——学校で言うと、あそこの家のお母さんは、看護婦で勤めているから、あんまり近寄ったらいけないよとか、そういう案件が全国的にも出とるわけですよ。

そういったことも踏まえて、例えば、足りないものはありませんかとか、そういった案件が出ていませんかとか、鳥栖市として、こういうことを調べたいっていうのが何かないのかなと思って。

アンケートを依頼するのは、医師会であったり歯科医師会のトップにお願いしてもいいけれども、そのアンケートの文言、文書、内容ですよ。

取っていただく事務的なことは、医師会や歯科医師会でしていただくのは、それはもう、当然していただきたいというお願いを鳥栖市からすべきであって、アンケートの内容とか、やっぱり鳥栖市としてそういうのを調査したいという意欲がなければ出てこないわけで。そういったところをお願いされているんじゃないかなと、3番については思うんですよ。

今後とも、医師会や歯科医師会とそういった良好な関係を保てるようにしていただきたいという意見で終わりです。

成富牧男委員

今の要望書の3番——当然、市からの回答も3番ですけどね——市からの回答について言えば、基本、全くそのとおりでいいっていう立場なんですけど、逆に、その要望書にわざわざ……、一般的には、要望書っちゅうのは、自分のところで、内部で調査したら、こういう大変な状況になっておりますと。

だから、ついてはこういう……、というのが普通なのに、ここまで書いてあるっていうのは、逆に言うと、それだけ、いわゆる診療体制への影響が現実に出とるからそうなのか、ちょっと普通の感じとは違うなと思ったんですよ。

そこは、お話し合いの中で何か出ているんですか。

それとも、単純に、手間ば省きたいけん、よろしくみたいな感じなのか、そこんところ。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

詳しいところまでは、ちょっと分かりかねるんですけども、実際、6月に県の歯科医師会で会員さん宛てにアンケートを取られたということはお聞きしておりました。

ですから、今後、三養基・鳥栖地区の歯科医師会に対して、いろんな診療上の影響については、アンケートを取っていただけないですかというような内容というふうに解釈をしております。

成富牧男委員

今のを聞いて思ったんですけど、やっぱり私、ちょっと酷な言い方かもしれんけど、やっぱりこの医師会のほうは、さっき言われたように、こういう状況にありますということで、

それがやっぱり、今の話だけですと、数字だと思えますね。

もうちょっと突っ込んだところがあるかもしれないので、そこら辺はぜひ医師会のほうに、その意図するところ、わざわざアンケートをお願いしますというところ、何か私たちが思いやる以上に大変なことがあるかもしれませんので、そのところをぜひお願いします。

以上です。

江副康成委員長

これ、歯科医師会よね、医師じゃなく。

成富牧男委員

歯科医師会。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

すいません、もう一つ補足なのですが、これを頂いた際に、項目を3つ挙げておるけれども、一番重要視するのは2番ですってというお話だったんですよ。

それで、その際に、先ほど藤田議員が言われたみたいに、今時点でも、寄附のマスクとか何かが必要であれば、お渡しする分も確保できるんですけどって申し上げたら、今は大丈夫なので、今後またそういうときに配慮していただけるって聞いただけでも安心ですというふうにお答えをいただきました。

江副康成委員長

よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

執行部からの聞き取りの内容及びこの委員さんからの御意見をまとめまして、最終日の陳情協議のときまでに用意したいと思いますので、よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

陳情協議に関しては、これで終わります。

執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午後 1 時30分休憩

oooooooooooooooooooooooooooo

午後 1 時37分開会

江副康成委員長

再開します。



スポーツ振興課

報告第11号継続費精算報告書について

江副康成委員長

次に、報告第11号継続費精算報告書についてを議題といたします。

執行部の報告を求めます。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

それでは、報告第11号継続費精算報告書について御報告申し上げます。

資料は、鳥栖市議会定例会議案（その2）の5ページでございます。

款10教育費、項5保健体育費、事業名、スタジアム塗装改修事業において、平成30年度及び令和元年度の2か年の継続事業として実施した鳥栖スタジアム塗装改修工事、鳥栖スタジアムトイレ棟外壁改修工事、鳥栖スタジアムの照明器具LED化改修工事及び鳥栖スタジアム塗装改修工事監理業務につきましては、精算報告書に示した金額をもって完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものでございます。

なお、本事業は、平成30年9月21日に着手し、令和元年6月30日に完了しております。

また、本事業は、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税を活用した事業で、事業費総額約6億8,600万円の全額を、株式会社C y g a m e s様からの寄附金で実施した事業でございます。

以上、御報告とさせていただきます。

江副康成委員長

ありがとうございました。

この際ですので、質問等ございましたらお受けいたしますけれども、いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

いいですね。

報告を終わります。



報 告（スポーツ振興課）

SAGA2023鳥栖市実行委員会の設立について

江副康成委員長

次に、議案外ではございますが、執行部からの御報告を受けたいと思います。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

失礼いたします。

それでは、SAGA2023鳥栖市実行委員会を設立いたしましたので、御報告させていただきたいと思います。

資料は、配付させていただいていると思います。

国スポ・全障スポの準備に向けまして、SAGA2023鳥栖市実行委員会の設立総会及び第1回総会を本年8月20日木曜日にホテルビアントスにおいて開催し、設立いたしました。

また、これに先立ちまして、7月3日には、今回の実行委員会設立発起人となる鳥栖市長初め、鳥栖市議会議長、鳥栖市教育長、鳥栖商工会議所会頭、鳥栖観光コンベンション協会会長及び鳥栖市体育協会会長の6名による設立発起人会を開催しております。

設立総会では、配付資料のとおり、SAGA2023の概要、スケジュール等の説明を行うとともに、実行委員会設立趣意書（案）、実行委員会の会則（案）、実行委員会委員及び役員（案）について御承認をいただいております。

その後、引き続き開催いたしました第1回総会においては、鳥栖市開催基本方針（案）、令和2年度事業計画（案）、令和2年度収支予算（案）等の4議案について全会一致で議決をいただいたところでございます。

以上、御報告とさせていただきます。

江副康成委員長

御報告ありがとうございました。

この際ですので、確認したいことや御意見等、ございましたらお受けいたしたいと思えます。

ございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ては、いずれも国外転出後も利用可能な戸籍の附票を個人認証の基盤として活用することにより、マイナンバーカードを海外でも継続して利用できるようにするための改修でございます。

これにより、所得税の確定申告や年金の現況届などの各種手続が海外からオンラインで可能となります。

実施時期は、令和5年を予定されております。

改修内容は、住基システムについては、戸籍附票システムとの情報連携に係る改修、戸籍附票システムについては、性別、生年月日、住民票コードの追加に係る改修を行うものでございます。

改修に係る委託料が国の補助金交付額を上回っておりますが、国の補助金実施要綱に規定されている上限額以上に改修費用を要する見込みのためでございます。

以上、説明を終わります。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

引き続き、環境対策課分について御説明いたします。

2ページの歳入のほうにお戻りください。

款23市債、項1市債、目8災害復旧債、節3衛生施設災害復旧債の令和2年発生災害復旧事業の鳥栖市斎場周辺崩落災害復旧工事につきましては、後ほど歳出と併せて御説明させていただきます。

次に、3ページのほうをお願いします。

歳出になりますけれども、先ほどお手元にお配りしております資料のほうです。

令和3年以降の小動物死骸受付及び焼却業務等についてという資料もございますので、そちらと併せて御覧いただければと思います。

款4衛生費、項3清掃費、目2塵芥処理費につきましては、衛生処理場のし尿処理室が下水道浄化センター内に新設いたしましたし尿等受入施設への切替えにより、現在のし尿処理施設は稼働を停止することとなります。

このため、衛生処理場に職員が常駐する必要がなくなりますので、現在、衛生処理場で行っております小動物死骸の受付業務を継続して行うように資源物広場の回収指導を委託しております事業者のほうに小動物死骸の受付業務を依頼することを考えております。

このことから、節13委託料につきましては、現契約の変更に伴う委託料の増額分となっております。

次に、節15工事請負費につきましては、資源物広場の電気が、し尿処理施設の高圧電源から分配して引き込んでいることから、し尿処理施設が停止することにより送電ができなくな

るため、直接資源物広場へ電源を引き込むための工事となります。

次に、節18備品購入費につきましては、小動物死骸の腐敗等による悪臭の防止のための保冷庫の購入費となります。

次に、款11災害復旧費、項4衛生施設災害復旧費、目1単独災害復旧費、節15災害復旧工事費につきましては、資料により説明いたしますので、4ページのほうをお願いいたします。

令和2年7月豪雨によりまして、斎場敷地入り口付近ののり面が崩落したため、新たな崩落を防ぎ、利用者の安全を確保するため、ブロック積みを行うもので、写真の右手に見えませずブロック積みは平成30年7月に崩落した箇所になります。

今回の崩落箇所は4メートルほど離れておりますけど、のり面の強化のために、平成30年度のブロック積みから、今回の崩落箇所まで13メートルほどブロック積みを行う予定としております。

財源としましては、歳入に上げておりました市債の衛生施設災害復旧債としています。

以上で、令和2年度一般会計補正予算、市民環境部関係についての御説明を終わらせていただきます。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

牧瀬昭子委員

御説明ありがとうございます。

小動物死骸受付というところで、先ほど頂いた資料も併せて教えていただきたいんですけども、1日に大体平均すると何体ぐらいの小動物が来て、この保冷庫ということなんですけど、25万円ってということなんですけど、ちょっとイメージがつかめないの、どんな感じで保管というか、それを委託されるときまで保管しておくというイメージでいいんでしょうか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

小動物の年間の受入れが900頭ぐらいあります。大体、1日2件とかあります。

それで、焼却しているのが、職員のほうで週に1回のサイクルで動物焼却をしているところです。

ですから、保管庫で1週間保管する必要がございますので、その間の腐敗とかで、やはり臭いがしますの、それを抑えるために、冷蔵庫をと思っております。

以上です。

牧瀬昭子委員

どのぐらいの大きさなんですか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

400リッターぐらいの大きさになっております。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

私のほうは、3ページの中の一番上、節13委託料、システム改修委託料っていう部分なんですけれども、これ、御説明の中では、海外へ出られた方とか、その辺まで含めてマイナンバーカードが使えるようになっていうふうな御説明だったと思います。

これ、6月議会の中でも、マイナンバーカードによるシステム改修の部分で予算がたしか計上されていたと思うんですけど、その部分と今回の部分、どう違うのかっていう説明をお願いできればと思います。

まずは、6月議会かな、システム改修で1回計上されている部分の内容も含めて、もう一度ちょっと説明いただければなと思うんですけど。

野下隆寛市民課長

6月議会というのが、ちょっと思い違いかもしれませんが、当初予算のときに上がっていたかと思いますが、「当初予算でしたね」と呼ぶ者あり）170万円ほど。

それは、最初の分は、戸籍を日本全国どこでも交付ができるようにというようなシステム改修の部分になります。

これもやはり令和5年度開始の予定になっております。

それが当初の分でございます。

そして、今回の分が、今説明した海外でも利用できるものにするための改修というものになってまいります。

いずれもマイナンバーカードを利用するの政策ではございますけれども。

池田利幸委員

ありがとうございます。

いや、当初のところで国内のやつは出ていて、海外のやつを今っていうのは、単純に考えたら、その時点で計画があるのであれば、一緒に出してするんだろうし、システムが完全に別なのかどうなのかっていうのもちょっと分かんないんですよ。

何で外国の部分が今になったのかとか、国からそういうふうに改めて来たからそうであるのか、市で、そうやって海外の人も要ると——市ではそこまで考えないでしょうけど、その辺のずれていった経緯、どうなっているのかなっていうのを知りたくて。

野下隆寛市民課長

今回が補正予算になってしまったことは、まず、計画としては以前からございましたけれども、国の補助金の要綱ですとか、そういった詳細のほうはまだ決まっていなかったと。

金額も、国のほうはまだ提示できていない状態だったということで、こっちの海外利用の分が遅れている状況でございます。

以上です。

池田利幸委員

ありがとうございます。

ということは、元から国内も海外も両方とも使えるようにっていう国の方向性の下に、もうそういう予定であったけど、国のほうが、海外部分はまだ補助とかそういうものを示していなかったから、今出たんで、やりますよっていうことでの理解でよろしいですかね。

野下隆寛市民課長

そのとおりでございます。

成富牧男委員

2つあるんですけど、今の委託料の件ですけど、こういうシステム改修委託料が出るたびに言うんですけど、これ、もう本当、毎年というか、何か法律がちょっと変わったりしたら、必ず出てきますよね。

これ今、行政システム九州ですか、委託は。

野下隆寛市民課長

住基システム等は行政システム九州になっております。

以上です。

成富牧男委員

「等は」って今言われましたけど、この予算に出ている分は、両方ともそうということでもいいんですか。

野下隆寛市民課長

両方とも、今回、行政システム九州になります。

以上です。

成富牧男委員

それで、これって、物品のごと単価が決まるとるわけやないから、よそとの、例えば、基山町とか、ほかの自治体とどうのこうのと調べにくい、比べにくいっていうのは分かりますけど、あえて行政システム九州は、共同処理か何かしてあるんですかね、役所の電算関係は。

野下隆寛市民課長

鳥栖市と基山町、みやき町、上峰町、吉野ヶ里町、この1市4町で電算システムを共同利

用しております。

成富牧男委員

っていうことは、大体そこそこの特徴があるから、そういうところは別として、単価なり、そういうのは全部一緒になるんですか。

それとも、そうじゃないんですか。

栗山英規市民課市民係長

基本的なシステムの使用料につきましては、1市4町案分で同価格となっておりますが、やはり扱うデータの量、人口によるもので差はありますので、その分で価格が異なっている部分もございます。

以上でございます。

成富牧男委員

っていうことは、改修費用は、今おっしゃったようなところを除けば、1市4町、そこは大体同じ金額になっていっているということですかね。

栗山英規市民課市民係長

そのとおりです。

1市4町ほぼ同額でシステム改修費を計上いたしております。

成富牧男委員

あとは、ちょっと意見ですね。

思うんですけども、こういうふうにならざる、かなり長く行政システム九州ですよ。

だんだん向こうの言い値になっていくおそれがあると思うんです。

それでまた、今からますますIT社会、もしくはデジタル社会、そういうようなようなものが発展していけばなおさら、ここんところは、もうちょっと何か行政のほうも考えていかんと、ますますどっぶり、もう足突っ込んだら、言い値にならざるを得んような状況が出てくると思うんですよ。

そこんところをぜひ、行政のほうも負けんごと知恵を絞って、大分頑張っているとは思いますが、ぜひやっていただきたいです。

そういう意見で。

もう一件だけいいですか。

あと1つは、さっきあった資源物回収指導等委託料。

関連ですけど、資源物回収指導等業務委託、この業務は、以前答弁があつとるかもしれませんが、ここに今から工事が入るわけですね、その手前に。いわゆる次期ごみ処理施設——順調に行けば。

これは、どういうふうにされるってなって……、単純に考えて、ここに市民が行くのも邪魔になりませんかというところでの質問です。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

資源物広場につきましては、現在のまま、新施設ができたとしても稼働させる予定にしております。

成富牧男委員

だったら、片一方でそういう工事をしながら、市民の人たちが今までどおりにここを使うことが可能だということですか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

工事中は、ガードマンとか交通指導員とかがおりますものですから、市民の交通は守られていると思っております。

成富牧男委員

今はもう、そう言われれば、こっちもあえて、直接のあれじゃないんで、言いませんけど、そこはやっぱり、私は正直言ってどうかなあと、それじゃなくてもいろいろ、完成した暁のパッカー車の入り口とか、そういうのもいろいろ言われているのに、工事とか工事車両とかがどんどん来て大丈夫かなあと、今、ちょっと耳を疑いました。

以上です。

樋口伸一郎委員

4 ページの衛生施設災害復旧経費というところで、質問と確認とっていうところなんですけど、これ、一番右の写真ですけど、平成30年7月崩落部分ということで、この委員会でも多分、現地視察に行って、それで、その部分だけ予算をつけて修復をしたと。

確認なんですけど、現地視察の際は、この部分だけ直しても結局どこかにしわ寄せが行って、またどんどん先が崩れていくんじゃないかというのを、議事録は残ってないですけど、現地視察した当時の委員のメンバーで話し合ってたのこれなんですよ。

それともう一つが、これを直すときに、たしか不測の事態ですぐ直せなかったと思うんですよ。

直したいけれども、業者さんとの兼ね合いとかで少し、崩れてからすぐじゃなくて、ちょっと間をあけて復旧をしていると思うんで、そういうこともちょっと含めて、鑑みて考えていけば、この先、資材の高騰とか、人件費とか、職員不足とか、いろいろ考えていると、ここ、また直した部分は強化しますので、広範囲にわたってまた強くなりますよね。

そして、またしわ寄せは先のほうに来て、どんどん崩れていくので、ここだけ見れば900万円ということですけど、あそこ距離が結構長かったと思うんですよ。

だから、全部一気にしておこうかと思っても、数億円単位でかかるというふうに思うので、もちろんその財源的なものとかも先のことは考えとかないかんですけど、今回のこの部分の復旧に関しては、全然異論があるものではないですけど、今後、またずっと先には急斜面、それをどのように考えているかなのかなあと思っています。

また崩れる可能性もあるし、強くなってきたところのしわ寄せは弱いところに来ると思うので。

どういうふうにお考えですか。

それを全部直してくださいという要望でもないんですけど、どういうふうに先を見通してあるかっていうところをお聞かせください。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

今回崩れたところから、残りあと80メートルぐらい残っているんですけども、今回が約13メートルをやるんですけど、今後については、財政課とかと協議した上で考えていきたいとは思っております。

樋口伸一郎委員

そうしたら、質問じゃないですけど、中途半端な要望みたいな形になるんですけど、先のほうも一気に全部直すっていうのは、金が幾らでもあればそれが一番理想的なんですけど、もちろん、どんどんどんどん斜面の高さ自体は低くなっていったと思うんですよね、上がっていくにしたがって。

だから、無駄なところまで直すと無駄なお金もかかる、かといって、壊れたところだけ直していけば、都度壊れていって、何回も、こうした細かい予算でも積み重ねたらトータルで高くなったというふうな予測もできますので。

その辺、全体的に見ながら、今回はここだけ直すっていうところで異論がある話ではないんですけど、先も見据えた上で、今いきなり雨が降ってきて、土砂崩れ等頻繁に起こりますんで、そうした検討も頭の中に入れてほしいなと思います。

終わります。

竹下繁己委員

小動物の件、この資源物回収指導等業務というのは、どちらに委託されているんですか。

資源物回収指導等業務委託料はどちらに払い込みがされているんでしょうか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

資源物回収指導は、鳥栖環境開発総合センターに依頼しております。

竹下繁己委員

今まで嘱託員さんに受付業務と料金徴収を行ってもらっていて、それが今度から鳥栖環境

開発総合センターのほうにお願いするので、その分の補正が上がってきた。

この今まで受付とか料金徴収を行っていた嘱託員さんってどうなるんですか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

嘱託員さんは、もともとがし尿処理施設の稼働のために、運転員としていらっしゃる方が2人とし尿の受付業務をされている方が1人いらっしゃいます。

その方たちが、今度はし尿処理施設自体が稼働を終わりますので、老朽化で。

定年された後の職員さんだったものですから、無理してお願いしてたんですけども、今回の終了とともに一応退職という形にはなります。

竹下繁己委員

ついでにそれもやっというてよって言いよった人が、もういなくなるということで解釈していいですか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

そういうことになります。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

今まで、嘱託員さんが受付、料金徴収、それを鳥栖環境さんが受付をされるようになって、それで、環境対策課職員が焼却処理をしていると。

業務を分けてある理由ってありますか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

もともとその焼却自体、環境対策課の職員でやっているものですから、そこはそのまま思っております。

分けている理由っていうのは、特にはないですけども、もともとそうやっているということですね。

竹下繁己委員

環境対策課の方が週に1回ぐらいしか行かないんで、焼却の時だけしか行かないとか、そういう理由で、常駐できないから、それを嘱託員さんをお願いしているんじゃないかなとか、委託しなくちゃならないのかなって思ってたんですけど、どうせならもう、環境対策課の方が常駐していらっしゃるならば、受付業務をそちらでやればいいんじゃないかなあと思うんですけど、そういった理由じゃないんですか、週に1回しか出向かないとか。

もう、言うたら、焼却処理も鳥栖環境さんをお願いしたらいいんじゃないですかっていうようなお話なんですけど。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

ちょっとそこまでは考えておりませんでしたものですから、今までもし尿処理施設の囑託員さんとかで最初は焼却してもらっていたというところもありますし、その後、いずれし尿処理施設がなくなるということで……。

北三希子環境対策課環境対策推進係長

焼却処理自体は週に1回だけですので、その時だけしか環境対策課の職員は出向きませんので、受付業務は、いつ来られるかが分からないから、常時誰かがいないと受付できないものから、今、事務室における囑託職員の方が退職されますので、受付業務は、常時そこにいらっしゃる者でなければできないので、今、資源物回収の指導をしていたいただいている業者さんのほうに受付業務だけ追加でお願いしたいと考えております。

焼却処分までお願いすると、現契約の変更の枠を超えるかなというふうに考えておりますので、焼却処理自体は、今後も引き続き環境対策課職員で行っていきたいと考えております。

以上です。

竹下繁己委員

その焼却処理っていう作業が、言ったら、環境対策課に配属になった新人の職員さんたちに課せられたりすると、何でこんな仕事をせやんとかやんとか、嫌になるんじゃないかなあと危惧するわけですよ。

よろしければ、それも含めて、今後、1体幾らとか、委託できればいいんじゃないかなあと僕は思うという意見と、先ほど成富委員からもお話がありましたけれども、このシステム、この場所を市としてはいつまで……、この小動物焼却炉とか、その委託業務の受付をそうやって委託して、環境対策課が焼却しに行くというようなシステムをいつまで続けるとか、目先の計画とかはありますか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

この小動物焼却炉は、次期ごみ処理施設が稼働した場合には、次期ごみ処理施設のほうでの受付となりますので、その期間、あと4年ほどの期間をこの動物焼却炉のほうで対応するというふうに考えております。

以上です。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

次期ごみ処理施設ができれば、そちらで小動物の処理ができると。

受付等もそちらで一括してできるようになると判断していいですか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

次期ごみ処理施設のほうで受付対応となります。

藤田昌隆委員

すいません、ちょっと簡単に。

災害復旧費の斎場のところのブロック塀ということなのですが、これ、平成30年7月に崩落して、それで、委員会で見に行きましたよね。

それで、そのときに私が思ったのは、こんなすばらしい石垣をして、問題は、崩落の原因の1つは上に木がいっぱい植わっていて、結局、木は逆に斜面に植わっていたら、崩落の原因になるんですよね。

だから、あのとき思ったのは、ブロックを半分でいいからして、少しく削ってね、それで、木を伐採すると。

入り口から斎場のちょうど真ん中ぐらいで手前も南側も北側も同じような形でそのままあって、木もいっぱい植わっていた。

900万円も今回出ていますが、恐らく前回はそれぐらいの金額で、さっき樋口議員が言いましたが、手前は少し段が低い。しかし、入り口のほうはもっと高いぐらいあるんですよね。

だから、それ考えたらよ、あと2回入り口と斎場ばしたら、恐らくまた一千四、五百万円かかるんですよ。

だから、そうじゃなくて、木を切って、それと泥止めを打つとか、経費削減も少し考えてくれんね。（「異議なし」と呼ぶ者あり）立派な石垣ばかり組んでするよりは、もう少し業者と相談して、崩落しない形はどうしたらいいか、これ立派過ぎますよ、900万円ですよこれ、900万円の石垣。

だから、まだ入り口も手前も崩壊する可能性があるんで、木を切るとか、そういう対策を少し考えてやってほしい。これはもう、お願いでございます。

以上。

江副康成委員長

よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

報 告（市民課、環境対策課）

市民課窓口での電子マネー決済の開始について

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の見直しの概要について

令和2年8月佐賀県東部環境施設組合議会定例会について

江副康成委員長

ここで、議案外ではございますが、執行部から報告を受けたいと思います。

野下隆寛市民課長

それでは、議案外でございますけれども、まず、市民課窓口での電子マネー決済の開始について御説明いたします。

議案外資料の2ページをお願いいたします。

電子マネーの決算についてでございますけれども、市民の利用が最も多い市民課での住民票の写し、印鑑登録証明書などの発行手数料について、電子マネーを活用したキャッシュレス決済機器を令和2年11月から市民課窓口にて試行的に導入することを進めております。

取組内容は、市民課のレジに電子マネー決済機器を配置し、諸証明書の手数料の決済を行うもので、利用できる電子マネーは、nimoca、SUGOCA、Suicaをはじめとする交通系ICカードや、iD、nanaco、WAON、楽天Edyなど、専用の決済機器にカードをかざして決済する携帯のシステムを導入いたします。

PayPayなどのQRコードや、バーコードを読み取る方式のものは、機器が別途必要になるなどのため、今回は見送りをしております。

これまでの経緯と今後の予定ですが、令和元年3月議会で、令和2年度当初予算に役務費4万9,000円の承認をいただいておりますが、7月開始予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大により、契約予定業者の業務が停止したため、延期せざるを得ませんでした。

8月に契約予定業者の業務が再開され、サービスの申し込み手続きができる状況となり、11月2日から市民課窓口での電子マネー決済サービスが開始できる見込みとなりました。

電子マネー決済のイメージとしまして、職員がレジで金額を入力、そして、電子マネー決済機器に合計金額を入力して、お客様に金額の確認をしてもらい、カードや携帯端末を端末機器にかざしてもらい、決済完了。そして、レジと決済機器のレシートをそれぞれ発行するというものでございます。

以上、議案外の説明を終わります。

江副康成委員長

ありがとうございました。

この際ですので、確認したいことや御意見等ございましたらお受けしますけれども、いかがでしょうか。

樋口伸一郎委員

すいません、2番の取組内容の箱の中でちょっとお尋ねなんですけれども、様々なカードがあるんですけど、キャッシュレスとはちょっと異なるかもしれないんですけど、例えば、クレジットカードとか、かざしていいのだったら、QUICPayとかいろいろあるじゃないですか。

その辺りはお持ちの方もおらっしゃるんですけど、今回はここに書いてある中身だけということですか。

野下隆寛市民課長

今回はここに記載しておる決済事業者のみになります。

樋口伸一郎委員

そうしたら、今回は試行的にこの範囲でやるということなんですけど、後々は、例えば、SUGOCAとかiDのカードとか持っていなくて、クレジットとかQUICPayとかそっち側で決済したい人もいらっしゃるかもしれんけん、そこら辺の範囲を拡大していこうというようなお考えはお持ちなんですか。

それとも、このまま、この範囲だけで当面はやっていくっていう考えなのか教えてもらえませんか。

野下隆寛市民課長

当面はこのままですけれども、将来的には、やはりPayPayなんかはかなり普及が始まっております。

そういったことから、多分、利用者の方からそういった要望も出てくるのではないかと思います。

そういった状況を見ながら、拡大なりを判断していきたいと思っております。

以上です。

竹下繁己委員

利用できる電子マネーをこれだけに絞ったというのは、この契約予定業者の都合でなのか。

市として、このぐらいにしとってくださいというような市からの提案だったのか、どっちだったんでしょうか。

野下隆寛市民課長

これは、まず、1台で複数の決済サービスが利用できるというところに入っていったんですけれども、その会社が持っている機器というのが、今お示ししているサービス、決済事業

者に対応できるというもので、ほかのものがちょっとできないというものでございましたので、こういう状況になっております。

以上です。

竹下繁己委員

そうしたら、もう今後、例えばP a y P a yとかキャッシュカード、クレジットカード等を使うならば、この契約業者を変えていくという手だてしかないということでもいいですか。

野下隆寛市民課長

契約事業者を変えていくということになってまいります。

ただし、今回の事業者については、単年度契約が可能ですので、毎年毎年、状況によっては、すぐ乗り換えることもできるというような事業者を選んでいるところでございます。

以上です。

藤田昌隆委員

簡潔に聞くけど、これ、職員が便利になるのか、使用者、市民側か、どちらが得になるわけ。

例えば、電子マネーにすることによって、市の職員の業務が助かりますっていうのか。

いや、それは市民の方ですよっちいうのか、どっち。

まず、答えてください。

野下隆寛市民課長

これは利用者の方を対象にして考えているものでございます。

藤田昌隆委員

いや、ここにn i m o c aとかSUGOCAとかあるやん。これ、要するに、チャージをせないかんやろう。カードに入金せんことには、市役所に入っとらんとばしたって一緒やろうが。

っていうことは、市民は、これをチャージできるところ——コンビニかどこか、はっきり分らんけど、そこに行ってチャージして初めて使いもんになるったいな。

ということは、市民にとったら、そこに行ってせないかんし、どうかな、その辺は。ちょっと分らんけど。

野下隆寛市民課長

市民課の手数料自体が、住民票1通300円とか、そういったレベルですので、多分、カードの中には、それくらいの残高は、「いやいや、ちょっと待って。それくらいの残高って、そりゃあなたのあれであって、いやいや、そりゃないよ。例えば、じゃあこのカードを使うことによって、市役所に払う手数料が下がるとかね、何か利点があるならばってんさ。自分は、

例えば、SUGOCAを持って、それを駅とかどうのこうのでチャージせないかん、それで、市役所に来て、手数料は今までどおり取られるっち。そうしたら、何のメリットがあるのかなっち。そこはどう。ちょっと分からん、教えて、誰か」と呼ぶ者あり)

江副康成委員長

藤田委員は指名されてから御発言してください。

栗山英規市民課市民係長

電子マネー決済をするに当たりまして、まずは現金を出さなくても済む、もしキャッシュレスのサービス——SUGOCAであったりnimocaであったりを持っていたら、それで支払いが終わるっていう大きなメリットがあるんですよ。

それと、レジですけれども、現金での支払い、通常45秒程度どこの自治体の窓口もかかっているそうですが、この電子マネー決済を行った場合、35%程度時間が短くなるということも上げられております。

どうしても証明発行などでレジが混雑すると、お一人の方が現金を出そうとしてちょっと手間取ると、後の方もずっと並ばなくちゃいけないような形になってしまうんですが、お一人お一人の決済の時間が短かく済めば、そこで早く処理を終わらせることができるのではないかと考えております。

それとあと、チャージのところですけども、今回、電子マネー決済を導入するに当たって、この交通系と言われるSUGOCAであったりnimocaであったりをまず考えております。

どうしても鳥栖市っていうのは、西鉄のバスであったりとか、JRであったりとかで結構利用される方が多いのではないかと考えたものですから、まずこの交通系が使えるキャッシュレスのサービスであること。

それと、やはり全国的に流通数が多いもの、楽天EdyであったりiDであったりWAONであったり、そういったものも使えるっていうことが導入の大きなきっかけとなっております。

以上でございます。

藤田昌隆委員

交通系は分かるんやけど、確かに。

ほいじゃ、鳥栖駅まで行ってチャージするのか、ほいじゃここにイオングループあるやん、イオングループっちゅうたら、筑紫野とかさ、久留米に行ってチャージするのか。

要するに、カードの中に金が入るとかには、すぐその場で現金がどうのこうのって関係ないっち、決済できんわけですよ。

だけん、果たして、この体系でよ、要するに交通機関のどうのこうのと言われたけど、これだけでは逆に不便じゃないですか。もう少し違うカードで落とせるんやったら、もう少し広げた上ですべきじゃないかなと。

こういう先々は……、もう先々じゃないね、これ、もうすぐしないと、逆に出るよ、これ、ほいじゃ鳥栖駅まで行くんですか。

市役所に来て、入っていませんでしたっ、じゃあ鳥栖駅行ってしまうか、しないでしようもん。

以上です。

成富牧男委員

まず、1番、目的のところの3行目、2行目の後半から、市民課窓口に試行的に導入することで、多様な決済手段を確保し、市民の利便性を図ると。これだろうと思うんですよね。

そいけん、現金は現金でいいんでしょう。

ちょっと、「うん」っちゅうて。

野下隆寛市民課長

現金は今までどおり大丈夫でございます。

成富牧男委員

それと、試行的って、どれぐらいを考えておられるのか。

以上です。

野下隆寛市民課長

1年程度、まず様子を見るということで。

あと、新庁舎ができるということで、そこら辺を一つの目安と考えております。

そこまで、もっと広げるのかというところを検討していきたいなと思っております。

以上でございます。

江副康成委員長

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

じゃあ、この報告に対する質疑、意見等は終了いたします。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

引き続き、議案外参考資料の3ページをお願いします。

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の見直しの概要についてということで、御報告、説明させていただきます。

一般廃棄物の処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、市町村の法

定計画として位置づけられております。

国において、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会から循環型社会への転換を図っており、鳥栖市でも、循環型社会の構築に向けたごみ処理行政を推進するために策定したものでございます。

この計画は、平成28年から令和12年度までの15年間で、おおむね5年または諸条件に大きな変動があった場合に、必要に応じて見直しを行うものとしております。

今回の見直しは、計画から5年が経過したため、取り組みの進捗状況や社会状況の変化等に対応するために行うものでございます。

策定スケジュールとしましては、現在、過去のごみの種類、量等の実績の収集、整理を行った結果を踏まえまして、計画素案を作成します。

その後、鳥栖市環境基本計画推進会議、鳥栖市環境審議会及びパブリック・コメントを経て、最終的な承認決定を受けまして、来年3月に計画を策定する予定としております。

以上、一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の見直しについて説明を終わらせていただきます。

江副康成委員長

ありがとうございました。

この際ですので、確認したいことや御意見等ございましたら、お受けしたいと思います。

牧瀬昭子委員

御説明ありがとうございます。

一般廃棄物ごみ処理基本計画の見直しということなのですが、これから5市町でごみ処理を行っていくってことを踏まえた上でなのですが、これ、鳥栖市だけじゃなくて、ほかの市町と連携を取ったりとか、担当課の方との調整とかってというのは、行われる予定はありますか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

この計画自体が、佐賀県東部環境施設組合の構成団体と同時に行うようにしておりますので、その辺を協議しながら進めていく形になると思います。

牧瀬昭子委員

そういったときに、それぞれの市町の思いとか、こういうふうな計画がいいんじゃないかとかってというのは、反映しにくくなるんじゃないかなと、ちょっと思ったりするんですけど、その辺りは、鳥栖市としてもっとこうしたほうがいいのかっていうことは、言いやすかったりするんですか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

一応、作成は組合構成市町で同じようなものをつくっておりますけれども、内容としまし

ては、各団体のものにはなりませんので、目標値とか、行政的な政策というのは、各団体のものにもなりませんので、その辺は反映されると思います。

牧瀬昭子委員

じゃあ、例えばですけど、鳥栖市として目標値、もう少し踏み込んだほうがいいんじゃないかとか、これ、ちょっと厳し過ぎるんじゃないかとか、鳥栖市の中だけでそういったことを調整することができるということで理解してよろしいでしょうか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

大まかなところについては、組合の処理能力というのもございますので、削減目標としては、できるかと思いますが、処理能力とか、そういう施設的なものになってくると、ちょっとここは単独でっていう話は、難しいと思います。

牧瀬昭子委員

申し上げたかったのは、ごみを、172トンの施設をつくりますが、それを運営するためだけと言ったらあれですけど、やっぱりごみを減らしていくというのは根本的にあると思うので、172トンだからまだ大丈夫みたいな感じで、増やしていく方向にはないですよという確認をしたかったのと、やっぱり鳥栖市独自で推進して、ごみを減らしていこうねっていうその流れにありますよねっていう、この2点を確認したかったんです。

その点に関しては、御意見頂ければと思いますが。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

一応、ごみの削減という形で、基本的にこの基本計画で目標としておりました前回の平成32年度の目標値というのは、既に現在、それよりも低い数値を持っております。

それで、今後も削減をしていくように、進めていきたいと思っております。

以上です。

樋口伸一郎委員

ちょっと教えていただきたいとですけど、先ほどおっしゃった計画そのものの概要というか、骨格は、広域的につくられた中で、細かい数値、鳥栖市の範囲だけの数値とかはこっちで、ごみの排出量とか努力目標とか、そうしたものはこっちで決めるんでしょうけど、2番の策定スケジュールに、その計画の策定っていうところまで、鳥栖市環境基本計画推進会議と鳥栖市環境審議会とかでつくっていくっていうようなロードマップが書かれておるんですけど、この基本計画というのが骨格となる計画そのものであれば、鳥栖市だけがそれを鳥栖市だけで決めていくのか。

それとも、策定スケジュールの中で、もう同時に広域的に、いろんなこういう計画にしていきますよっていうようなコンセンサスを取っていくかといかんとじゃないかなと思ったん

で。

そこ、ちょっと教えてもらえませんか、整理がつかないので。

だけん、概要とか骨格となる計画はどういうふうにつくっていくのかっていうところを、簡単に。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

推進会議とか環境審議会というのは、鳥栖市のものになりますので、基本的には、その承認っていうのは、市のものになりますけれども、骨格と言われても、大きな意味での目標とか、行政全体の施策というところは、どこの団体も同じようなものが出てくると思います。

現在の状況に合わせたところが出てきますので、そのところについては、もう鳥栖市は鳥栖市でできるものだと考えております。

樋口伸一郎委員

そうしたら、確認なんですけど、ここに書いてある一般廃棄物処理基本計画は鳥栖市のもの、鳥栖市の範囲で、広域ごみ処理施設単体そのものの基本計画みたいなのは、また別にあるっちゃうことですか。それとも、ないということですか。

これは、もう鳥栖市の計画として解釈していいとですかね。教えてください。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

これは、あくまでも鳥栖市の計画になります。

広域のは広域、組合のほうで……、すいません、ちょっと、後ほどの回答でよろしいでしょうか。（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）

樋口伸一郎委員

それは、お答え後ほどでもいいので、すいません、最後、合っているか合っていないかだけ教えてください。

つまり、この一般廃棄物処理基本計画は、鳥栖市にもあって、ほかの市町にもそれぞれが持つとるか持ったらんかは、それぞれの自治体ごとですけど、それぞれにあるかもしれんし、ないかもしれんっていう、この計画の扱いで、広域の処理施設としては、一つにまとまったようなものを、また組合が持っているか持っていないかっていうような整理でいいんですか。

橋本有功市民環境部長

今回の計画につきましては、先ほど御説明しましたように、次期ごみ処理施設も見据えまして、2市3町それぞれで計画を策定するという形になりますので、それについては、共通する項目等については、それぞれ比較しまして、整合を図りながら計画を策定して行って、もちろん、各自治体で独自で取り組む分は取り組む分として対応を図っていくと。

ただ、2市3町で連携して対応を図ってまいりますので、先程牧瀬議員もおっしゃって

たごみの減量化ですとか、リサイクルですとか、そういう部分については、併せて推進をしていくという形になりますので、各市町と連携もしながら、策定をしていくという形になりますので、各市町とも協議なりはして、そういった形で、それぞれ項目設定なり目標値の設定なりをしていくということになります。

樋口伸一郎委員

共通させとくべきことは、きちっとコンセンサスを取ってさせておいて、鳥栖市の範囲として決められることは、きちっと鳥栖市としての考え方でつくっていくちゅうことですね。いいです。

江副康成委員長

じゃあ、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

じゃあ、この報告に対する質問等は終わります。

では、ほかに。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

ちょっと資料のほうを先に配付させていただきたいと思います。

紙のほうで配付させていただきますので、よろしくをお願いします。

〔資料配付〕

先月25日に開催されました佐賀県東部環境施設組合の令和2年8月組合議会定例会におきまして、次期ごみ処理施設整備事業に関する議案がございましたので、事業の進捗状況と併せて御報告申し上げたいと思います。

今配付しました資料を御覧いただきたいと思います。

今回の組合議会におきましては、次期ごみ処理施設整備・運営事業に関する工事と契約の締結についての議案が提出され、可決されております。

工事請負契約の締結につきましては、次期ごみ処理施設整備・運営事業、建設工事に係る請負契約を締結することについて、佐賀県東部環境施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、今回、議会の議決を求められたものでございます。

この規定につきましては、鳥栖市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例を準用することとなっております。同条例において、予定価格1億5,000万円以上の工事の請負について、議会の議決に付すよう定められているところでございます。

資料の右側になりますが、これまでの経緯を申し上げますと、次期ごみ処理施設につきましては、設計、施工、運営を一括して発注しますDBO方式を採用し、事業者の提案を募集

するため、令和元年9月19日に地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、事業者からの提案と入札価格をもって、総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札による入札公告が行われております。

令和2年2月20日に2つのグループから応札があり、入札書及び技術提案書が提出されたところでございます。

その後、事業者選定委員会による審査が令和2年5月8日に実施されると同時に開札が行われまして、提案の内容と入札金額を得点化し、2つのグループのうち、評価の高かったグループを落札候補者として選定したのち、5月18日に組合首長会で落札者として決定がなされ、組合議会全員協議会で報告されているところでございます。

なお、落札者につきましては、以前御報告いたしておりましたとおり、日立造船グループでございます。

なお、落札者決定後、8月6日に、佐賀県東部環境施設組合と日立造船グループとの間で仮契約が締結されております。

契約の内容につきましては、資料の右側になりますが、契約の目的につきましては、次期ごみ処理施設整備・運営事業建設工事でございます。

なお、記載はありませんけど、工期につきましては、この契約が議会の議決を終えた日の翌日である令和2年8月26日から令和6年3月31日までとなっております。

契約の金額は、消費税を含めまして156億1,120万円でございます。

契約の相手方は、日立造船株式会社九州支社でございます。

契約の方法といたしましては、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づきます総合評価一般競争入札でございます。

また、今回、組合議会にお諮りされた契約の議案は、工事請負契約のみでございますが、今回の発注におきましては、工事請負契約以外にも、基本契約、運營業務委託契約、残渣運搬業務委託契約、残渣試験化業務委託契約と、事業に関する数種類の契約も締結されているところでございます。

以上のとおり、このたびの組合議会の議決によりまして、佐賀県東部環境施設組合と次期ごみ処理施設整備・運営事業の日立造船株式会社九州支社との間で工事請負契約が締結されましたことにより、今後、実施計画をはじめとした建設工事が順次進められていきますことを御報告申し上げます。

よろしく願いいたします。

江副康成委員長

ありがとうございました。

今回の御報告は、上にありますように佐賀県東部環境施設組合議会の議案でございまして、こちらの所管じゃないんですけれども、副委員長のほうから報告だけしてくれという要望がありまして、今、受けたところでございます。

これでよろしいでしょうか。

成富牧男委員

ここに書いてあるものについての意見だけ言わせてください。

質問はしません。

江副康成委員長

意見と質問は、なかなかあれなんですけれども、今後のこともあるから、きちんと紳士的にやられてくださいね。

成富牧男委員

紳士的にやりますよ。

ざっくばらんに、ぶっちゃけて言いますと、橋本部長にも、今日はもう質問しないということをお願いしておりました。報告だけ受けます。

また別のところで質問はしようと言ったんですが、ここに文書で出てくると、一応問題提起だけはさせていただきたいんです。

5月18日、佐賀県東部環境施設組合首長会において、落札者に決定とあるんですね。

首長会とは何ぞやと。

組合規約に首長会の名前は全く出てきません。

首長会が決定できるのかということの問題提起しております。

これについては、ぜひここにも結構組合議会のメンバーいらっしゃいますので、今後、議論していただければと思っております。

以上です。

江副康成委員長

それでは、ほかに報告、ございますか。

[発言する者なし]

執行部からの報告を終わります。

執行部の準備のため、暫時休憩いたします。

午後3時4分休憩



午後 3 時 12 分開会

江副康成委員長

再開します。



国保年金課

議案乙第19号令和2年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

江副康成委員長

次に、議案乙第19号令和2年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古賀友子国保年金課長

それでは、ただいま議題となっております、議案乙第19号令和2年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を申し上げます。

補正予算説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入について説明申し上げます。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節2特別交付金につきましては、国の特別調整交付金、国の保険者努力支援制度交付金、県の県繰入金2号分及び国、県の特定健康診査等負担金が市町の実態に応じて交付されるものでございますが、そのうちのメニューの1つである国保ヘルスアップ事業分を増額するものでございます。

国保ヘルスアップ事業につきましては、特定健診未受診者対策や特定保健指導未利用者対策など、国が特に推進する生活習慣病予防対策などを実施している保険者に対しまして、事業内容や被保険者数に応じて国から交付されるものでございます。

款7繰越金につきましては、令和元年度国民健康保険特別会計の決算に伴う繰越金でございます。

資料の3ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

款5保健事業費、項1特定健康診査等事業費、節14使用料及び賃借料につきましては、特定健診後の保健指導で使用いたします専用タブレット10台の借上料でございます。

先ほど歳入で申し上げました、国保ヘルスアップ事業の増減額が令和2年度から1.5倍に引き上げられましたので、特定健診後の保健指導で使用いたします専用タブレットの借上料も補助の対象となりますので、今回、予算計上をさせていただいております。

款6基金積立金につきましては、歳入で説明申し上げました令和元年度決算に伴う繰越金を国民健康保険基金に積み立てるものでございます。

資料の5ページをお願いいたします。

令和元年度国保特別会計の決算状況でございますが、歳入総額は77億3,350万7,880円。

歳出総額は76億2,007万2,419円となり、収支は1億1,343万5,461円となっております。

先ほども説明申し上げましたが、この額を繰越金として受け入れ、同額を基金積立金として支出することとしております。

平成30年度の制度改正により、電算処理手数料、出産育児諸費及び葬祭費を除いた保険給付費につきましては、県からの普通交付金により賄われております。

決算状況の、歳入の上の青文字50億1,479万9,000円が令和元年中に県から受け入れました普通交付金の額でございます。

それに対しまして、普通交付金の対象となる保険給付費は、歳出のほうの青文字でございますが、49億8,315万5,600円となっております。

その差し引き額を、歳入のほうの下の青文字の交通事故などに係る第三者行為納付金等で精算いたしますと、下のほうの黒丸の①に書いておりますように、繰越金のうち、5,613万163円につきましては、今年度中に県へ返還することとなっております。

この県への返還金につきましては、12月補正以降で予算計上させていただくこととなりますが、そのときの財源につきましては、今回、基金を積み立てました繰越金の一部を基金から繰り入れたいと考えております。

繰越金から県への返還金を差し引いた5,730万5,298円が実質的な余剰金となります。

この余剰金につきましては、平成30年度決算に伴う余剰金同様、今後の国保税の抑制財源としたいと考えておりますが、このたびの新型コロナウイルス感染症の影響により、今後国保税の減収も懸念されますので、令和2年度の決算見込みなど、今後の収支状況も勘案いたしまして、その取扱いについては検討していきたいと考えております。

以上で説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

成富牧男委員

今、最後のほうに言われました、新型コロナウイルスの影響により、ここでの減収と見込まれるためっていうことですが、いろいろ減収の世帯に対しての減免、減額の措置があるということで、そのことを指していると思いますけれども、現状、申請が幾らあって、実際こうだったとか、金額まで分かればなおいんですけど、何人ぐらいで、どうだっっちゃうのを、現時点の報告をお願いします。

古賀友子国保年金課長

現時点でございますけど、8月15日現在っていうことですが、コロナに関します減免申請につきましては、54件の申請がっております。

額にいたしますと、減免額は1,400万円ほどとなっております。

樋口伸一郎委員

黒丸の2番目の①で、御説明に対してちょっと1点、確認とお尋ねをしたいんですけど、5,613万163円で、矢印、県へ返還っていうふうにありますけど、御説明では、繰越金の中からこの金額の一部に充てたいと思いますみたいな説明やったんですけど、これ、全額を説明するにはどのように考えればいいんですか。

古賀友子国保年金課長

今回、繰越金1億1,300万円を全部基金に積み立てておまして、12月以降に5,600万円の支出金、県に返すお金が出てきますので、その財源を、今回積み立てた1億1,300万円の中の基金から繰り入れて財源としたいということで、返す額は5,613万163円ですけども、その財源が、今基金に積み立てていますので、全部積み立てていますので、それを下ろして払うということです。

竹下繁己委員

歳出のところで、既に基金積立金が2億円あるわけですね。

この5ページの右側の歳出のところで、当初からこれ、2億円は基金に積立金として充てるっていう予定だったと思うんですよね。

それで今回、5,730万円ぐらいが余剰になって、来年度の繰越金が2億5,000万円になるっていう計算でしているんですけど、それでいいですかね。

古賀友子国保年金課長

すいません、この表の繰越金と基金積立金につきましては、令和元年度の繰越金を同額基金に積み立てたということでの2億円ですので、今回は、平成30年度の繰越金2億円を令和

元年度中に2億円積み立てたということですので、今回は、令和元年度の繰越金は1億1,300万円ですので、その同額を基金に積み立てるということで、ちょっとこの2億円とはもう全然別の、「ですよ」と呼ぶ者あり)はい。

竹下繁己委員

2億円とは別の中の5,730万円が残るという感じですよ、基金に。2億円とは別個に。それで、この基金は来年度の繰越金になるのかなあっていう考え、質問なんですけど。

古賀友子国保年金課長

今回の繰越金が5,700万円ですので、来年の繰越金が、また今年の歳入、歳出の差額となりますので、それが幾らになるかっていうのは、今の時点では分かりません。

竹下繁己委員

なるほど、分かりました。

また勉強します。

樋口伸一郎委員

すいません、そうしたら、5ページの最後のところでですけど、先ほど成富委員もおっしゃったんですけど、ここでの減収と、コロナの影響分も含めて考えると、税率抑制の財源としては、三千何百万円と、3,300万円ぐらいっていうふうに考えてもいいんですか、まず。

古賀友子国保年金課長

平成30年度の余剰金が7,500万円ぐらいありまして、それを3年に分けて入れるということで、2,500万円、令和2年度は予算を入れているという状況で、本来であれば、この5,700万円も3つに割って、その2,500万円と合わせた額で税率の抑制をしていきたいところなんです。

ですが、先ほど成富議員のほうにお答えした額、1,400万円につきましては、今年度分のコロナの影響ということで、全額国から負担をしてもらえることになっているんですけども、今年の所得が減ったことによって、来年の税収は今ほど上がらない、もともとの所得が減っているので上がらないというようなことがあったときに、国のほうが来年も保証してくれるのかっていうことが分かりませんので、そういうことのために、今まで3分の1っていうことで考えてきていた分を、そのまま3分の1つぎ込んでもいいのか。

それとも、それはちょっと取っついて、今後のためにしたほうがいいのかっていうのを、今後の収支の状況等を見て、国と国の補助の状況とかも見て決定したいと考えておりますということです。

樋口伸一郎委員

ということは、コロナの影響分は見とったとしても、その7,500万円を3つに割った分の2,500万円と、そのコロナの分を見た分を外した3分の1の金額を足して考えていいってこと

ですか。

二千何百万円と約1,000万円ですかね、3,000万円を3つに割った分。

古賀友子国保年金課長

できるだけ税率抑制の財源に、2,500万円もしたいと思っていますけど、状況によっては2,500万円も抑制財源にできるかどうかというの、今後検討していきたいと思っています。

樋口伸一郎委員

そうしたら、今の段階では明確な答えは出せんと思うんですけど、前年度の状況をキープするんなら、今の段階ではちょっと難しいかもしれんという想定をしとったほうが無難かもしれんですよ。ということですよ。

その場合、前年度、平成30年度で税率抑制の財源とされた分と、今後のことやけん分からんですけど、その税率抑制のための財源となるものが、比較してどうか、がくんって下がったりするのか。

それとも、状況としてはもう横ばいで合わせていきたいのかというの、まだ見えんでしょうけど、どういうふうにご検討おられますか。

古賀友子国保年金課長

来年度の税率というの、また国の係数によって、県のほうで標準保険税率の算定をされまして、それに合わせるっていうか、それを踏まえたところで鳥栖市の保険税率は考えたいと思っているんですけども、県が計算するとき、県のほうで医療費を幾ら見るとか、所得幾ら見るとかで、その不足分、今、県も余剰金を持っていると思いますので、それがどのくらい使われるのかとっていうことで、標準税率も、もしかしたら今年と変わらないぐらいの税率になれば、うちのほうも同じぐらいの額を抑制財源として使えるかもしれないんですけども、ちょっとそこがまだ読めていませんので、「そうですね」と呼ぶ者あり）何とも言えないところかなと思います。

樋口伸一郎委員

分かりました。

独断で考えられないところも、もちろん出てくると思うんで、県とかの動向を見ながらってところも出てくると思うんですけど、要望としては、できるだけ、がっくんがっくんってならんように検討ばしとって、必要に応じては、県のほうにもいろいろお話をしながら、その辺をキープ——キープじゃないですけど、極論、もうがたがたならんようにだけはしといていただきたいなど、要望を申し上げて、終わります。

すいません、長々とありがとうございました。

江副康成委員長

ほかに。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕 質疑を終わります。



議案乙第20号令和2年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

江副康成委員長

次に、議案乙第20号令和2年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古賀友子国保年金課長

それでは、ただいま議題となっております、議案乙第20号令和2年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして説明申し上げます。

資料の4ページをお願いいたします。

まず、歳入につきまして説明申し上げます。

款4繰越金につきましては、令和元年度後期高齢者医療特別会計決算に伴う繰越金でございます。

次に、歳出でございます。

同じページの下のほうでございますが、款2後期高齢者医療広域連合納付金、節19負担金、補助及び交付金につきましては、歳入で説明申し上げました繰越金を佐賀県後期高齢者医療広域連合に過年度分保険料として納付するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

どなたかございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午後 3 時 27 分休憩



午後 3 時 32 分開会

江副康成委員長

再開いたします。



税務課

議案甲第 38 号鳥栖市税条例の一部を改正する条例

江副康成委員長

次に、議案甲第 38 号鳥栖市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

議案甲第 38 号鳥栖市税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

参考資料の 2 ページをお願いいたします。

令和 2 年度の税制改正に伴います所得税法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の改正に従い、令和 2 年 4 月 1 日施行の部分につき、先に専決処分による条例改正をいたしておりますが、今回、本年 10 月以降の法律施行分の市税条例の改正について御提案させていただいております。

改正税目といたしましては、個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税及びたばこ税、並びに還付加算金、延滞金に対する改正をそれぞれ行っております。

まず、個人市民税につきましては、2 ページに記載のとおり、婚姻の有無や親の性別にかかわらず、生計を同じにする子を有する、いわゆるひとり親について、所得控除額 30 万円のひとり親控除を新たに設けるものでございます。

3 ページをお願いいたします。

個人市民税、2 つ目になります。

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されない、いわゆる未利用地、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い低利用地などを譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を創設するものでございます。

3 つ目になります。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、文化芸術、スポーツイベントを中止とした主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合、その放棄した金額を寄附控除の対象とするものでございます。

続きまして、4 ページをお願いいたします。

4 つ目になります。

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等に対応するため、控除期間13年の住宅ローン特別控除特例の適用要件の住居の用に供する期限を、令和2年の12月31日から令和3年の12月31日まで1年間延長するものでございます。

以上、個人市民税につきましては、4 項目の改正となっており、いずれも令和3年1月1日の施行となっております。

次に、法人市民税につきましては、国税の法人税における連結納税制度の見直しに伴い、条例の規定を整備するものでございます。

施行日は、令和4年4月1日となっております。

その下になります、固定資産税、都市計画税につきましては、2 点の改正を行っております。

1 点目、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境に直面している中小企業者等に対し、令和3年度に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担軽減措置を行うものでございます。

5 ページをお願いいたします。

固定資産税、都市計画税の改正の2 点目、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者に対し、現行の生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例について、適用対象を拡充するとともに、適用期限を令和4年度までの2年間延長するものでございます。

なお、いずれも令和3年1月1日施行となっております。

(4) になります、たばこ税につきましては、近年販売が拡大している軽量な葉巻たばこの課税方式を令和2年10月1日、令和3年10月1日の2段階に分け、重量比例課税から本数

課税へ改正するものです。

最後、6ページになります。

還付加算金、延滞金につきましての改正でございます。

還付加算金、延滞金につきましては、地方税法の本則において、年利7.3%または14.6%と規定されておりますが、昨今の低金利状況を踏まえ、現行、特例基準を用いております。

この還付加算金と延滞金の特例基準について、さらに特例基準の引下げ措置を講ずるもので、施行日は令和3年1月1日となっております。

以上、簡単ではございますが、税条例の改正の説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

何かございませんか。

いいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終わります。

請願審査の準備のため、暫時休憩いたします。

午後3時37分休憩



午後3時48分開会

江副康成委員長

再開いたします。



請願第3号高田・安楽寺周辺を大気汚染から守るためゴミ処理施設の予定地変更を
求める請願書

江副康成委員長

請願第3号高田・安楽寺周辺を大気汚染から守るためゴミ処理施設の予定地変更を求める請願書を議題といたします。

まず、この請願の審査の手順について協議を行いたいと思います。

あらかじめ正副委員長の間で考えていた案は、まず、議題の宣告は、今いたしました。

それで、紹介議員の趣旨説明、紹介議員に対する質疑、委員間協議、そして、総括、採決という形になる予定にしておりますけれども、本日は委員間協議までで、総括、採決は最終日に行うという形になりますけれども、こういった手順を進めてもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、この手順を進めさせていただきます。(発言する者あり)

暫時休憩します。

午後3時50分休憩



午後3時52分開会

江副康成委員長

再開します。

紹介議員、牧瀬議員に趣旨説明を改めて求めますが、その必要がございますでしょうか。

皆さん、いかがですか。

藤田昌隆委員

請願第3号、4号の趣旨説明は、本会議場で述べられたので、この委員会での趣旨説明は要らないと思います。

成富牧男委員

私は、さらに詳しい説明をされるのを期待して、趣旨説明を求めます。

江副康成委員長

じゃあ、必要と不必要と2つに分かれましたので、もう挙手で進めていかざるを得ませんので、先に進むためには。

改めて趣旨説明を求める必要がある方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

賛成少数ということで、求めないということで進めさせていただきます。

次に、紹介議員に対する質疑の取扱いでございます。

まず、あらかじめ申し上げておきますと……、暫時休憩します。

午後 3 時 54 分 休憩



午後 3 時 55 分開会

江副康成委員長

再開いたします。

それでは、紹介議員への質疑が改めて必要でしょうか。

成富牧男委員

必要です。

樋口伸一郎委員

これ、請願第 3 号の分でいいですか。

江副康成委員長

第 3 号の分です。

樋口伸一郎委員

趣旨説明、確かに本会議で頂いた上、今、委員会のタブレットのほうにも請願書の文面があるんで、目を通しながらということ協を進めさせていただければと思うんですが、質疑に対しては、請願第 3 号の趣旨文にもあるように、内容は書いてありますが、結論に問題があり、場所を変更すべきだとなっているかと思います。

それで、これまでも請願というのは複数上がってきた上で、結論に関しては、もうこの場所で決定をして、組合のほうでも可決をして、今後、進めていくというところで今の段階では決定しております。

ただ、しておりますが、今回の請願第 3 号の趣旨の文面を見れば、新たに入ってきている微量状物質——PM2.5とか、そうした新しい分っていうか、追加された部分もありますんで、その辺に関しては、きちっと議会として受けたからには、請願者に対しての返答はしないとイケないと思いますが、結論だけを考えると、今まで請願に対しても執行部、議会ともどもに答えを出してきていますので、改めての質疑は私はありません。

江副康成委員長

それでは、質疑があるという方もいらっしゃるんですけど、その質疑の機会をなくすというわけにもいかないでしょうから、聞くことでよろしいでしょうか、私からの提案やけど。

質疑の時間を取るということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑は行うようにいたします。

それで、質疑を行うに当たって、紹介議員の牧瀬議員のほうにあらかじめお話ししときますけれども、紹介議員に対する質疑のときは、紹介議員の発言内容は請願の趣旨、理由及び質疑に対する答弁のみ。紹介議員から他の委員への質疑は認められないと。そういった形になりますので、あらかじめ御了承のほど、よろしく願いいたします。

それでは、紹介議員に質疑がある方は、挙手の上、御発言をお願いいたします。

成富牧男委員

今回だけじゃないですけど、この間、精力的に請願を出していただいておりますけれども、これに対して、また同じごたつとばとか、似たごたつとばとか、そういうのが議会の中にも結構あります。

私も、ああ、まだ何かあったんやなっちゅうことで、さっき樋口議員が言われましたように、PM2.5の話とか、新たに出てきたものもあります。

それで、そこんところ、また同じことば言いよるってみんな言いよるんですけど、いや違うよっちゅうところを、もうちょっと詳しく説明していただければ。

牧瀬昭子紹介議員

先ほどお話いただきました、新たな問題が出てきたのではないかということに対してなんですが、ここは理由のところを書いておられますので、見ていただきたいのですが、こちらは、佐賀県東部地域次期ごみ処理施設に関わる環境影響評価準備書というのを令和元年11月に出されておまして、こちらが、9.1の25ページ——この冊子があるんですけども、こちらはホームページでも見れまして、誰でも見れる状況にあります。

それで、公聴会のほうでもお話があっていたのですが、こちらのほうに関しては、請願という形では出されたことがなかったということで、PM、微小粒子状物っていうのとかダイオキシン類っていうのを今後このまま放っておくと、そもそもが高い数値を、この高田、安楽寺を通過する336号線にあるのにもかかわらず、そのままほたっておくのかと。

この間、中川原議員さんの一般質問の応答の中でもお話がありましたが、工事車両まであの場所を通るということでありますと、この請願を軽んじるということは、ここを通る子供たちの健康を軽んじるということと同じではないかという、そういったお気持ちを込めて、

請願を出されています。

またかというお声があるのは承知の上だとおっしゃっておられましたけれども、それでもやはり、まだ建ってもいないのにここで諦めるということは考えられないというふうな趣旨で、今回請願を出されておられます。

以上です。

江副康成委員長

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

じゃあ質疑は終わります。

委員席に戻ってもらっていいですか。

〔牧瀬委員、自席に着席〕

それでは、冒頭申し上げましたように、本日、採決しませんけれども、今の趣旨説明及び質疑の応答やり取りも含めたところで、本請願の取扱いに関して、委員会で協議を行いたいと思います。

御意見のある方は、御発言をお願いいたします。

牧瀬昭子委員

今、請願紹介人ということで発言をさせていただきましたが、今回、この請願が出るに当たって、60名近くの方が署名をされました。

そして、そこから、それだったら私も請願の趣旨に賛同したいということで、現在、署名が322名の方から集まっています。

もちろん、高田、安楽寺以外の方もおられますけれども、同じこの地域に住む方々がこういう思いをされるというのは、いかがなものかという怒りを持って、請願の趣旨に賛同されている方々が多かったです。

地域の子供たちを、本当に、このごみ処理場ができることによって、パッカー車、車の状況とか、現在の、この微粒子が、まだ収まっていない中、何か抑える手だてをする間もなく、こういったことをまた、改めて、余計にパッカー車と、あとその焼却施設の数値が上がってくるというのが、この風向きに関しても分かっている状況ですので、それを無視してまで、ここを推し進めるのかという、そういう気持ちを持って署名をされた方が大変多かったということをお伝えしておきたいと思います。

そして、私も同じような気持ちで、ここを通る子供たちの通学路ということに合致しているのは、もう目に見えていますので、そこを議員さん方がどのように考えて、これに賛同するか賛同しないかあると思いますけれども、そこを一体どのように考えているのかという

ことを市民の皆さんにぜひお話しただいて、賛成するなり反対するなりっていうのを言っていたかないと、議員さんたちって一体何を考えて、これに思いを持っているのか、子供たちのことを一体何だと思っているんだという声も頂いていますので、ぜひその辺り、御審議を深めていただきたいなと思っております。

以上です。

成富牧男委員

できれば、請願は採択されるべきですよ。

それで、そのためにもうちょっと尋ねたいのが、理由の下段の部分、2つ目の点、佐賀県東部地域ごみ……、最後が、高田、安楽寺の子供たちの通学路に入っているっていう下りですけど、この2行目の後ろのほうですね、ダイオキシン類などの排ガスの寄与濃度分布は、資料2の赤線で示すように云々と。

寄与濃度分布は資料2の赤線で示すようにと、ここら辺は多分、請願者は、子供にとっては非常に深刻な問題だっていうことで出していると思えますけど、これ、どのぐらいのリスクがあるのかっていうか、そこら辺は何かあるんですか。

一般的な研究の話でもいいんですけど。

牧瀬昭子委員

資料の中のこの赤線というのがちょっとまずに見えにくかったかなと。

これ、カラーで提出されたんですけど、ちょっと朝、要望は出していたところなんですけど、ちょっと間に合わなかったということで、御了承いただき、できれば、間に合うようであれば、終わってからでも後で差替えをいただきたいなというのは、要望しておきたいなと、事務局側をお願いしたいなと思えます。

それで、この赤線というのが、ここにブルーのってというのが枠になっています。

この濃いところっていうのが、ちょうど通学路が、高田安楽寺の子供たちが通る線っていうのがここにこう、ここで言うと、こういう線になっているんですね。

だから、この濃いところと、この薄い濃いところががっつき入ってしまうっていうことをおっしゃっています、この内容として。

それで、この数値がどうなのかっていうことをおっしゃってあるのかなと、健康上の問題でということ。

請願者の方がおっしゃるには、今、すぐに何か症状が出るとかっていうことはないかもしれないけれども、やっぱりダイオキシンっていうのは、今まで戦争の道具だったりとか、今は廃棄物処理場から出てくるものだからって、発がん性だったりとか、不妊の問題になっていたりとか、いろいろな様々な肺への影響とか、そういう症例とかも出ているからこそ、ダ

イオキシンを抑制しようっていうことを国は思い切りそこを進めてきたわけなんですけど、にしてもゼロになっていないっていうことをやっぱりそこで強く言っておっしゃっていたんですね。

蓄積していくものだから、しかも、子供たちは低いところを通っていくということで、ここで調査したときよりももっと濃くなる可能性も、そこはちゃんと研究していないじゃないかとか、そこをもう少し見ないといけないんじゃないかということで、もう一度調査をし直したほうがいいということも踏まえて、子供たちが蓄積して行って、小学生、中学生、高校生の間は必ずここを通っていくと――高田、安楽寺の子供たちは。

そうなったときの健康への害を危惧してありました。

成富牧男委員

私はいいです。

ありがとうございました。

竹下繁己委員

大気汚染がされているということ……、まだできていないのに、まだ何もしていないんですが、そこら辺にPM2.5が多いという状況は、それはもう、何とかして改善していかなくてはならないと私も思いますし、それは、造る、造らないそういうこと関係なく、両輪でやっていかなきゃいけない事業だと思います。

それと、質疑の時間じゃなく協議ですので、質問しているわけじゃないということの前置きに、私の意見を述べています。

そういったところも含めて、だからといって、もっと大気汚染が深まると、深まらないような手だてを併せて行うことが必要であり、こういうことになるので、あの場所に造るのはよろしくないということですが、それも含めてあの事業は、全体的に進めていかなくてはならないと、新しいごみ処理施設の建設を進めていかなくてはならないと私は思います。

江副康成委員長

ほかにも意見を述べていただくとありがたいんですけども。

池田利幸委員

今までもいろんなお話されてきて、請願者の方々はいろんな強い思いがあらわれて、ずっと毎回資料までつくって、時間もかけてってしていただいていると思います。

それで、私も竹下委員と基本的には一緒なんですけど、こうやって請願上げていただいたり、陳情、要望を上げていただいて、問題提起をいっぱいしてもらっています。

それでこれ、基本的に、現状その問題があるというのは確かだと思っています。

けど、そこにごみ処理場ができるからどうのっていう話ではなく、それはそれで、今回だ

ったらダイオキシンとか、PM2.5とかいう部分、それはそれで解決していかなくやいけない話。

それで、ごみ処理場の問題は、それはそれで別の話っていうふうに、私は理解っていうか、考えています。

どっちみち、あろうとなかろうとしなくやいけない話をずっと今、問題提起していただいているんだっていうのは、私の中で大変ありがたい、市に対しても、そういうことがあるんだっていうことで、ありがたいお話だと思っています。

けど、考えなくやいけないのは、それとこれは全くリンクっちゃうか、同じ話ですけども、基本的には両方進めなくやいけない話だと私自身は解釈しております。

江副康成委員長

了解しました。

一応、全ての委員さんの御意見は何ったのかなと私は思っていますけれども、よろしいですか。

藤田委員と樋口委員はよろしいですか。

藤田昌隆委員

さっき、牧瀬議員の言葉の中で、この請願の結論は、ごみ焼却場をあそこの場所に造るのはやめなさいと。それが結論なんやね。

ところが、今の言い方だと、請願を認めないことは、子供たちの健康がどうなってもいいというような言い方をされましたよね。

それは違うやろう。

請願の結論は、ごみ焼却場をどっかにしなさいと。

それを認めんやったら、認めなかった人は子供の健康をどうでもいいと思っているというような言い方をされたやないですか。

そうじゃないでしょうっち。

違う？（「違います」と呼ぶ者あり）何で？

いやいや、子供たちへの健康がどうでもいいっち、だから、ダイオキシンとかその間の、今、池田議員が言ったように、これは別個切り離してでも解決できる問題じゃないじゃないでしょうかっち。

これを認めたら、鳥栖が将来、20年後、皆さん恥かきますよっち、これを認めたらっていう意見があったけど、そうじゃないやろうっち。

20年たって、ごみ焼却場が建って、いや、あのとき造ってきてよかったという人もいるかもしれん。

分からんやろう、20年度のどうのこうのっちゅうのは。

さっき、子供たちの健康をどうでもいいと思っているっち、要するに、ごみ焼却場を違うところに移したら、ああ、子供たちのことを考えとるんやなっち。

もし変えないんやったら、子供たちのことはどうでもいいっち思っとつとやろうもんっち。そうじゃないやろうっち。

そういう極論を吐いちゃいかんやろうということですよ。

牧瀬昭子委員

今、3人の議員さんにおっしゃっていただいたところで、この問題とごみ処理施設ができること、PM2.5が濃い場所にあるということと、ごみ処理場ができることってというのは別問題じゃないかっていう議論が今あったと思うんですけど、これ、何が問題かって言ったら、そもそもここは濃度が高い場所です。

それで、その濃度が高い場所を低くしようってことも、まずやってもなく、その上に、より一層濃くなるはずのパッカー車が通り、工事車両が通り、そして、ごみ処理施設が稼働し始めたら、風向きによってそれが拡散されて、500メートルから1キロの間っていうのが濃度が濃いものが飛んでいくよと——煙突の高さによってっていうのが、そこに子供たちの通学路が関わってしまいますよっていうことがあるわけなんです。

だから、これはごみ処理場ができることと完全にリンクしています。

ごみ処理場さえなければ、そこにパッカー車が来ることもないですし、工事車両もないですし、ごみの排気ガスとかによってそれが飛んでくることもないわけで、今よりもより悪くなるってことは想定できないので。(発言する者あり)

だから、リンクしないということであれば、(発言する者あり)先にまず問題を解決して、するんだったら、まだ私も納得できると。(発言する者あり)

江副康成委員長

ちょっと待って。

もうそこまでね。

藤田昌隆委員

その通学路に入っているんやったら、そのルートを考えてとか、移動手段、バスを使うとか、高田でしょう、そういうことを言っているんやろう。

そうしたら、その学校までの移動手段を考えたりとかさ、方法はあるはずよ。それを言っている。

それはもう、あそこを必ず通って、小さい子供だから、必ずどうのこうのって言っていたけど、それは、移動手段によって、それから、ルートを変えることによってでも解決できるん

じゃないですかってということです。

江副康成委員長

いいですけど、別に意見がここで統一するようなことも期待してからやり取りをしているわけでないということを知ってから、御意見どうぞ。

牧瀬昭子委員

場所の変更ではなく、通学路が問題なのであれば、その通学路の間のその方法を考えればいいじゃないかという御意見を頂きました。

吸わなくて済むじゃないかということだと思うんですけど、空気って車の中に乗っていても空気は吸わなきゃいけないですし、そこを通って行くってことは、ルートを変えるってことですけど、じゃあどこのルートを通るのかということも提案はしていかないとはいけませんし、その辺りは、請願者の方からすると、そこを変えたところで子供たちの生活圏っていうところは、空気汚染っていうのは変わりなくあるものだと思うんですね。

通学しなくても、あそこを通るということに関して、生活道路ですので、通学路ということで指定してこう書いてありますので、先ほどの御提案を頂いたと思いますが、私の意見としては、あそこは通学路ということ、生活道路っていうことでくくってしまえば、それ以外のときにもあそこは通る、日常的に通る道ですので、あそこを通りなさんなよと、子供たちはあそこを通っちゃ駄目よっていうふうに本当に言っているのかどうかというのは、それは生活の不自由さを子供たちに押しつけてしまうんじゃないかなというふうに私は思います。

以上です。

樋口伸一郎委員

すいません、あらかじめ申し上げておきますけど、私個人的な意見でいいんですよ、討論会とかでもないんで、反論とかを求めてないので、御理解いただいた上で聞いていただければと思うんですけど、意見ですね。

私もこのごみ処理施設が建設されるに当たって、環境汚染というか、空気汚染、PM2.5とかパッカー車のルート及び排気、そういうのとか。

そういう対策を、私はですけど、この施設がここに建つことによって、これがきっかけとなって取り組まざるを得んというふうな状況に持ってこれればと思います。

でも、考え方によっては人それぞれですから、この施設がここに立つことによって、そういうのは絶対できないというふうに考えられる方もあって当然だと思うんですけど、でも、諦めたらそこで終わりと思うんで、ここにごみ処理施設が建つから、だったら大気汚染にはなおさら気をつけようと。諦めずに取り組むのが、私なりの考えなので。

私は、この施設ができたからといって、大気汚染とかに取り組まないじゃなくて、先ほどの藤田委員の御意見じゃないですけど、この施設が建つと、じゃあ、そういう空気汚染も半径1キロに及んであるというところになれば、かなり範囲も広まるし、そこに通学路もあるでしょうし、パッカー車の通るルートもあるでしょうから、そこはより重点的に取り組んでいただくように執行部に話をしていくとか、そういう違う観点からも取組はやっていけるというふうに私は考えております。

この施設を建てる、そして、PM2.5とかの例を挙げれば、そういう取組をしないということじゃなくて、これをきっかけに、より一層の取組をしていければというふうに考えております。

それと、併せてなんですけど、今、この理由のところにも、あさひ新町地区からずっと東部のほうの地区を書いておりますが、半径1キロとなれば、線路を越した先にも旭地区が存在しているんですが、その旭地区の区長さんであったり住民さんの意見っていうのもまた多々あるところなので、実際にパッカー車のルートにおいて、排気においてっていうのは、そうした声も上がってますし、そのルートは通らないでくれとかも実際に上がっています。

例えば、排気対策で言えば、パッカー車以外にも普通の乗用車トラックでも排気は流していくし、交通状況としては、すごく量の多い県道でもありますので、その取り組み自体をより一層拍車をかけて、大気汚染対策に取り組んでいくというようなきっかけになるような施設として建設がされるものというふうに私は考えております。

これは私自身の意見です。

江副康成委員長

じゃあ、いろいろ意見が出まして、議論としては深まったのかなと思いますので、協議はこの程度で終わりたいと思います。

それでは、請願第3号の協議はこれで終わります。

最終日に採決が残されていますので、そういうことで、よろしく申し上げます。



請願第4号次期ごみ施設予定地の変更を求める（飲み水を守る）請願書

江副康成委員長

次に、請願第4号次期ごみ施設予定地の変更を求める（飲み水を守る）請願書を議題といたします。

まず、この請願の審査の手順について協議したいと思いますが、先ほど請願の趣旨説明については省略いたしましたので、今回も、省略させていただきたいと思います。

それで、紹介議員に対する質疑は、先ほど成富議員からありましたけど、今回は必要ですか。

成富牧男委員

そうしたら、協議の中でできると思いますので、そういうふうにさせていただきます。

江副康成委員長

ほかに質疑がある方がなければ、質疑は省略したいと思いますが、よろしいですか。（「質疑と協議がごちゃ混ぜになったら、やりにくくないですか」と呼ぶ者あり）それは……、（「さっきも質疑なのか協議なのか分からなくなっていましたよ」と呼ぶ者あり）

了解。

じゃあ、成富議員は質疑にならないような意見表明でよろしいですか。

竹下繁己委員

すいません、先ほども協議中に質疑があつたりするように整理ができなくなるので、質疑は質疑の時間、協議は協議の時間ではっきりと区切ったほうが私は進めやすいと思うんですけど。

江副康成委員長

その御意見は私も承りましたけれども、質疑そのものがないと質疑が成立しませんので、質疑がある方はいらっしゃいますか。

成富牧男委員

請願第3号に同じですけども、やはり、請願、本会議での説明はありましたけど、もうちょっと深めた形での説明をお願いします。

江副康成委員長

ということは、質疑を求めるということですね。

質疑を今回は行うということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、質疑を行います。

それでは、請願紹介議員に対する質疑はこの時間に行ってください。

新たに質疑を追加することはしないようお願いいたします。

成富牧男委員

請願第3号と同じですけども、趣旨説明を深めた形での説明、請願第4号について、なければいけないんですけど、ちょっと深めるところを、私としては求めます。

牧瀬昭子紹介議員

ありがとうございます。

この請願に関しても60名を超える方々が請願の署名をされました。

その後もフェイスブックとかSNSを通じて、いろんな方々が自分も気になるということで、合わせて364名の方が署名をされました。

その方々の声と合わせますと、やはりごみ焼却施設がこんなに水道の取水口、鳥栖市民の方々がみんな使うその取水口と、あと東部の工業用水——飲料水とかそういったものに使われるってことに驚きがあったということで聞いております。

そして、下流域には、北茂安の浄水場ということで、5.2キロメートル先には、佐賀市の一部、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町の上水道の源水もあるということで、執行部の答えなどを踏まえすと、遠いから大丈夫っていうふうに言っていましたし、350メートル先、この上流に取水口がありますが大丈夫ですかという質問をしましたら、上流にあるから大丈夫ということで、水は上には上ってきませんから大丈夫ということで、上から飛んでくる空気での汚染、そして水の汚染ということに関しては、完全に答えがないままに、水道は大丈夫ですという説明がありました。

これに対しても、請願を出された方は、ここが水源地ということで、ここが汚染されてしまうと、昭和51年からここを使って水源地にされてきた鳥栖市の安心安全な水が脅かされてしまうというお話がありました。

水源地を守りたいという気持ちで、今回、請願を出されています。

それで、今回、水道水に含まれるダイオキシン類の濃度というのは、1リットル当たり0.01ピコグラムということで、それ以下だというふうに執行部のほうも説明がありましたけれども、これが今後いつ水道水に混じるのかということが分からないではないかというお話がありました。

というのも、このダイオキシン類を検査するのは年に1回以上というような決まりになっていまして、しかもダイオキシンを毎分、毎秒計ることっていうのはできず、その検査に1か月間ぐらいかかると。だから、それが出てきたっていうのが分かるのは1か月後と。

だから、どういう手順で出てしまったのか、何が問題だったのかが分からないままに汚染がいつ行われたのか、その水がどう流れていったのか、誰が飲んだのかが分からないということがとても不安というお話でした。

このダイオキシンなどの有害物質が今後も飛んでくる可能性っていうのを完全に否定できない上で、ダイオキシン類もゼロにはできないというふうな、東部環境施設組合のほうでもお話があっていました。

ゼロにはできないものをここに置くことってというのは、この水道水の汚染っていうのを不安定なものにしてしまうと、何でこんな水道水の近くにごみ処理施設を持ってくるのだという話で、請願を出されています。

以上です。

成富牧男委員

今、水道の話がずっと出て、水道事業者はこの問題については、こうだとかああだとか言っているんですか——分かるならばいい。

牧瀬昭子紹介議員

令和元年6月の定例会の一般質問の中で言われたことを先ほど引用させていただきました。（「失礼しました」と呼ぶ者あり）その中身で、事業者という形でお話がありました。

池田利幸委員

すいません、1点だけ伺いたします。

さっき紹介議員である牧瀬議員が、旧ごみ処理場、昭和51年からっていうことを言われた部分なんですけど、その昭和51年っていうところは、旧ごみ処理場が稼働していた状態のときだと思うんですね。

じゃないのかなって推測……、ごめんなさい、そこまできちっとは調べていないので、ごめんなさい。

ということは、旧ごみ処理場が稼働していたときに既にそのダイオキシン、要は、昭和51年——僕の歳なんで、44年前なんですけど——そのときと今の施設で比べて、技術力とかで考えたら、格段に今のほうが上がっているとは思うんですね。

それで、昭和51年の時点でダイオキシンであったり、大気汚染、そういう部分で影響を実際に受けられたって、何かあったって御報告っていうか、そういうのはあるのかなと思ひまして。

分かるなら教えていただきたいなと思います。

牧瀬昭子紹介議員

その症例を出すのが難しいのがこのダイオキシン問題の一番課題なところで、すぐに影響が出るっていう、何か飛んできた、この臭いがした、こんな味がした、だからこの病気になったっていうのがすぐ分かれば、このダイオキシンだっていうふうに特定ができるんですけども、それができないからこのダイオキシンが怖いっていうのを市民の皆さんが恐れられているところなんですよね。

だから、ダイオキシンが確実に取れるとか、ダイオキシンが絶対出ないとかっていうことがあれば、話は別になってくると思うんですね。

だから、昭和51年、先ほどおっしゃっていただきましたその当時の数値っていうのは、まだその当時はダイオキシンというものに着手して計ったかということは、すいません、調べてはないんですが、私がダイオキシンというもので聞いたことがあるのは、もう20年以上前なので、それ以上前がどうだったかというのは、すいません、ちょっと調べさせていただきたいと思いますが、ダイオキシンの一番の課題は、じわじわとやってくる。気づいたときには、不妊だったり、発がんだったり、何か疾患があるということ、今までの事例ではおっしゃっていたので、ダイオキシンという問題を何とか封じ込めなければという、それが全世界のモチベーションにあったと思います。

藤田昌隆委員

この取水口の下の方の水、これは、江島町とか、あそこの大きな田んぼがいっぱいありますよね。あそこはもう昔からあそこの水を使って農業をやっているんですよ。

それで、汚染を心配されているということやけど、ということは、江島町とかあの辺のお米は非常に危険であるということですかね。

ここに、趣旨説明の中で言われていましたよね、あの辺の水が心配であると。あれ、農業用水として使われていると。

それで、今まで私もJA関係には結構情報をもらうんですが、その中でも、あの辺で汚染米が出たとか、何かおかしいものが出たというのは聞いたことないんですが、その辺はどうか。

これ、汚染が心配されるということだけ、何か兆候はあったんですか。

牧瀬昭子紹介議員

今の江島町っていうのは、どこの水を取られての話なのかが分からないのですが。

藤田昌隆委員

取水口の少し下のほうです。

そこから江島町のほうに全部、田んぼの水は入っています。

それともう一点、今度の施設は、中で使ったお水は全部、もう一回工場内、要するに焼却場で整理されて、それから下水道などに流すんで、実際に焼却場で使った水が川に流れることはないということじゃないですか。

そういうふうにならんと聞いたことがあるんですけど、そこは。

牧瀬昭子紹介議員

今回、この請願の趣旨となっている先ほどの水の問題でいきますと、江島町の件に関しては、この農業用水のことは、宝満川の水を使うところはどこだったですかね。

その地域っていうのが、この農業用水に関しては全域ではないので、全域って言ったら、

水道水のことなんですけれども、農業用水はその沼川で取られているのであれば、ちょっとそこはすいません、この請願の中身と、「違う」と呼ぶ者あり）どう関係があるのかは分からなくて、すいません、申し訳ないです。

もう一つの、下水に流すから、ダイオキシンなどには曝露されないのではないかという話なんですけど、今回、ここでお話があったのは、先ほど、上流にあるから大丈夫だっていう話に少し似ているところがあるかなと思うんですが、空気によって、上から飛んできて、写真もちょっと白黒なので見にくいとは思いますが、この久留米市から橋を渡って、本当に久留米から鳥栖に入ったばかりのところの下流の、下に入ったところに水道水の取水口がありました。

何の覆いもされていないので、上から今飛んできてしまった場合に、ここから取水がされてしまうと、それを含んだものが一般の家庭にも——もちろん、浄化はされた状態で運ばれるとは思いますが——ダイオキシンの検査というのは年に1回にすればいいというものになっているので、いつ出ているのかも分からないということを問題視されています。

藤田昌隆委員

要するに、川から取り込んだやつが、1回新鳥栖駅のあるところに集まって、消毒されて、それで流されるわけですね、水道に。

その過程は、その中で、もしですよ、もしそこで、取水口が覆いもかぶさっていない、飛んでくるかもしれんっち。

その中で水を流すわけでもないし、きちんと浄水場に上げて、あそこで消毒、きちんと殺菌までしてよ、そして流して、水道として使っているわけですよ。

実際に、もし何かあれば、これだけ、上下水道の普及率っていうのは、物すごく鳥栖市は高いんですよ。

ほとんど上下水道、要するに水道水を使ってしているのに、本当にそういうことがあれば、それはもう、当然、変な臭いがするとか、味がするとかさ。

鳥栖市の水は結構評価高いんですよ。

その辺の因果関係っていうか、いや、それは、そういう言い方すれば、あそこの施設の役割をきちんと果たしていないということにつながるのかな。

牧瀬昭子紹介議員

いろんなものを取る作業っていうのは、きちんとされていると私は思います。

ただ、ダイオキシンに関しては、それを取る仕組みがあるかどうかというところが疑問点であると思うんですね。

それで、それを検査する仕組みっていうのは、年に1回ということですので、ずっと取る

ことができない、ダイオキシンをずっとチェックする、毎秒毎秒のを取ることができないっていうことを申し上げております。

藤田昌隆委員

じゃあ、そのダイオキシンの検査が年に1回で、何か不具合が出たんですか。

年1回の検査では足りなくて、毎月、毎週してくださいという意味？

ダイオキシンの場合、もし年1回の中で非常に含まれとったとか、そういう異常値が出たんですか、水道水の中から。

牧瀬昭子紹介議員

これからのお話ですので、建設がされた場合にそういう不安感が残っているということで。

もう一つ申し上げますと、お隣の久留米市さんのほうのごみ焼却施設も稼働され、数年たって、それは飛灰から出てきたという数値ではありましたが、それが定期検査があった1か月後に分かったということ。

やっぱり1か月間はおかかってしまうということなんですよ。

だから、何のタイミングで出てしまったのかが、やっぱり今の技術では分からないっていうことがそこで明確になるのかなと思うんですね。

だから、先ほど藤田議員がおっしゃっていただいたみたいに、毎秒毎秒を計っていけば安心なのかという問題に対してですが、ダイオキシンっていうのを検査しようと思うと、取って1か月間はその検査に時間がかかってしまうということなので、例えば、今日の水を取ったところで1か月後にしたその数値が分からないっていうことで、もう飲んでしまっているかもしれない、食べてしまっているかもしれないっていうところに不安感がありますっていう話です。

藤田昌隆委員

今のは、現時点の話、将来の話。

焼却場をつくってからの話。

牧瀬昭子紹介議員

焼却場が建って、そこから排気ガスが出てきたときに、その水の350メートル先にごみ処理場がありますので、そこに何かしら飛んでくる可能性はないんですかと、風向きはこっちには絶対吹かないんですかっていうところがあるわけです。

藤田昌隆委員

さっきのは、久留米の宮ノ陣の今度の新設の話かな。

あれ、飛灰っていうのは、久留米の例は、ちょっとすいません、勉強不足で知らないんですよ。

宮の陣の中で、今の新しい焼却施設が、あそこも稼働してすぐ1か月くらい止まりましたよね。

止まったんですよ、あれも不具合があって。

それで、今の話だと、久留米の場合はどういう……、ダイオキシン問題やったの、何が出たと。(発言する者あり)

いや、さっき言われたやないですか、久留米で1か月ぐらいたってどうのこうのっちゅう話が今、あったやないですか。あれは、ダイオキシンが1か月後に出たから止まったわけ。じゃなくて。

牧瀬昭子紹介議員

先ほど申し上げましたのは、2019年の話ですので、ちょっと新聞記事……、「何の話や」と呼ぶ者あり) すいません、お待ちください。

抜粋させていただきます。

平成31年3月23日付の西日本新聞に掲載されていました。

ダイオキシン基準値超えということで、久留米市は22日、ごみ処理施設宮ノ陣クリーンセンター(宮ノ陣八丁原)で生じた飛灰から基準値を超えるダイオキシン類を検出したと発表した。センターは2016年稼働で、基準値超えは初めて。

市によると、2月の定期検査で、飛灰の検体から埋立処分基準値1グラム中3ナノグラムの約2倍に当たるダイオキシン類を検出した。

飛灰はコンクリートで固め、同市高良内町の最終処分場で処分しているが、基準値超えが判明した今年14日以降は、センターからの搬出を休止、ごみの焼却は続けながら、飛灰は施設内で保管しているという。

市は、ごみ焼却時の温度や手順に間違いがなかったか原因を調べている。最終処分場のダイオキシン類濃度も調べるというという。ということです。

藤田昌隆委員

要するに、久留米の宮ノ陣の場合は、いわゆる燃えかすやね、あれが入ってしまったと。

飛灰の処理を――そこも今、出ていますよね、飛灰はあって――それをきちんと処理している。

その中で、それはあくまで宮ノ陣の失敗だけであって、今の施設でも、その飛灰の問題で特別何か問題があるとかはないし。

今までやってきてよ、みやき町のあそこ、飛灰の問題、何もなかった。

ごみの量が多くなって、飛灰の量が増えたとかはあったけど、体に有毒なやつがどうのこうのというのはなかったんで、それは宮ノ陣の問題やろうもん。

あくまでも宮ノ陣の問題で、今度の新しい施設では、そういったものは、臭い、それから、いろんな煙の中に入っているいろんな有害物質も非常に少ないというような説明はたしか受けたはずなんですけどね。

どうですか。

東部環境施設組合の議員がいらっしゃるんで。

ねえ、受けたろう、聞いたろう。（「聞いたし、ここでも説明があった」と呼ぶ者あり）

江副康成委員長

一応、質疑で聞かれて、不明な点は分かれたような感じだもんで、質疑の部分は、ここ
でよろしいですね。

ほかになれば。

池田利幸委員

基本的には、この請願の理由、理由っていうか、そうなんですけれども、最終的には、水
に不安が残されるっていう部分で、河川から離れた場所を要望するっていうお話だと思うん
ですよ。基本、500メートルから1キロですか、最大濃度到達点。

となると、それに当てはまらない場所に移しなさいっていうのが、今回の御要望の趣旨で
よろしいと。

基本的には、どこにでも、大小なりとも河川はあるもので、そういう場所がどこなのかっ
ていう部分の指定はないけど、とりあえず、そこからは違う場所に置いてくださいっていう
御要望が趣旨ということですね。

分かりました。

江副康成委員長

質疑は今、納得されたみたいで、よろしいですね。（発言する者あり）

いや、質疑の方が特に求めなければ、もうこれでいいです。

それがもともと言ったところで、紹介議員のほうからはそういう形で求めちゃいけません
よという話をしてたもんで。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

紹介議員に対する質疑を終わります。

これより、委員間の協議を行いたいと思いますけれども、質疑の中でかなり請願に対する
趣旨は深まってきたのかなと思ひまして、採決は最終日に行ひまして、取り扱いについて、
この請願の内容を受けて、取扱いに対して御意見とかあれば、ちょっとお聞きはしますけど。

例えば、意見でも、どうぞ。

樋口伸一郎委員

請願の趣旨は理解したんですが、あらかじめ申し上げますと、昨年、令和元年の6月に、まず陳情としてこの件が上がってきて、その中には、大気汚染等を含む様々な案件で、また当時の、ここの今の構成員の前の厚生常任委員会で議論を、執行部もそのときは呼んで協議をした上で、その陳情に対するお答えを書いていると。

それで、次の議会、令和元年9月の定例会、同じ陳情が上がってきておりまして、この趣旨が、鳥栖市水道水の源水を守るため、次期ごみ処理施設建設予定地として、水道水の取水口から離れた場所を求めるといった陳情が出ております。

これに関しても、委員会でしっかり議論をして、執行部も同じく呼んで、委員会としてのお答えを10月2日に陳情者に対してお答えをしています。

今回、請願という形で、新たにつけ加えられた部分等もあるんですけども、またそこに関しても、当時の陳情と同じ部分に関しては、恐らく執行部の見解も変わらず、今進めている状況なので、新たな答えとか方針変更は今のところ議会も聞き及んでおりませんので、その旨の返答になるのかなというふうに思います。

それと、新たに出てきた部分、取水口で、その当時の陳情と違うのは、請願になっているというところなので、そちらに関しては、一応委員会としてもしっかりこういう協議をした上で、執行部との調整も行った上で、委員会としてのお答えを返すという形になるかと思えます。

ですから、改めて、この請願に対して、再度、新しい答えを求めるのは、執行部に対してもですけど、我々としても出しがたいんじゃないかなと思いますので、その方針が変わらないのであれば、昨年度からの経緯を含めた趣旨で委員会としてお答えするのはどうかと私は考えております。

牧瀬昭子委員

先ほど藤田議員との質疑の中で申し上げたかったことを、意見として申し上げます。

みやき町のほうの今の溶融施設っていうのは、溶かす施設なので、温度がすごくかかっている、そういうこともあって20年という短いスパンでしか運営ができなかったっていうことがあって、今回、宮ノ陣さんのを取り上げさせていただいたのは、今回、東部組合で採択されたストーカー方式ということで、同じ形式のものを使われるんですね。

だから、手順として、宮ノ陣だったらなかったかもしれない、鳥栖だったらならないかもしれない、それはあるかもしれませんが、それにしても、やっぱり炉の形っていうのは、みやき町で今やっている西部の分と、今回やる東部の分っていうのはそこに差があるので、不安度がより一層増すというふうに請願者の方はおっしゃっていました。

それは意見として申し上げておきたいところです。

それで、先ほど陳情が上がったのでその内容に関しては同じでいいんじゃないかというお話がありましたが、強く要望されていたこととしては、ここを委員会でやって、ぼやっとした形で子供たち30年間、ここを使い続けるときに、何か事故が起こったってなったときに、委員会何やってたの、何を話し合ったの、これ、本当に問題じゃんって言っていたのに、市民の人たちにどうやって返したのというしっかりした答えがないままに進めて、本当にいいのっていうのを、陳情の次の請願という形で――陳情で止まっていたら問題なかったと思うんですよ。

ただ、これでも止まらない、じゃあもうしょうがないっていう思いで出されてたっていうことを、ぜひ御理解いただきたいなど。

それは、私の意見として述べさせていただきたいと思います。

以上です。

江副康成委員長

2つの代表的なお話を聞きましたけれども、ほかに何かありますか、つけ足し。

竹下繁己委員

私の意見ですね。

先ほど、昨年9月の陳情の対応、どうされたのか、私ちょっとろ覚えなんで、この採決に入るときに、どう対応されたのか、何か文書で配付していただけると助かるというところと、私の意見としましては、大気汚染と水質汚染が心配であると。

この市民の心配であるといういうことは、払拭していかなくてはならないというところだと思います。

しかしながら、私が得た情報では、先ほど藤田議員が御案内されたように、排水は内側で処理するというようなことでした。

それで、大気汚染に関しましても、ダイオキシン類等対策特別措置法に基づく排出基準が国で定めてあって、それよりもなお厳しい排出基準値をもって、これを順守するということが執行部よりお答えをいただいております。

ダイオキシンの検査回数が年1回以上ということですので、年12回してもいいわけであって、その予算等がどうなるかは、ちょっと私も勉強不足ですけども、そういったことで、市民の心配されることを解消することは、それはそれですけども、それをしつつ、このごみ処理場の建設は、私は進めていかなくてはならないと思います。

江副康成委員長

今、竹下委員のほうから御要望ございましたけれども、昨年の6月議会と9月議会ですか

ね、陳情がございまして、そのときの陳情者に対する返答の部分を次回、皆さんに配付したいと。(発言する者あり)

樋口伸一郎委員

補足ですけど、その次の12月に請願が出ています。

以上です。

江副康成委員長

了解しました。

関連ある陳情、請願の部分はお渡しするということによろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員間協議はこの程度でよろしいでしょうか。(発言する者あり)

池田利幸委員

趣旨説明、請願紹介議員の説明をお伺いしよって、要は、排水の面では、市民の皆さんに伝わっているっていう部分、そのまま流れて危ないっていうことで、署名される人も増えていっている中で、基本的には、それはもう源水のまま流されるっていうことを、頭の中に皆さんが思われたからそうなったんだと思うんですね。

その部分とかも含めて、きちんと説明する部分はきちっと説明をやっぱりせないかんっていう部分はしっかりと。

対策している部分に関しては、対策をこうやっていますっていう部分を改めてきちんとお伝えしないと、市民の皆さんは混乱……、基本的に今回、この問題に関して見れば、仮に移動させたら、この問題をそのまま持っていけば、ほかのところに関しても同じことは必ず言われる話であって、要は、本当に、その前の請願でもちょっとお話しさせてもらったんですけど、造るっていうのは別で、大気汚染があるとかそういう部分は、しっかりとそこはそこでやらなきゃいけないんです。

それで、市民の皆さんに正確な情報っていうのは、お伝えしないと、余計な混乱っていうか、皆さんを心配にさせるっていう部分は、また改めて執行部に対しても言っていかなきゃいけないことなんじゃないかなとは思っています。

以上です。

成富牧男委員

言うときます。

やはり、特にこの第4号は、飲み水っていうところですよ、命の水。

だから、そこの周辺だけの問題でじゃなくて、かなり広範囲、万が一の場合は影響するということで出されているものというふうに私は思っております。

だから、万が一のことを頭に入れた上で、最終的に自分の態度を表明したいと思います。

樋口伸一郎委員

先ほどちらっとおっしゃったんですけど、経緯の分かる部分の書類を後日まとめるというふうにおっしゃったんですけど、であれば、途中で改選等もあって、流れが分からないところもあると思うんで、もうこのタブレットにも入ってないところからあるかもしれないんですよ、平成30年9月からも、前委員長のときにももう陳情は上がっておりますんで。

せいけん、過去の始まりから今分かる部分をそろえてもらったほうが分かると思うんですけど。

本当に議論とかをしていないのか、協議をしたのかしていないのかが分かるレベルでも全然問題ないので。

このままじゃ、そうしないと、協議をしないままに、ただ否定されたっていうだけの結果がいつちやうと、池田議員もおっしゃったように、誤解を招いてもいけないので、その辺の経緯が分かる書類だけでも、そろえられるのであれば、あれば参考になるかなという提案です。

江副康成委員長

ということで、参考資料として皆さんに配付するというです。

それに対する質疑等はもう行いませんので。

当然、採決に当たって、それに基づいて、参考にされたらいいのかなと思いますけど。

藤田昌隆委員

今まで上がってきたやつを全部一覧表で出ささいと。一覧表っていうか、どういう内容で出たのか、そういう意味ですよ。ね。（「そうです」と呼ぶ者あり）

分かった。（「それを元という意味じゃなくて」と呼ぶ者あり）

江副康成委員長

じゃあ、私は特につけ加えませんけれども。

それでは、協議を終わります。

暫時休憩します。

午後4時49分休憩

oooooooooooooooooooooooooooo

午後5時開会

江副康成委員長

再開いたします。

本日の委員会はこの程度でとどめたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕



江副康成委員長

本日はこれで散会します。

午後 5 時 1 分散会

令和2年9月15日（火）

1 出席委員氏名

委員長 江副 康成
副委員長 成富 牧男
委員 藤田 昌隆 竹下 繁己 樋口 伸一郎
池田 利幸 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 岩橋 浩一
文化芸術振興課長 山津 和也
文化芸術振興課参事兼課長補佐 今村 利昭
文化芸術振興課文化芸術振興係長兼市民課係長 佐藤 直美
健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長 佐藤 道夫
スポーツ振興課国スポ・全障スポ推進室国スポ・全障スポ推進係長 安川 直樹
スポーツ振興課スポーツ振興係主査 脇 弘人
スポーツ振興課スポーツ振興係主査 佐藤 義勉

市民環境部長 橋本 有功

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 大塚 隆正

5 審査日程

陳情

陳情第9号衛生処理場敷地（旧ため池）の保留水で環境基準値の70倍のダイオキシ

ン類濃度が検出されており、地下水への流入を防ぐため建設中止の陳情書

[協議]

所管事務調査

文化芸術振興の在り方について

スポーツ振興の在り方について

[説明、質疑]

6 傍聴者

2 人

7 その他

なし

午前10時3分開会

江副康成委員長

厚生常任委員会を開きます。

oooooooooooooooooooooooooooooooo

陳 情

陳 情第9号衛生処理場敷地（旧ため池）の保留水で環境基準値の70倍のダイオキシ
ン類濃度が検出されており、地下水への流入を防ぐため建設中止の陳情
書

江副康成委員長

陳情第9号衛生処理場敷地（旧ため池）の保留水で環境基準値の70倍のダイオキシ
ン類濃度が検出されており、地下水への流入を防ぐため建設中止の陳情書について協議をいたしま
す。

お諮りします。

この陳情を進めるに当たっての参考人として、市民環境部長を招聘したいんですけども、
よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、準備のため暫時休憩します。

午前10時4分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooo

午前10時7分開会

江副康成委員長

再開いたします。

橋本部長、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございました。

それでは、本日の陳情書、皆さんの確認の意味で、要旨のみ私が代読しますんで、よろしくをお願いします。

最初の候補地であった衛生処理場跡地（旧ため池）（M7—5地点）では、環境基準値の70倍のダイオキシン類濃度が検出され、この敷地の川を挟んだ東側の井戸（R1B—10の地点）からも環境基準値の0.13倍のダイオキシン類濃度が検出されている。

ごみ処理施設の工事の振動等で、地下水の流れが変わり、旧ため池のダイオキシン類および有害物質が、地下水に流れ出る可能性があるんで、現在の予定地での建設を中止を陳情すると、こういう趣旨の陳情書が上がっております。

理由は以下4点述べられておりますけれども、これに対して、論点といいますか、幾つかあると思いますんで、それごとに、冒頭に確認していこうと思います。

よろしいですか、そういうやり方で。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

まず、確認ですけれども、建設中止を陳情するということのお話で、これ、委員さん皆さんのほうに確認したいんですけど、もう既にこの事業は、佐賀県東部環境施設組合の事業のほうで議決されて施行されているということで、鳥栖市の所管課じゃなくて、佐賀県東部環境施設組合のほうの所管であるということに対しては、皆さん御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですね。

そうした中で陳情書が来ているということで、理由も含めて、言われていることが、もっともだと思えば、我々としては——もしですよ、そういう状況であれば、そこにそういった形をお伝えするということが可能かなというところで話を進めてもよろしいでしょうか。あればの話ですけど。（「今の、伝えるっていうのは、組合に対してっていうことでしょうか」と呼ぶ者あり）

そうです。（発言する者あり）

すいません、指名していなくてごめんなさい。

成富牧男委員

ここでまとまる内容によっては、そのことを事業主体である東部環境施設組合に伝えることもあり得ると。

江副康成委員長

この委員会ですることができるのはそこまでかなということの、まず確認をしたかったんですが、よろしいですか、あれば。

池田利幸委員

今のお話であれば、この陳情協議の最後のあたりで、東部環境施設組合に陳情を出すか出さないかっていう採決を採るということですか。

江副康成委員長

すいません、唐突かもしれませんが、もともと、ここで陳情を受けて、投げる——先程確認したとおり、これ、もう佐賀東部環境施設組合の事業じゃないですか。

それで、ここでも、それもないんだったら、もともこの陳情を協議する意味がないのかなという思いもあるもので、その辺り、陳情した結果として……、当然、それも必要ないという我々の合意もあり得るんですよ。

もし、そこも必要ないというのであれば、この陳情そのものを先に進める理由がないのかなというふうに思いまして、そういう確認でございます。

藤田昌隆委員

先に確認やけど、今度の陳情は、執行部には、市側には出してないわけ、議会だけ？

橋本有功市民環境部長

執行部のほうには、陳情は頂いておりません。

藤田昌隆委員

今までの陳情の流れとか請願の流れは、全部執行部と議会と両方でしておるし、通常の陳情の形だったら、執行部にも出るから、その陳情の内容にも、きちんと検査の上、いろんな経験者まで入れて、それで答弁者っていうか、俺たちにその判断の材料を与えてくれるんやけど、それがないけん、緊急的にしてもらっているんやけど、1つ、成富議員が、その結果によってはちゅうことやけど、結果によってはち、どういうこと。

ほいじゃ、もし賛成やったら報告、反対やったら報告しないとか、そういう意味ですか。

成富牧男委員

そういうこともあろうが、私の気持ちとしては、心配してあるんだから、せめて今から事業を進める組合に対して、こういうところを気をつけてくださいねぐらいは言わないかんちやなかろうかちゅう意味です。

それが私の気持ちやけど、必ずしもそれでここが一致するとは限らないから、さっきのよな表現をしたんです。

藤田昌隆委員

だから、ここに上がってきたことを全部、本当はねちゅうんやけど、場合によってはとかさ、それはないやろうっち、俺から言わせれば。(発言する者あり)

江副康成委員長

すいません、私がちょっと切り出したもので、私のほうで整理させていただきますと、理

由がなければ、陳情者のほうにこうこうこういう理由で、理由がございませんというか、もっと丁寧な言葉ですけれども、お返しするだけということ。

もし、何か理由があっても、我々が陳情者の方に返すだけでいいのか、もしできるっていうのであれば、今建設をされているところに、こういったお話がありますよという形でお伝えすると。

だから、審議の中であるかないかは分かりませんが、結論としてどちらか2つに分かれる形になるということでもいいんですかということに進めていいんですかというお話ですけど。

樋口伸一郎委員

これ、意見になるかもしれないですけど。

江副康成委員長

どうぞ、どんどん言ってください。

樋口伸一郎委員

これは、あくまでも今回は鳥栖市議会に対して出された陳情書ということで、まずは、この陳情者に対して、今回執行部に出されてないということであれば、部長のほうにも参考においでいただいておりますので、議会で、委員会付託で今ここに来ているわけですから、ここの答えは、陳情者に返すということがまず大前提かといいます。

ただ、この委員会の中のコンセンサスが、冒頭に委員長が言われたとおり、うちの所管外になることまで含まれていて、うちでは判断ができないということで、ここのコンセンサスを経た上で、組合にその情報を共有して、組合の判断を仰ぐ必要があるというコンセンサスがここで取れた場合は、そういう組合との連携も要るでしょうけれども。

まずは、議会に対して、委員会付託された、この陳情者に対しての答えをここで出すべきかなと思います。

その次の段階は、あくまでもここのコンセンサスがないと、議会に対して出されている分ですので、まずは陳情者に対してかなと思います。

江副康成委員長

今、樋口議員のほうからまとめていただいて、そういった形、最終的に結論があるなしって――なければそままでなんですけど、あった場合の取扱いは、後に回してということで、まず、陳情の内容について、これから審議していきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それで、代表的なところの論点を幾つか私のほうから橋本部長のほうにちょっと意見を求めてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それで、今回、健康被害が生ずるんじゃないかというような環境基準値の70倍のダイオキシン類が検出されというようなところとかありますように、健康被害が心配されるというお話がありますけれども、これに対して、これまでのいろいろな知見から見て、どういうふうな判断をされるのかなど。御見解を頂いてよろしいですか。

橋本有功市民環境部長

まず、この陳情書の要旨ということで記載ございます前段の部分につきましては、70倍のダイオキシン類濃度が検出されたという部分。

それから、東側の井戸で環境基準値の0.13倍のダイオキシン類濃度が検出されているという事実が書かれているのみでございまして、健康被害云々は、ここには記載ございません。

それで、鳥栖市のほうで、御承知のとおり、衛生処理場敷地につきましては、平成30年度に佐賀県東部環境施設組合が調査を行いまして、それを引き継ぐ形で、昨年度、令和元年度から今年度にかけて調査を実施をいたしております。

それで、今回、数字が出されている陳情の中身につきましては、今年度6月23日に来年度の調査の中間報告という形で、議会及び市民の皆様にもホームページ等で御紹介というか、中身については、報告をさせていただいております。

その中で、様々な結果についても報告をさせていただいておりますので、その内容についてが記載されていると思っております。

その報告の中では、最終的には健康被害のおそれはないというような判断を記載をさせていただいているところでございます。

以上です。

江副康成委員長

まず、今の御見解に対して、委員の皆さんの御認識、そのとおりだと、そう思うという意見も含めてよろしいですけれども、御意見があれば。

牧瀬昭子委員

御報告いただきましてありがとうございます。

その健康被害がないということでの見解だということなんですが、70倍という数字に、やはり市民の皆さんも驚かれてこの陳情だったと思うのですが、市として、その70倍、健康被害は大丈夫ですよと言える根拠っていうのは何になりますか。

橋本有功市民環境部長

中間報告書にも記載しておりますとおり、ダイオキシン類がござい場所が、粘性土で水が浸透しにくい特性がある地層（難透水層）より浅い位置の保有水から検出されております。

す。

それで、周辺の土壌及び地下水が蓄えられている地層でございます帯水層の地下水は環境基準値以下ということになっておりますので、その場にとどまった状態であると考えられるということでございます。

また、環境基準値を超える物質が検出されました土壌や保有水につきましては、地中に存在しておりますので、現状では直接摂取できる状態にないということ。

また、地下水汚染の拡散は確認されておりませんので、健康被害のおそれはないというふうに考えているところでございます。

江副康成委員長

これまでの見解ですよ。

牧瀬昭子委員

それを受けてなんですけれども、その環境基準のことでのお話だったと思うのですが、比べないといけないのは、しみ出ているかどうかというところで、しみ出ませんよという市の見解があったと思うのですが、しみ出ているかしみ出ているかないかというのは、周りの平均値とそこの周辺の基準、基準っていうか、その値、実数っていうのを比べてみないことには、環境基準が1ピコとかだったですかね、その環境基準があったとしても、それより低かったとしても、もともとがもっと低かった場合に、ここはもうしみ出ている可能性があるんじゃないかっていう御見解だったと思うので。

その辺りをまず、この周辺のダイオキシンの数値っていうのを出していただいたほうがいいのではないかなと思うんですが。

それじゃないと、しみ出ているかどうか分からないのではないかと思います。

橋本有功市民環境部長

今、お話しましたように、拡散が確認されていないということと、環境基準値以下であるということで、我々は健康被害のおそれはないというふうに判断しているということでございます。

牧瀬昭子委員

市民の方、情報、その数値を多分知りたがっておられると思いますので、出ていないですよっていうときに、全然、ゼロなのか0.001とか0.1とか、その辺りの数字の見比べでじゃないとそこが判断しにくいのかなと思いますので、その辺りの数字をぜひ出していきたいなと思うんですが。

江副康成委員長

すいませんね、ちょっと委員長のほうから。

これまで同様の趣旨の陳情書とか出ていたんですけれども、その時点では不明のやつが最近発見されて、今質問されているんですか。

私からの質問です。

牧瀬昭子委員

今回、先ほどおっしゃったみたいに、令和元年6月23日に70倍のダイオキシンの報告が出されて、それがしみ出ているかしみ出ていないかっていうのは、その周りの数字を見てみて、例えば、周りがその0.1だったとすると、その70倍っていうのは7ですよ。

それで、その7という数字が、その周りにとって高いのか低いのかっていうのは、この周辺、この周辺が、例えば、0.01だとしますよね。

そうしたら、この0.1で低いねと思っていても、ここの周りからすると10倍出ていますよね。

ということは、ここの周辺は、しみ出ている可能性があるんじゃないかっていうことで、その70倍出たところと、この敷地内の数字と、この外側を通じた外の数字を厳密に比較してみないことには、しみ出たかどうかってのが、環境基準だけでは計れないっていう意味だと思うんですけど。

江副康成委員長

今の牧瀬さんの御質問、ちょっとこの委員会で扱える範囲なのか、なかなか厳しいんやけど、皆さんどう思いますか。

藤田昌隆委員

要するに、地下水の流れがあって、工場をして、振動で崩れて、それで流れが変わって、そこにつち言うんやけど、ほいじゃ、その地下水の流れっちゃ分かる？

敷地内のどういう面にこういう流れがあるのか、それは分かる？（「私に」と呼ぶ者あり）

いやいや、そいけん、調べて、（発言する者あり）ああ、ごめん。

一緒やけん、まあいいたい。

牧瀬昭子委員

私。（「いやいや、やけん、分かっとうかっち」と呼ぶ者あり）

江副康成委員長

そいけん、今の質問、同じようなことを牧瀬議員は聞いているわけで、反対に言う。（「だって、言いよるやん。だけん、ちゃんと陳情にある地下水の流れが、工事する真ん中をどんと大きなやつが通っているのか。さっき言った、しみてどうのこうのっち言いよるんやけど、そういうのがきちんと判別できているのかなと思って」と呼ぶ者あり）

牧瀬昭子委員

そういうのも含めて、ぜひ調査していただきたいなという思いがあります。

そこが分からない限り、そのしみ出ているかどうかというのが判断しにくいというのがあるので、地下水がどこを流れているのか、どういう脈になっているのか、すごく大事なことで私も思うので。

藤田昌隆委員

ごめん。じゃあ、この面積を全部調べろという意味かな。

地点が幾つかあって、例えば、今のこの敷地内に10か所しよるやつを10倍ぐらいやって、調べてくださいという意味かな。もっと調べるところを広げてちゅう意味？

費用がどれぐらいかかるのか分からんのやけど、そこまで費用対効果ちゅうか、大体費用がどれぐらいかかるのかも分からんし、本当にその地下水の流れが分かった上で——いや、崩れるかもしれん、ほんなら調べてくださいよっち、それはなかり。

こういう流れがあって、こういう振動が当たったら崩れると。それがはっきりしとるけん、じゃあ、陳情で建設を中止してくださいよっちいうのやったら分かるけど、あるかもしれん、調べてください、それはないと思うんやけどね。

莫大な費用をかけてするのか——幾らか分からんよ、幾らか分からんのやけど、こうしてエンジニア何とかとか出してあるじゃん。それぐらい分からんかなっち。

いや、しかも、陳情の文章の中に、流れるっていうのを書いてあるけんさ、分かった上で言っているのかなって。

江副康成委員長

牧瀬議員が答えられますか、その話。

牧瀬昭子委員

私もそういう、技術屋さんにはやっぱりお金をたくさん払って、地下水の流れとかっていうのを、技術とか、研究者とか、莫大なお金を払っていただかないとそこは調べられない項目だということを聞いています。

だから、それを私自身が個人的に調べるっていうことは、とてもできないことだということを知っているんで、市民の方からすると、やっぱり地下水が、「どこの方」と呼ぶ者あり）市民の方、こういう環境のこととか、ここで働いたことがある方とかから言うと、この辺りは地下水が張り巡らされているので、そこをしっかりと調査をすべきだという話は聞いています。

ただ、それがどういう深さなのか、どういうふうに流れているのかっていうのは、そこまでは研究してみないと分からない、調査してみないと分からないというふうにおっしゃってました。

そこまでしか分かりません。

江副康成委員長

それなら、ちょっと私のほうからよかですか。

今、牧瀬委員のお話を聞きますと、市のほうは、土壌調査もずっとやっているじゃないですか。

土壌調査の中で、今、牧瀬委員が心配される場所も含まれたところの調査が入っているのかどうかというところなんですかね。

橋本有功市民環境部長

うちのほうで調査を昨年度から今年度にかけていたしております。

当然、専門的な知見を有します事業者に委託して、その事業者が有識者等と確認しながら行っておるわけでございます。

それで、我々としては、当然、環境基準値という数値がございますので、それ以下であるのか、そういう部分が一番大切でありまして、先ほどお答えしましたように、周辺の土壌や帯水層の地下水については、基準値以下であるということが確認できておりますので、その場にとどまった状態であるというふうに考えておるということでございます。

我々は我々としての調査を進めている段階ですので、そこは今年度、詳細調査に入っておりますから、それを粛々と進めてまいりたいと考えております。

池田利幸委員

土壌調査、ボーリングをされている部分って、何メートルまでのボーリングでしたっけ。

深さ、分かりますか。

橋本有功市民環境部長

その具体の部分については、私は承知しておりません。

樋口伸一郎委員

今、流れを見ていて、この陳情書は、地下水に流れ出る可能性がある、だから、予定地の建設中止を陳情されていますよね。

それで、もちろん流れ出る可能性があるもので、周辺——その周辺の範囲もいろいろでしょうけど、そこを調べてくれるっていうような陳情書であれば、それに対する答えになるんでしょうけど。

これは今、地下水に流れ出る可能性について、どのように考えるかだと思うんですよね。

今まで組合とかが調査してきて、継続調査を鳥栖市がしてきたというところですけど、多分、何も基準がなければ、どこまで調べていいか分かんないので、もうエンドレスで調べていかないといけないと。

だから多分、法令的な基準とか基準値があって、それに基づいてはしてきているかなと思

うんですよね。

だから、その後の地下水が流れる可能性について、どのように考えると。

だから、建設中止に対しては、こう考えるっていうふうにひもづけていかんと、建設中止を検討するとか、建設中止は現在のところ考えていないとかいうふうに可能性のところからつなげていかんと、調査の要望に変わってしまうと、陳情書の結論が、周辺の調査の要望とか陳情ではないので、まず、その可能性についてどのように現在のところ考えて、中止についてどういうふうにここで考えるかってやっけていかんと、どンドンずれていかなかんかと思うんですけれども。

可能性については、こう考えとるからっていうところをまず前提においてっていう意見です。

江副康成委員長

今の樋口議員のお話は、当然、最終的には、建設中止を求める陳情、これがイエスかノーかっていうところの話ということですけど、それに対する、その理由のところ、そこまで求めんといかんような理由なのかどうかというところを、今確認しているということで、今、樋口委員が言われたように、可能性がある、心配だと言われる市民の方は、当然、多々おられますよね、どこでも。

そんなところに基づいて、ならば調査せんといかんということで、どこかの基準ということで、環境基準とか、今のところであるかないかという形でやられていて、その手順含めては問題ないような気がするんですけれども。

いかがですかね。

どうですか。

牧瀬昭子委員

樋口委員さんの話からなんですけど、結局、流れ出るのかどうか、流入を防ぐため、建設中止のっていうことなので、防ぐためっていうのが流入をってことなので、流入があるのかないのかっていう判断をここでするべきなんじゃないかなと思うんですけど。(発言する者多数あり)

そのときに、流入しませんよっていうことを言わないと、大丈夫ですと、流入しませんので、進めていいと言えますよということが、今回の結論に、今おっしゃった話だとそうなるのかなと思うんですね。

そうなったときに、流入を防げますと、工事したところでしみ出る可能性はありませんので大丈夫ですっていうのをお返しするのか、流れ出る可能性があるというふうに考えることもできるから、じゃあどういうふうにするかという——それをここで考えないといけないん

でしょうけど、それが一つあるのかなと、今お話を聞いて思ったので。

その辺りが、鳥栖市として、ここは鳥栖市の敷地になっていますので、鳥栖市が、流れ出してしまうという可能性がその工事によってあるのであれば、その判断っていうか、それをどういうふうにして防ぐのか、防ぐのは東部なのか、鳥栖市なのか、そこも含めて、その流れ出る可能性と、流れを止めるため、もし流れると思うなら、止めるため、防ぐためにはどうするかっていう、この2つを考えないといけないのかなと、今お話を聞いて、考えたところですが。その辺りの鳥栖市の見解、もしあれば。

流れ出る可能性を聞いてみたいのですが。

江副康成委員長

今、そういうお話もあるかもしれんけど、環境基準……、何かありますか。

橋本有功市民環境部長

要旨のところと言われておりますのは、前提としてごみ処理施設の工事の振動等で流れが変わると。振動による影響があるんじゃないかということで、中止を求められております。

それで、振動につきましては、環境影響評価書の中で評価項目に挙がっておりまして、建設機械の稼働の部分におきまして、評価といたしまして、予測結果は、敷地境界においては59から70デシベルと予想され、環境保全目標の75デシベルを下回っているということになっておりますので、住民生活にも支障を生じさせないレベルですという評価がなされているところでございます。

以上です。（「今のとは、騒音の話やない」と呼ぶ者あり）

振動です。

藤田昌隆委員

前、旧ため池の中にごみが入って、どうのこうのって、そのときの対応策で、囲い込みを先にすれば、安い費用でできるというふうに聞いていたんですが。

例えば、さっき言ったごみ捨て場、あの面積をずっとすると、幾らかかるか分からん。

それよりも、囲い込みをどっちみちせないかんのだから、その辺を早く進める形でやるというのも私は一つの方法だと思うし、流れをどうのこうのと、振動でとかいうよりは、どっちみちあそこのため池は囲い込みをしないと、あるいは、掘り出してどうのこうのっち、物すごい金がかかる。

それはやめて、囲い込みでやったらいいでしょうって、そういう話を聞いたことがあるんですよ。

だから、囲い込みあたりも今後早めに一緒に進めていくっていうことをやればいいんじゃないかなと私は思うんですけど、いかがですか。

橋本有功市民環境部長

今回の調査につきましては、その調査の範囲——汚染の土壌の範囲とか深さを調べておりました、その範囲が決まって、じゃあどこまで汚染されているのかとかいう部分が分かった段階で、どういう対応するのかという形で進めておりますので、今の段階でどういう対応策をするということは、まだ決定できる段階ではないと思っております。

それで、陳情の要旨は、先ほど申し上げましたように、工事に伴う部分での影響が心配であるということだと思いますので、先ほど申し上げましたとおりの回答になります。

江副康成委員長

ちょっと私のほうで、当然、一部、それでもなかなか不安は残るという方もあるかもしれないけれども、おおよその、一般的な基準以下の部分でということを確認できているということ。

それと、最後の論点というか、今、すいません、橋本部長のほうから、何回も指摘してもらっておりますけれども、今回の陳情は、ごみ処理施設の工事の振動等で地下水の流れに不安があるところの流れが変わって、悪い影響があるんじゃないかなというところなんですけれども。

そもそもの工事の振動というのは、大きな振動が発生するようなことが予想されるんですか。その辺り、もう一回、確認の意味で。

橋本有功市民環境部長

先ほど申し上げましたとおり、環境影響評価書で振動の部分についても評価項目になっておりまして、その中で、工事の実施による影響という部分がございます、そこには、予想結果として、境界敷地においては59から70デシベルと予想され、環境保全目標である75デシベルを下回っているということで、日常生活に支障を来さないレベルというふうに結論がなされております。

竹下繁己委員

市として答えられるのは、環境影響評価とか、今まで調査した経過とか、やっぱりそういうところだと思うんですね。

それで、恐らく陳情書が求めているのは、どんな工事の方法を取るのか、例えば、穴をがばがば掘るのか、昔みたいに、ディーゼルハンマー使って、ガンガンというような、くい打ち機を使うとか、そういった工法的なものは、やはりもう東部のほうに説明を受けてというか、そして、住民にどのような工事をするっていう説明をしてもらわないと、市としては答えられないんじゃないですかね。

江副康成委員長

そうね。そういう意見もございます。

池田利幸委員

基本的に私も一緒にして、昨日、副委員長が資料の提出を求めてっていうところで、東部のほうの財産取得っていう部分のやつを頂いたと思うんですけど、でも、業者もプロポーザルで決まっている、工法も決まっている、けど、基本的には、その部分は、もう鳥栖市の範疇を超えているんですよね。

土地の取得とか権利も全てのことが議決は向こうでされていて、向こうで進んでいる。

それで、工事をどう進めるのかっていう話になると、こちらで橋本部長が答えることも基本的にはできない話だと思うんですよね。

あとは、ちょっと僕、個人的なことで、75デシベルが基準でって言われて、デシベルの振動っていうのが全然想像がつかないのでね。

これ、震度がどれくらいとかいう、そういうような置き換えのやつができるのであれば、僕も参考として聞いてみたいんですけど、ちょっとすいません、デシベルがどれくらいの振動っていうのが、ちょっと私も想像がつかないです。

橋本有功市民環境部長

すいません、私もその辺のことは詳しくございませんで、実は、環境影響評価書に書かれてあるのはdBというふうに表記がされておまして、それがデシベルなのかどうか、ちょっと私、かなと思う感じで申し上げておりますので、その単位の言い方が違うのかも分かりません。

申し訳ございませんで。

樋口伸一郎委員

すいません。

いずれにしても、定められた環境アセスっていうか基準値がデシベルかdBかも分からんですけど、それよりも下回っているっていうところは今の要点だと思うんですよ。

だから、それが実際の揺れとかいうの、僕も分からないですけど、今のところは、しっかり基準値を下回っていると。

ただ、工事の方法も組合でももちろん決められますよね。

今、それに基づいて、工事に至るまでの調査とかは、実際組合から出されている環境アセスの数値がありますんで、それを、窓口となって、今ここにお伝えをされているっていう状況で理解しながら聞いていただくのがいいのかなと。

鳥栖市の判断としてその数値は出しているのではなくて、組合が既に持っている数値を出されているっていう。

だけん、最終決定とかは、もちろんもう組合のほうでしか出していけないんですよ、その数値自体も。

ただ、ここで今出ている数値というのは、あくまでもその組合が持っている数値に基づいて、その基準値を下回っているっていう、御紹介に近いような答弁だと思うんで。

それを理解した上で進めていかないと、例えば、うちの担当課に言えば、全部、何でも返ってくるっていうところのすみ分けができなくなっちゃうと思うんで、そこはちゃんと把握した上で。

基準値は下回っているというところで——数値上は。

江副康成委員長

樋口委員のほうから、まとめっていうか、(発言する者あり)というか、この陳情者は、我々にどういう判断をしていただけるかと求められて、我々が判断せんといかんわけです、実は。

そのための参考として来ていただいて、お話を聞いているということ。

今の専門家のお話からすると、基準値以下で管理されているというふうには受け取れると思うし、それに対する反論は特になかったような。

成富牧男委員

樋口議員が言われたのを前提に、それを私も認識した上でですけど、さっき言われたデシベルの話、あれも、日常生活云々って言われていますけど、その日常生活が何を指しているのかとかもありますよね——もう聞きませんよ、中身は。

あと、結局、今言われているのは、現状はそうでしょうけど、それが振動によってどうなりますかっていう話だと思うんですよ。それはちょっと気になる。

そいけん、気になるっちゃうことは、気になって不安だと。

だから、不安が少しでもあれば、やっぱりそのことを組合のほうに伝えるっちゃうことは大事だと思います。

それは、必ずしもうちは何も関係ないわけじゃなくて、そこには住民がおるし、昨日もありましたけど、水の関係もありますから、積極的に、私としては、組合のほうに、うちから言えることは精いっぱい組合のほうに要請するという姿勢が必要かなと思います。

あと1点だけ尋ねていいですか。

さっきの、今調査中ちゅうのは、どれぐらいを目途にっていう話やったですかね、1回報告は受けているんでしょうけど。(「土壌調査ですか」と呼ぶ者あり)

調査が終わって、2つの選択があるって、さっき出たでしょう。

そこをがさっとやって、別のところに持っていくのか、蓋をするのかっていう話です。

橋本有功市民環境部長

今年度の調査については、一応、委託の期間は3月までになっておりますので、その中で対応方法についても併せて検討は進めたいと思っております。

ただ、今後の対応について、関係の法令とか関係機関の協議も必要になってまいりますので、それらも踏まえた上で、今後の対応については考えていきたいと思っておりますので、この調査が終わる中で、こういうやり方もあるというのが分かりながら、関係機関、関係法令等を踏まえて、対応について判断すると思っておりますので、来年度以降になるのかなと思っております。

牧瀬昭子委員

先ほどのお話の中で、日常生活に支障のない範囲のっていうお話があったと思うんですけど、多分、それが地下に与える影響がないっていうことを言わないといけないんじゃないかなと思うんですね。

日常生活には支障ないレベルの振動ですよっていうのが、地下水に影響を与えませんよっていうのを言わない限り、振動がないから地下水は問題ありませんって、そこがイコールになるのかっていうのは、それはどうなのかなと。

それで、掘っていくので、下に対する影響と上に対するその振動の在り方っていうのは違うと思うんですね。

下を掘っていくので、上に対する影響がさほどなくても、下に対する影響がどどどって、下に対して力は向いていくので、地下水は下にしか流れていないので、上に対する影響がさほど日常生活に支障がなくても、地下水には影響を及ぼすんじゃないですかっていうところを説明しないと、振動に対する影響がないっていうのはちょっと言いにくいんじゃないかなと思います。

江副康成委員長

すいません、私がちょっとまとめてお答えしますと、その部分はね、今までの執行部の御説明の中で、帯水層っていうか粘土層とか、いろんなところ、水の滞留しているところとか、今に対してのお答えみたいなやつは、それが牧瀬議員の疑問に対して100%答えているかは分からんけど、動いてない水の層、そういうところには、汚染されている層、そこには当たらないとかいう整理でお話はされているように聞いていて。

当然、私も今日、心配していろいろ聞いていて、聞きながら納得してきた部分もありますよ。その部分とまた違うんですかね、私は分からないけど。今までの御説明じゃ駄目？

牧瀬昭子委員

しみ出ているかどうかっていうところで、完全にしみ出していないですよっていうのを言い切れるのかっていうところが1つあると思うんですね。

かっちり囲い込みをしたような、最終処分場跡地みたいに、周りをコンクリートで囲んでいますよ、合板っていうのかな、しっかりとしたもので囲まれていますので、絶対に漏らしていませんよっていうことでは今のところなくて、粘土層っていうことなので、土ですよ。

それって、完全に漏れ出さないのかって言ったら、そうではなくて、そこからじわじわとしみ出てくる可能性を考えると、数字で見たときに、漏れ出ているんじゃないですかっていうお尋ねのこの陳情だと思うんですよ。

江副康成委員長

それと、この土壤汚染されているところは、旧ため池のところじゃないですか。それで、今回、北西部のほうに場所が移転して、距離的にもちょっと離れている部分もあるし、その影響というのは、変更されてかなり減じているのかなというふうに、恐らく一般の皆さん思われているんじゃないかなと思うんですけども。

それでもやっぱり、あれだけ離れても影響するんですかね。ということなんですか。

牧瀬昭子委員

影響するかどうかっていうのは、工事の後にその影響が出てくるんだと思うんですけど、現時点の数字を見たときに、もう既に漏れているんじゃないですかっていう、それに、漏れているのにもかかわらず、(発言する者あり)また振動によって、より一層それを拡散させてしまうおそれもあるのではないですかっていう、そういう意図だったと、私は思います。

江副康成委員長

当委員会では、その判断はつきません、申し訳ないけど。

漏れ出るかどうかっていうのは、厳しいと思う。(発言する者あり) と思いますけどね。

それで、最終的には、そういったいろんな御意見あって、不安の部分は、どうしても、もう本当に、証明をそのためにしない限りはなかなか納得されないのかもしれないけど、最終的には、現予定地での建設を中止するというところが今回の陳情なもので、今までの議論も踏まえて、中止するという、この求められている陳情に対して、どうするのかというところの議論にもう移りたいと思うんですけど、よろしいですか。

100%納得されているとは思いませんよ。いろいろ自分の不安、あるいは、不安に抱えている方も含めて、お話は分かりましたけど、最終的には、現予定地の建設を中止することを求められていることに対してどうするかというところになりますんで。

理由は一応、論点を押さえて吟味して話したと思いますんで、今のお話を踏まえたところで、さて、建設中止、現時点でどうなのかというのが、我々に最終的には求められているところだと思いますんでね、それに対して御意見をお聞かせいただければなと思いますけど。

樋口伸一郎委員

私は、今委員長が言われたとおり、きちっと理由となるもの、端折って言えば、地下水に流れる可能性については、部長から頂いた御答弁を踏まえてつけた理由で、建設中止について、委員会としての考え方を結論づけばいいかなと思います。

委員長に同意です。

江副康成委員長

いいですか。（「意見を言ってもいいんですか」と呼ぶ者あり）

ずっと今日は協議で、意見もいいし、分からないところは聞いてもらってもいいし、最終的に、今、最後の建設中止を求められている陳情に対してどうするかというところの御意見を頂いて、最終的な結論を得る場面に持っていきたいなと思っているところですけど。

竹下繁己委員

この陳情の趣旨であります、振動で地下水の流れが変わる、有害物質が流れ出る可能性があるということですよ。

しかしながら、ダイオキシンがあるところを掘るのではなく、汚染されていないところで、しかもそれが75デシベル以下だというような工法を採るということで、その可能性がかなり低いと、私は判断します。

よって、建設中止をするべきではないと私は判断します。

江副康成委員長

なら、お一人ずつ。

成富牧男委員

そもそも最初の委員長の話によれば、東部組合と鳥栖市議会の関係から言えば、中止しますとか我々は言えないと思うんですよ。

中止を求めるってなるとるけれども、我々にそういうあれはないですよ。

ただ、だから、私は少しでもそういう可能性がある、例えば、75デシベルの話でも、橋本部長は話されたつもりかもしれませんが、ちょっと分からないし、その振動によってどうなるかちゅうのは、今は大丈夫ですみたいな、振動によってどうなるかということをお心配されていますので、そういうことを考えるならば、やっぱりそういう不安があると、そして、さっきも言ったように、それが飲み水に関わる問題でもあるし、東部に対しては、こういう議論があった、陳情が出ているので、そういうところも踏まえた上で、工事をする場合には、そういうのが必要じゃないかなと。

そいけん、我々は、直接必要がないとかいうのは、どっちの結論も出せない、いいとか悪いとかいう結論は出せないというふうに私は思います。

竹下繁己委員

東部との関係もあると思います。

成富委員のおっしゃることも理解しますが、この委員会で中止すべきだと、この陳情に応えるべきだという判断があったならば、東部組合に対して、働きかけをしなくてはならないと、議会として、そう思います。

そして、この委員会で中止するべきではないと判断したならば、こういった陳情が上がり、議会としては、こういった判断をしたという報告程度でとどめていいんじゃないかと私は思いますけど。

牧瀬昭子委員

中止するかどうかっていうのを判断するのが東部の役割っていうのは理解します。

ただ今回、上がってきているこの場所に関しては、鳥栖市が判断しないといけない場所だと思います。

この場所自体は、鳥栖市が今管理していて、鳥栖市が調査していて、鳥栖市が今後どういうふうに対応していくかを、今後、今年度末の結果を踏まえて決めますと。

その結果を踏まえたところで、流入してしまう可能性があるんじゃないですかっていうのが今回の趣旨だと思うので、やっぱり流入がないってことを言わないといけないですし、流入があるのであれば、防ぐためにどうするかっていうのを鳥栖市に対して、議会として言うべきですし、漏れていないというのであれば、漏れていないってことを調査した上での数字を出すべきではないかなと思います。

数字自体が、出ているのではないかというような調査報告が上がっているのを受けての、こういった陳情だと思いますので、この理由の下に、M7—5の地点とかR1B—10の地点とかがありますが、調査したときに、その調査の結果が10倍ぐらいずれているのではないかとかっていう話もあったり、基準値を超えているんじゃないかっていう話があったりとかするので、そこも含めて、議会としては慎重に判断をして、流入を防ぐためっていうことであれば、こういった状況ですので、中止を申し入れるなりっていうことが必要なのではないかなというふうに思っています。

以上です。

江副康成委員長

牧瀬議員と成富議員は、そういう御意見をお持ちということは分かりました。

市議会の今までの現建設予定地で建設してくださいと、決議も出したりとか、議会として、我々じゃなくて、全体としてね、そういう意思表示とかもあったりしまして。

そういうところもよく考えながら、やっぱり我々も考えていかないといけないのかなと、そういう部分も含めて思うところがございますけど。

もう池田議員と藤田議員は、特に付け加えることはないですか。

〔発言する者なし〕

いいですか。

樋口伸一郎委員

こうした今回の議会でのやり取りがあったことと、どういうふうな結果が出たかっていうのは、こっちから組合のほうに職員さんが——議員じゃなくて職員さんもおられるんで、情報共有っていう観点からは、多分、普通にこれまでもやってきていますからね、やるとは思いますが、結論がどうであれ。

それと、さっき牧瀬委員がおっしゃった衛生処理場敷地、旧ため池、この保留水の調査とか継続調査とか、その部分は、おっしゃることも分かるんですよね、鳥栖市がやる、継続して、引き継いでいる、そこから先の調査は鳥栖市がやるじゃないですか。

その後の処理、選択肢とかも、その調査を基に、関係機関とかとはもちろん協議しながらですけど、出していくというお答えでしたよね。

だから、今は橋本部長からもおっしゃっていただいたように、環境アセスからの基準値から見た場合の地下水の流れ出る可能性は考え難いと。

それと、あとは、ごみ処理施設の工事の振動等っていうのは、今ある数値から基に推測するしかないんで、断言はできないという状況なんで、そこを踏まえた上で、建設中止については、どのような考え方をそれぞれが持っているかをまとめればいいんで、全員一致にはならないかもしれませんが、私は今、部長から聞いた数字とか方針を聞いた上では、組合の今進めている施工状況をさらに進めていくっていうふうに捉えています。

個人的に、このまま進めていくというふうに捉えているので、そういうふう考えた上でのお答えでいいかなと。

池田利幸委員

今、私も質問させていただきましたし、皆さんの話してこられた部分をお聞かせ願いました、また改めて今までの流れ、定例会の流れを見ながらも、基本的にずっと同じことっゅるか、内容について、もう平成30年9月からずっと議論してきて、説明を求めて、回答もらってっていう中で、今回の陳情第9号の部分は、基本的に言ったら、令和元年9月、ちょうど1年前の陳情、これとおおよそ一緒なんですよね。

この井戸水っていう部分が地下水っていうことで、御説明も——令和元年9月は、私まだ厚生常任委員会じゃなかったんですけど——全員協議会とか全体勉強会とか、そういう部分で御説明いただいた部分、または本会議とか、その話の中で、この井戸水っていうのが地下水なのによって言われていた部分、そこに対しては、もう十分、今まで議論しながら回答を執

行部に対して求めてきた話だと私自体は理解しております。

その中で、私たちとしても、ずっと見解を言いながら、結論じゃないですけど、自分たちの態度、意見っていうのを持ってきたっていう状況の中で、皆さんが言われるように、今回、中止をっていう部分に関しては、もう決定権は向こうにあります。もう、こちらから中止をっていう話では、私自身、個人としては、ないと思っております。

その中で、振動にっていう部分、それは国のアセスの部分が、そういうものを全部込みで基本的に国は決めて、市も大分お金出しながらやってきている話であると思えますので、今回の部分は、私自身の意見としては、東部に対して、市からお話を持っていくっていう話ではなく、事務間の連絡はもちろんあると思えます。

それでもっていう場合であれば、これは鳥栖市へっていう陳情ではないのかなっていうふうに思っております。

以上です。

江副康成委員長

一応、皆さんの御意見をお伺いしまして、結論としての現予定地での建設を中止するという陳情に対しては、これはちょっとノーといいますか、求めないと。

陳情にはお応えできないけれども、振動等で地下水の流れが変わり、ということを書かれていますけれども、何らかの影響があるんじゃないかというところには、一定の配慮を——当然、文書で申し渡すというような形じゃなくて——当然、我々も建設してくださいねって進めている立場の方も多くおられますし。

そういうところも含めて、何らかの形で、この話の内容が伝わるような形で、陳情者に扱ってもらいたいという形をお伝えするというような、まとめ方でお返ししてよろしいですか。

藤田昌隆委員

後は委員長で作って……、

江副康成委員長

陳情協議は、いつも最終日に文案を作りまして、それで最終的にもんで、いいですかという形になっていますので、原案は作りますけど、その原案を作ってもそこでまた180度変わってしまうといけませんので、筋としては、建設中止という陳情に対しては、陳情者に対しては期待に応えられませんが、そういったところには注意をして取り扱われたほうがいいというところは、そういう意見は、応えられる範囲で応えたいというような文案を作ってみたいと思いますけど、よろしいですか。

樋口伸一郎委員

さっき委員長言われた、その建設中止についてはうちではできないがというところは、陳

情者に対しては、ちょっと軟らかくするじゃないですけど、それはうちの範疇を超えるので、判断できかねるがみたいな形にして言ったほうがいいかなと。

江副康成委員長

ごもっともでございまして、おっしゃるとおり、せっかくいろいろ陳情を準備されてやられても、こちらのほうに伝えられるような立場も含めて、今は状況、ステージも違いますんで、そういったところを分かるようにということですよね。

そういう形は、きちっと伝えたいなというふうで、よろしいですか。

池田利幸委員

今回、陳情者に対しては、そういうお答えということで。

東部に持っていく話——もし持っていくのであれば、鳥栖市に対してこういう陳情が上がってきております、鳥栖市議会としては、こういう態度でお答えをしておりますっていう部分しか、基本的には持っていけないはずなんですよね。

それ以上のことは、基本的には持っていけないんで、余計なことというか、今回はもう事実しか、うちから東部の方にお伝えすることは、事実しか、できないっていうところだけ、あまりにも鳥栖市議会の私見を入れて渡すことは、今回の分はタブーっていうか、できないと思っていますんで。

事実確認だけ、ありました、こう答えをしておりますっていうことを伝えていただきたいと思えます。

江副康成委員長

ちょっとごめんなさい、元に戻りますけど、話の流れからすると、一部分だったんでしょうけれども、東部のほうには、この陳情の内容をお伝えしなくて、そして、情報を、こういう陳情の内容を共有してもらおうというような形でっていう御意見があったもので、それが念頭にあったけど、佐賀東部のほうにこういった形でお渡しって、大体、できるのかな。

ちょっと休憩しますね。

午前11時12分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午前11時27分開会

江副康成委員長

再開します。

陳情第9号に関する協議を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時27分休憩

〰〰

午後1時8分開会

江副康成委員長

再開いたします。

〰〰

所管事務調査

文化芸術振興の在り方について

スポーツ振興の在り方について

江副康成委員長

それでは、厚生常任委員会の所管事務調査を行いたいと思います。

まず、今日の趣旨なんですけれども、当厚生常任委員会で、委員会として、我々の任期が来年の11月まであるんですけれども、その任期中に、所管の、あるテーマを設けまして、そして中長期的に、時間をかけてじっくりと調査・研究をして、執行部のほうに御提言という形で、何らかの形で、我々としても協力して、お力になりたいというようなことを考えているところがございます。

それで、今回は、所管の中で、文化芸術振興課とスポーツ振興課、そこを対象を絞りまして、今期やろうと思っておりますので、まずは所管の事務、今やられていること等を、我々が受け取って、一つの啓発といいますか、それをきっかけとして、我々がこれから内容を詰めまして、あるところにテーマを絞っていくためのきっかけづくりを今日していただけたらなと思っているところがございます。

今日、御説明していただくところを深く追及するという形じゃなくて、そんなことも含めて、いろいろな皆さんの関心っていうか、そういったところを深めて、次、それならば、こういったことをしたいなとか、いうところを委員間で協議しまして、ある一定の方向に時間をかけながら進めていくというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず、御用意いただいた資料に沿って、いろいろ教えていただきたいんですけども、順番からいくと、文化芸術振興課のほうからいいですか、先をお願いして。

山津和也文化芸術振興課長

文化芸術振興課でございます。

厚生常任委員会令和2年9月定例会所管事務調査説明資料について御説明をいたします。

まず、1ページ目をお願いいたします。

1ページ目は、市民文化会館の利用状況についてでございますけれども、利用状況につきましては、表のとおりとなっております。

例年、大ホールが180件程度、小ホールも170件程度の利用となっており、稼働率は約6割ということとなっております。

今年度は、コロナの影響で、4月22日から5月末まで休館したこと、また、まだコロナが収束していないことなどから、利用が少なく、8月までに大ホールで16件、小ホール32件の利用にとどまり、利用額も、諸室を含めて370万円程度というふうとなっております。

次に、2ページ目のほうをお願いいたします。

文化祭について御説明いたします。

2ページ目の資料は、出演者と来場者の統計資料をつけております。

市民文化祭につきましては、市民が文化の担い手として、日頃の成果を発表する場を提供するとともに、鑑賞の場や体験教室を通して、新たに文化活動に興味を持つ契機となるよう、市民が文化祭に参加することで、鳥栖市の文化芸術の向上を図ることを目的として、以前は中央公民館や市民体育館で開催されておりましたが、昭和57年以降に、今の市民文化会館が建設され、それ以降は文化会館での開催となっております。

毎年、文化の日を中心に開催し、ステージ部門、展示部門、イベントに分かれて、実行委員会を立ち上げ、開催しております。

来場者につきましては、例年2万人程度の来場があり、多くの方々に来場していただいております。

昨年度からは、花とみどりの祭りも同時開催しております。

今年度は、コロナの影響から、実行委員会において中止も検討されましたが、文化団体の発表の場を奪うことになるという意見が実行委員会から出まして、ステージ部門につきまし

ては、今年度は無観客で行い、その際、演技を撮影し、DVD化して各団体にお渡しする。

展示部門につきましては、市のホームページで紹介するほか、プログラムに各作品を掲載するという方法で文化祭を実施するようになりました。

例年とは違う方法で行いますので、どのような評価になるかはやってみないと分からないところがございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

3ページは、フッペル鳥栖ピアノコンクールについての概要になっております。昨年度の実績概要を記載しております。

サンメッセ鳥栖にドイツフッペル社の古いピアノが展示されております。

終戦間近、2人の日本兵が鳥栖小学校を訪れ、同校にあったピアノで月光を演奏いたしました。2人は特攻隊で、この世の名残に弾いたと言われております。

このコンクールの目的は、この秘話に込められた平和への願いを子供たちに伝え、音楽による平和文化創造を願って実施いたしております。

内容につきましては、全国からの参加を想定したレベルの高いフッペル部門とジュニア部門Aコース、どなたでも参加いただけるジュニア部門Bコースを設けて実施いたしております。

コンクールは全て無料で観覧でき、より多くの人に来ていただけるよう、フッペル部門本選当日には、審査員によるロビーコンサートも開催しております。

特に、フッペル部門は、全国各地から参加していただいております。過去の参加者の中には、国際コンクールに出場し、優秀な成績を残された方や、コンサートのソリストとして出演されている方など、いろんところで活躍されている方々がいらっしゃいます。

フッペル部門の前年度優勝者はオーケストラのソリストとして、ジュニア部門前年度優勝者は室内楽のピアニストとして出演していただき、演奏会を実施しております。

昨年度の1月に開催した演奏会では、605人の方々に御来場いただいております。

また、フッペル部門の上位入賞者及びジュニア部門の1位から3位入賞者は、受賞記念コンサートを開催しております。

昨年度は3月20日に開催を予定し、18名の方々が出演予定でしたが、コロナの影響で中止となっております。

次に、4ページ目をお願いいたします。

文化事業協会についての説明となっております。

資料は、昨年度の文化事業協会で行いました事業の実績を載せております。

鳥栖市文化事業協会は、昭和57年、市民文化会館開館当初に市が設立し、今日まで文化的

な事業を実施いたしております。

協会の役員は、現在19名の理事や監事で構成され、年4回の理事会と、月1回の幹事会を実施しております。

令和元年度の事業実績を4ページに実施して記載しておりますけれども、料金収入を伴うものを補助事業、料金収入がないものを委託事業として実施いたしております。

文化事業協会は、質の高い文化的な各種催し物を行い、優れた芸能などの公演を招聘し、市民に鑑賞の機会を提供することにより、地域文化の向上に貢献しております。

なお、今年度はコロナの影響で、今のところほとんどの公演が中止、または延期となっております。

次に、5ページをお願いいたします。

アウトリーチについての御説明となります。5ページ、6ページは、昨年度のアウトリーチの実績を記載しております。

アウトリーチは、2011年に開催されたラ・フォル・ジュルネ音楽祭のプレ公演という位置づけで実施された事業で、市民の方々へ、特に子供たちに質の高い生演奏を提供し、文化芸術に親しめる環境をつくることで、心の豊かさを育み、地域の活性化や文化芸術の振興につながっていくと考え、各小学校、幼稚園、保育園、また、まちづくり推進センターなどに二、三名のアーティストが直接現地へ出向いて、打楽器や管楽器、管弦楽などの多彩な楽器を用いて訪問演奏を行い、楽器や局の説明や演奏を体験させたりと、ラ・フォル・ジュルネ音楽祭終了後も年間に30公演程度開催しております。

なお、事業実施の際、アンケートを取っておりますが、すこぶる好評で、またお願いいたしますという意見等が多く書かれており、事業実施の励みとなっております。

昨年度は今村病院のデイサービスにおいても実施し、多くのお年寄りの方々にも喜んでいただきました。

また、これとは別に、ちょっと気軽にコンサートということで、商業施設や駅などの人が集まる施設でミニコンサートを入場無料で行っておりますが、昨年度は3月に新鳥栖駅で予定しておりました演奏会がコロナの影響で中止となっております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

サンメッセの貸会議室稼働率一覧ということで表を記載しております。

サンメッセ鳥栖は、貸館を中心に業務を行っております。

地の利のよさから、各地から集まる会議が多く、例えば、九州地区の研修会や、九州地区支店長会議など、各地から集まる会議等が多く、大会議室や会議室の301、501の稼働率は8割を超えております。

ただ、和室につきましては、ちょっと稼働率は低い状況になっておりますけれども、会議として使いやすい会議室につきましては、稼働率は8割を超えている状態となっております。

次に、8ページをお願いいたします。

サンメッセで行っております自主事業についてでございます。

サンメッセにおいても自主事業を行っております。

大きなものとしたしましては、鳥栖カップ争奪ジュニア将棋大会、おはなしフェスティバル、そのほかに、カルチャー教室、ととけっこー、いっしょにつくろうなどです。

鳥栖カップ争奪ジュニア将棋大会は、ジュニアチャンピオン部門とジュニア部門に分けて、将棋好きの小中学生を集めて、特にジュニアチャンピオン部門は、遠方からの参加者が多く、白熱した対局が見られますが、今年度はコロナのため、実行委員会により中止となっております。

また、おはなしフェスティバルは、読み聞かせサークル等が工夫を凝らしてサンメッセの各所で集まった多くの子供たちに読み聞かせを行うものでございます。

以上で、資料の説明を終わらせていただきます。

江副康成委員長

ありがとうございました。

続けて、スポーツ振興課関係のほうをお願いいたします。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

それでは、スポーツ振興課関係分について御説明をいたします。

もう既に御承知かと思っておりますけれども、本市は平成3年8月にスポーツを文化として捉え、健康の増進と体力の向上を図り、明るく豊かで活力に満ちた潤いのある文教のまちづくりを目指すこととするスポーツ都市宣言を行っております。

平成23年8月にはスポーツ基本計画が施行されておまして、地方自治体は、スポーツ基本計画を参酌し、その地域の実情に即したスポーツ推進を図ることとされております。

それらのことから、本市のスポーツ振興の施策の柱として、生涯スポーツの普及振興や、スポーツ団体と指導者の育成及びスポーツ環境の整備を3つの柱として、各種事業を実施しているところでございます。

資料のほうにつきまして、1ページをお願いしたいと思います。

1ページには、スポーツ振興課の推進体制及び事務分掌を掲載しております。

スポーツ振興課職員、課長含めて15名でございます。

今年の7月1日に国スポ・全障スポ推進室が設置されております。

スポーツ振興課の中には、スポーツ振興係11名と、先ほど御説明いたしました国スポ・全

障スポ推進係3名がおります。

事務の分掌につきましては、ここに記載しておりますスポーツの振興及び指導に関すること、(2)体育施設の設置に関すること、(3)体育施設及び鳥栖スタジアムの管理運営に関すること、それから、(6)のスポーツ推進委員に関することなどを事務分掌としているところでございます。

また、表の下のほうに書いておりますけど、体育施設に関しましては、22施設ございまして、この22の施設を会計年度任用職員20名で管理運営しているところでございます。

スタジアムが4名、北部グラウンドが3名、市民体育館、市民球場、市民公園庭球場の3つの施設を6名となっております。

また、陸上競技場、弓道場、アーチェリー場及び相撲場が4名、庭球場が3名、市民体育センターにつきましては、シルバー人材センターへ委託をしているところでございます。

また、スポーツ振興課の振興に関わる指針としましては、第6次鳥栖市総合計画の中に記載されておりますリーディングプロジェクト、6多様な文化が息づくまちをつくるプロジェクトに該当しておりまして、具体的な取組といたしましては、②のスポーツを「する・親しむ・見る・出場する・応援する・支える」機会の充実を図ります。

③のスポーツ施設の整備・利用促進を図ります。

それで、ここには記載しておりませんが、スポーツ団体、指導者の育成を行いますという3つの具体的な取組を行っているところでございます。

2ページをお願いいたします。

スポーツ振興課の年間行事を表にしております。

左側がスポーツのイベント、右側のほうにスポーツ教室ということで表しております。

スポーツイベントにつきましては、7月から8月の夏休みにかけてまして青少年体力づくり事業として、主に小中学生を対象とした少年野球の大会、ソフトバレーボールの大会、バドミントンの大会を実施しております。

8月下旬におきましては、クロスロードスポーツレクリエーション祭の選考会を実施しております。

10月には、市民体育大会、並びに市民スポーツフェスタを3年間でこの市民体育大会の地区大会、町区大会、そして、市民スポーツフェスタを実施しております。

10月上旬には、県民スポーツ大会が県内で開催されております。

11月中旬には、クロスロードスポーツレクリエーション祭、これは、久留米市、小郡市、基山町、本市含めた3市1町により、ニュースポーツによる交流を図るための大会でございます。

次に、12月から1月にかけて、緒方孝市さんによるベースボールクリニックを開催しております。

また、1月中旬から下旬にかけて鳥栖市ロードレース大会を開催しております。

また、3月上旬から中旬にかけて鳥栖市スポーツ・レクリエーション祭を実施しております。

右側のほうにスポーツ教室、書いておりますけれども、ミズ・フレッシュスポーツ教室につきましては、主に女性を対象としたニュースポーツを実施しております。

若さはつつ教室につきましては、主に高齢者を対象として太極拳、ヨガの教室を各地区まちづくり推進センターで実施をしているところでございます。

地区スポーツ教室につきましては、市内の8地区のスポーツ推進員さんと共催で、各地区でのスポーツ教室を毎年行っております。

また、障害者向けのスポーツ体験会ということで、市民パラスポーツフェスタというのを実施しております。

それから、サガン鳥栖の巡回サッカースクールということで、市内保育園を対象にサッカースクールを実施をさせていただいております。

トレーニング指導事業につきましては、市民体育館の諸室、トレーニングルームにおきまして、市民の体力測定、それから対応トレーニングの指導を実施をしておるところでございます。

また、地域スポーツ活性化事業ということで、総合型地域スポーツクラブでありますフィッ鳥栖へ鳥栖市の事業を委託して、幾つかの事業の実施をお願いしているところでございます。

3ページをお願いいたします。

3ページには鳥栖市の体育施設を記載しておりまして、1番目の市民体育館から22番目の市民体育館諸室までが鳥栖市の体育施設ということで記載をしております。

説明については、省略をさせていただきます。

4ページを御覧ください。

4ページにつきましては、今御紹介いたしました体育施設22施設の過去5年間の使用日数、使用件数、使用者数、使用料等を記載しているところでございます。

以上、簡単でございますけど、説明を終わります。

江副康成委員長

ありがとうございました。

それでは、今、説明していただいたところで、関心が強くあるところ、気になるところ、

あるいは、今日説明がなかったところでも、何か聞いておきたいこと等がありましたら、せっかく執行部の方に来ていただいておりますので、いろいろ教えていただきたいなと思いますので、聞きながら、あるいは御意見も交えてお話ししていただければなと思いますけれども、いかがでしょうか。

池田利幸委員

すいません、文化芸術のほうでちょっとお伺いしたいんですけども、説明資料の4ページですかね。

鳥栖市文化事業協会事業実績。

これ、共って書いちゃるとと主って書いてあるのは、共催と主催なんでしょうけれども、共催の場合ってというのは、補助を出しているだけになるんですか。

山津和也文化芸術振興課長

共催と主催の違いですけども、主催につきましては、文化事業協会が事業を買い取って行う事業、または、企画して行うような事業につきましても主催事業ということになります。共催につきましては、各イベントからチケットを約300枚とか400枚とか買い取りを行いまして、イベントとともに一緒に行うような事業を共催というふうにしております。

池田利幸委員

ありがとうございます。

いや、ちょっと見ながら気になっていたのが、共催とかもそうなんですけど、主催にしても、大ホールをずっと使って、令和元年度の事業であって、大ホールを使っても、入場者数がえらくまばらっていうか、例えば、高嶋ちさ子さんって全国的なバイオリニストでも、796人とか、主催の部分で名曲の花束、大ホールを使っていて385人とか。

大ホールを使っているのにとか、全国的に知名度がある人のやつでもえらい入場者数が少ないのは、イベント側が寄せられなかったのか、それとも、共催として鳥栖市がどう関わっていたのかなっていうのが、ちょっと興味がありまして。

山津和也文化芸術振興課長

実は、鳥栖市という土地柄なんだろうけれども、クラシックコンサートに関しましては、なかなか集客が難しく、例えば、名曲の花束でありますと、1,500人のところを、これ、福岡のほうですと1,200人とか、8割方入るような事業なんですけれども、鳥栖市で行いますと、400人弱ということになっております。

また、中止にはなっておりますけれども、9月22日に開催をする予定でしたウィーン＝ベルリンプラス・クインテット、台風のために中止になったんですけども、これも400人程度の集客というか、チケットが売れなかったということで、なかなか、クラシックコンサート

に関しては、鳥栖市におきまして、開催する場合には苦慮をしているところでございます。

以上です。

池田利幸委員

ですね。

これ多分、令和元年度の実績であると思うんですけど、ずっと今までそうだったんだろうなって。

それで、これって、市民文化会館とかには大体公演予定が貼り出しされていて、佐賀テレビとかで広告出してはあるんですけど、僕もそうですけど、市民の皆さんが、この有名な人たちが来てやっていますとかいうやつも、なかなか知らないんじゃないかなってという部分。

それで、ここに来られている方、本当にジャズに興味があってっていう、鳥栖市以外の方とかが来られてて、鳥栖市の方っていうのは来られているのかなってという思い、要は、あっていることを知らないっていう方が多いんじゃないかと。言いたいのは、もったいないんじゃないかなってということがあって。

そういう中で、取組じゃないですけど、今までそういうことがあるのに対して、鳥栖市として、PRしてみたりとかいうことはあったのかな、どうなのかなって。

多分、なければ今から先もずっとこうなんだろうなっていう気がするんですけど、どうですか。

山津和也文化芸術振興課長

まず、事業につきましては、必ず市報のほうには掲載をしておりますし、チラシにつきましても、全戸配布や全戸回覧等を行っているところでございます。

また、近隣での催物で、類似したような催物がある場合には、必ずそちらのほうに出向き、チラシを配付をさせていただいているところでございます。

また、テレビ局等の共催になりますと、今、池田議員がおっしゃられたように、必ずテレビでのコマーシャルで周知をしているところでございます。

以上です。

池田利幸委員

ですね。

今見て、すみません、私もそのまま言っているんで、もったいないからお願いしたいなっていう。

それと全く同じ理由ですけど、定住・交流センターの調理室、もうほとんど利用がない状態じゃないのかなって、5.4%、4.9%、8.4%。

まだ市民文化会館の調理室のほうは三十何%かそれぐらいのやつがあるんですけど。

この定住・交流センターの調理室、これは、部屋を貸しますっていうのが基本のスタンスだとは思いますが、要は、せっかく調理室があるのに、借り手があんまりないっていう状況がずっと何年も続いているんじゃないかなあって思うんですけど、それに対してはどう思われていますか。

山津和也文化芸術振興課長

表でお示したとおり、調理室につきましては、少ないときには5%程度、多くても平成30年度が20%ということで、ばらつきはあるところでございます。

池田議員御質問、御指摘のとおり、サンメッセに調理室があるということを知らない方が多いんじゃないかなというふうに思っております、今後、定住・交流センターのほうにも調理室があるというようなところをPRしていきたいと思っております。

池田利幸委員

ありがとうございます。

単純に今、資料をまとめて見させていただいて、見た中で課題点っていうのは、明確に見えている部分、今、ばって見させていただいて、あつて思う部分がやっぱりあるんで、そういう中で、課題点っていうので、どうやったら使っていただけるのか、あるやつを使ってももらえないのはもったいないって考えて、使ってもらうためにはどうしようっていうのを、ぜひ考えていただきたいなと思いつつながら、ここから先、そういう話を多分していくんだろかなと思うんで、いいですけど。

資料を見させてもらって、そういう部分があったっていう意見だけお伝えさせていただいておきます。

藤田昌隆委員

ごめん、2点。

まず、1点目が、フッペル鳥栖ピアノコンクールの中で、フッペル部門、これは、九州内の佐賀県の人数の中で、佐賀県の人はずで、一番多いのは関東とかなんやけど、これはどういう意味かな。

誰も興味がないの？

山津和也文化芸術振興課長

フッペル部門につきましては、ちょっとレベルが高い方が来られまして、大体、東京芸術大学とか、東邦音楽大学とか、そういう有名な大学を出られた方、または、在校生の方が出席されまして、なかなか佐賀県内にいらっしゃる方が参加できないっていうか、レベルに達していないというような状況で、参加をされないものだと思います。

藤田昌隆委員

いや、もう昔から、このフッペルピアノコンクールっちゅうのは、自分でもよく知っているぐらいで、正直言って、びっくりしたんやけど、そんなに九州のレベルっちゃ低いと。

山津和也文化芸術振興課長

佐賀県のレベルが低いっていうか、佐賀県内には大学とかでもピアノを専攻をするような学科等もございませんし、有名な専門学校っていうか、そういうところもございません。

それで、佐賀県内でピアノをされている方につきましては、ピアノ教室に通われている方ってというのがほとんどとなりますので、どうしてもそうなるとフッペル部門ではちょっとレベルが高過ぎて、ジュニア部門に参加するというような傾向になっているところがございます。

藤田昌隆委員

いや、このフッペル鳥栖ピアノコンクールを始めた最初の大きな目的っち、何？

さっき説明しよったけど、特攻隊に行く前にピアノ弾いて行ったっち、そんだけのこと？

いや、要するに、佐賀県、何人かおって、どンドン……、じゃあ、これ優勝したら、全国的に影響あるわけ。

山津和也文化芸術振興課長

優勝されましたら、今度ほかのピアノコンクールとかに出られるときのプロフィールの中に、フッペル鳥栖ピアノコンクール優勝とかいうふうに記載されるところでございます。

藤田昌隆委員

いやいや、っちゅうことは、全国的には名は通っていると。

鳥栖フッペルピアノコンクールで優勝したら、ほかの大きなコンクールのときに、いや、この人は鳥栖フッペルのコンクールの優勝者ですっち、そういう紹介の仕方とかあるわけ。

ごめん、ちょっと分からんけん言いよるとよ。

山津和也文化芸術振興課長

フッペル部門につきましては、審査委員を東京芸術大学の教授の先生にさせていただいておりますし、先生の御紹介で参加される方とかもいらっしゃいますし、ちょっとレベルの高い参加者の方がいらっしゃいますので、フッペル鳥栖ピアノコンクールというものは、全国的には大きくは知れ渡ってはないと思いますけれども、ある程度は大きな大会だということになっているものと思っております。

藤田昌隆委員

ほいじゃ、これ、運営費とか幾らくらい出しよった。

もう、ごめん、申し訳ないけど。（「350万円」と呼ぶ者あり）

山津和也文化芸術振興課長

鳥栖市のほうから350万円の委託料が出ておりまして、そのほかに、久留米運送さんのほうから寄附金というか、協賛金として250万円出していただいております。

また、参加料が合わせて200万円ほどにはなっておりまして、事業的には、「1,000万円近くあるじゃん」と呼ぶ者あり）オーケストラとコンサート等、全てを含めまして、900万円から1,000万円の間になっております。

藤田昌隆委員

1,000万円もぶち込んでよ、それで、県内では参加がゼロ、全国でも……、何か、ごめん、フッペルに対するイメージと現実があまりにもかけ離れとったけん、ちょっとびっくりした。

だから、もう少し門戸を広げるっていうか、みんなが、さっき言ったそのピアノ教室に行っている子とかね、その辺も、高いレベルだけでなく、もう少し地元に貢献するようなコンクールにできんかなっちゅうのを、ちょっとごめん、答弁は要らん。

それともう一点。

ラ・フォル・ジュルネの流れで、アウトリーチをやっていると。

ほいで、ラ・フォル・ジュルネをやったときに、各学校でアンサンブルとかね、ずっと回って、物すごい評価が高かったんよね。

それで、俺、そのとき、ラ・フォル・ジュルネが終わった後に、まさかこういうのをやっているっち思わんやったんよ。

それで、さっき二、三人で行って、していますということやけど、これは、出演料とか、全部ボランティアやないやろうけん、すごいお金になるかなと思って。

こんだけ毎月、毎月よね、ほぼ。

どれぐらいかかっているの。

今村利昭文化芸術振興課参事兼課長補佐

このアウトリーチのアーティストにつきましては、大体プロの方をお願いをしております、うちのほうで1人当たり2万円ということで決めておりまして、その根拠といたしましては、鳥栖市の謝金の基準表がございますので、そこの大学教授が日額2万円となっておりますので、それに合わせて、そういう金額にしております。（「1人2万円で、大体1施設が3人とか4人やったら、6万円ぐらいたいね」と呼ぶ者あり）

山津和也文化芸術振興課長

申し訳ございません。

アウトリーチ事業につきましては、予算は200万円ほど使っております。

藤田昌隆委員

意外と分らんっちゅうか、いや、これはすばらしいことだと思うよ、実際に評判はよか

ったけんね。

ということなんやけど、そいばってん、こういうのも、もう少し……、これは学校だけ、学校とか幼稚園とかなっとるんやけど、もう少し、これ今村病院のとか、こういうやつがあるやん。

お年寄りとかね、まちづくり推進センターでやったとか、これは違うでしょうけど。

ここも、学校だけじゃなくて、どっちみちするなら、そういう高齢者福祉センターとか、もう少し、学校とか絞らずに、もう少し広げたいかなと思いました。

以上です。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

今、言われた分やけどね、私、ずっと質問が出た中で、池田委員からも出たけど、結局、スポーツのほうば見てん、最初、何のためにちゅうところば出してあるよね、第6次総合計画にこういうふう位置づけていますと。

やっぱり、そこら辺もできれば含めて、私たちもしっかり知っておかないかんよとぼってん、そういう資料も——見りゃよかろうもんって言われるかもしれんけど、欲しいところですね。

さっきからずっと出よる、何でそういうお金ばかけてまで、あまり入らんごたつとまでするのとか。

まず、大きい問題では、そういうことを申し上げたいと思います。

それで、よく言われる、何を指標に、これをしたらこうなるから、これをするんだと。

単なる人数だけでもないと思います、私も。いっぱい入ったけんよかと。

それは、有名な、大衆性のある歌手なり演劇やったら、当然、いっぱい入りますよね。

いや、さっきんと対しても、やっぱりきちっと答えないかんよ。

我々にきちっと答えるってことは、市民に答えることでもあるけんね。

いや、こうなんですよって。それはもう、確かにこれだけしか入っとらんばってん、こういうクラシック、確かに、今こんぐらいしかありませんと、人口は。

でも、むしろ広げないかんのですとか。そういうのも必要かと思うんですね。

それと、もう一つ、そういうのは今からおいおい話していくんで、もう一つ気づいたのは、アウトリーチ——そっちで言わせれば、出前コンサートなどでもいいんやけど——それも、できれば、一定レベルの人、さっきのフッペルじゃないけど、鳥栖市のお出かけコンサートに各家庭とか、いろいろなところにお出かけしていくコンサート等に出演できるということは、一定の箔がつくみたいなの、そういうのが要ると思うとですよ。

そういう意味では、例えば、さっき言われた音楽の著名な先生か何か言いよったけど、必ずしもそうじゃなくて、九州レベルの人でもいいけどね、オーディション、一定程度の人を

見つけ出すオーディションみたいなのも、宣伝も併せて、出前コンサートに出場できる、したい人はいませんか、ただし、オーディションがありますみたいな感じで。そういうのもやっていかれてはいいかなと。

それと、さらにさっき言われた、もっと広げたらって意味では、例えば、ファミリー、家庭でのコンサートとか、そういうのもいいんじゃないかなと、少人数でね。

ただし、そこら辺になると、逆にそっちが、いや、そういうことは、こういう目的ですから駄目ですよっちゃうのがあるかもしれんけどさ。

だから、最初言った、何のためにこういう事業をやるのかっていうのがないと、やっぱりいろいろ疑問が出てきます。

以上です。

江副康成委員長

ありがとうございました。

ちょっと今、文化芸術ばかりやけど、スポーツのバランスもちょっと。

竹下繁己委員

じゃあ、ちょっとバランスを取って。

御説明ありがとうございます。

教えてもらいたいのは、スポーツ振興課の年間行事のページですね、2ページ。

これは、スポーツ振興課の主催事業ということでよろしゅうございますか。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

ここに記載しているのは、主に鳥栖市スポーツ振興課の主催事業でございます。

竹下繁己委員

恐らく、共催とか後援とか、そういうのも含めると、まだいろいろ事業があるんじゃないかと、相撲大会とかも入ってないけん。どがな携わり方になっとるのかなあとか思っているんですけど、ほかにもそういう、携わり方が違うけどやっているよっていう事業もありますよね。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

今、お話がありましたように、各種目協会主催のいろんな大会がされておりますので、そこには、例えば、市長杯とかあつたりしますし、共催とか、内容によっては後援とか、それぞれの競技レベルに応じたといいましようか、対象等に応じて、様々な大会が多く実施されております。

以上です。

竹下繁己委員

すいません、確認ですけど、今後ずっと私たちは協議していくということですよ。

江副康成委員長

どういうところに関心があるかも含めて、皆さんに知ってもらいたい部分もあるもので、いろんなところから聞いてもらったありがたいんですけど。

竹下繁己委員

よろしかったら、次回、こういう会議の際には、この主催事業、共催事業、後援事業等の、例えば、参加人数がこのくらいで、市からの予算をこのくらいつけているとか、これは名義後援であるとかいった資料をつくっていただけると助かるなあと思うところです。

それと、この主催事業の中で、例えば、もう時代がずっと流れて、昔は参加人数がたくさんいたけれども、今まではちょっと人数が少なくなったとかいうことで、例えば、大会の開催の見直しであるとか、もしくは、新しくこういう大会を主催しようかなあとか、そういった考えって、市側にはあるんでしょうか。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

当然、時代に即して、種目とか内容については検討すべきと考えております。

そういった中で、今やっているのが、こういう大きな大会が残っていると。

例えば、クロスロードスポレク祭とか、鳥栖市のスポーツ・レクリエーション祭の中身、種目の内容については、見直しを図ったりとか、種目を増やしたりとかはしております。

それで、おっしゃったように、新たな大会をやるとなると、また、そこは予算の関係もあったりとかしますし、今の事業の兼ね合いとかありますので、そこは、いろんなことを考えながら、どういうものをするかいいのかを検討しながら、前に進んでいきたいと考えておりますけど。

以上でございます。

竹下繁己委員

よろしくをお願いします。

私たちもいろいろ協議していきたいと思っております。

こう見てみると、何か、鳥栖らしさがもうちょっとほしいかなあ。

鳥栖といえば緒方孝市、いいでしょう、鳥栖らしい。

鳥栖といえば、やっぱりサガン鳥栖とか。

そういったところに特化して、鳥栖スタイルというか、そういったのも取り入れていけたらいいなあと思っているところです。

池田利幸委員

さっき竹下委員も言われたんですけど、鳥栖らしさ、要は、これ書かれていない部分、サ

ガン鳥栖の鳥栖の日っていうか、そういう関わり方とか、要は、鳥栖市として、目標として、鳥栖の中の健康面をつくっていかんといかんっていうことと、また、スポーツであれば、鳥栖市をアピールできる場でもある。

その中で、何を取り組むかとかいう……、多分、僕らが今から所管事務調査ってやっっていく中で、ある程度全部教えていただいた中で、ここに問題点があるんじゃないのとか、ここをもっと改良できるんじゃないのとかいう部分ば多分、やっっていくと思うんですね。

だから、今日出していただいたのは、根本的な資料であって、これを見て、今回は、うちからの要望が、大まかな事業内容でっていうふうに言われていると思いますけれども、ここから、この部分に対しての詳細資料をくださいっていう部分で話を進めていくと思いますけれども、できれば、鳥栖市の本当の思っているか、どう進みたいんだとかという部分を伝えていただいたら、僕らの道筋っていうか、どうやるんだって見えるんですけど。

現時点で、実際、じゃあ何を所管事務調査しますって言われたときに、僕らの判断ができんっていう部分がかかなり強いです。(発言する者あり)

藤田昌隆委員

いや、ただ看板に、スポーツ都市宣言とか言ったって、ほいじゃあ、何やっているんですかっちゃうことなんよ。

それで、はっきり言うと、鳥栖には、サガン鳥栖と久光スプリングス、それがあって、その辺をもう少しうまく利用して、回してほしいなあっち。

そうせんと、ただやっている事業、してあるけど、本当にそれがスポーツ宣言なのっち。

スポーツ宣言、宣言するからには、前向きないろんな動きをするのが初めて宣言して、普通やったら、もうわざわざ宣言せんでいいっちゃけん。

スポーツ宣言っち、そこまで言うんやったら、スポーツを通じてこういうことをやりたい、経済にも貢献したいとか、そういうのをぜひお聞かせ願いたいんですが。

スポーツを通じた宣言をすることによって、どういう効果を目的でやってんのかです。

お願いします。

簡潔明瞭。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

失礼します。

まず、スポーツ都市宣言につきましてのスローガンですけども、スポーツで明日へ運ぼう愛と夢というスローガンの下にやっております。

それで、すいません、平成3年にスポーツ都市宣言をやっておりまして、これから30年ぐらいやっています。

それで、当時、平成3年やったときには、このときにクロスロードスポレク祭が始まっています、久留米鳥栖広域交流ということで。

これは、ほかの市町ではやっていなかった事業で、取り組んだという記憶があります。

これを契機に、いろんな施設、例えば陸上競技場ができたりとか、市民弓道場ができたりとか、いろんな施設整備は図ってきております。

その後、スタジアムができて、いろんなことも多々あったと思うんですけども、今はスポーツ環境の整備を図りたいんですけども、それができていないというのが一つの大きな課題かなというふうに認識しております。

イベントに関して言うと、やはりマンネリ化してきている事業もあるかと思っておりますので、やっぱり時代に即してといいますか、ニーズに応じて、ライフステージに応じていろんなイベントを組む必要があると思っています。

ですから、先ほど出ましたサガン鳥栖とか、久光スプリングさんがホームタウンでございますので、そういったところと連携しながら、いろいろ、バレーとサッカーに限らず、プロの持っているノウハウとかを生かして、指導者育成とか、子供のスポーツを通しての育成とか、青少年健全育成であったりとか、そういったものやっていきたいとも思います。

あと、別の見方をすれば、地の利がいいですから、例えば、スポーツコミッションとか、スポーツコンベンションとかありますので、そういったところにも手を広げてもいいんじゃないかなとは思うんですけども、そういう場合については、その施設、受け皿がもっと大ききなところが必要とか、いろんな面もありますが、既存の施設でもできないことはない。

例えば、グラウンドゴルフに限ると、いろんな九州大会とかをやったりしていますし、各種目協会でもいろんな努力されて、いろんな大会を誘致して、できるだけ地元の経済を活性化するような形もやっておりますので、そのスポーツをどういう切り口でやっていくかと、いろんな施策があるかと思っております。

ただ、スポーツ振興課として一番やらなきゃいけないのは、やっぱり市民の方が気軽に運動ができる、スポーツができる環境を整備していくということが一番かなと思っております。

それは、大きな御旗かと思っておりますけれども、国は、成人の方が1週間に1回でも運動をしましょうというのを65%以上と定めています。

ですから、できればそれに近づけていきたいというのが、第1の目標かなというふうに思っています。

そのためにどういった事業を展開していくのかというのが僕らの課題かなというふうに認識しています。

藤田昌隆委員

今、どこの市町も観光なり、いろんな人を呼べるものをつくりたいと、一生懸命になって考えよるわけですよ。

それで、今、人を一番集められるのは、スポーツなんですよ。

それで、さっき言ったように、九州はバレーが強いとか、サッカーとか、そういう集客力のあるものをがんがん育てれば、下手にいろんな、アウトレットまがいのことをせんでもよ、スポーツをすることによって、開くことによって人を集められる、非常に簡単に。

しかも、上は大人、下は小学校から。

だから、そのためには、施設、さっき言われたように、もう30年たっていると。

しかし、肝心のグラウンドにしたって、野球場にしたって、オフィシャルなやつやない。

全部中途半端、何一つない。

まず、そこから問題解決が1つと、やっぱり人を呼べばお金を落としてくれる、大きな経済効果があるんですよ。

だから、そこを踏まえて、勝負すべきときには、金を突っ込んででもすべきかなっち。

だって、下手なものをつくるよりは、よっぽどみんなの関心度も上がって、私はいいと思うんですよ。

だから、その辺を考えて、ぶち込んでくださいってことです。

そうすれば、スポーツ都市宣言の名に恥じぬ……、このままやったら、下ろしたほうがいいっち、看板を。何もしていなのと一緒にやけん。

以上です。

江副康成委員長

ありがとうございます。

何か、1つテーマができそうな感じの雰囲気が出ているんですけども。(発言する者あり)

ほかにもいろいろ、よかったら、樋口委員と牧瀬委員も言ってもらおうと。

牧瀬昭子委員

御説明いただいたので、全体の像が分かったので、ありがとうございます。

今回、コロナで、いろんな方が参加できなかつたり、利用したいと思っていた方ができなかったということで、いろんな声を聞いてあると思うんですよ。

それで、そういうときだからこそ、文化とかスポーツってやっぱり大事だよってというのが、より一層高まった期間だったんじゃないかなあと思うんですけど、それが結局、何のためにやるのか、そこが原点だったりするのかなあと思うんですけど、この間、何か感じられたこととか、やっぱりこれが必要だよなと思ったと、実感されたこととかがあったら、双方からお聞かせいただければなあと思うんですが、いかがでしょうか。

山津和也文化芸術振興課長

コロナの関係で、文化事業につきましては、ほとんどが延期とか中止とかいうふうになっておまして、これにつきましては、当会館で、チケットを買われた方につきましては、中止になりましたよと、延期になりましたよというような御連絡をしているところでございます。

そのときに頂く御意見といたしましては、やはり、残念だと、私、見たかったのになあというようなことで、コロナの影響でって言うと、それは仕方ないことですねとは、言いながらも、やはり、文化事業については開催をしてほしいと、自分はこの公演を見たかったんだというような強い思いを感じ取るところでございます。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

コロナ禍という未曾有の経験を今しているわけで、小さな問題から大きな課題とかいうのも、当然あります。

やっぱりサガン鳥栖の支援にしても、三密を避けるために、観客が物すごく減らされた、減ってきていると。

ですから、見るスポーツという面から見ても、非常に厳しい状況にあるというふうには思っていますし、やっぱり今回、体育施設を閉めざるを得ない状況の中で、何ができるんだろうと、逆に。

個人で、自宅でできるスポーツとか、気軽に運動できるとか、そういったノウハウが我々にはちょっと不足していたなという反省点はありますね。

ですから、やっぱりスポーツっていうのは自発的というか自主的にやっていくものですから、たとえ施設がなくても、自分たちで何かできる運動とかそういったものの情報とか、そういったものも必要じゃないかなというふうには思ったところです。

あと、施設がやっぱり不足しているんだなという感じは受けています。

例えば、学校の施設が今回、かなり長い期間、閉館といたしまししょうか、されましたので、当然、我々の公共施設に集中してきました。

その中で、やっぱり受け入れられないというのが多々ありましたので、そういったものをどう解決していくかっていうのが一つ大きな課題として残っております。

以上です。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

すごく原点だった言葉を頂いたなと思うんですけど、本当、文化で言うと、やっぱり食べ物でもないし、すぐにこれがないからといって、死ぬわけではないと思うんですよ。

人間生活の中で最初に削られていく、そういうものかなって思いがちなんですけど、やっぱり災害とかコロナみたいなことがあると、人間としてどう楽しむかとかってというのは、やっぱり文化だったりするのかなってすごく痛感したところでした。

ここをなくしては、人間として、喜びとか生きがいとか、思いとか感動とかってというのが、本当にここ、大事だったんだなっていうのを思い出させてくれることだったのかなと思うので、ぜひ市民の方々がこれから……、すごくいい事業をたくさんされているんだなというのを今回、思ったんですよね。

それで、以前、フツペルのことで質問させていただいたときに、ピアノの先生がおっしゃっていたのが、日程ってというのが学校行事にちょっと噛んじゃっていて、なかなか参加の募集ができないと、応募ができないってお話があったこともあったので。

ちょっとそこは細かい話になるのであれですけど、そういった意味でも、いろんな状況のことを聞いていただいたりとかで、また進めていただきたいなというのを、ちょっと要望でお伝えして。

それで、スポーツのことでいくと、ずっと引き籠もっていると、どんどん衰えていくこの筋力というので、本当に生きていく上で必要だったなっていうのを再認識させてもらって。

それで、先ほど、施設がなくてもできることがあったんじゃないかなということ言うと、ヨガの先生とかがネット配信でされていたりとか、筋トレのやり方をみんなでやってみようということだったり、鳥栖でいくと、こども育成課さんがユーチューブでアップされていたりとか、そういうので結構発信をされていたので、すごくいいなと思ったんですよね。

だから、例えば、そういったネットを介して、施設を使ってこうですよという配信をしていただくとか、施設が開放できたら、こんなことをやりたいなっていうのをより一層喚起するようなことをしていただけたら、より一層いいのではないかなあと思ったりしております。

施設が足りなくて、やれないことはもちろんあるとは思いますが、今あるもので最大限に生かしてやっていけることを、また今後、一緒に探していけたらなと思って、聞いておりました。

ありがとうございました。

樋口伸一郎委員

今回の、こうした機会を契機に、グラウンド新設に向けた前向きな協議を、執行部、委員会ともどもに、より具体的に行っていただきたいと思っています。

終わります。（「何でできないのかね」と呼ぶ者あり）（「アリーナもほしいな」と呼ぶ者あり）

江副康成委員長

今、皆さんがお考えのところの話を知ったということで、みんなでやれるところがどこかなというのは、模索が今後しやすいのかなと思います。

それで、ここでテーマをぱっと決めるわけにも、あまりにもあれだから、できれば、おおよそやれそうだなというような話もあると思いますんで、よかったら執行部の皆さん来てもらっているもので、執行部に確かめ確かめ、より具現化っちゃうか、テーマにして先に進められるかなというような情報収集も含めて、ちょっと相談でもしてもらって——できるのであれば、程度はいいんですけど。

それで、次回は、どこかテーマを1つに絞って行って、とにかく我々も、あと1年ぐらいしかないものですから、1年かけてやるぐらいの重みのテーマを。

そして、それなりの……、着手ぐらいしかできないかもしれませんが、何か爪痕やないけど、少し形に残せるぐらいの——例えば、来年度の予算に、そのちょっと少し形でも見られる範囲の進め方をするとか。

そのぐらいの目標で思っておりますんで、いろいろ御意見があって、こういう機会だから、今日もお聞きして、お話されて、すぐ改善じゃないけど、そんなことがいいなというお話も聞けたんじゃないかなと思うけど、それはそれとして、ちょっと中長期的に、1年かけて、何かの足がかりにでもなるような、委員会として、1人じゃできないけど、みんなでやるとできたというぐらいのレベルのやつを一つまとめたいたいですから。

次回まで——次回はいつするかは、ちょっと今日は決めませんが、おいおい話し合ってもらって、自然とこのテーマでというような話が出てくるといいなと思っております。

藤田昌隆委員

文化で1事業っていうか、目標っちゃうか。

それから、スポーツで1つ目標を立ててっていうことで、本当はね、執行部からやなくて、こっちから、議員、俺たちが決めて、何をしたいんよねっち、これを少し前に、全然進んどらんから、半歩先に進めようっちいうのを決めてから執行部に振ってあげたほうが、振って、これできますか、こういうふうな考えっち、何かいいアイデアあるっていう形にしたほうが一番スマートやない？

江副康成委員長

その辺のやり方も含めて、執行部も、本当、後押しがあったら、これ絶対いいと、市民のためになるというような話も聞けるかもしれんし。

それも含めたところで、何か具現化してもらいたいなと思いますんで。

藤田昌隆委員

いや、そいけん、話を戻さんで、そう提案しているだけで。

はいじゃ今、こういう形で、まずこっちで決めてしたらどうですかちゅう話やけんさ。

江副康成委員長

いや、そいけん、私が言っているのは、こっちで決めるんですけど、決めるときに、あまりにも確率が悪いやつはいかんから、言うならば、こんなことをちょっと提案しようかなと思うけど、どうかというぐらいの、ちょっと軽いことをしてもらって、その反応を含めて、（「そいけん、最初の投げ水をこっちできちんと投げてやって、それで、いや、これはちょっと難しいですけど、そういう意見まで含めてよ、もう一回、きちんと時間を取ってせんと」と呼ぶ者あり）そうです。

その準備の期間……、「そのためには、議員同士で一回話さんといかんっちゃん」と呼ぶ者あり）

こういう公式の場もいいんですけど、やっぱり非公式に、ちょっとお茶飲みながらのほうが進むときもあるけん、そういう部分も含めて、何らかの形で、気運が醸成したときについていうか、そういったときにまた招集しますんで。

成富牧男委員

ちょっと気になったのが、予算っていうのは、別に来年度予算じゃないわけですね。

江副康成委員長

いや、目標は来年に反映させといたがいいでしょう。

成富牧男委員

来年度予算って結構、（発言する者多数あり）間に合わんと思います、私は。（「そいけん、することをまず決めて、それについて予算がついてくれば、そのときにすればいい」と呼ぶ者あり）

あえて委員長が言われたので、確かめたんですね。

ただ、私は、さっき言いましたけれども、スポーツの在り方の2ページ目の一番下、第6次。

これ、じっと見ておったら、文化も入っとるっちゃんね。

具体的な取組の③で、スポーツ施設の整備・利用促進を図りますとか、具体的に向こうが示してあるやつで、さっき話題になったようなやつもあるんで、何で進まんのですかみたいな、こういう執行部が掲げている中で、課題になりそうなやつも一つの方法。

向こうは向こうで、提案で言いよんしゃるけど、ということです。

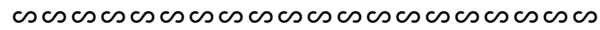
江副康成委員長

ちょっとごめんなさい。

予算というのは、来年予算を準備する話であって、令和4年度の話ですよ、もちろんね。

成富牧男委員

加えて言うと、今この総合計画、次の総合計画が始まるとよね。
そういう意味では、ちょうど合うと思います。



江副康成委員長

ということで、本日はこの程度で終わりたいんですけど、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

また執行部の皆さん、いろいろ御協力よろしくお願ひします。
終わります。

午後 2 時 21 分散会

令和2年9月16日（水）

1 出席委員氏名

委員長 江副 康成
副委員長 成富 牧男
委員 藤田 昌隆 竹下 繁己 樋口 伸一郎
池田 利幸 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長	岩橋 浩一
健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長	小柳 秀和
社会福祉課地域福祉係長	久家 嘉男
子ども育成課長	林 康司
健康増進課長兼保健センター所長	名和 麻美
文化芸術振興課長	山津 和也
健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長	佐藤 道夫
市民環境部長	橋本 有功
市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長	佐藤 敦美
市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐	
兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長	天野 昭子
市民課長	野下 隆寛
国保年金課長	古賀 友子
市民環境部次長兼税務課長	三橋 和之
環境対策課長兼衛生処理場長	佐々木利博

4 出席した議会事務局職員の職氏名

5 審査日程

現地視察

斎場（河内町）

小動物焼却炉（真木町）

陳 情

陳 情第5号「新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む医療機関への支援」に関する要望書

陳 情第9号衛生処理場敷地（旧ため池）の保留水で環境基準値の70倍のダイオキシン類濃度が検出されており、地下水への流入を防ぐため建設中止の陳情書

〔協議〕

自由討議

議案、請願審査

議案乙第18号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案乙第19号令和2年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案乙第20号令和2年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案甲第38号鳥栖市税条例の一部を改正する条例

請 願第3号高田・安楽寺周辺を大気汚染から守るためゴミ処理施設の予定地変更を求める請願書

請 願第4号次期ごみ施設予定地の変更を求める（飲み水を守る）請願書

〔総括、採決〕

6 傍聴者

5 人

7 その他

な し

自 午前10時

現地視察

斎場（河内町）

小動物焼却炉（真木町）

至 午前11時30分

oo

午後 1 時27分開会

江副康成委員長

厚生常任委員会を開きます。

oo

陳 情

陳 情第5号「新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む医療機関への支援」に関する要望書

陳 情第9号衛生処理場敷地（旧ため池）の保留水で環境基準値の70倍のダイオキシン類濃度が検出されており、地下水への流入を防ぐため建設中止の陳情書

江副康成委員長

まず、当委員会に送付されました陳情第5号、陳情第9号について協議をいたします。

お手元に、委員長案を配付しております。内容を御確認ください。

この提案について、御意見等がございましたら、お伺いいたします。（「両方ですか」と呼ぶ者あり）

両方、2つ始めていますので。

牧瀬昭子委員

この内容については、昨日話し合われた中身ということで、住民の方の不安感ということに対して、最後、最大限の注意を払うべきものとしたというのを、委員会として、そこを踏まえましたよということが書かれてあって、その部分に関してはよいと思います。

ですが、中段のところ、ダイオキシン類が水に浸透しにくい特性がある、浅い位置の保有水から検査されているということなのですが、その場にとどまった状態であると考えられるということに関しては、この場ではそういうふうな橋本部長からの情報でしたので、それに対して、そういうふうな受け止めましたというお考えだとは思いますが、私の意見としては、この状態であるかどうかということが今まだ数字の上では分かっていないので、その検査は、本来はすべきだということを意見として申し添えておきたいなと思っております。

以上です。

江副康成委員長

ほかにございますか。

〔「ございません」と呼ぶ者あり〕

それでは、陳情協議を終わります。



自由討議

江副康成委員長

続きまして、委員間での自由討議を行います。

今回付託された議案を含めて、議員間で協議したいことがございましたら、発言をお願いいたします。

池田利幸委員

今回、国の特別臨時交付金を使った自治体の活用方法の中で、いろいろと鳥栖市としても経済対策、また、生活支援をやってきているわけでございます。

それで、国の特別定額給付金の1人10万円っていうのを、国民の皆さん、受け取られているわけですが、その期限が、4月27日時点で、住民基本台帳に記載のある者っていうふうなことがあります。

そういう制限が国のものに関してございます。

要は、4月28日以降に生まれた新生児の皆さんは、国の支援、また、県、市が独自に行っている支援でも、現時点で何も支援を受け取ることができていないっていう状況になってお

ります。

政府としても、7月7日の発表で、そういう新生児に対しても、国の臨時特別交付金を使って、その対象から漏れている人たちに対して、給付を行うことも容認しますっていう意見も出しております。

その中で、本市としてもぜひ4月28日以降の新生児に対しても支援を行っていただきたいっていう思いがございまして。

委員の皆さんの御賛同があれば、委員会として、その支援を受け取ることができていない方々に対して、支援をしていただきたいということを要望していただきたいなと思っておりますが、皆さんいかがでしょうか。

藤田昌隆委員

今、池田議員が言われたのは、日にちを区切るというのは、ある程度必要ですよ。

それで、実は、私の孫も27日に生まれたんですよ。ですから、もらえんのやな。

それで、国に対して要望するのか。それから、これ、鳥栖独自でやってほしいというのか。

要するに、2つ方法、国に対しても要望する、市に対しても要望する。そうしたら、特に市に対しては、予算金額、大体どれぐらいになるのか。

どれぐらいの声があるのか。それ以降にもらえんやった人が全部欲しいって言ってんのかね。その辺の%とか、その辺は。

ただ1人、2人声として上がっていますとかじゃ困るんよね。委員会として要望するわけやけん。

ということは、大体どれぐらいの人数が対象外になっているのか、その辺は分かりますか。

(発言する者あり)

江副康成委員長

ちょっと待ってくださいね。

今、もう事実上、自由討議に入りかけておりまして。(発言する者あり)

いやいや、まず議題を決めてから始めますんでね。

ちょっと、始めてもらっちゃあれなんですけど。(発言する者あり)

ほかに自由討議をしたいというものがあれば、まず出していただきたい。

竹下繁己委員

今回の一般質問で、これ、議員の名前を言っていないんですかね。

江副康成委員長

ちょっと、言ってもらわんと分かん。

西依議員の一般質問で、市独自の貧困対策推進計画の作成努力をしなくてはならないと国

から御達しが来てておりまして、その実態調査をするための調査アンケートが県任せで、県下で6,000世帯、本市は638世帯という御答弁がございました。

この638世帯、市内の小中学校で言いますと12校。県立の中高合わせますと16校ですよ。言うたら、1校で40世帯ほど。

あまりにも抽出数が少な過ぎると西依議員も言っておられましたけれども、私もこれはあまりにも少な過ぎると。市独自で子供の貧困対策推進計画を策定するには、あまりにも少な過ぎる。

ぜひ、全世帯といえますか、この抽出数をもっと多くすべく、市独自でアンケート調査をすべきだと、私は執行部に要望したいと思いますが、委員会としてしていただきたいと思いますが、皆さんどうお考えかというところを議題としていただきたいと思っております。

江副康成委員長

ほかに議題にしたいと思われている方、いらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

いいですか。

それでは、今2件自由討議の申し出がございましたが、それぞれ、できれば時間を取って自由討議をしていきたいんですけども、それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

最初に池田議員のほうから自由討議の申出がございました、4月28日以降に生まれたお子さんに対する特別定額給付金の議題に入らせていただきたいと思えます。

それで、先ほど、もう藤田議員のほうから質問といえますか、御意見ございましたので、その分に対して、池田委員のほうからまず回答といえますか、お願いいたします。

池田利幸委員

先ほど藤田委員のほうから御質問いただきました部分で、まず、何人いるのかっていう部分なんですけれども、今年度、令和2年度の出生予定数っていうのが、全部で668人が本市として今想定されております。

それで、4月27日までに住民基本台帳に記載されております新生児、要は、4月1日から4月27日までで46人でございます。

だから、現時点で、現状といたしましては、46人の新生児がもらえて、668人なんで、差引きしたら、620人ぐらいの新生児、要は、学年で言ったら、その子たちが同じ小学1年生だったときは、同じ小学1年生ってなって、46人もらえて、620人は全くもらえていませんよっていう状況が本市で起こる予定っていうか、想定になっております。（「ということはよ」と呼ぶ者あり）

江副康成委員長

ちょっと最後まで答えてから。

池田利幸委員

あと、国へ要望するのか本市でやるのかっていう部分の問いなんですけれども、基本的に、国の自治体に対する特別交付金の考え方っていうのが、国が定めた期日とかがありますので、そこから、要は、縦振れ横振れって言われる、その制度的に支援の対象から外れる人たちに対しては、各自治体で問題が違いますので、それをするために、交付金を支給しますっていうふうなことで、一次で1兆円、2兆円の3兆円を現在国が出している。

ということの考え方からいくと、臨時交付金、もらった部分を踏まえて、本市で独自で行っていただきたいっていうのが、私の意見の趣旨と言いますか、その中身になります。

以上でございます。

藤田昌隆委員

要するに、まだ生まれてない人もその620人に入っているわけ？

まだ赤ちゃんとして世の中に出てきていない人にも、ともかく今年度内だから。

そういう意味ですか。

池田利幸委員

そうなります。

その趣旨っていうか、ここは私の私見かも分かりませんが、要は、この臨時交付金の使い道っていうのが、基本的に、令和3年度内に使い切るっていう部分でもありますし、今から生まれてくるお子さん、お母さんのおなかの中に十月十日入っているわけでありまして。

そしてそのお母さんたち、コロナの状況など、本当に大きなストレスを抱えながら、今、出産の準備をされている方もいらっしゃる。

おなかの中に入っている状態の赤ちゃんたちっていう部分まで含めたら、今年度内っていう部分、どっかで線引きっていうのが要るっていう部分は、もちろん私も承知しておりますし、実際に7月臨時議会の中で、こども育成課のほうから、現高校2年生、3年生に対して、児童手当を受け取れていないっていう部分、要は、現高校1年生は、その支援の時点で中学3年生の年代でありましたんで、高校1年生は、制度的に1万円受け取れますっていうふうにしてあるんですよね。

そこで、同じ高校生の中で、2年生、3年生は受け取れないから、まず、そこに1万円渡しましょうって、実際に鳥栖市としてもその予定人数が1,700人で1人1万円、1,700万円を予算化っていうことで、もう給付をしているっていう。

考え方でいきますと、そのこの制度のすき間の部分を埋めていこうっていう考えの下に鳥栖

市もやっているっていうことは、全く何も受けられていないその年代、令和2年度に生まれる新生児に対して、公平に支援を行ってもらってもよろしいんじゃないかなっていう部分がございます。

藤田昌隆委員

ちょっと今の高校生と中学3年生で、予算的には1,700万円ぐらい言いよったろう。

ほいで、今度の新生児、生まれてくる予定の1人10万円やろう。

金額は違う？

幾らくらい。

池田利幸委員

特別定額給付金の期限拡張っていう考え方でいけば、1人10万円ってなってしまうんで、6,600万円っていう金額がかかってくると思うんですよ。

だけど、そこは、確実に10万円を渡しましょうじゃなくて、鳥栖市自体として考えるのが、やっぱりそこまで渡せないから5万円って言ったら3,000万円ですよ。

3万円っていう話であれば1,800万円。

それで、仮に児童手当、ここでは1万円渡してあるけん、全く渡していないから、そのこの世帯に対しても1万円は給付しましょうって言えば、660万円ですよ。（発言する者あり）

その金額自体、絶対に10万円丸々やってくださいっていうのは、もう実際に、臨時交付金、各課でもう協議終わって、一旦渡していますんで、その財源を6,000万円も出せるのかといたら、それはかなり厳しい話だと思っているんですよ。

だから、金額は、10万円、絶対っていう話ではございません。

藤田昌隆委員

最初、話聞いたとき、1人10万円——6,600万円ぐらいその予算が要ると。

もう一つ、最初に話したように、物を決めるときには、期限を区切っているのが一番難しいんですよ。

当然、今度みたいに、その以降の人とか前の人は受け取られんとか。

それで、今回特に心配なのは、まだコロナが収束していない。

それで、今回して、来年度収束するというのが分かるとけばあれやけど、また来年度、本当に丸々、1年かかるのか、2年かかるのか。

それで、果たしてその予算がどうなのか予測はつかんのよね。

だから、今回、委員会で要望として執行部に出すんやったらよ、1つは、金額を下げてるのか。

来年度はまだ収束してないんで、次のやつはまた検討をお願いしますっていう、次の段階

の準備も――出すならね、必要だと思うんよね。

だから、その辺も、できたらもう少し練り直して――いや、時間はないよ、確かに。インフルエンザももう入ってくるし、委員会として要望出すのは簡単やろうけど、ばってん、出して、できるだけ通したいけんね。

その辺を、もし、今度の議会中にまとめて……、できるならもう一回まとめてもらってせんと、何か、なんとなく今、じゃあ、私は10万円くださいって言っただらね、ううんっち思ったけど、いや、1万円でもっちは最後はなるんやったら、ちょっと腰が弱いかなっち。

だから、ちょっと、飛松議員と相談した上で出し直してくれと、一番はね。

樋口伸一郎委員

今、池田委員がおっしゃった内容そのものは、マイナスになることじゃなくて、今からプラスになることなので、そんな反対するかって言ったら、反対すべきものではないのかなという内容なんですけど、今、各会派の代表として委員会に来ているじゃないですか。

今、この委員会の自由討議の中で今初めてお話をお聞きしている部分なので、もちろん、公明党さんの代表の飛松議員もそうだし、今、藤田委員が言ったように、各会派で議員さん方の意見、会派を代表して来ているので、その辺りも聞いてきた上で、議会としても、きちっとした形にしてっていうところが僕もちょっと必要じゃないかなっていうのは、一つ思います。

この中でぼんと決めたら、もう事後報告なっちゃうんで。

江副康成委員長

委員長として、ちょっとまとめじゃないですけども、(発言する者あり)なら、どうぞ。

成富牧男委員

左に同じなんですけど、やっぱりさっき藤田議員からも出ったように、財源も含めて、それから、4月27日って、国が決めたのは決めたなりのそのときの考え方があったらから、そういうのも、ちょっと不勉強なところもあるけん、知りたいというのものもあるから、ちょっと今すぐには、「その辺も含めて」と呼ぶ者あり) うん、っちゅうふうにはならん。

お金は、鳥栖市の場合は、その気になれば出てくるとも思うばってんが。

ということです、以上。

牧瀬昭子委員

子供さんがおなかにいるお母さん方からも、鳥栖市は、商店とかはすごく支援しているけど、子育てには支援がちょっと薄いんじゃないのと、周りの地区を見て言われることがあります。

それで、先ほどおっしゃったみたいに、既におなかの中にいるのに、ここにも人権がある

のに、この子にはもらえないのかって思っているお母さんの気持ちは、すごく切実で、しかもコロナ期で、いつリストラに遭うのかも分からない、もしかしたら、遭っているかもしれない、そういう御家庭があることを考えると、是が非でもやっていただきたいところで——今は私の個人的な意見なんですけど、思いがあります。

そこも含めてもう一度持ち帰って、そこは、ぜひ前向きに、私としては推進をしていきたいなと思いました。

以上です。

竹下繁己委員

今議題になっておりますことは、もう一般質問でされたことで、全てお答えはその場で、議場で答弁していただいたことを御紹介いただいているということですが、人数とか全て議場に出ていました。

やはり財源も必要ですし、既にもう4月28日から生まれて、5月生まれ、6月生まれ、7月生まれ、8月生まれ、4か月間たってて、もうその格差は既に実感されているんですよ、市民の皆さんは。

これを支援しますというのが、今、ぼすっと支援しますと言わなくてもいいとは思うんですよ。

これは、何か月か時間をかけて、4月28日生まれの方、令和2年度生まれの方までは支援しますという、そういう施策のやり方もあると思うんですよ。

それは、もう私が執行部に要望するならば、そういったことができるように調査・研究をしてくれないかというような要望は可能だとは思うんですね。

見捨てるというか、既にそういう方々がいらっしゃって、それを救い上げる鳥栖市の姿勢ってというのが、あまりにも冷た過ぎるんじゃないかなというのは、個人的に思うところであって、私たちも会派の意見を取りまとめておりませんので、一度持ち帰らせていただければと思っております。

江副康成委員長

皆さんの御意見が出たというところで、非常に重要な問題提起であることは間違いないというふうにお聞きしまして、この議論というのは非常に重要だと思うし、できれば、継続審査ということで、次回、あるいはしかるべきときに、また内容を会派的にも固めて、執行部のほうには、明瞭に、分かりやすい形で要望できるようにしてはどうかなというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

池田利幸委員

本当に、私自体は、問題提起ということで今回させていただいて、私としても、実際に支

援策の中の庁内会議っていうところで、一旦テーブルに乗ろうとしていた話ってというのは、もちろん分かってはおるんですけども、その中で、もう一回、そういうところに目を向けていただきたい。

今、1次、2次、3次って鳥栖市の支援策っていうのを打ち出してきている。

その中で、もう財源も使っているってというのは、もちろん分かっていますし、第4次的に支援をします、鳥栖自体として支援策を打ち出しますっていうことも出てくるとは思うんですよね——そこは分かりませんが。

そういう次の支援策の協議の場では、そこをもう一回考えていただきたいっていうのが、今回、私が出した根本的な意味合いではございますんで。

それは、会派で皆さん持ち帰っていただいて、議論を深めていただけるっていうのは、私としてはありがたいことだと思っております。

江副康成委員長

今後、鳥栖市議会としても真摯に向き合いながら、当然、国及び他市町の動きもあってくる可能性もありまして、そういったところも総合的に判断して、次の議会、あるいはその先が知りませんが、できれば直近の議会で、また再度こういう形で議論できればなと思いましたが、継続審査ということでよろしいでしょうか。（発言する者あり）

藤田昌隆委員

持ち帰るにしても、さっきの金額の面とか、その辺もある程度、情報としてくれないと、先には進め……、「可能な限りじゃ駄目ですか」と呼ぶ者あり）可能な限り、1万円でもいいとかさ、それじゃ困るんで、例えば、もう一回、提案者としてきちんと出して、どういふふうにしてもらいたいとか、いつまでにとかさ、その辺を出してくれんと、いや、5,000円でもいいっち言いよったよっち言うわけにはいかんやろうもん。

そいけん、もう一回、きちんとした形で出してくれて、それを会派に持ち帰るといふ形にしたほうがいいと思うんで。

江副康成委員長

この委員会ももう本日が最後でありまして、持ち帰って、この場で再度ってことはもうできませんので。

今の趣旨及びこの委員会以外のところでも議論していただいて、当然結構ですので、内容を詰めていただいて、進めていただければなと思えますけど。

樋口伸一郎委員

例えば、意見書を上げるときに、A4の紙みたいなので趣旨が分かるようなものがあるじゃないですか。

今、持って帰るとしたら、口頭でやり取りした中身をできるだけ的確に持って帰って、それに対して会派でいろんな意見を聞いてくるという流れになるんで、何か、数値とかまで細かく全部とまでは言わないので、そうした、こういうことを伝えたいというような趣旨的なもの、簡単なものでもいいんで、あるほうが分かりやすいかな、伝えやすいかなって、また、語弊なく伝えられるっていうのもあるんで。

そこはちょっと検討いただければなっていうのが1点。

あとは、会派の件でちょっとありましたが、成富先輩のほうより頂けるということなので、譲ります。

成富牧男委員

会派持ち帰るっちゅうのを委員会で聞いたのは、私、何か初めてのような気がするったいね。

ここは、たまたま皆さんそろってあるけど、ほかの委員会に行ったら、そこだけは——うちも例えば、建設経済におらんとか、あるやないですか、基の会もそうやし。

そいけん、実質的には、皆さん会派に相談はされるんでしょうけど、それぞれの議員がっちゅうことでいいのかなと思います。

それが1つと、あと、それぞれ優先順位だから、もう今日、提起されたから、当然、今の話を優先的にやるのは当たり前ですけど、今言われたように、まだほかにも、例えば、竹下議員が今から提起するような話も出てくるかもしれん、ほかにも個別に。そういうのは、当然、引き続きやるっちゅうことはいいですよ。

江副康成委員長

当然、鳥栖市議会に議案として出されて、委員会に付託されているやつの判断は、皆さんが共有しないといかんもんで。

そういう意味では、会派に持ち帰るという言葉がありますが、今藤田議員が言われたのは、最終的には、皆さんの、21人の鳥栖市議会の承認というか、賛同を得られないようなやつをここで話もしてもしようがないもんですから、話を会派で共有するために持ち帰ったらいかがかということだと思し、樋口議員のお話は、池田議員のほうで、できれば、どこから見ても皆さんの意識が共有できるような形のやつを御用意をさせていただきたいな。

せっかくいい発案をしてもらっているけんが、あと1つ御足労じゃないけど、汗をかいていただきたいなと思いますが、よろしいですか、お願いして。（「はい」と呼ぶ者あり）（「意見書ば出しゃいいっちゃん、公明党に」と呼ぶ者あり）（「俺もそれは思いよった」と呼ぶ者あり）（「意見書は思ったんですよ」と呼ぶ者あり）（「そのための意見書やけんさ。よう分からん意見書ばかり出してさ」と呼ぶ者あり）

ちょっと今、混乱しておりますので。

どなたか手を挙げてから、代表して言ってください。

藤田昌隆委員

連立政権を組んでいる公明党さんに意見書で出したが一番早い。

以上。

江副康成委員長

そういう方法もあるということかも知れないけれども、意見書まではいかなくても、一応もう一回継続審議したいけんが、何か出されんですか、どういう方法でもいいけん。意見書が一番いいかもしれないけどね。

ということで、この議題はこれでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

じゃあ次に、竹下議員のほうから御提案ありました貧困対策のほうについて、話を進めたいと思います。

提案の理由っていうか、趣旨説明、竹下議員の方からお願いしてよろしいですか。（「もう一回」と呼ぶ者あり）

もう一回。

再度仕切り直します。

竹下繁己委員

じゃあ再度、御説明させていただきます。

現在、国のほうから子どもの貧困対策の推進に関する法律がありまして、それに基づいて、子どもの貧困対策推進計画を策定する策定努力ということを提唱されております。

これは、県もつくりますし、市町も独自にこれをつくる、努めるようにと規定されております。

それで、今回の一般質問で、西依議員がこれをつくるに当たって、どのくらいの調査をするのかというような質問に対して、執行部側からは、県が県内6,000世帯を抽出すると。本市内における対象世帯は、638世帯と。それと重複するので、市独自としては調査はいたしませんという御答弁がありました。

これで鳥栖市独自の推進計画をつくるに値するのかと、私は非常に疑問に思っておって、執行部に対して、市独自で調査・研究をしていただきたいと思っておるところです。

皆様のお考えはいかがでしょうか。

藤田昌隆委員

貧困の定義っちゅうか、最近、ここ四、五年、子供の貧困が多いというふうによく言われ

るんやけど、その貧困の定義っちゅうか、例えば、親が給食費を払いたくないって。給食費は、市が当然払うもんっち、だから払わん。

親はベンツ乗って、パチンコ行ったりしながらよ、お金があるのに支払わないっち。

それも恐らく貧困、そういうのも見方によっては貧困——子供にとっては迷惑なんやけどね、その辺の定義がよう分からん。

それに、例えば、現実としてよ、さっきアンケートっていう話があったけど、果たして親が正直に——アンケートだから、親のあれで返ってくると思うんよね。

それは、本当のことを書く確率を考えたらよ、私は非常に低いと思うんよ。

それと、1つは、いい例が、子ども食堂というのがあったやん。

1つは、食べ物を無駄にしないっちゅうのももちろん入ったんやけど、しかし、食事もよく取れていない子供もいるということで、一時期あちこちで子ども食堂みたいなのがはやったんやけど、しかし、それも、2つある。

本当に食べられんで行こうっちゅうのは少ない。だって、親が行くなっち。

ほいで、もう片方は、それこそ食費が助かるけん、簡単に、やろうっち。

だから、本当の現状っちゅうか、実態っちゅうか、そこを把握するのは難しいし、ほいじゃ、アンケートをもし取るなら、本当に学校の万全の協力がないと、私は、現実的な、本当の姿っちゅうのは見えんと思うんよね。

だから、まず俺、貧困の定義、子供の貧困っちゅうのがどういうもんか、その辺がちょっとはつきりせんやけど。そこは、どんなふうかな。

竹下繁己委員

子供の貧困の定義については、私もちょっと不勉強で今御説明ができないんですけども、先ほどもおっしゃったように、県も保護者と子供に同時に調査をするみたいなんですよね。

私もイメージしているのは、学校の協力の下、封書に入れて、誰が書いたのか分からないような、それと、子供たちがアンケートに答えるというのもやり方だと思います。

僕は、そっちのほうをイメージしているんですよね。

親が貧困だとは思っていないけれども、子供は貧困だと感じているとか。

そういったところも踏まえて、広く調査をしたほうがいいんじゃないかなって思うんですけどね。

例えば、世帯収入が300万円のお宅があります。でも、子供としては、貧困とは思っていない。

片や600万円の世帯収入はあるけれども、子供は休みの日は御飯が食べられないとか。よくある話が、朝晩は御飯食べなくて、給食だけが自分の食事だとか。

そういったところを調査するためにも、例えば、言うたら50世帯ですよ、学校1校で。

50世帯と言うたら、1学年100人生徒がおるとして、600人としましょう、小学校で。

ここに、400世帯、ないしは、三百何十世帯ある中のたった50世帯でそれを判断するのかっていうのは、その状況を判断するのに、それだけで事足りるのかっていうのは、甚だ疑問と私は思うところです。

藤田昌隆委員

いや、簡潔明瞭に言えば、県と市できちんとしたアンケートを取って、まだ対策まではいかなのやけど、その実状を分かってほしいということまで？

竹下繁己委員

おっしゃるとおりでございます。

現状把握のための調査をしていただきたいというところですか。（「了解しました」と呼ぶ者あり）

牧瀬昭子委員

竹下議員からの御提案と、あと西依議員からの一般質問を聞いていまして、国がどういうことを目的にしているのかっていうことも踏まえて、鳥栖市がこれを把握するというのはすごく大事なことだとは思いますが。

じゃあ、把握した上でどういうことをやっていこうとしてますっていうのがその先に見えるのかっていう、アンケート取られる方が、さっき藤田議員さんがおっしゃったみたいに、やっぱり自分が貧困かどうかっていうのは、外には出たくないっていう状況とか、封筒に入れるから大丈夫だから出してくださいねっていうその先に、やっぱりアンケートの中身とかも大事になってくるし、誰がどういうことのためにやるかというのが大事なんじゃないかなと思うんですが、あなたのことが大事だと、生きていてほしいんだと、私たちは、貧困を何とかしたいと思っているっていうことが伝わるかどうかっていうのがすごく大きいのではないかなと思うんですね。

だから、することによって逆に、わあ、見張られているわとか、虐待していると思われているんじゃないのとかって、そういうふうにする可能性というのも少し考えながら、相手がどういうふうな立場で、今までどういうことがあるから外に出せなかったのか。

自分の状況とあっていうのが、本当に、言いたいけど言えない人たちがいるから、今の状況がある。

その実態をちゃんと調査しなきゃいけないんじゃないかっていう意図はすごく分かるし、それはやっていかなきゃいけないと思うんですけど、それが既にこの冷え切ったというか、誰に言ってもいいか分からないという状況が既にここまで来ているのか、知りたいから教えて

くださいって言ってアンケートがぽっと来たときに、全てその思いを本当に言えるのかってところが、私は一つ気になっているところではあります。

これも、ぜひやりましょうって言ってすぐスタートするというよりも、少し継続しながら、こちらとしても勉強しながらってことをやっていけたらなと思います。

調査する相手とかも、全然知らない人から聞かれるよりも、やっぱり隣のいつも心配してくれる、あなた大丈夫ね、おにぎり食べていかんねとかいう方から聞かれるのか、全然知らない、人から聞かれるのかではまた違うと思いますし、そういうのも、全体像をみんなで考えながらやれたらなというのを意見として申し上げておきたいなと思います。

以上です。

藤田昌隆委員

ごめん、隣のおばちゃんから言われじゃなくて、ある程度公平に、情報が漏れないとかね、あの人が行って、何でこの人、俺に言いよっちゃろうかっち、そういう不信感を持たれちゃいかんで、できたら学校の先生がピックアップっていう形にするのか、一応全員に聞いてみて、そんなときには、聞く内容をかなり吟味しないと、さっき言った、これ、何を調べてんのかっち思われないように。

するならね、慎重に、かつ厳密にやらないと、これ、何か大変なことになりそうな気がします。

以上です。

成富牧男委員

最初、提起されたのは、もうちょっと鳥栖市内でアンケートを広く取ろうということやったけん、私、それはいいと思います。

それと、今いろいろ出ている部分については、それこそ、計画をやるときには、必ずその当事者なりそういう人たちも交じったところで、そういうアンケートの検討、もちろん市の職員も入っていいでしょう。例えば、こども育成課とか教育委員会。

そこで今出たような具体的な話は練っていけばいいんじゃないかというふうに思います。

そして、実効性のあるアンケートになるように。

竹下繁己委員

御意見ありがとうございます。

調査の手法ですよね、聞き取りにするのか、筆記にするのか。

また、調査の内容等々はこれから、先ほどおっしゃったようにプライベートなことも、よそに漏れないようにしなくてはならないし、安心感を持たせた取組も必要だと思います。

それは、これからつくり上げて、もみ上げていくわけであって、まさに私が言っているの

は、この数では、現状は把握できないっていうことですので、そこは間違いのないようにお願いいたします。

お願いしたいと思います。

江副康成委員長

よろしいでしょうか。（「休憩しようか」と呼ぶ者あり）休憩。

ちょっともう、ここまで一気にやりたいと。

池田利幸委員

私も、基本的には竹下委員の意見に賛同するものでございます。

まず、ちょうど今年10月1日から国勢調査がありますんで、多分その内容の中にも、子供のネグレクト、あと、家庭の貧困っていう部分も当然入ってくるのかなっていう……、入ってこないんですかね。すいません。

その中身は、私もまだ知らないんであれですけど、（「入ってきません」と呼ぶ者あり）その辺の調査、本当に、私も別のことで、子供の貧困とかいう部分と、あとひきこもりっていう部分でのアンケート調査という部分、ずっと社会福祉課と協議していく中で、もう、なかなか本当にデリケートで難しい話っていう部分は、ずっと聞き及んでおります。

けれども、その部分を本気で鳥栖市が改善していくんだっていう意思として調査を進めてくれっていうことに対しては、私は賛成でございます。

成富牧男委員

私も含めてですけど、相対的貧困とかいうやん、貧困率、7人に1人が貧困と。

やっぱり、その定義ぐらいは、ちょっと頭で暗記して、ぺらぺらって出てくるごとしたいなというふうに思います。

国民の年間所得の中央値の50%に満たない所得水準の人々のことを相対的貧困。

それで、日本の場合はそれが7人に1人、15.6%というふうに書いてあります。（「何で途中でマイク切ったんですか」と呼ぶ者あり）

いや、終わったけん。

江副康成委員長

大体御意見出ましたですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

調査の拡充については、皆さん否定はされなくて、やったほうがいいんだけど、その前提として、いろいろ注意すべきところがあるんじゃないかと。

概括的に言うと、そんなところの話であったのかなと。そういうそういう話でよろしいですかね。

藤田昌隆委員

委員会として要望するんやったら、もう少し固めて出さないで、今のままじゃ出せません、出しにくいんじゃないかなということです。

竹下繁己委員

文書等に関しましては、委員長、副委員長にお任せしたいと思っております。(発言する者多数あり)

樋口伸一郎委員

今、藤田委員がおっしゃったように、委員会として出すっていうところなんですけど、僕もその内容に反対するもんじゃなくて、賛同はするんですけど、情報はよりの確な、広範囲な情報があったほうがいいので。

そのためには、やっぱり執行部等の話とか協議とかもせないかんやろし、もうそこは竹下議員でも西依議員でもいいんで、執行部の情報とかも、こうしたようなアンケート手法やったら可能だとかいうような情報も少しもっと入れて、委員会の中でもコンセンサスを十分に取った上で委員会としてっていう形を取らんと、現在の段階では、委員からこうした提案があったけれども、それについて各議員の意見をまとめたところっていうふうに持ってこんど、もういきなり委員会の要望みたいな感じで行っちゃうと、ちょっと問題が後からいろいろ出てきたりもしかねるので。

そこは十分に注意しながら進めたほうがいいんじゃないかなと。

内容に反対するものじゃございません。

江副康成委員長

今のお話しをどういう形で表現するかというと、本会議の中で、委員長報告の中で、こういったことについて協議したというところの話になるのかなと思ひまして。

せっかくこういう形でいい御提案をいただいたもんですから、また継続的に話を詰めて、いろんな段階の手法はいろいろあると思ひますけれども、またこの自由討議、あるいは委員会を使ってもらって、執行部に何か提案とかできて、実際の鳥栖市の執行がより適切になっていう話になればいいかなと思ひますんで。

そういった形の取扱いになります、それでよろしいですかね。

委員長報告の中で触れるという程度でございます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

自由討議を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩いたします。

その部分においては、執行部のほうも、ぜひお耳を貸していただいて、様々な情報であったり、アドバイスであったりというのを頂けたらなというふうに思いましたので、要望というか意見として、お伝えをさせていただきます。

終わります。

江副康成委員長

ありがとうございました。

承りました。

牧瀬昭子委員

陳情のときに、橋本部長には参考人ということで来ていただきまして、ありがとうございました。

その中で、いろいろな情報も出してはいただいて、それを基にということで、委員会の中でも審査が進んだと思います。

ただ、やはり市民の方々からすると、こここの情報は出してほしいとかいうことがまだまだあるかと思imasので、もう既に出てくる情報、そして、ここはもう少し調査してほしいということは、また今後とも出てくると思いますので、何とぞ、大きなプロジェクトの一環ですので、いろいろとその辺りの情報提供は真摯に向かい合っていただきたいなということをさらに重ねて要望として申し上げたいと思います。

よろしく願いいたします。

以上です。

江副康成委員長

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

総括を終わります。

oooooooooooooooooooooooooooo

採 決

江副康成委員長

これより、採決を行います。

oooooooooooooooooooooooooooo

議案乙第18号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

江副康成委員長

まず、議案乙第18号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）中、当厚生常任委員会付託分について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案乙第18号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）中、当厚生常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。



議案乙第19号令和2年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

江副康成委員長

次に、議案乙第19号令和2年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案乙第20号令和2年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

江副康成委員長

次に、議案乙第20号令和2年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案甲第38号鳥栖市税条例の一部を改正する条例

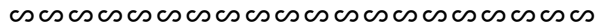
江副康成委員長

次に、議案甲第38号鳥栖市税条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



請願第3号高田・安楽寺周辺を大気汚染から守るためゴミ処理施設の予定地変更を求める請願書

江副康成委員長

次に、請願第3号高田・安楽寺周辺を大気汚染から守るためゴミ処理施設の予定地変更を求める請願書について採決を行います。

本請願につきましては、採択することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

請願第3号は採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。よって、請願第3号は不採択とすることに決しました。



請願第4号次期ごみ施設予定地の変更を求める（飲み水を守る）請願書

江副康成委員長

次に、請願第4号次期ごみ施設予定地の変更を求める（飲み水を守る）請願書について採

決を行います。

本請願につきましては、採択することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

請願第4号は採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。よって、請願第4号は不採択とすることに決しました。



江副康成委員長

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時39分散会

令和2年9月29日（火）

1 出席委員氏名

委員長 江副 康成
副委員長 成富 牧男
委員 藤田 昌隆 竹下 繁己 樋口 伸一郎
池田 利幸 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 岩橋 浩一
健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長 小柳 秀和
社会福祉課参事 武富美津子
社会福祉課地域福祉係長 久家 嘉男
社会福祉課高齢者福祉係長 犬丸喜代子
社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長 高島 香織
社会福祉課長補佐兼保護係長 豊増 秀文
こども育成課長 林 康司
こども育成課子育て支援係長 脇 友紀子
こども育成課鳥栖いづみ園長 倉成 光子
健康増進課長兼保健センター所長 名和 麻美
文化芸術振興課長 山津 和也
健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長 佐藤 道夫

市民環境部長 橋本 有功
市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 佐藤 敦美
市民課長 野下 隆寛
国保年金課長 古賀 友子
市民環境部次長兼税務課長 三橋 和之

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 大塚 隆正

5 審査日程

審査日程の決定

社会福祉課審査

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について

[説明、質疑]

こども育成課審査

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について

[説明、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前11時30分開会

江副康成委員長

厚生常任委員会を開きます。

本日より令和元年度決算の審査に入ります。



審査日程の決定

江副康成委員長

それでは、委員会の審査日程についてお諮りいたします。

お手元に、あらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付いたしております。

付託議案につきましては、決算認定関連3件となっております。

審査日程につきましては、本日29日は議案乙第26号の健康福祉みらい部各課部分の審査を行い、明日30日には議案乙第26号、第27号、第28号の市民環境部各課部分の審査、1日を予備といたしまして、2日は現地視察、自由討議、総括及び採決ということでお願いしたいと思っております。

なお、現地視察については、後ほど副委員長のほうから御説明いたします。

審査日程については、以上のとおり決したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、審査日程については、お手元に配付のとおり決しました。

続きまして、副委員長から現地視察等について御説明をお願いいたします。

成富牧男副委員長

特に今、候補地はございません。

それで、この決算審査の過程の中で、ここは行ったらいいんじゃないかとか、行くべきじゃないかとか、そういうのも出てくると思っていますので、そういうのも踏まえて、皆さんから候補地を頂きたいと思っております。

一応、9月30日、今の予定ですと審査が終了しますので、その終了後、そこまでを締切りにしたいと思います。

以上です。

江副康成委員長

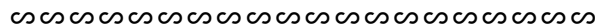
今のような進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そういうことに決しました。

執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午前11時32分休憩



午前11時35分開会

江副康成委員長

再開いたします。

審査に入ります前に、健康福祉みらい部長から挨拶の申出がっておりますので、お受けしたいと思います。

岩橋浩一健康福祉みらい部長

おはようございます。

健康福祉みらい部関係の令和元年度の決算審査にあたり、一言御挨拶と概要を申し上げます。

健康福祉みらい部は、社会福祉課、こども育成課、健康増進課、文化芸術振興課、そしてスポーツ振興課の5課で構成されております。

また、このうち、社会福祉課及びこども育成課は、社会福祉法の規定による福祉事務所を構成しております。

これらの5課におきまして、高齢者や障害者、児童、生活困窮者などの福祉に関する業務、子育て支援に関する業務、保健予防、健康づくりに関する業務、文化芸術に関する業務、スポーツに関する業務など、心身ともに健全で、安心して日常生活を送るために必要な業務の執行に当たっております。

歳入では、保育所保育料、体育施設等各種使用料、各種国、県負担金補助金、市債など、64億9,370万589円でございます。

また、歳出は、113億1,422万5,120円でございます。一般会計全体264億4,036万6,535円に占める割合は、約42.9%となっております。

歳出の主なものといたしましては、障害者自立支援給付費、鳥栖地区広域市町村圏組合負

担金、児童扶養手当、子どもの医療費、施設型給付費負担金、児童手当、生活保護費、スタジアム塗装改修工事、そのほか、社会福祉、健康増進、文化、スポーツに関する事業等でございます。

以上、決算の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶に代えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

江副康成委員長

ありがとうございました。



社会福祉課

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について

江副康成委員長

これより、健康福祉みらい部関係議案の審査を行います。

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

まず、社会福祉課関係部分の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

ただいま議題となっております、議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について、健康福祉みらい部社会福祉課関係の主なものにつきまして、令和元年度鳥栖市歳入歳出決算書等により、説明をいたします。

まず、歳入の主なものから説明いたします。

鳥栖市歳入歳出決算書の51ページ、52ページをお願いいたします。

款14分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金、節1社会福祉費負担金でございますが、主なものといたしまして、老人保護措置費負担金でございます、養護老人ホームに措置された方が納めます負担金でございます。

次に、53ページ、54ページの款15使用料及び手数料、項1使用料、目2民生使用料、節1社会福祉使用料でございます。

主なものといたしまして、地域活動支援センター及び鳥栖・三養基地区総合相談支援センターをそれぞれNPO法人が使用をしておりますので、その使用料、また、老人福祉センター使用料などがございます。

次に、57ページ、58ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費国庫負担金でございます。

一番上の国民健康保険基盤安定負担金は、低所得者に対する国民健康保険料軽減分を国、県で負担することにより、国保基盤を安定化させるもので、国の負担率は2分の1でございます。

特別障害者手当等給付費負担金は、心身に重度の障害があるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の障害者、障害児に対して支給しております手当の国庫負担分で、国の負担率は4分の3でございます。

障害者自立支援給付費負担金は、障害者の介護及び訓練等給付費、療養介護医療費、補装具などの給付に対する国の負担分で、国の負担率は2分の1でございます。

障害者自立支援医療費負担金は、身体障害者の障害軽減、機能回復の医療費に係る国の負担分で、国の負担率は2分の1でございます。

一番下の障害児施設措置費負担金は、障害児の通所、相談支援等のサービス給付に係る国の負担で、国の負担率は2分の1でございます。

次に同じページの節3生活保護費国庫負担金のうち、生活保護費負担金につきましては、生活扶助、医療費扶助等に伴います分の負担金で、国の負担率は4分の3でございます。

次の自立相談支援事業費負担金は、生活困窮者に対する就労相談支援や、住宅確保のための給付業務等に対する国の負担金で、国の負担率は4分の3でございます。

続きまして、59ページ、60ページをお願いいたします。

項2国庫負担金、目2民生費国庫負担金、節1社会福祉費国庫補助金のうち、主なものといたしまして、地域生活支援事業費補助金は、障害者総合支援法に基づき、障害のある人が能力や適性に応じて自立した社会生活を営むためのサービスを提供する事業の実施に対する補助金で、国の補助率は2分の1以内でございます。

社会保障・税番号制度システム整備費補助金と国民健康保険制度関係業務事務費補助金は、国保オンライン新システム資格確認対応に伴うシステム改修費に係る補助金で、国保特別会計に繰り出しをしております。

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金は、高齢者施設等において、防火対策などを強化するため、スプリンクラーの設置、建物改修など、必要な安全対策に対する経費を助成す

るもので、国の補助率は2分の1となっております。

次に、65ページ、66ページ、款17県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費県負担金のうち、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国民健康保険軽減分に対する県の負担金で、負担率は保険者支援分が4分の1となっております。

障害者自立支援給付費負担金、障害者自立支援医療費負担金、障害児施設措置費負担金につきましては、国庫負担金のところでも述べましたように、それぞれの費用に対する県の負担割合に伴うもので、県の負担率はいずれも4分の1でございます。

次に、節3生活保護費県負担金につきましては、生活保護法第73条の規定により、居住地が明らかでない保護者等の保護費等に要する県の負担金でございます。負担率は4分の1です。

次に、同じページ、項2県補助金、目2民生費県補助金、節1社会福祉費県補助金につきましては、民生委員・児童委員活動費等交付金は、民生委員・児童委員の活動に対する交付金でございます。

重度心身障害者医療助成事業費補助金は、重度心身障害者の医療費助成に係る補助金で、補助率は2分の1でございます。

地域生活支援事業費補助金は、障害者が自立した日常生活を送るためのサービス提供に係る補助金で、県の補助率は4分の1以内でございます。

次に、67ページ、68ページをお願いいたします。

上から3つ目の地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業）補助金は、介護小規模多機能型居宅介護施設の施設整備と開設準備に係る補助金です。

臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症対策として、小学校が臨時休業になったことに伴い、放課後等デイサービス利用の増加が見込まれるため、その負担軽減を目的とした補助金でございます。

続きまして、79ページ、80ページをお願いいたします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節1民生費受託収入のうち、地域支援事業受託料は、鳥栖地区広域市町村圏組合からの受託料で、介護予防事業、包括的支援事業などを実施するものでございます。

81ページ、82ページをお願いします。

項6雑入、目4雑入、節1生活保護雑入につきましては、生活保護費の返還金となっております。

次に、85ページ、86ページをお願いいたします。

節4雑入のうち、民生雑入の社会福祉課関係分でございます。

障害児通所施設介護給付費は、ひかり園で実施しております療育等の介護給付費でございます。

高齢者福祉施設雑入は、高齢者福祉施設内の中央デイサービスセンターに係る光熱水費等の事業者負担分となっております。

平成30年度鳥栖地区広域市町村圏組合負担金返還金につきましては、広域市町村圏組合介護保険特別会計の決算による精算に伴う市町負担金の返還金となっております。

91ページ、92ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目6民生債、節1社会福祉債は、社会福社会館大規模改修事業に係るものでございます。

歳入の主なものは、以上でございます。

続きまして、歳出の主なものの説明をいたします。

127ページ、128ページをお願いいたします。

項3民生費、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の主なものについて申し上げます。

まず、節2給料から節4共済費につきましては、令和元年度の健康福祉みらい部長及び社会福祉課、こども育成課の職員や、広域市町村圏組合への派遣職員を含めた人件費となっております。

129ページ、130ページ、節13委託料の主なものといたしましては、社会福社会館大規模改修事業に係る監理委託料及び避難行動要支援者支援事業としてシステムを導入したものです。

節15工事請負費の主なものは、社会福社会館の改修工事です。

主要施策の成果の説明書28ページに詳細を記載しておるところです。

次に、節19負担金、補助及び交付金の主なものを申し上げます。

129ページ、130ページ、一番下をお願いいたします。

社会福祉協議会補助金、次のページのふれあいのまちづくり事業補助金、福祉ボランティアのまちづくり事業補助金につきましては、社会福祉協議会の運営費の一部、地域福祉活動、福祉ボランティア団体の活動支援のための経費を助成するものでございます。

全日本同和会補助金は、人権同和対策等への活動に対する補助金となっております。

民生委員・児童委員活動費補助金は、民生委員児童委員の地区会長及び各民生委員児童委員の活動補助金でございます。

民生委員児童委員連絡協議会運営費補助金は、民生委員児童委員連絡協議会の運営経費及び負担金等の経費の補助となっております。

次に、節28繰出金につきましては、国民健康保険特別会計繰出金で、国保会計職員の人件

費、国保基盤安定、出産育児一時金等の事業に対するものです。

次に、目2障害者福祉費でございます。

主なものについて申し上げます。

まず、賃金につきましては、嘱託職員の賃金となっております。

133ページ、134ページをお願いいたします。

節13委託料でございます。

主なものといたしまして、外出介護委託料は、屋外での移動が困難な障害のある方に対し、ヘルパー等による移動支援を行うものでございます。

相談支援事業委託料は、鳥栖・三養基地区総合相談支援センターが、障害のある方やその御家族からの相談に応じまして、権利擁護等の必要な援助を行っております。

日中一時支援事業委託料につきましては、一時的に見守り等の支援が必要な障害のある方に対し、日中の活動の場の提供や生活支援を行う者を助成するものでございます。

社会福祉会館（身障センター）指定管理料は、施設の管理や機能回復訓練、各種講座、更生相談事業等を社会福祉協議会に委託しております。

次に、135ページ、136ページをお願いいたします。

節19負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、地域活動支援センター補助金は、在宅の障害のある方が、通所により、創作的活動や生産活動を行い、社会との交流促進や地域生活支援を図るための地域活動支援センターの補助金となっております。

福祉タクシー助成金は、身体障害者の1級、2級、療育手帳のA、精神手帳の1級、2級などの手帳を持つ方へ、タクシー運賃の基本料を助成する助成金となっております。

次に、節20扶助費の主なものでございます。

まず、重度心身障害者医療費につきましては、重度心身障害者の医療費の保険診療に係る自己負担額から500円を引いた額を助成するものとなっております。

主要施策の成果の説明書32ページに記載をしております。

障害者自立支援医療費は、身体障害者の障害軽減、機能回復のための医療費を助成するもので、対象となる医療は、白内障、角膜移植、関節、心臓、腎移植等の手術及び人工透析などとなっております。

障害児施設給付費につきましては、障害児に対する児童発達支援、放課後等デイサービスなどによる通所支援に係る給付でございます。

なお、歳入で説明いたしました臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業費補助金の支出も含まれており、差額等が生じた分については、県に返還する予定になっております。

主要施策の成果の説明書33ページに記載しておりますが、新型コロナウイルス対策に係る

学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスを含んではおりません。

障害者自立支援給付費につきましては、障害者総合支援法により、個々の障害のある方の障害程度や社会活動、介護者、居住などの状況を踏まえまして、個別に支援決定される障害福祉サービスの利用者に対する自立支援を行う給付でございまして、介護の支援を受ける介護給付訓練などの支援を受ける訓練等の給付、地域生活のための生活支援を受ける地域相談支援給付などがございます。

主要施策の成果の説明書31ページのほうに記載をさせていただいております。

障害者日常生活用具給付等事業費につきましては、日常生活用具を給付あるいは貸与することで、日常生活の利便性の向上を図るため、入浴の補助用具、特殊ベット等に対して給付するものでございます。

特別障害者等手当につきましては、重度の障害の状態にあるため、日常生活で常時特別な介護を要する在宅の障害者に対して手当を支給するものでございます。

次に、節23償還金、利子及び割引料につきましては、平成30年度分の障害者福祉関係扶助費等の精算に伴う国庫負担金等返還金などとなっております。

この中には、指定取り消しに係る障害福祉サービス費の返還金も含まれておるところです。

次に、目3老人福祉費でございます。

137ページ、138ページをお願いいたします。

節2給料から節4共済費は、介護予防事業、食の自立支援事業、紙おむつ給付事業等、事業費支弁分の人件費として、高齢者福祉系職員の人件費を一部充てているものでございます。

次に、節8報償費につきましては、敬老祝金は、80歳、85歳、88歳、99歳、100歳の節目の方に支給いたしました。

在宅寝たきり老人等介護見舞金は、在宅で寝たきりの高齢者を介護する家族への見舞金となっております。

次に、節13委託料の主なものにつきましては、食の自立支援事業委託料は、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などで食事、調理等が困難な方に対しまして食事の提供及び安否確認を行うものでございます。

ふれあいネットワーク事業委託料は、社会福祉協議会に委託し、在宅の独居高齢者等の生活状況を把握して、孤独感の解消や安否の確認を行うものでございます。

緊急通報システム事業委託料は、在宅のひとり暮らしの介護等で、日常生活において常時注意を要する方の緊急時の連絡手段を確保するため、警備会社に委託をしているものです。

介護予防事業委託料につきましては、要介護や栄養支援状態にあるリスクのある高齢者に対し、運動、栄養、口腔機能等の機能向上や改善指導を行います元気クラブ、また、主とし

て活動的な状態にある65歳以上の高齢者を対象とするいきいき健康教室、ふまねっと教室、ロコモーショントレーニング教室、平成28年度からTOSUSHI音楽サロン、平成29年度からは、高齢者自身の健康維持向上とともに、高齢者を支える担い手の確保を目的にサポーター養成講座を、平成30年度からは、支援の必要な高齢者を早期に発見し、介護予防活動につなげることを目的とした地域巡回介護予防検診業務を実施するなど、介護機能の改善、認知症予防等の介護予防教室の開催委託料となっております。

主要施策の成果説明書34ページのほうに記載をしております。

豊かな長寿社会づくり推進事業委託料につきましては、高齢者の健康と生きがいをづくりを推進する事業で、鳥栖市老人クラブ連合会に対し、公園等の清掃作業及びペタンク、ゲートボール等の大会の開催委託料でございます。

次に、節19負担金、補助及び交付金のうち、鳥栖地区広域市町村圏組合負担金（介護保険）につきましては、介護保険事業に伴う介護給付費等に関連した鳥栖地区広域市町村圏組合への負担金でございます。

主要施策の成果の説明書35ページに記載をしております。

高齢者福祉乗車券助成事業につきましては、原則75歳以上の高齢者を対象とした路線バス、ミニバスの運賃助成となっております。1人当たり2万1,000円を上限に補助をしております。

シルバー人材センター補助金は、高齢者の就労による、生活向上、社会参加の促進など、地域の活性化を目指すシルバー人材センターへの補助金となっております。

敬老会補助金は、町区など敬老会の主催者に対し、75歳以上の高齢者に1人当たり1,500円を上限として補助を行うものです。

次に、地域福祉基金活用事業補助金及び老人クラブ運営費補助金につきましては、鳥栖市老人クラブ連合会に対し、健康及び生きがいをづくり事業に対する経費や運営費を補助するものでございます。

地域介護福祉空間整備補助金につきましては、市内の1法人1事業所にブロック塀の改修に係る費用を助成する補助金でございます。

詳細は、主要施策の成果説明書36ページに記載をしております。

また、地域医療介護総合確保基金事業は、事業所の新設に伴う施設整備事業及び開設準備に係る補助金で、詳細は主要施策の成果の説明書37ページに記載をしております。

次に、節20扶助費のうち、紙おむつ支給事業費は、在宅の65歳以上の高齢者で、所得税非課税の寝たきりの方に支給するための紙おむつ購入費でございます。

老人保護措置費につきましては、65歳以上の高齢者で、環境上、経済上の理由で、居宅で

の生活が困難な方の老人ホームに入所する経費としての措置費となっております。

次に、目4老人福祉センター費でございます。

まず、節7賃金につきましては、嘱託職員の賃金です。

節11需用費につきましては、主なものといたしましては、老人福祉センター等の燃料費や光熱水費となっております。

141ページ、142ページをお願いいたします。

節13委託料でございますが、これは、中央老人福祉センターの清掃、機械設備保守管理、昇降機点検などの維持管理に伴う施設管理委託料でございます。

節15工事請負費につきましては、高齢者福祉施設入口舗装工事に係るものでございます。

続きまして、149ページ、150ページをお願いいたします。

項3生活保護費、目1生活保護総務費の主なものでございますが、節2給料から節4共済費までは、保護係職員の人件費となっております。

節7賃金につきましては、自立支援相談員などの賃金となっております。

節23償還金、利子及び割引料につきましては、平成30年度の精算に伴います国庫負担金等の返還金でございます。

次に、目2扶助費、節20扶助費につきましては、生活保護費でございますが、被保護者は324世帯395人、生活扶助につきましては270世帯、住宅扶助費につきましては263世帯、医療扶助給付費につきましては298世帯、介護扶助給付につきましては90世帯などとなっております。

詳しくは、主要施策の成果の説明書44ページのほうに記載をしております。

次に、151、152ページをお願いします。

項5災害救助費、目1災害救助費、節20扶助費につきましては、市内で発生した災害への見舞金でございます。

詳しくは、主要施策の成果の説明書に記載をしておりますが、火災が2件、重傷1件、床上浸水が23件に支給をしております。

なお、床上浸水につきましては、令和元年9月定例会において鳥栖市災害り災者等に対する見舞金等支給条例の改正が可決され、住家の床上浸水の見舞金が令和元年7月21日から適用されたものも含まれております。

歳出の主なものの説明については、以上でございます。

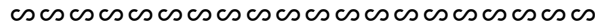
これをもちまして、社会福祉課分の説明を終わらせていただきます。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

質疑が残っておりますが、昼食のため、暫時休憩いたします。

午後0時5分休憩



午後1時11分開会

江副康成委員長

再開します。

これより質疑を行います。

牧瀬昭子委員

52ページをお願いします。

項2負担金、目1民生費負担金、鳥栖・三養基地区手話奉仕員養成講座運営費負担金についてお尋ねいたします。

これが行われた成果について、どのように思われるのかと、あと、課題についても、考えることがありましたら、お願いいたします。

高島香織社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

去年度鳥栖市で行いました鳥栖・三養基地区手話奉仕員養成講座の受講者等についてお答えいたします。

まず、こちらのほうが1市3町で持ち回りで行っている事業になります。たまたま去年は鳥栖のほうで開催いたしました。

初回の参加の人数は25名。うち、16名が鳥栖市の方で、最終的に修了されたのが20名。

うち、鳥栖市の方は13名でいらっしゃいました。

これが参加の人数もありがたいことに多うございまして、こういった事業は、これからも1市3町で続けていければと思っております。

以上です。

牧瀬昭子委員

御報告ありがとうございます。

今回、すごく受講者が多かったということで、鳥栖市のほうからも手話奉仕員を増やすっていう取組で、物すごく好評を得たものだと思います。

ほかの基山町やみやき町で行われているのは、昼間で行われていることが多いみたいなん

ですが、鳥栖市のほうは夜間なので、昼間だと行けない若い方とか、夜、勉強することができたので、若い方々の手話奉仕員が増えるということで、大変すばらしい事業だと思います。

ただ、一つ、3年に1回しか回ってこないということもあって、例えば、隣の小郡市さんとかは、毎年毎年この手話奉仕員養成講座を行われている関係で、本当に、すぐに手話を使える方が増えているということで、佐賀県内が通訳士が8人しかいないという、全国的にも最低レベルですので、ぜひともこの数を増やしていく、分母を増やしていくためにも、こういった取組っていうのを増やしていくべきじゃないかなと思いますが、今後、どのようにこの取組っていうのを増やしていかれるか、今後、国体などで2023年にも、必ず手話通訳をつけないといけないということが発生しますので、それに関しても数が本当に足りない状態にあると思います。

そういったことで、増やすための取組としてどのようにお考えでしょうか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

現状の鳥栖・三養基地区の奉仕員養成講座は継続していきたいと思っております。

ただし、よその地域との合同での開催ですので、よその皆さんの考え方もあるかなとは思っています。

そういう部分も含めまして、手話奉仕員というのとか、今言われました手話通訳者とかは必要という部分については、皆さん理解はされていると思いますので、今後、機会を設けて、手話奉仕員について今後どうするかということを話し合う機会を設けたいと思います。

以上です。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

広く機会を設けていきたいということで、前向きなお声を頂きました。

職員さんがこの間も講座の中でおられまして、その市の職員さんが手話をするることによって、安心して聾者の方が市役所に来ることができたというような声も頂いております。

また、その職員さんの様子を見て自分も勉強したいという方が、今、基山のほうで行われている講座に行っているということで、より広げていく、市役所の中でもそういった手話がすぐできる、簡単な手話ができるという方を増やしていただきたいなと意見を申し上げておきたいと思います。

以上です。

藤田昌隆委員

ごめん、ちょっとまとめて質問いたします。

まず、130ページ。

社会福祉会館の大規模改修があっていますが、この工事監理の業務委託料で331万1,000円出ています。

それと、改修工事の工事費1億3,600万円。この監理と建設の業者はどこなのか教えてください。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

工事請負業者が今泉建設でございます。

それで、監理のほうが有限会社豊でございます。

以上です。

藤田昌隆委員

監理が豊で、それから、建設会社が今泉と。

それで、工事監理の場合は、何者ぐらい入札に入ったと？

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

7者入札に参加しております。

以上です。

藤田昌隆委員

その7者で一番安いところが豊ということですか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

入札で一番安いところが落札をしております。

藤田昌隆委員

この監理に関して、例えば、限度とか、上限は設けずに、ただ安いところだけということかな。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

最低制限価格を設けたところで入札をしております。

以上です。

藤田昌隆委員

分かりました。

はいじゃ次、136ページ。

福祉タクシー助成金736万7,670円出ていますが、この内訳ってどうか、申請方法と、何人ぐらい使ったのか教えてください？

ちょっとごめん、この福祉タクシーの意味があんまり分かってないっちゃん。

コミュニティーバスとかあの辺と混ざっているところがあるので、ちょっと教えてください。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

福祉タクシー助成金についてでございますが、身体障害者の1級、2級手帳をお持ちの方、療育手帳Aの手帳をお持ちの方、精神の1級、2級の手帳をお持ちの方に対しまして、タクシーの基本料金を助成する制度でございます。

申請者に年間36枚の利用券を交付いたしております。

対象となる人数は、令和元年度が810名ほどでございました。（「810名」と呼ぶ者あり）はい。

以上でございます。

藤田昌隆委員

かなり多いですね。

正直言って、810名、ちょっとびっくりしましたけど。

ほいじゃ次、140ページ、これも高齢者福祉乗車券助成金とありますが、これも788万1,080円。

これは、先ほどの説明じゃあミニバスとかも入るとのことやったけど、これ、どういう捉え方でいいと。ただ、さっきは障害者、今回は高齢者という意味？その分別だけ？

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

高齢者福祉乗車券助成金につきましては、75歳以上または70歳以上で運転免許証を返納した方、もしくは更新しなかった者に対しまして助成を行っているものです。

市内の路線バス、ミニバスを使用できる回数券の購入に対して、額面の7割を補助しております。

以上でございます。

藤田昌隆委員

これ、前から70歳以上だったかな。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

もともとは75歳以上でございました。

それで、運転免許証の更新をしなかった人を対象にしたのが平成31年1月から。

70歳以上で、運転免許証の更新をしなかった方を対象にしたのが平成31年1月からでございます。

それで、基本は75歳以上の高齢者。交通弱者の方への制度でございますので、高齢者の中でも、特に交通弱者の方への制度でございますので、基本75歳以上の方は対象になります。

ただし、70歳以上の方で運転免許証返納された方については、足がなくなるということで、5歳下げたところで返納者に限って助成をするという制度です。

藤田昌隆委員

70歳以上でこの制度っちゅうのは、みんな……、ごめん、ちょっと私だけか知らんけど、これ、みんな認知してんのかな。

みんな知っているの、70歳以上になったら、免許証返納したら……、

江副康成委員長

ちょっと、何か答えにくいような。（「何で」と呼ぶ者あり）

周知度とか、何か別の答え方、できる？

藤田昌隆委員

答えにくかったら、広報というか、例えば、市報に出しているとかってというのは。

ほんじゃ、そこだけ。

犬丸喜代子社会福祉課高齢者福祉係長

広報については、市報でいたしている状況です。

藤田昌隆委員

ほいじゃあ、申請方法は。

犬丸喜代子社会福祉課高齢者福祉係長

申請については、窓口で回数券を購入いただくときに、額面は5,000円なんですけれども、1,500円で購入をいただいています。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

少し補足させていただきますと、70歳以上で運転免許証を返納された方につきましては、返納する際に、警察とかに一応こういう制度がありますよということをお知らせしてくださいということで、お願いはしております。

以上でございます。

藤田昌隆委員

警察がせんやったら、せんわけ。（「関連で」と呼ぶ者あり）

樋口伸一郎委員

申請もですけど、そもそも70歳から75歳が免許証を返納して、その券をもらえるみたいな感じじゃないですか。

これ、極論じゃないですけど、75歳まで粘って、75歳で免許を返さんでももらえるじゃないですか。

だけん、その辺、複雑な制度とかもあるけん、やっぱり周知、今言われた制度の説明から申込みとか、74歳の方が損じゃないですか、免許返さんともらえんけど、あと1年粘れば免許を持ったままもらえたりするんで。

その辺って、何か、バランスっちゅうか、整合性っちゅうか、その辺も含めて、どがんふうに説明、周知ばしんさるかなと思って。

例えばですけど、もう免許返納なら免許返納で統一するとか、返さんでいいなら返さんでいいけど、もう70歳過ぎたら渡すとか、統一性がない部分もあるじゃないですか。

75歳までは返さにゃもらえん、75歳を超えたら返さんでももらえるっていう話やけん。

そこ、どがんですか、周知も含めて。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

周知方法につきましては、御存じでない方もおられるということも考えられますので、改めて周知方法については検討いたします。

それと、もともとこれ75歳以上の方に対して行っておったんですけれども、運転免許証を返納する方——体の御都合とかで返納される方もおられるということで、その方たちを補足する意味で70歳に下げたところがありますので、その分についても、原則は75歳以上というところで考えていただければと思います。

樋口伸一郎委員

分かりました。

でも、これ、意見ですけど、やっぱり説明もできるだけ簡単にするには、もう75歳も80歳も85歳もなって乗ると、やっぱり危ないところもあるけん、できれば返してくださいぐらいで統一したほうが安全なのかなあっちゅうのが、それで説明も簡単でしょう、周知も簡単なのでというふうに、僕は意見をしたいと思います。

というのと、今言った福祉タクシーの併用というか、例えば、年齢によっては、福祉タクシーの該当者に当たるけれども、まだ免許も持つとって、両方に該当する人とか出てくるやろうけん、その辺の重複活用とかはちょっと教えてもらって、後は副議長、お返ししますんで。

江副康成委員長

対象が、もともとの障害者と高齢者よ。

ちょっと、ターゲットが違うんやけどね。

その辺りを、ちょっとまとめて答えてもらっていいですか。

高島香織社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

まず、障害のほうのタクシーの助成の件につきましては、年齢関係なく、先ほど次長が申し上げました、対象の方にはお渡ししているところです。

そして、高齢のほうでは、バスに乗るための助成であります。障害のほうになりましたら、タクシーのほうへの乗車券の助成となります。(発言する者あり)

重複は可能です。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

例えば、障害の1級、2級の手帳をお持ちで75歳以上の方であれば、両方の制度を利用することが可能となります。

以上です。

池田利幸委員

今の質問、もともと私もさせてもらおうかなと思っていた部分もあったんで、この高齢者福祉乗車券補助金、これ、75歳以上の、さっき御説明あったとおりの人が対象だと思うんですけども、年間2万1,000円上限でしたっけ、それで、中のこの金額、要はこれ、何人買ったかは多分分からないと思うんですけど、何人買ったかっていうのが大体分かるなら、何人ぐらいが利用しているのか。もしくは、チケット何冊売っておるのか。

あと、どこで購入ができるのか。

それを教えていただけないですか。

犬丸喜代子社会福祉課高齢者福祉係長

すいません、まず上限なんですけど、お一人様額面で3万円、6冊までっていうところで管理をさせていただいていますので、市役所の窓口での販売のみになっています。

購入者は、令和元年度で574人いらっしゃいます。

池田利幸委員

それは、申請書とか要らずに、そのまま身分証明とか出してすれば窓口で買えるっていうことですか。

犬丸喜代子社会福祉課高齢者福祉係長

窓口のほうで、身分証明書っていうので御提示をいただいています。

それにより、うちのほうで台帳を作成し、その方が何冊購入したかっていうのを管理しています。

だから、最高額っていう部分については、お一人様ずつ管理をさせていただいている状況になります。

池田利幸委員

そうしたら、台帳で管理されているっていうことは、過去5年とかのベースでどれくらいその購入者が増えているとか、そういう増減っていうのも市としては把握されているっていうことですかね。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

平成27年度から申し上げますと、平成27年度の購入者が521人、平成28年度544人、平成29

年度532人、平成30年度509人と、先ほど申し上げました、令和元年度が574人という状況でございます。

それと、あと窓口だけの購入というふうに申し上げましたが、バスの日を実施する際につきましては、必要に応じ、バスの日で台帳を持って行って、高齢者の方に購入していただく機会をつくっておるところでございます。

以上です。

池田利幸委員

今お伺いしたら、平成27年からの分ってほとんど500人台で、そんなに増えている傾向がないように思うんですけども。

それに対して市としてどう考えられているんですか。

どっちかっていうと免許返納の後押しとかの部分で、大体であれば増えて——高齢者の数も増えてきているんで、増えていかなきゃいけない数のような気がするんですよ。

ほぼ固定されているってことは、使う方がいないのか、まだその方が自家用車にずっと乗っているのか、それとも、周知がされていないのか。だから、知らなくて買っていないのか。

どっちかにしか原因がないような気がするんですけど、その辺はどうお考えでしょうか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

利用できる路線がバス路線とミニバスの路線でありますので、そのルート上の方が利用されることが多いのではないかという部分が1点と、もう一点が、周知方法につきましては、不足しているということであれば、不足というふうに考えられますので、そこについては、また検討させていただきたいと思います。

藤田昌隆委員

今、ミニバスのほとんどルートに、要するに、その人だけで固定しているということやけど、ということは、前、建設経済常任委員会でも言ったけど、今回9月にもう一回検討するらしいんやけど、そこも含めて、例えば、病院とか市役所、ルートをきちんと公共施設まで入れたところでのルートをせんと、今やっているのは、運転士の確保とか運転時間が優先している、どっちかっちゃうと。

そいけん、本当は、国道・交通対策課か、あそこよね、ミニバスはさ。

あそこと、ここと1回相談した上で、そこにも入って、ルートを検討したほうがいいんじゃないかっちゃう意識があるわけよ。

今回、田代地区のルート変更もしたんやけど、あれもかなり地元からお年寄りとか、例えば、俺たちはすぐそこち思うんやけど、年寄りにとっては、100メートル、200メートルち物すごい距離なんよ。

だから、そういうルートが問題だと私は思っているし、だから、そういうやつにもどんどん入って、一緒に積み上げてほしいんよね、ルートも。

これはお願いします。

田代地区は今回、ある程度カバーできるようになったんやけど、しかし、これだけは、さっき言った免許返納とかどうのこうのをどんどん進めようとか——危ないけんちゅうことにはならんよ、一緒になってルートを増やしてもいいじゃん、どんどん予算を増やしていいっちゃけん。

そういうこともしたがいいと思う、一緒に。

提案です。

池田利幸委員

今のお話、乗車率、ミニバス、西鉄バスのっていう部分で、やっぱり免許返納ってほかの自治体でも今、どんどん進んでいる部分。

タクシーへの適用とかいう部分がまたあれば、ずっとその返納も進められるだろうし、利用者数も増えてくるっていう部分があるんで、いろんな議員の人たちが今までも一般質問の中とかでもタクシーへの適用どうだとかいう部分が言われてきていたんですけど、そこに対してどういうお考えをお持ちかなっていうことでお聞かせ願えればと思いますけど。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

過去の一般質問等でも、高齢者の方の足の確保という部分で、免許証を返納した場合に、いろんな交通機関が使えるような方法はないのかということ質問等いただいておりますが、他市の状況等を調べますと、免許証を返納したときに限り、1回きりというところが多いございまして、鳥栖市のように毎年度購入できるというような制度のところは、調査した中ではほぼございませんでした。

そういうところもありますので、どちらの制度を採るのかという部分については、よく検討した上で進めていくべきではないかというふうに考えております。

もともとこの制度が、高齢者の方の足の確保というよりも、元気に外に出ていただくとこの部分の視点で始まっている制度でございまして、現在、その免許返納の方とかに対しても補助をし始めておりますので、現在そういう部分でも過渡期のところにあると思いますので、協議をしていきながら、どの制度がいいのかというのをもう少し勉強させていただきたいと思います。

以上です。

藤田昌隆委員

140ページ、老人クラブ運営費補助金が385万4,800円出ているんやけど、老人クラブの団体

の登録数は減っているやろう、ずっと。ここ3年、4年で分かる。

犬丸喜代子社会福祉課高齢者福祉係長

令和元年度に38団体。

平成30年度が39団体、1団体減っています。

平成27年度から39団体。

平成26年度前は40団体だったという状況でございます。

以上です。

藤田昌隆委員

老人クラブの会長さんと話したんやけど、結局、老人クラブがだんだん減る傾向にあるのは、一つは、高齢なのにいろんなイベント、これをしないと補助金が出ないとか、どうのこうのということがあるんで、もう煩わしいと、各地区の今までつくったところが、もうよかつち、そういうの、わざわざ必ず出ていかないかんなら、もう足もよつと確保できんのに、脱退すると。

しかし、地元の中で、老人クラブちゅうのは、本当は必要なんよね。

だって、老人が集まって、いろんなコミュニケーション、老人クラブがないと、孤立したり、独りぼっちになって話し相手がないとかいうことがあるんで、本当は、老人クラブちゅうのは要るんよ。

そういう中で、会長とかどんどん、もう一回お願いしたいと思うんやけど、その縛りちゅうか、いろんな、必ずせないかんとか、出ていかないかんとかいうことがあるんで、もしできるんやったら、老人クラブに準じたところまで補助金を出してすれば、少しは高齢者の孤立っていうか、そういうのを防げるんじゃないかなあち思いますが、いかがでしょうか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

藤田委員から温かいお言葉を頂いておりますが、一応、そういう部分で、例えば、老人クラブがする活動に対して、皆さんが集まって活動することによって、独りぼっちにならないような形で、例えば、花作り事業とかいう部分に対しての補助を出したり、何かのイベントに対しての補助という形でこの補助金は使われております。

また、別に独りぼっちにならないようにということといたしましては、介護予防教室等で地域の方と一緒にあって、地域の町の公民館とかでお話をしたり、体を動かしたりとかという事業にも進めておりますので、独りぼっちにならないということを前提に高齢者事業について考えていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

藤田昌隆委員

だから、今言った、いろんな……、例えば、門前のところに花畑とか、老松会か何かつくて、ああいうのはいいんよね。

そいばってん、そういういろんなイベントっちゅうか、みんなが気軽に参加できるようなやつに対しても補助を何とか検討してほしいなど。

そうすれば、1回集まれば、ほいじゃあ老人クラブ、正式に登録しようよっち、それで、きちんと定期的にお金もらったらいいじゃんっち、そういうことも生まれるかと思うんで。

少しそのイベント、こういう事業にもお金出しますよとか、簡単なやつでもいいけん、そういうところからもう一回老人クラブの各地区での確立をぜひお願いしたいなというふうに思います。

以上です。

竹下繁己委員

すいません、同じところですけど、ただ教えてもらいたいです。

同じ140ページで、敬老会と老人クラブの違いってあるんですか。

同じところで、敬老会補助金と老人クラブ運営費補助金って2項目に分けてあるのは、何か意味合いがあるのかなと思って。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

老人クラブの補助金は、あくまでも各町区等にありますが老人クラブに対しての補助金とか、あと、市の全体の老人クラブへの補助金という部分が、事業費の中に含まれているというふうに認識をしております。

敬老会補助金というのは、各町区等で町主催とかで行われます、いわゆる敬老会、何歳以上の方が集まっていたいて、一緒に会食をしたりとかいうのを、昨年度までされておったんですけど、今年度はちょっとコロナの関係で別の方法でやられておりますけど、そういう形で、主催者が老人クラブなのか、敬老会については、町区等が主催者になるので、その部分でものが違うというふうに御理解いただきたいと思います。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

敬老会を開催するための費用と考えていいですかね。

ただ、その前のページの敬老祝金は、ただ渡す分の祝い金っていう認識でいいんですか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

敬老祝金につきましては、説明のところでも申し上げましたけど、80歳以上とかで区切りを設けまして、その方たちにお祝い金ということで、市からお祝いをしているという形でございます。

竹下繁己委員

じゃあ、次が132ページの目1の民生委員・児童委員活動費補助金というのは、どんなことに使われたのか教えてください。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

民生委員・児童委員活動費補助金につきましては、各地区の民生委員・児童委員協議会へ活動費として助成をしている分でございます。

竹下繁己委員

言うたら、その補助金の中で活動費を賄っていると考えてよろしいんですかね。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

お1人当たり月に1万1,000円、年間にすると13万2,000円というのが活動費として市から民生委員さんの協議会のほうへお渡ししている分でございます。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

最後に、81、82ページの項6雑入、目4雑入の節1生活保護雑入っていうのが1,287万750円っていうのは、生活保護費返還金っていうのは、どこから返還されてきたんですか。

豊増秀文社会福祉課長補佐兼保護係長

これにつきましては、被保護者からの返還金でございます。

竹下繁己委員

返還される背景ってどんなことなんですか。

豊増秀文社会福祉課長補佐兼保護係長

これにつきましては、よくある内容といたしましては、年金が遡及して受けられる、以前の分が戻ってきた、支払われたというようなことで、そのときには、ちゃんと保護費を当てていたと。

支給していたから、その分が多いからということで、その分を返していただくというふうなことが大体多いケースでございます。

以上です。

竹下繁己委員

それって、向こうの自己申告になるのか、例えば、行政のほうから、年金入ったでしょう、その分は返してくださいっていうような、流れ的にどうなるんですか。

豊増秀文社会福祉課長補佐兼保護係長

言われるように自己申告の部分もありますし、市のほうから請求できるんじゃないですかっていうようなお話をして、実際請求をしてみたら戻ってきたとか、請求し忘れやった部分

が戻ってきたということがございます。

竹下繁己委員

その段階でトラブルとかなりませんか。

大丈夫ですか。

豊増秀文社会福祉課長補佐兼保護係長

トラブルっていうよりも、やはり1回では戻せないということで、分割でというようなお話は頂いておりますので、その個々の状況に基づいて、分割でのお返しは頂いている状況ではございます。

池田利幸委員

まず、決算書の132ページの節20扶助費なんですけど、すいません、これ、私も全く知らなかったんで、行く旅の困窮者措置費ですか。これって、何になるのかなっちゅうのを。

6,040円っていったら、対象者がいたってということだろうということで、これ、まず教えていただけないかなと思ひまして。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

行旅困窮者措置費のことだと思いますけれども、旅行の反対ですね、行旅。

行旅困窮者っていう方が福祉事務所に来られた際に、最寄りの駅までの乗車券を支給するという制度でございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

要は、そういう方がいらっしゃったということですね、今回。

額で言うと1名なんですかね。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

一応、近隣の最寄りの駅までということになっておりまして、支給した人数は12人です。 (「12人」と呼ぶ者あり)

池田利幸委員

ありがとうございます。

すいません、私がただ知らなかったんで、ちょっとお伺いしたかっただけなんで。

読み方も間違っとして、すいません。

決算書138ページ。

まず、一番上の不用額の697万8,688円。

次長の説明のときに一旦説明をされたと思うんですけど、ちょっと私、何か分からなかったんで、この不用額のこの金額について、もう一回教えていただけないですか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

目3の老人福祉費の不用額の部分だと思いますが、委託料の主なものとしたしましては、節13委託料の新型コロナウイルス感染症拡大防止のために介護予防事業が実施できなかったところが1つ。

あと、節20扶助費の部分で、老人措置費が見込みよりも少なかった部分でございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

委託の部分だろうなと思いながら僕もお伺いしたんですけど、まず、同じページで節8報償費の敬老祝金。

ここの部分、今回、対象何人ぐらい出されたのかっていうのと、今後、また増えていく見込みでしょうから、どれくらい——ここから5年後っていったら、大分後期高齢者も増えていくと思うんですけど、その辺のシステムのどう考えられているのかなっていうことをお伺いします。

犬丸喜代子社会福祉課高齢者福祉係長

まず、令和元年度の実績なんですけど、1,205人対象者がいらっしゃいました。

それで、今年度——現在ちょうど手続をお取りいただいているっていう状況なんですけど、今年度が1,329人になっております。

以上です。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

あと、今後どのような感じで人が増えていくのかというところでございますが、例えば、米寿の方だとしますと、今、大体330人ぐらいなんですけれども、令和6年、7年ぐらいには、370人から380人の間ぐらいに到達するんじゃないかなというところで考えておりますので、令和7年、8年ぐらいまでは、増加の傾向に行くのではないかというふうに考えております。

あとは、鳥栖市の人口の動態によって変更しますので、想定としてはそのような形で考えているところでございます。

ただ、85歳の段階になると、現在460名ほどなんですけれども、令和8年ぐらいになると500名を超えるのではないかという想定もありますので、そこら辺で増加していくという部分では考えているところです。

池田利幸委員

これ、すいません、前も聞いたことがあるんですけど、システム上、敬老祝金をお渡ししている方々の階層っていうのが、ほかの市町に比べても多いですね、実際。

けど、それを渡すことの是非を言っているわけではないんですけど、このまましたら、そ

の階層別っていうか、支給していく額っていうのもこれからまた増えていくっていう部分はもう間違いないのかなって。

その辺で、鳥栖市として敬老祝金をどう考えるのかなっていうところをもう一回お聞きしときたいなって思いました。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

現在、80歳、85歳、88歳、99歳、100歳の方に敬老祝金の支給をさせていただいております。

もともとの趣旨が、長生き、長寿を祝福するという部分で、敬老の意を表するというところでございます。

これは、鳥栖市敬老祝金支給条例に基づいて支給をさせていただいておりますので、この条例に基づいて、現時点では支給していきたいというふうに考えております。

その階層がどうなのかという部分につきましては、現在は、一般的に米寿みたいなやつとか、白寿とか、卒寿とか、そういう形のお祝い事があると思いますけれども、その中で現状、条例で決めた中での年齢にお渡しをしているというところでございます。

以上です。

池田利幸委員

ありがとうございます。

そうしたら、同じページの節13委託料の緊急通報システム事業委託料、ここの部分ですけども、これ、現在で何人ぐらいの利用者があって、成果としてきちんと活用が行われているのか。この通報システムの活用事例とかはどうなっているのかということでお伺いします。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

3月末現在で146の方が利用をされております。

この制度を用いて、委託先の保障会社のほうに連絡をして、緊急出動があった回数が令和元年度で19件、ちょっとした御相談があったという部分が41件、その他、連絡がありましたというので50件の報告を受けているところでございます。

以上です。

池田利幸委員

ありがとうございます。

これ、緊急システムを押しことによって、その委託会社のほうに連絡が行く。

今回、いろいろ災害とかあった部分で、防災ラジオは土砂災害系で、高齢者の独り暮らしの方で、見守りが要るっていう方を町で選定して、これを渡されて、施設でも推進されているわけなんです。

そういう災害のときにも使っているのかな、使えるのかなって、まず。

そういう相談とか、実際にあっているのかなっていうところをお伺いしたいです。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

緊急通報システム事業ということで、もともと独り暮らしの高齢者とか、重度心身で緊急通報が必要な方に対してということでその制度を活用していただいていますので、災害の部分では、現時点で私の中では確認した件数はありません。

それで、確かに災害の部分で使えるのではないかという御意見でございますが、やり方次第ではできないこともないかなと思いますが、じゃあ、誰がそのときに支援するかという部分とか、非常に難しい部分が出てきますので、そこら辺、何が課題かという部分は整理する必要があるというふうに考えます。

以上です。

池田利幸委員

ありがとうございます。

使えないことはないけど、その制度的な仕組みをつくらんと、実用的ではないかなっていうところだと思います。

その辺も、いろんな面で考えていただきたいと思います。

牧瀬昭子委員

136ページの重度心身障害者医療費の件で質問させていただきたいんですが、昨年度は1億1,833万3,140円で、令和元年度が1億2,095万1,400円ということで261万8,260円、使われている方が増えたということなんですが、この傾向について、今後も増えていくのか、御活用の方々の声などがどのようなものになっていますでしょうか。

高島香織社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

今、平成30年度と令和元年度の比較をしていただきましたが、ちなみに、平成28年度からの4年間を見てもみると、ほぼ横ばいではないかというイメージを持っております。

ただ、この制度自体は、重度の障害を持ちの方の医療費を助成するという重要な扶助費になると思いますので、今後も続けていく予定でございます。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

続けていきたいということではございますが、利用される方々が重度のお子さんとか障害をお持ちの方ということなので、ぜひ現物支給をしていただきたいとの声が相変わらず高いのですけれども、その辺りについて、他市、他県の情報などを踏まえて、ぜひ検討に入っていただきたいと思うのですが、鳥栖市の見解を頂ければと思うのですが。

高島香織社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

重度心身障害者医療費助成の現物給付化につきましては、長いこと、こちらのほうでも県のほうに御相談というか、お願いをしているところでございます。

ただ、御存じのとおり、今のところまだその現物支給が実現化するような話には至っておりません。

これからもお願いを続けていく予定でございます。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

少し補足をさせていただきますと、重度心身障害者医療費につきましては、昨年度も一昨年度も県と20市町集まりまして、話をしております。

その中で、国保ペナルティーの話とか、そういう制度の問題もありますので、その辺について、どうやったら解消できるのかという部分も含めて、話をしている状況でございます。

以上です。

牧瀬昭子委員

お隣のところから引っ越しをされて来られた方とかが、なぜ鳥栖市は、なぜ佐賀県はできないのっていう声がとても高くて、もう本当に差し迫った問題だと思っておりますので、ぜひ御検討を、あと、その国保ペナルティーのこともあると思っておりますが、他県とかの情報も踏まえて、ぜひ進めていただきたいと思っております。

併せてもう一つ、すいません、同じページ、平成30年度国庫負担金等返還金、指定の取消しということで、1,197万4,885円の返還金があったということなのですが、これについても少し具体的に教えてください。

高島香織社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

1,880万円程度の返還金のうち、大部分はその前の年度の扶助費の超過分についての返還ということになります。

一部、議員がおっしゃった不正に係る返還金のほうも入っているところですが、こちらの金額につきましては、200万円程度になっております。

牧瀬昭子委員

すいません、この内容なんですけど、放課後デイサービスの件とは関係ないんですかね、返還金っていうのは。

ちょっと勘違いしていたらすいません。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

平成30年度国庫補助金等返還金の中に、障害児施設措置費返還金という部分が、先ほど担当係長から申し上げましたとおり200万円ほど含まれているということで。

残りの部分については、障害者自立支援給付費とかいうその他の国、県からの補助金の分

が実際のサービスの利用量に応じて、もらっていたよりも少なかったのでお返しするという形になりますので、障害児施設措置費返還金の部分は、この中の一部でございます。

牧瀬昭子委員

この内容がどこに当たるのかっていうのが……、中に含まれているのかと思うんですが、放課後デイサービスの指定が取消しになった件で、お金を国と県に返さないといけないっていう件が発生していて、その分に関しての今後の予防策とか、ほかの市町にもまたがる話だったりするのでということで、今後対応していきますっていうのをずっと継続でしていただいていると思うんですが。

その辺りの進捗があったらお願いします。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

2つの事業所について、返還をお願いしている状況ではございますが、なかなか1つの事業所については、もう事業所自体がなくなっておりますので、その督促をする方法についても大変苦慮をしているところでございます。

それと、もう一方の事業所についても、支払い能力の調査なども行っているんですけども、事業所としての資産等が確認できないような状況もありまして、どのようにするかという部分については、これから弁護士等も含めて相談をした上で、できる限り頑張りたいとは思っていますが、そういう状況でございます。

池田利幸委員

主要施策の成果の説明書の31ページなんですけど、自立支援給付事業、こここのところの3番の効果のところ、平成29年、平成30年、令和元年っていう表がある中で、障害福祉サービス費等の延べ対象者、これが平成29年から平成30年、500人増えて、平成30年から令和元年に対しては900人ぐらいっていう、ほかの下3つのサービスに関しては、そんなに増えていないのに、一番上の障害福祉サービス費のところだけは、物すごい人数の増加があっているのは、どういう理由があるのかなということをちょっと教えていただきたいなと思います。

高島香織社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

今議員がおっしゃいました一番上の給付費のほうなんですけれども、これは、具体的には、居宅サービスや就労継続支援サービス、同行援護などの複数のサービスをまとめた総称になっております。

それで、最近の傾向といたしましては、就労継続支援A型やB型、または、グループホームなどの主要利用者の伸びが著しいところでございます。

そういったサービスが少し……、ほかの下、例えば、補装具が身体障害をお持ちの方の車椅子などだけになるのに対し、上のほうについては、複数のサービスについての加算とな

っておりますので、増加したというイメージが大きいところかと思えます。

池田利幸委員

複数のサービスを使われているので、延べ人数で増えているっていう、でも、この勢いで行ったら、毎年何百人単位で増えていく……、今年度ももう既にある程度超えていく予定になっているということなんですか。

高島香織社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

最近の傾向で言いますと、どちらかという伸びているイメージでございます。

樋口伸一郎委員

同じところですよ。

説明書の31ページですけど、僕も効果のところちょっと聞こうと思っていたんですけど、人数は、平均的じゃないですけど、どんどん増えているということ。

私のほうからは、障害者補装具のところ具体的に聞きたいんですけど、ここだけは波打ったような形をして、平成29年120人、平成30年106人、令和元年133人ということで、こんな感じになっているんですけど、まず、理由があるんですか。

補装具はもう必要なくなったけど、やっぱり要ったみたいなの。

だから、その見解をまず教えてもらえますか。

高島香織社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

補装具には耐用年数というのがございまして、例えば、5年に1度が目安になっているとあるとか、そういったある期間を設けられている場合がありますので、年度で平均的に皆様が購入されるというイメージではないところで波打っているイメージになるかと思えます。

樋口伸一郎委員

ですよ。

あとは更新期とかもあるし、例えば、この補装具の基準書じゃないですけど、いろいろこの補装具はいいよっていうような、ある程度の基準書があるんですけど、以前、一般質問でもさせてもらったんですけど、人工内耳体外機とか、補聴器とはまたちょっと違う、補聴器はいいけど、人工内耳体外機はそういう制度がないというようなところで、何か新たな進捗じゃないですけど、検討したりは、この年度間の中で——平成29年から令和元年でもいいけど、その中であったのかっていうのをお聞かせいただきたいんですけど。

新たな部分というか、範囲で。

なければならないのでいいです。

江副康成委員長

すぐ調べようと思ったらできるんですかね。

[発言する者なし]

ちょっと皆さんにお聞きしますが、質問はおおよそ出ましたか。

ってというのは、できれば続けてやりたいんですけど、1時間たったから、「いいですよ、休憩」と呼ぶ者あり）まだまだ長く続くなら、ここで1回切ってもいいけど。

いいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

暫時休憩します。

午後 2 時14分休憩

oooooooooooooooooooooooooooo

午後 2 時24分開会

江副康成委員長

再開します。

高島香織社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

先ほどの樋口議員の御質問にお答えします。

こちらの難聴児補聴器購入費補助金になりますが、こちらの令和元年度の決算ではまだ反映されていないところですが、今年度から県のほうの制度の中で、難聴児さんや、人工内耳装着児への購入の補助など、制度の拡充が行われているところでございますので、今年度以降に反映されることかと思えます。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

確認なんですけど、これ、九州内でも県ごとに違ったり、障害者総合支援法は共通のものなんですけど、助成のやり方とかいうのが、例えば、長崎県では県下統一やし、福岡県で言えば、県下統一ではないけれども、各自治体、市町でやり方があったりっていうことなんで、佐賀県は、県主導の下にそういう制度が新たに拡充されて、それに準じた形で、鳥栖市もそういう制度を行っていくということよろしいですかね。

高島香織社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

そうなります。（「終わります。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

最初は、60ページ、歳入のところで、国の補助金で地域生活支援事業費補助金。

そして、66ページの一番下に、同じく今度は県の補助金がありますよね、同じ名称の補助金。

私が知りたいのは、この補助金が歳出のどの事業に対応しているのか。

この事業は、私の理解ですと、必ずせんといかんやつ、必須事業と任意事業っていうふうに分かれていて、それも併せて1回で説明していただけたらと思います。

高島香織社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

では、地域生活支援事業に当たる主な事業について申し上げます。

必須事業といたしまして、相談支援事業や、コミュニケーション支援事業、また、日常生活用具給付事業などがございます。

その他の任意事業といたしましては、鳥栖市で行っているものの一部としまして、福祉ホーム事業、訪問入浴サービス事業、また、日中一時支援事業などがございます。

成富牧男委員

具体的に、何ページのこの事業、この事業って言うてもらいたかったんですが、できれば、皆さんがよければ、もう時間の節約で、後からその一覧表か何か頂けますか、歳入と歳出が分かるやつとか。

江副康成委員長

なら、委員会として、提出してもらっていいですかね。今言われたところを、資料として、紙として。

要は地域生活支援事業費補助金1,100万円、その内訳ですよ。主な内訳でもいいかもしれんけど。主なでいいでしょう。（「主なしか分かん」と呼ぶ者あり）（「はい」と呼ぶ者あり）（「なら、もう分かるしこでいい」と呼ぶ者あり）

じゃあ、お願いします。

成富牧男委員

次は、不用額があったですね、128ページ。

127ページのところで言うなら旅費の分、不用額が25万940円出ていますけど、そもそもこれはどなたの、この一般旅費っていうのは、職員の分ですか。

そして、結構これ、大きいし、また、不用額も予算額の割にはちょっと多いみたいですけど、そこら辺の理由が分かればお願いします。

江副康成委員長

分かりますか、言っている意味。

社会福祉総務費、下段のほうですね。128ページです。（「特に理由はありませんと言ってもよか。大した意味がなかなかかと言ってもらえればいいですよ。ちょっと分からんから」と呼ぶ者あり）

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

お待たせいたしました。

この旅費につきましては、事務連絡とか研修費用に充てている旅費でございまして、特に大雨等による中止とか、あと、当初予算上は5人ほど行く予定だったのが4人になったりとか、場所が変更になった分とかという部分で変更がっておりますので、その部分に該当するものと思っております。

以上です。

成富牧男委員

ここには、同和関係のは含まれていないのかと、それからもっと早く——これだけ見ると少額ですけど、こういう不用額の積み重ねが何億円という不用額に鳥栖市全体数としてはなっていますので、ちょっとお尋ねをします。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

同和関係の研修大会に出席する分等の旅費も含まれております。

あと、もっと早く減額できなかったのかという部分でのお話もありますが、事務連絡等で急に必要な部分もあったりしますので、この部分については、金額を見ながら、適時事務処理を行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

成富牧男委員

同和の部分は詳しく何名とか欲しかったんですけど、いずれにしろ、要らんごとなったら早く落とす、私、口癖のように言っていますが、そういうところを今後も気をつけていただきたいと思います。

続けて、順番で行きます。

132ページの全日本同和会補助金400万円についてお尋ねをします。

事前に資料を準備していただいておりますので、皆さんに。

江副康成委員長

じゃあ、資料の配付をお願いします。

〔資料配付〕

以下の質問を続けてもらっていいですか。

成富牧男委員

では、もう端的に言いますけど、今、初めてもらっています。

それで、ざっくり説明を求めたいと思います。

特に、説明していただくときには、前年の決算と変わったところがあれば、そこら辺を重点的に説明していただいて、なければ、淡々と説明をお願いします。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

まず歳入のところでございますが、補助金額は市からの400万円。

昨年度と変わってはおりません。

主なものの部分だけお答えいたします。

事務局費についても、決算額といたしましては、昨年度とほぼ変わっていないところがございます。

設備費については、昨年度は備品を3万円程度購入されていたんですけど、今回はゼロになっております。

大会費につきましては、昨年度と比較しますと、10万円ほど減額の決算額になっているところがございます。

あと、研修会費につきましては、昨年度と比較しますと、9万円ほど増額されております。

集会会議費につきましては、昨年度と比較しますと、13万円ほど減額でございます。

教宣活動費につきましては、昨年度と同額でございます。

研修会費につきましては、昨年度よりも40万円ほど減額しております。

調査活動費につきましては、「今どこば説明しよっと」と呼ぶ者あり)

江副康成委員長

3ページの下から3行目の調査活動費。「決算額との比較ということでしたので」と呼ぶ者あり)

ちょっと続けてください。最後まで。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

調査活動費につきましては、前年と比較しまして5万円の増でございます。

あと、負担金については、前年度と同額です。

支出の合計といたしまして、前年度と比較しますと約57万円の減額ということになっております。

以上でございます。

成富牧男委員

私が今、最初に質問の前置きで言いましたけど、特にここら辺は指摘を受けて少し減額にしましたとか、何かそういうところはないということですね。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

特にございませぬ。

成富牧男委員

決算のときもそうですし、予算のときもそれなりに指摘をしてきたんですけど、要は、指摘の中心点は、この同和問題が問題だちゅうのもありますけど、その前に、実際補助金を受けてあるこの団体が、それに……、皆さんにとって、いつも説明される、それにふさわしい仕事を、400万円にふさわしい仕事をしておられるかということなんですよ。

そういう意味で質問を何回もやっているんですけど、今までと全然変わらないということですね。

江副康成委員長

という質問ですかね。

成富牧男委員

そうです。

今んとじゃ答えられんちゅうこと？

それで、そういう指摘を私がしたことを鳥栖支部の方とお話はされましたか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

まず、補助金を出す必要性につきましては、当該団体の事業活動の目的が差別撤廃、人権擁護を目的とされ、行政の目的と合致しておるといふ部分から、当該団体の事業活動は公益性があると判断をして補助をしているところでございます。

あと、委員会等でこのような内容のお話があったという部分については、同団体のほうにも伝えてはおりますし、そういう状況でございます。

成富牧男委員

もっとすっきり言ってもらいたいんですけど、これもいつも指摘してますけど、予算額で、いつも……、今回のやつ、3ページで言いますと、638万5,140円ですか。

そういうふうな、ずっとこういうふうな出し方、そして、決算額は400万円。

もう鳥栖市が出すのは、現在では400万円だと分かっているけど、必ずこういうふうな出し方をされますよね。ここについては、向こうのほうから何も出らんのですか。238万5,000円の欠損ですよ。

本当はこれだけ……、予算というのが、とにかく吹っかけろちゅう話じゃないと思いますので、幾ら何でも。

これ、638万5,140円要るから、そういう予算組みされたと思うんですけど、これ、ずっと続いているから、なおさらですよ。

それなのに、よく言えば、うちは400万円しかやっていませんと。

そういうのが続いていますけど、それについては、何も向こうから、期待して638万5,140円って出しているのか。

その辺については、もう一切、向こうから何も文句も言われたいし、何もないんですか。

ちょっと不自然だと思いますけど。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

多分、事業の予算の補助金を申請される際に、こういう予算を、こういうことを翌年度したいという思いと併せた中で予算を組んであるのではないかというふうに想定されますが、補助金といたしましては、近年400万円で推移しておりますので、鳥栖市からは400万円という部分は、現時点では変わっておりません。

そういう部分は、当該団体の事業に対する思いではないのかなというふうに解しているところでございます。

成富牧男委員

それで、ちょっと私、最初の答弁で気になったのが、こういう趣旨で言われたと思います。

運動体の事業——これかつての部長さんの答弁ですけど、運動体の事業活動の目的が、差別撤廃、人権擁護を目的としているので、行政目的と合致しておるからと。こういう趣旨だったと思いますけど、それでいいですか、まず。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

先ほども申し上げましたとおり、当該団体の事業活動の目的が、差別撤廃、人権擁護を目的とされ、行政の目的と合致しておりますので、当該団体の事業活動は公益性があると判断した上で補助をしているところでございます。

成富牧男委員

それと、行政の責務を補完してもらっているというのもよく言われていたんですけど、実は今、鳥栖市も人権教育啓発指針っていうのをつくっていますよね。

国は、人権教育・啓発に関する基本計画というのをつくっているわけですけど、その中で重要なことを言っているんですね。

ちょっと抜き書きで、よかところ取りと思われるかもしれませんが、皆さんもお読みになったらいいと思います。

国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保という中で、国民の間に人権問題や人権教育・啓発の在り方について多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努めることが求められる。

その後、人権教育・啓発を担当する行政は、特定の団体等からの不当な影響を受けること

なく、主体性や中立性を確保することが厳に求められると。

そして、次にこう書いてあります。人権教育・啓発に関わる活動の実施に当たっては、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育・啓発であるということがないよう、十分に留意しなければならない。

さっき答弁されたところですよ。運動体の事業活動の目的が云々と。

これをどういうふうに見えられますか。

これは、国の指針ですよ。（発言する者あり）

受け止められますかやけん、受け止めたことば言えがいい。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

人権教育・啓発に関する基本計画の中に記載されている件について、どのように受け止められますかということでございますが、国の計画でございますので、国の計画として受け止め、それを受け止めながら、佐賀県の計画を受け止めながら、鳥栖市人権教育・啓発に関する基本方針という形で、鳥栖市の方向性を示しているところでございます。

成富牧男委員

受け止めながらと言われましたが、実際、先ほどの答弁は、まさにここに、厳に求められて、そういうことがないようになっていくところを言われましたので、全然受け止めておられないんだというふうに私は思います。

そこで、もう簡単に聞きますけど、今、400万円でしたよね。

この400万円っちゅうのをいつまで続けられるおつもりでしょうか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

少し歴史的なものを申し上げますと、明治4年に身分解放令が出されまして、149年が経過し、昭和22年に基本的人権の保障をうたった日本国憲法が施行されまして73年、同和対策審議会答申から55年を経過した現在でも、いまだに差別はなくなっていないと考えてあります。

このことは、平成2年12月に施行されました部落差別解消法の目的に、現在もなお、部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って、部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の共有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるという認識の下に、これを解消することが重要な課題であるなどということを期待されております。

これらに基づき、行政の責務として、市民の人権意識の高揚を図り、部落差別のない、明るい社会の現実に向けて、今後も努力することが必要だというふうに考えております。

以上でございます。

成富牧男委員

私はいつまで続けるのかっていうふうに申し上げましたけど、今の答えからすると、どうなるんですかね。

ちなみに言いますと、第6次総合計画の後期基本計画の平成32年度の姿で、そこには、もう全部、人権がみんな尊重されて、そういう人権侵害もないような世の中になっている——ちょっと正確じゃないですけど、そういうニュアンスで書いてありますよね。

今、どうですか。ちょうど今年度ですよ。それとも矛盾しますよね、ある意味。

どういう矛盾をするかっちゅうと、そこではもう今、ちゃんとなつとるはずの令和2年度。だけど、さっきの答弁では、明確にいつまでっていうのも示されないし。

ですよ。

いつになったらそういう世の中が来るんでしょうか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

いつになったらということですが、いつになったらというのは私も分かりませんが、今、国のほうでは、平成28年に差別に関する3つの法律ができました。

先ほど申し上げました部落差別の解消の推進に関する法律、いわゆるヘイトスピーチ、あと、障害者の関係の3つの法律ができておりますけれども、そういう状況下にあるということから考えますと、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法、この3つという部分は、お互いの人権を尊重し、共に幸せに生きることのできる社会を築いていきたいと思いますという目的がございますので、その目的がなくなることが多分、人権に関する差別がなくなったときではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

成富牧男委員

今のに再質問はしませんけど、私は、何か全ての人権が守られ……、かつてはそういう答弁をされているんですね、執行部で。

全ての人権が守られ、尊重される心豊かな社会が実現された状態と、さっきの令和2年度のこういう状態っていうやつに似ていますけど、そんな簡単なもんじゃないとむしろ私は認識しているんですよ。

ただ、全てのっちゅうのがあるのかということですよ。

例えば、今でも迷信を信じている人たちが一部あると思うんですよ。

9割以上の方は、ばかのごたつことば言いよる、またって、一笑に付すけれども、100%そういうふうにはならないと。だから、私、あえて聞いたんですよ。

少しでも部落差別について——部落差別だけじゃないですよ、今言われたように、いろいろなところでそういう偏見、なかなか理解してくれんのだって、そういう偏見もまだ多々

あります。

そういうところを考えるならば、全てच्छゅうのはないと、全てच्छゅうのは、非常に難しいと。

前、こういう例を出しました。お月様でウサギさんが餅つきよると。そうだねって言うのがひょっとしたらおるかもしれないじゃないですか、今でも。

だけど、そういうのは、ばかじゃんっていう話でしょう。

せいけん、全てのच्छゅうことは、結局、まだまだずっとこの補助金を続けますよっていうことと同じことだと私は思います。

だから、これについては、さっきいみじくも言われたとおり、同和問題だけではないわけでしょう。

それで、国の、さっき申し上げた人権教育・啓発に関する基本計画では、同和問題をはじめとするच्छゅう書き出しではないんですよ。最初、女性が来ていますよね。

それで、同和問題は4番目ぐらいに書いてあるんですよ。

それが福岡県とか佐賀県とか、それこそ、地域の何とかに従ってって書いてあるからそうされたって答弁されると思いますので、あえてもう聞きませんけれども、やはり、鳥栖でそこまで同和問題を初めとする、あるいは順番を言っているのであれば、私、順番を言っているのだと思います、わざわざ4番目にあったとば1番目に持ってきておるから。

そこら辺は、それこそ鳥栖は鳥栖、佐賀県が例えば同和問題を最初に持ってきたとしても、鳥栖は鳥栖なりで、もう少し、地域指定はないというふうに公にはちゃんと言っとるわけですから、そこら辺も踏まえて、そしてむしろ、ほかのいろいろな、さっきおっしゃったような、今日的ないろいろな差別問題、そういうやつにもう少しシフトしてやってほしいと思います。

最後に数字的なやつだけ質問をしておきます。

いつもお伺いしている、同和団体、何世帯、何名か。

それから、会費は幾らか。

それについてお答えください。

それで、答えがあれば、一応、終わります。

武富美津子社会福祉課参事

平成31年度の人数は、28名、12世帯となっております。

会費につきましては、前年度と変わらずに、1人当たり4,800円ということになっております。（「1人当たりですね」と呼ぶ者あり）はい。（「ありがとうございます。終わります」と呼ぶ者あり）

樋口伸一郎委員

これに関して、質問というか、意見といいますか、提案なんです。

今、成富委員もおっしゃったように、予算と決算の整合性について質問が最初あったじゃないですか。

これ、過去ずっと、毎年、毎回多分出されていると思うんですけど、僕は、その補助金の400万円に関して云々質問するつもりはございませんで、提案としては、せめて、何でもですけど、例を出せば、鳥栖市が当初予算を財源を600億円とか1,000億円で予算組んだら、議会のほうからも多分、質問がいっぱいあると思うんですよ。

だから、先ほどそういう協議会的时候は意見を交わす場はあるみたいなことをおっしゃったので、せめて、また次もこれを出すのであれば、同じ質問から始まるんで、実績ベースにして予算を立てれば、そこの部分が大幅減るんじゃないかなと思ったので、それ、ぜひ提案ばしたらどうですか。

投げっ放しですけど、どうですか。するかせんかは向こうの判断なんで。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

貴重な御意見ありがとうございます。

その旨はお伝えいたしますが、基本的に、一日も早く差別を解消したいという思いがいろいろ事業をされたいのではないかなというふうなところからこの数字が出てきているのではないかなというふうに考えます。

そこは、最終的には団体の考え方も含まれると思いますので、その辺は御了承いただきたいと思います。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

よろしくをお願いします。

するしないはちょっと別として、今言われたような思いも、差別を解消するための意図はきちっと伝えた上で、そういう意図を持ってちゃんとやっていますからっていうことを、趣旨は伝えた上で、そういう提案をなされたらという御意見ですので、よろしくをお願いします。

御答弁要りませんので、終わります。

成富牧男委員

食の自立支援事業委託料138ページ、節13委託料ですね。

これについては、多分、2業者、それは変わらないのかと、例えば、鳥栖市の単価が幾らで、それを利用する人が幾らで、委託料として幾ら渡っているか。その単価ってどんなふうになっているのか。

それから、単独メニューなのか、複数メニューなのか。例えば、幾つか選べるのか。
以上。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

令和元年度は、2事業所で、1事業所が、両方とも社会福祉法人でございますが、椎原寿恵会と寿楽園でございます。

1食当たりの金額でございますが、令和元年度から利用者負担が400円、公費の部分が400円という形でございます。

食事につきましては、基本的なところは、選択はできず、1つのお弁当という形しておりますが、人によりまして刻み食になったり、ペースト食になったり、塩分が少なかったりというような配慮の部分はございます。

以上でございます。

成富牧男委員

がちがちじゃなくて一定の対応はされているということですね。

あと1点だけ、値段の話で、結局、本人はそれを400円で利用できるということですかね。

そういうことですよ。

受託者には800円行くと、単価で言うと。

いいかな。

それで、令和元年度からそうになりましたっちゅう話やったですけど、その前はどがんやっただとですかね。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

過去は、市が負担する分が、変更前は360円、利用者の分が360円、合わせて720円ございました。

それで、令和元年5月から、市が負担する分が400円、利用者負担が400円、合わせて800円という形になっております。

江副康成委員長

よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午後 3 時 1 分休憩



午後 3 時 10 分開会

江副康成委員長

再開します。



こども育成課

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について

江副康成委員長

次に、こども育成課関係分の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

林康司こども育成課長

こども育成課です。

よろしくお願いいたします。

議題となっております議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定につきまして、こども育成課分の主なものについて、令和元年度鳥栖市歳入歳出決算書等により御説明申し上げます。

初めに、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

鳥栖市歳入歳出決算書51ページ、52ページをお願いいたします。

款14分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金、節2児童福祉費負担金のうち、保育所保育料につきましては、市内17か所の公立、私立、認可保育所及び市外の私立認可保育所に通う園児の保護者が支払う保育料でございます。

昨年度は、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、平成30年度と比較して約1億円の減となっております。

続きまして、決算書57、58ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節2児童福祉費国庫負担金のうち主なものを申し上げます。

施設型等給付費負担金につきましては、私立保育所、認定こども園、地域型保育事業所の運営費に対する国庫負担金で、国の負担割合は2分の1となっております。

次に、3行目の児童扶養手当費負担金につきましては、18歳までの児童を養育している独り親家庭に支給する児童扶養手当の国庫負担金で、国の負担割合は3分の1でございます。

次に、児童手当費負担金につきましては、中学生までの児童を養育している世帯に、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として支給される児童手当の国庫負担金でございます。国の負担割合は3分の2でございます。

次に、59、60ページをお願いいたします。

目2教育費国庫負担金、節1教育総務費国庫負担金の子育て支援施設等利用給付費負担金につきましては、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園等に通園する3歳以上の子供の保護者が支払うべき利用料相当額を、園に対し支払う給付金に対する負担金でございます。国の負担割合は2分の1となっております。

続きまして、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費国庫補助金のうち、母子家庭自立支援事業補助金につきましては、独り親家庭の父または母が資格取得のため、2年以上資格養成機関で就業する場合、就業期間中の生活費、入学金等の負担軽減を目的とした給付支給事業に対する国庫補助金でございます。補助率は4分の3となっております。

次に、子ども・子育て支援交付金につきましては、認可保育所等で実施される延長保育事業、一時預かり事業、子育て支援事業等の特別保育事業に対する国庫補助金でございます。補助率は3分の1となっております。

61、62ページをお願いいたします。

目5教育費国庫補助金、節1教育総務費国庫補助金の幼稚園就園奨励費補助金につきましては、私立幼稚園に在籍する園児の保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図るものでございます。補助率は3分の1となっております。この事業につきましては、令和元年度までとなっております。

次に、65、66ページをお願いいたします。

款17県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節2児童福祉費県負担金のうち、施設型等給付費負担金につきましては、私立保育所、認定こども園、地域型保育事業所の運営費に対する県負担金で、県の負担割合は4分の1となっております。

次に、児童手当費負担金につきましては、児童手当支給事業に係る県負担分でございます。県の負担割合は6分の1となっております。

続きまして、目2教育費県負担金、節1教育総務費県負担金の子育て支援施設等利用給付費負担金につきましては、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴う私立幼稚園等に対する県負担金で、県の負担割合は4分の1となっております。

ページをめくっていただき、67、68ページをお願いいたします。

項2県補助金、目2民生費県補助金、節2児童福祉費県補助金のうち、ひとり親家庭等医療費補助金につきましては、独り親家庭等に対し医療費の一部を助成する事業の県補助金でございます。補助率は2分の1でございます。

子どもの医療費助成事業補助金につきましては、子育て世帯に対する医療費の一部を助成する事業のうち、未就学児分の医療費助成に要する経費に対する県補助金でございます。補助率は2分の1となっております。

保育対策総合支援事業費補助金につきましては、市が実施する保育補助者雇上強化事業と認可外保育施設の保育士等の健康診断に係る費用への補助事業に対する県補助金でございます。補助率につきましては、保育補助者雇上強化事業につきましては8分の7、認可外保育施設の健康診断に係る部分につきましては3分の2でございます。

子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、認可保育所等で実施される延長保育事業、一時預かり事業、子育て支援事業センター事業等の特別保育事業に対する県補助金でございます。補助率は3分の1でございます。

85、86ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入で、民生雑入のうち、中ほどになります子どもの医療費返還金につきましては、子どもの医療費助成金として支払ったもののうち、高額医療費の対象となったものによる返還金でございます。

保育所給食費につきましては、公立保育所の保育所職員及び園児の給食費でございます。

園児の給食費につきましては、令和元年度10月からの幼児教育・保育の無償化に伴う3歳児、4歳児、5歳児の給食費半年分を含んでおります。

続きまして、91、92ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目6民生債、節2児童福祉債につきましては、白鳩園の改修事業に伴うものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

引き続き、歳出について御説明申し上げます。

141ページ、142ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費について主なものを申し上げます。

節1報酬につきましては、家庭における児童養育についての相談、訪問指導などを行う家

庭児童相談員2名分と、要保護女子、DV被害者等の相談指導を行う婦人相談員1名分の報酬でございます。

節3職員手当等につきましては、幼児教育・保育の無償化及び未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金に関する職員の時間外超過勤務手当でございます。

節7賃金につきましては、子育て支援関連情報の提供や、関連機関のネットワークづくりを行う子育て支援コーディネーター1名分と、独り親家庭の自立に係る相談指導を行う母子父子自立支援員1名分の賃金、また、幼児教育・保育の無償化に伴う事務量の増加に伴う嘱託職員3名分の賃金となっております。

ページめくっていただきまして、143、144ページをお願いいたします。

節12役務費のうち、手数料につきましては、子どもの医療費助成事業審査支払事務手数料で、子どもの医療費に係るレセプトの審査と支払い事務に伴う手数料でございます。

節13委託料のうち、幼児教育・保育無償化システム改修等委託料につきましては、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴うシステム改修及び例規整備に要した費用でございます。

次の子どもの医療事務改修等委託料につきましては、令和2年度から通院医療費の助成を中学生まで拡張することに伴うシステム改修に要した経費でございます。

次の子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料につきましては、令和2年度から5年間の第2期の事業計画策定に伴う業務に要した経費でございます。

社会福祉会館（児童センター）指定管理料につきましては、社会福祉会館2階にある児童センターの管理運営を社会福祉法人鳥栖市社会福祉協議会に委託しているものでございます。

ファミリー・サポート・センター事業委託料につきましては、子育てを支援してほしい利用会員と子育ての支援ができる協力会員が相互援助活動を行う育児サポートセンター事業として、社会福祉協議会に事業を委託しているものでございます。

節19負担金、補助及び交付金のうち、特別支援学校放課後健全育成事業負担金につきましては、中原特別支援学校の放課後学童保育運営費、建設費負担金でございます。

各市町の利用児童数に応じた負担額となっており、令和3年度は利用者総数21名のうち、本市利用児童数9名でございます。

ページめくっていただきまして、145、146ページをお願いいたします。

節20扶助費のうち、児童扶養手当につきましては、18歳になる年度末までの児童がいる独り親家庭に支給するもので、世帯の収入や児童の数に応じて月額4万2,910円を上限として支給されます。

令和何元年度末で577世帯、支給対象児童数は880人となっております。

母子家庭自立支援事業費につきましては、独り親家庭の父または母親が資格取得のために養成機関で就業する場合に、就業期間中に高等職業訓練促進費を支給するもので、月額上限を10万円として支給するもので、就業の最終年度につきましては、支給額を4万円増額して支給しております。さらに、修了された方には5万円を上限に一時金を支給しております。令和元年度は、12名の方に支給しているところでございます。

次に、ひとり親家庭等医療費につきましては、独り親家庭等の18歳になる年度末までの児童と20歳未満の児童を養育している親の医療費の一部を助成するものでございます。令和元年度の受給資格者数は親が762名、児童が911人でございます。

次の子どもの医療費につきましては、18歳までの児童を養育する子育て世帯の負担軽減のため、子供の医療費を一部助成するものでございます。

続きまして、目2保育園費について主なものを申し上げます。

節2給料から節4共済費までは、保育所職員45人分の人件費でございます。

節7賃金につきましては、嘱託職員及び日々の保育士調理員67人分の賃金でございます。

ページめくっていただきまして、147、148ページをお願いいたします。

節13委託料のうち、1行目の施設管理委託料につきましては、各保育園の消防用設備等点検、警備業務、調理室の中央フード排気口フィルター等の清掃業務、園庭芝生管理業務、下野園の腐倒木伐採業務などが主なものでございます。

工事監理委託料につきましては、白鳩園の改修工事に伴う工事監理業務に要した費用でございます。

節15工事請負費のうち、営繕工事費につきましては、鳥栖いづみ園の遊具設置工事及び小鳩園の園庭改修工事に要した経費でございます。

白鳩園改修工事費につきましては、白鳩園の屋根外壁等の改修工事に要した経費でございます。

節19負担金、補助及び交付金のうち、施設型等給付費につきましては、市内の私立保育所13か園、認定こども園3か園、地域型保育事業所6か園及び他の自治体をお願いしている広域保育所等に対する保育所運営費負担金でございます。

このうちの公費負担分の負担割合は国2分の1、県4分の1、市4分の1となっております。

保育補助者雇上強化事業補助金につきましては、保育士の負担軽減のため、保育士の資格を持たない方を保育業務補助者として雇用する費用を補助するものでございます。令和元年度は、5か園で10名分の雇用費用を助成いたしております。

私立保育所特別保育事業等補助金につきましては、私立保育所が実施する延長保育や一時

保育、病後児保育、障害者保育、子育て支援センター事業などに対する補助金でございます。負担割合は、国、県、市それぞれ3分の1となっております。

続きまして、目3児童手当費について主なものを申し上げます。

節20扶助費につきましては、児童手当でございます。児童手当につきましては、中学校修了前までの児童を養育する親等に支給される手当で、年齢区分や子供の数に応じて、児童手当法に基づき、児童1人当たり1万5,000円、または1万円の支給をしているものでございます。支給対象となった児童数は、月平均で約1万500人でございます。ただし、公務員につきましては、所属官公庁から支給されておりますので、その分は含んでおりません。負担割合につきましては、国3分の2、県6分の1、市6分の1でございます。

215、216ページをお願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費、目4幼稚園費の主なものについて申し上げます。

節19負担金、補助及び交付金のうち、子育て支援施設等利用給付費につきましては、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、私立幼稚園等に就園する満3歳以上の子供の保護者が支払うべき保育料相当額を園に対して給付するものでございます。令和元年度の給付対象園数は、市内私立幼稚園5園、認定こども園3園、認可外保育施設3園、市外の私立幼稚園等で16園でございます。負担割合は国2分の1、県4分の1、市4分の1となっております。

幼稚園就園奨励費補助金につきましては、3歳以上の子供を私立幼稚園に通園させる保護者に対し、住民税額に応じ、1人当たり年額30万8,000円、令和元年度は4月から9月までの半年分で15万4,000円を上限として補助金を支給するものでございます。令和元年度の支給対象児童数は565人でございます。

以上、こども育成課関係分の説明を終わります。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

数点お尋ねを順次させていただきますけど、まず、歳入についてですけど、とりあえず52ページの款14、項2、目1、民生費負担金の節2児童福祉費負担金の保育所保育料の説明について質問なんですけど、これ、教えていただきたいので、間違っていたら、そこを正しく教えていただければと思うんですよ。

これ、説明の中では、幼児教育・保育の無償化に伴うということで、約1億円の減ということで決算の説明があったんですけど、これの市の持ち出しって言い方が適切なのか分

かんないですけど、その足りなくなった1億円を子供が減ったわけじゃないので、どこかで充てられていると思いながら聞いていたんですよ、歳出の説明まで。

それで、216ページの説明の中に、備考欄の下から8段目の子育て支援施設等利用給付費で1億499万円っていうところがあったじゃないですか。それで相殺されているっていうふうに考えていいんですか。

それとも、違っていたら、その1億円、減額になった部分がどこから出ているかっていうのを教えていただきたいんですけど。

林康司 子育て支援課長

1億円減につきましては、国、県、市から出ております。

お話のありました216ページの子育て支援施設等利用給付につきましては、保育所ではなく幼稚園のほうですので、今までと別ものになります。

樋口伸一郎 委員

ということは、1億円減の部分ってというのは、どこで補った形で解釈したらいいんですか。

もう減のままというか、利用されている園児の数というのは基本的に分母減っていないと思うんで、減った分がどこから充てられているかっていうのを知りたいんですけど。

林康司 子育て支援課長

国、県の施設型利用給付費負担金の中に入っております。（「ページで言うと」と呼ぶ者あり）

ページで言いますと、58ページの款16国庫支出金の節2児童福祉費国庫負担金の中の施設型等給付費負担金になります。

こちらが、昨年度が6億2,600万円、それで、今年度が7億9,100万円というふうになっております。

樋口伸一郎 委員

今言われたその差の1億円が国負担として1億円あるということですね。分かりました。

じゃあ、続けていきます、関連ですので。

そうしたら、歳出の146ページでお願いします。

このページで言うと、目2保育園費の、これ、いつも聞いてますけど、節2、節3、節4の人件費に伴うところなんですけど、45名分ということで説明ありましたけど、今までの傾向、予算のときに45名分で決算が45名だったのかっていうのを、ここ二、三年分で傾向を教えてくださいなと思っておりますけど。

林康司 子育て支援課長

令和元年度につきましては、45名分となっておりますが、育児休業の方が、年度途中復帰

の方もいらっしゃいますけれども、延べ5名いらっしゃっております。

保育士が3名、栄養士が2名です。

ここの不用額で139万円残っている分につきましては、令和元年とか令和2年度にかけての育児休業中の保育士3名いらっしゃいますので、その方の分が不用額として上がっております。

樋口伸一郎委員

分かりました。

その人の件費の育休になった方の分の調整はその年度中に行ったということですか。

それとも、もう不足のまま育休の方の人数は決算まで行ったと。

林康司こども育成課長

年度途中で、3月補正で一旦させていただきつつ、早目に復帰される場合も見越して残している分で139万円ございます。

樋口伸一郎委員

そうしたら、今度は嘱託職員さんとかの数も含めて、公立園で携わる人の数ですよ。

正規とか、嘱託さんとかも含めて、携わった方の数としては、ずっと横ばいであつたっていいことですか。基本的な考えとしては。

林康司こども育成課長

基本的には、ほぼ横ばいとなっております。

計算といたしましては、公立園、予算を上げるときと決算の流れになりますけれども、公立の児童の定員が515名です。

それで、予算では460名程度受け入れるための保育士、嘱託保育士の人数計算で、53名の保育士を必要としているところで予算計上をしております。

正規職員が31名ですので、嘱託職員等の必要人数が18名という中で、また延長保育、一時預かり保育、障害児保育の加配で22名分として嘱託職員は40名で計算し、また日々代替の保育士の分は保育士の有休取得を半分として、その時間単価で予算を計上しております。

ですが実際、昨年度末の児童数は399名ですので、嘱託保育士は実際29名、日々代替保育士も19名であつて、3月補正で減額、また不用額が生じている現状でございます。

樋口伸一郎委員

ということは、いつもと一緒に、予算編成時は、理想とする嘱託職員の保育士さんの数は立てていますけど、思ったとおりにそれが集まっていないという例年の傾向で、いつものパターン、もう年度末に減額補正ということでやってきておりますので、この辺りの正規とか嘱託に関してはちょっとすみ分けしなくていいので、そこに携わられる保育士さんについて

は、今後どのように検討して改善していこうかとお考えなのかっていうのを聞きたいんですけど。

できれば、キャパが満タンじゃなくても入れれる分には近づけたらいいというのがあるので、その辺の打開策みたいなお考えがあればお聞きしたいんですけど。

林康司 子育て課長

毎年、保育士不足につきましては、もう委員の皆様にも、一般質問の中でも、いろいろ御心配いただいて御質問等いただいているところでございます。

保育士の確保につきましては、今年度のコロナ禍の中ではありますけれども、新たな取り組みとしまして、公立園の保育士の研修も兼ねまして、その保育士さんが卒業した養成校に赴き、そこの生徒に対して、保育士としての職場体験や、鳥栖市のPRを行い、保育士の呼びかけを、採用試験を受けていただくようとかのお話をしております。

ただ、コロナ禍の中ですので、研修もリモートで実施した学校もあると報告を受けているところなんです。

また、その際には、私立保育所の保育士も同席してもらってまして、現在、市立保育所、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所からの園のPR、そういったものをつくっていただきまして、取りまとめ、鳥栖市で働く保育士さん看護師さん大募集として冊子を作成しており、そういった研修のときに配付しております。

また、この冊子の内容につきましては、市ホームページに園ごとに掲載しているところでございます。

あと、ほかの取組といたしまして、今年度ですが、今もう同時進行しているものではありませんが、鳥栖市の保育会から依頼されて、イラストレーターのミツルさんに保育士募集のイラスト作成していただいて、イラストを活用して、8月号の市報に保育士募集、また、10月号には、10月11日、17日にプレスポでのお仕事案内会の開催の案内を周知して、そこでも相談を受けるようにしております。

この案内会の周知につきましては、保育士募集のイラストをポスター化して渡して、私立の園長が近隣佐賀・福岡県内の養成校に赴き、ポスターの掲示のお願いと案内会の趣旨の説明を今行っているところです。

それと、市内のまちづくり推進センターやサンメッセ鳥栖などの公共施設にもポスターの掲示をしているところでございます。

樋口伸一郎 委員

詳しく教えていただいてありがとうございます。

卒業生とかに対しての直接的なアプローチとかは、これまでもあんまり具体的にはそうい

うのは大々的に行ってなかったと思うので、ぜひこれからも、すぐ答えは出ないかもしれないですけど、継続して行っていただければなと思っております。

それと、そのミツルさんとかの件も、多分、今度から新しくっていうふうになるんで、より、保育士さんとして携わってくださる方が多くなるように努めていただければなというふうに思ってます。

関連ですけど、148ページですね。

今度は私立になるんですけど、保育補助者雇上強化事業補助金の御説明あったんですけど、5か園10名分ということだったんですけど、こちらのほうの傾向というのは、増えていっているっていうふうに考えてもよろしいですか、まず。

林康司 とも育成課長

すいません、申し訳ございません、ちょっと年度を1つ間違っておりました。令和元年度は、6園で8名でございました。申し訳ございません。

先ほどの5か園10名は、平成30年度でございました。申し訳ございません。

横ばいというか、今年度につきましては、6月補正の際には5園6名で上げさせていただいております。

ちょっと実際、まだやり取りの部分が……、ですので、ただ、昨年度の8名のうち2名が保育士の免許資格を取られておりますので、実際の成果としては上がってきているものと考えております。

樋口伸一郎 委員

ありがとうございます。

今おっしゃったように2名の方が正式の保育士さんになられたということだったんですけど、その情報共有としては、初年度から2名おられた状態で始まっていて、私立になりますけど、何人ぐらいの正規保育士さんが合計生まれたのか。

その辺りの情報把握というか、共有ってできているんですか。私立保育園からお聞きされているっていう状況ですか。

何名ぐらいかも併せて教えていただきたいです。

林康司 とも育成課長

2名でございます。昨年度のみで。

こちらが、2年ないし3年継続して事業を取り組んで、平成29年度からされてありますので、その中で研修を受けていただきながら、保育士資格のための試験を受けられて、なられた方が結果として昨年度2名、初めて出てこられたというものでございます。

樋口伸一郎 委員

ありがとうございます。

そうしたら、言われたように一定の成果が上がっているということで、これも今後、継続しながら、アピールとか、そういう募集を兼ねて一緒に行っていただければと思いますので、最後なんですけど、10ページに戻ってもらって、すみません、一般会計の歳出ですけど、10ページですね。

款3民生費、項2児童福祉費のところでも聞きたいんですけど、不用額が8,534万2,937円あるじゃないですか。

これ、民生費そのもので見ても1億5,933万円ということで、款項目の中じゃ、ここが一番不用額が高いわけですよ、不用額1億5,900万円の中でも、この児童福祉費の不用額が一番高いじゃないですか。

もう全項目の中でこれが一番高いんですけど、この不用額を、例えば、公立保育園とかの嘱託職員さんの中の雇上げであったり、正規職員さんですけど、そうした金銭面的にこのお金はどういうふうにか動かそうというようなお考えはないですか。

林康司 こども育成課長

すみません、147、148ページをお願いいたします。

このうちのほとんど福祉の分ですが、保育園費の中の節19負担金、補助及び交付金の中の不用額が6,647万5,000円。この中の市の事業の中で、主に不用額の要因となっておりますのが、施設型等給付費と、私立保育所等特別保育事業補助金の分でございます。

ただ、ほかの部分に回すということは、ちょっと考えておりません。

不用額が多く出た件につきましては、実際、特別保育事業の分で利用児童が少なかったとか、施設型等給付費につきましては、毎月園のほうに給付しておるんですけども、なかなか園からの数字が、精査が難しいということと、毎年2月に固定価格の変動があるということで、それを見越した上で、かなり多く予算を残し、3月補正もあまりかけていないということの中で残ったものでございます。

数字的なもので申し上げますと、施設型等給付費につきましては、市で一番の金額の事業です、19億2,000万円。

予算現額についての不用額としては、3%程度っていうようなもので残っているものでございます。

樋口伸一郎委員

最後、要望で終わります。

これ、不用額、今おっしゃった148ページの6,647万円のところも、一気にゼロになるとかはなくて、ある程度、今言われたように大幅に見込んであるとは思いますが、この中で、

やっぱり公立保育所のキャパがまだ全然満たされていないことや、嘱託職員さんが想定どおりに集まらないこととかも考えると、全額とまでは言わないので、この中も、これだけ不用額が出るのであれば、少しはそちらのほうに回して、公立園と私立の園のバランスが取れるようにも、キャパ的な、御利用される園児さんが入るようには、ぜひ前向きに御検討いただきたいというふうに要望を申し上げて、御答弁は要りませんので、終わります。

池田利幸委員

1点だけ、すいません、これ、樋口委員がさっき言われていた保育士の部分の関連で、毎年、公立保育士の任用試験というか、やっていると思うんですけど、いろんなホームページとか見ても、合格者、率がかなり低かったと思うんですね。

まず、平成30年度、平成31年度、今年度はまだですかね、やっているんですかね。

その部分の募集人数と応募数、合格者数ってどれくらいになっているのか、お答えをいただけないかなと思ひまして。

林康司こども育成課長

記憶しているところで、すいません。

令和元年度では、採用の分につきましては、1次試験で13名受けられたんですが、その中で採用となられた方っていうのは1名でした。

ですが、その1名もちょっと辞退されたため、急遽追加の募集を行いまして、1名、年度内に確保しております。

ただ、3名退職がいらっしゃいましたので、2名欠員で今年度に入っております。(発言する者多数あり)

池田利幸委員

これ、私たちも見ながら、本当に何でだろうって。テストの学科で受からないのはなぜなんだっていうのが、まずちょっと疑問に思うところがあるんですね。

特に、新卒採用でっていったら学生さんから受験を受けている方だっていっぱいと思うけど、そういう部分の、応募している方がどういう方かっていうのは分かりますか。

林康司こども育成課長

ちょっとそこまでは、人事の、試験の分は教えてもらっていません。

ただ、最近の傾向といたしましては、実際、合格された方っていうのは、新卒の方はちょっといらっしゃいませんので、どこか幼稚園とか、退職されて、改めて受けて合格された方でございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

試験の内容というのは、全国统一なんですか、市独自の問題になるんですか。

林康司 とも育成課長

1次試験は、全国统一のセンター試験っちゅうか、そういうので受けられる分になっております。

池田利幸 委員

ということは、もう1次試験でほとんどが落ちてしまっているっていうことになるんですね。

既に各園に勤められている方から、新たに行って2名なられた方とかもいらっしゃるっての中で、それと別に、やっぱり新規の方をどうやって……、新採で雇っていただけるかも大分重要なのかなってというのが、ここかなり……、今から、増やしていくってというのは、課題じゃないのかなっていうふうに思うんですね。

だから、その辺、もう現状はもちろん知られていると思うんで、そこに対する問題意識ってどう持たれているのかなっていうのを教えていただきたいんですけども。

林康司 とも育成課長

公立園のみならず、鳥栖市の保育士の募集につきましては、先ほど樋口議員の御質問にお答えさせていただいたところでございますが、あと、実際保育士さん、公立の保育士さんってことでの心配事としても、一般的に聞き及んでいる部分っていうのでは、鳥栖市ではちょっと考えておりませんが、やっぱり行く行くは民営化で、自分たちの身分がどうなるか分からない。

もしくは、やっぱり責任がなかなか難しいというか、お子さんもいろんな特性を持ったお子さんが多くなっておりますので、そういった中で、なかなか保育士さんとして自信がないというようなお答えを、聞いているっちゅうか、見ているところでございます。（「いいです」と呼ぶ者あり）

牧瀬昭子 委員

今のお話をお伺いして、13名受けられていたわけですね。12名が落ちたってことですね。その方たちに対して、せっかく来てくださった方に対してできることってないのかなと思って。

例えば、塾の負担があるのであれば、それを補助するとか、勉強する場を提供するとか、受験があるのであれば、そこに対する、そのセンター試験のための何か補助的なものっていうのをやることで、せっかく受けられた方々が受かる方法って、何か施策としてないのかなと思うんですけど。

他市、他県でやっているところ、ないんでしょうか。

林康司こども育成課長

すいません、ちょっとそういう……、結局、保育士も、鳥栖市であれば公務員ですので、公務員を受けるための試験勉強というのは、もう各自していただいているところかなと思っておりますので、そこでの補助というのはないのかなと思っております。

江副康成委員長

ちょっと、採用の人事のところは所管じゃないけん、あんまりそこに深入りしてもらってもどうかと思いますんでね。

じゃあ、引き続き、他の質問。

成富牧男委員

ちょっと、今集中したけん、私も聞きますけど、1つは、今の保育士確保策。

深刻ですね。前は、嘱託でそげんお金を余らかすとやったら、ちゃんと身分ば保証されとる市の職員としての保育士さんやったら、応募がいっぱいあろうもんって、ちゃんとしろって言いよったのに、そうしても来んという話やろう、今。（「そうです」と呼ぶ者あり）

それで、やっぱりさっき牧瀬議員からも出よったごと、うちでやってない、何か思い切った保育士確保策、いろいろ、そういうのをぜひ研究せんかね、本当、さっきの不用額6,600万円。

そういう形で、使わんで出てくるっていうのは、非常にもったいない話で、私の一般質問に対して、市長も答弁したろうが。もう今までの発想じゃない、思い切った発想で保育士確保策を今後は考えていきたいって言いよるっちゃけんさ、思い切った確保策、上げていって、やってほしいなと思います。

それが1つ。

今、何か一言あるなら、お願いします。

林康司こども育成課長

ほかの自治体の例を見ながら、研究していきたいとは思っております。

成富牧男委員

あと1つは、148ページの、もう一つの病児、病後も含めた病児保育と、休日保育の関係。ちょっと、この年度のやつで、今年度の分にも関わる話やけど、なかなか手を挙げるところがなかったと。そういうのがあっているんですか。

それとも、それはなくなって、どこか保育所が手を挙げて、うちがしましゅうちゅうのが出たんですか。

まず、そこんところから。

林康司こども育成課長

休日保育の実施につきましては、現在、企業主導型の保育事業所ではございますけれども、今村病院がされてあるひよこ保育園が365日されていますので、そこが実施されてあるからかどうかはあれですけども、そういった改めての休日保育の御依頼のお問い合わせというのは、直接はうちのほうにはあってはおりません。

成富牧男委員

今村病院さんが手を挙げて、いわゆる新たなニーズというか、問い合わせはないということやね。

あと、今のは休日保育。（「そうです」と呼ぶ者あり）

病児保育は。

林康司こども育成課長

病児保育につきましては、以前の御質問等々で、今いろいろ、事業検討なり当たっているということ等を申し上げております。

ただ、事業所等もコロナっていうところもあってかどうか、ちょっと話が進んでないというのが現状ではございます。

成富牧男委員

前、話し合いが進みよったのが、今ちょっと止まっとるっていう話。（「頓挫した感じかな」と呼ぶ者あり）

それで、これも聞いたかもしれんけど、公立でしたらいかんちゅうのがあると？公立でこれをしたらいかんちゅうのはないっちゃろう。

林康司こども育成課長

病児保育。（「両方」と呼ぶ者あり）両方とも。

休日保育につきましても、病児保育も、公立で実施ができないということはないです。

成富牧男委員

それじゃ、今まで、どこでんやり手がないなら、しようかねって検討したことはあると。

林康司こども育成課長

実際、園のほうに諮ったっていうことは、ちょっと正直ございません。

成富牧男委員

私、それ、積極的にやるべきだと思うんです。そりゃ、できんときはできんやけんさ。

やっぱり公立が前面に立って、そうせんと、さっき民間委託の話の出たばってんさ、そういうのは民間委託も、こげんして言うたって、いっちょん公立保育所の保育士さんたちは、もうふんぞり返って——いや、ここがそうだと言いよっちゃないよ。

そういうふうには、そがんとは全部私立のほうにさせてとかいう、変なふうになってもいか

んけんね。思い切りチャレンジさせるような、やっぱあれをつくっていかないかんじゃないですか。

以上。

竹下繁己委員

146ページの母子家庭自立支援事業費についてちょっと教えていただきたい。

これ、昨年度、何人利用されたって御説明ありましたっけ。

林康司こども育成課長

母子家庭自立支援事業につきましては、令和元年度は12名です。

竹下繁己委員

ごめんなさい、勉強不足で。

これは、例えば、お母さんが利用するわけですか、それとも、子供さんが利用するわけですか。

林康司こども育成課長

お母さんになります。

母子家庭であれば、母子家庭のお母さんの資格取得のためになります。

竹下繁己委員

その12人っていうのは、例えば、申請されたのが12人で、それをすべからくカバーしたのか、それとも、申し込みがあったのはもっといっぱいあったけど、12人しか対応できなかったっていうのは分かりますか。

林康司こども育成課長

御相談あった方につきましては、資格要件、全員でございます、12名。（「100%」と呼ぶ者あり）はい。

竹下繁己委員

ちなみに、どんなメニューがあるんですかね、資格は。

林康司こども育成課長

対象の資格といたしましては、看護師、准看護師、保育士、介護福祉士等でございます。

12名につきましては、昨年度の学校修行先につきましては、鳥栖三養基医師会の看護高等専修学校に通学されております。

竹下繁己委員

そういうところでも、何か保育士プッシュするとか、保育士を鳥栖市は欲しがっていますから、ぜひとかできないんですかね。

林康司こども育成課長

そうですね、一応、先にもう申込みされるときに、大体もう看護系の方が多くいらっしゃるようでございます。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

ここの不用額も結構でかいんですけども、この不用額が大きくなった理由は何ですか、この扶助費のみの。

林康司こども育成課長

こちらの扶助費につきましては、実際、人数がそこまで、助成人数なりが見込みより少なかったということになります。

竹下繁己委員

その人数というのは、母子家庭自立支援事業費の申込み者っていうこと。

林康司こども育成課長

詳細に申し上げますと、児童扶養手当が150万円、一番多くは、子どもの医療費助成が570万円程度となっております。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

次のページに行っていただいて、148ページの工事請負費の白鳩園改修工事費というのがありますけれども、これ、例えば市内の園、改修工事は計画的にスケジューリング立てて行っていくものなんですか。

林康司こども育成課長

公立園の改修につきましては、公共施設長寿命化計画にのっとったものでしております。

計画的に行っているものでございます。

竹下繁己委員

市内の小中学校と一緒に、大規模改修を順次行うっていうのと同じようなことだと認識していいですか。

林康司こども育成課長

御指摘のとおりでございます。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

牧瀬昭子委員

ちょっと名称の件で気になっていることがあるんですけど、母子家庭というときにも、父または母ってような説明があったりとか、独り親ということで、母子だけではなくて父子もいるのに、母子家庭っていうふうに言ったり、独り親っていうふうに言ったりってあるので、その差っていうのは何かあるんですか。

それとも、事業費補助金の名称を取っているんですか。

林康司 こども育成課長

御指摘のように、事業費の国、県とかのメニューの名称を使用しているものでございます。

牧瀬昭子委員

そういうところで、言えるのであれば、名称のところがちょっと気にかかって。母だけが何かそういうふうに支援されているみたいな、父は支援がなされていないみたいなふうにも思われかねないんじゃないかなあと思いますので、もし言えることがあったらというのがあります。

続けて、独り親家庭、増加傾向にあるのかなというふうに思うのが、児童手当費負担金、「何ページですか」と呼ぶ者あり）すいません、158ページの扶養手当費負担金が予算よりも大幅に増えているということと、昨年度が9億8,570万円。それで、今年が9億6,606万円ですね。

ということで増えていっているのかなと思うんですが、この増加傾向を見て、何か対応策と言いますか、鳥栖市自体の施策とかというのは何か考えておられますか。

林康司 こども育成課長

御指摘のとおり、独り親の人数につきましては、少しずつは増えていると思います。

ただ、先ほど御質問いただきました扶養手当の負担金の増につきましては、令和元年度がちょっと切替時期でございまして、それまでが年3回の支給だったのが、奇数月、年6回の支給になりましたので、例年より令和元年は、15か月分支払いが生じておりますので、その分につきましては、負担金も増えているところでございます。（「分かりました。すいません、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

142ページの項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費の節1 報酬の婦人相談員報酬ってありますよね。これは、今そこの所管になっているんですよね。

これって、やっぱり女性については、事務分掌上、こども育成課になっているんですか。

何かちょっと違和感があるんですけど。

林康司 こども育成課長

事務分掌上は、婦人保護に関することということで、こども育成課に来ております。

成富牧男委員

今言われたような理由でこども育成課。

市民協働推進課からこれを押しつけられたとかいう話も聞いたけど。

林康司 こども育成課長

令和2年9月30日（水）

1 出席委員氏名

委員長 江副 康成
副委員長 成富 牧男
委員 藤田 昌隆 竹下 繁己 樋口 伸一郎
池田 利幸 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長	岩橋 浩一
社会福祉課地域福祉係長	久家 嘉男
健康増進課長兼保健センター所長	名和 麻美
健康増進課長補佐兼保健予防係長兼国保年金課長補佐兼係長	白山 淳子
健康増進課健康づくり係長兼国保年金課係長	松隈 由美
文化芸術振興課長	山津 和也
文化芸術振興課参事兼課長補佐	今村 利昭
文化芸術振興課文化芸術振興係長兼市民課係長	佐藤 直美
健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長	佐藤 道夫
スポーツ振興課スポーツ振興係主査	脇 弘人
スポーツ振興課スポーツ振興係主査	橋本 慶太
スポーツ振興課国スポ・全障スポ推進室国スポ・全障スポ推進係長	安川 直樹
市民環境部長	橋本 有功
市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長	佐藤 敦美
市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長	牛嶋 英彦
市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐	
兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長	天野 昭子
市民協働推進課長補佐兼男女参画国際交流係長	下川 有美

市	民	課	長	野下	隆寛			
市	民	課	整	備	係	長	野中	潤二
市	民	課	市	民	係	長	栗山	英規

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 大塚 隆正

5 審査日程

健康増進課審査

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

文化芸術振興課審査

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

スポーツ振興課審査

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

市民協働推進課審査

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

市民課審査

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前10時開会

江副康成委員長

厚生常任委員会を開会いたします。



健康増進課

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について

江副康成委員長

健康増進課関係部分の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

おはようございます。

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について健康増進課分の御説明をいたします。

まず、歳入の主なものから御説明いたします。

鳥栖市歳入歳出決算書の53、54ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目3衛生使用料、節1保健衛生使用料のうち、教育救急医療センター使用料につきましては、救急医療センターにおける医療収入でございます。各保険者からの診療報酬と患者が窓口で支払う自己負担金でございます。

61、62ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費国庫補助金のうち、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金は、子宮がん検診、乳がん検診の無料クーポン券事業及び胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん検診のコール・リコールに対する補助金でございます。

無料クーポン券事業は、子宮がん検診は20歳、乳がん検診は40歳の初めて検診対象者になる方が対象となっており、コール・リコールは、69歳までのコール・リコールが補助の対象となっております。補助率は2分の1でございます。

次に、風しん抗体検査事業補助金でございます。風しんの公的接種を受ける機会がなかつ

た昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性の風疹の抗体検査と、検査のためのクーポン券を発行するための補助金で、補助率は2分の1でございます。令和元年度から令和3年度までの国の3年事業でございます。

63、64ページをお願いいたします。

目3衛生費委託金、節1保健衛生費委託金のアスベスト健康調査委託金は、石綿曝露者の健康管理に係る試行調査に対する委託金でございます。この事業は、環境省からの委託を受けて、指定医療機関において胸部のCT検査を行うものでございます。

次に67、68ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目3衛生費県補助金、節1保健衛生費県補助金のうち、健康増進事業費補助金は、健康教育、健康相談や、保険未加入者の健康診査、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検査、訪問指導に対する補助金でございます。補助率は3分の2でございます。

風しん予防接種事業補助金につきましては、妊娠を希望する女性と風疹抗体価が低い妊婦の同居者への風疹予防接種の費用助成で、補助率は県2分の1でございます。

75、76ページをお願いいたします。

款18財産収入、項19寄附金、目3衛生費寄附金、節1保健衛生費寄附金、新型コロナウイルス感染症対策寄附金につきましては、新型コロナウイルス感染症に役立ててほしいと企業から頂いた寄附金でございます。

79、80ページをお願いいたします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節2衛生費受託収入の休日救急医療センター運営受託料につきましては、休日救急医療センター及び病院群輪番制の運営費に対する基山町からの受託料でございます。人口割と均等割により算出しております。

続きまして、81、82ページをお願いいたします。

項6雑入、目4雑入、節2保健衛生雑入のうち、主なものは、保健センター雑入で、保健センター及び医療福祉専門学校緑生館の占用に係る電気料、消防設備保守点検委託料、電気工作物保安管理業務委託料の緑生館の負担分でございます。

以上が歳入でございます、続きまして歳出でございます。

151ページ、152ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保険衛生費、目1保健衛生総務費の主なものについて御説明いたします。

この目1に含まれる事業は、保健センターの施設管理に関するもの及び母子に関する事業の予算でございます。

節2給料、それから、次のページ、153、154ページの節3職員手当等、節4共済費は、健

康増進課15人、国保年金課4人分、合計19人分の職員分でございます。

節7賃金は、母子保健事業の幼児健診、育児相談、赤ちゃん訪問などに従事する保健師、看護師等の臨時職員の賃金でございます。

節11需用費は、保健センターの消耗品や印刷製本費、光熱費、修繕料、休日救急医療センターの医薬材料費等でございます。

節12役務費は、検診通知の郵送料、妊婦・乳児健診の審査支払い手数料が主なものでございます。

節13委託料につきましては、主なものといたしまして、まず、保健センター大規模改修工事実施設計業務委託料につきましては、本年度、令和2年度に実施しております保健センターの大規模改修に当たっての設計業務の委託料でございます。

保健センター管理委託料は、保健センターの清掃業務、空調設備点検、昇降機保守点検業務の委託料でございます。

休日救急医療センター業務委託料は、鳥栖三養基医師会に委託して開設しております休日救急医療センターの業務委託料でございます。

昨年度は、日曜、祭日、ゴールデンウィーク、12月31日から1月3日までの年末年始の年間75日の開設をいたしました。

妊婦乳児健診委託料につきましては、医療機関で実施する1人当たり14回分の妊婦健診と、1人当たり2回分の乳児健診の委託料でございます。約120万円の不用額を出しておりますが、これは、妊婦健診の受診者数を延べ7,851人と見込んでいたところ、実績が7,770人で、81名少なく、また、乳児健診を延べ1,236人と見込んでいたところ、1,145人で、91名見込みより少なかったことなどによるものでございます。

続きまして、次のページ、155、156ページをお願いいたします。

節19負担金、補助及び交付金の主なものを申し上げます。

広域小児救急医療支援事業協力金は、夜間の小児救急医療を確保するため聖マリア病院内に設置されております久留米広域小児救急センター事業に参加するための協力金でございます。診療は、年間365日、19時から23時までとなっております。令和元年度負担金は、平成29年度の患者割合で算定され、鳥栖市の受診者が全体の9.43%だったことにより、256万6,000円となっております。

鳥栖三養基医師会立看護高等専修学校運営費補助金は、県や三養基郡の3町と分担している同校への運営補助金でございます。

病院群輪番制運営補助金は、休日の二次救急医療機関として輪番制で対応していただいている医療機関への運営補助金でございます。休日救急医療センターの開設日に、内科、外科、

1 医療機関ずつ対応をしていただいております。

節20扶助金につきまして、妊婦検診費は、指定医療機関以外で受けられた妊婦健診費の償還払でございます。

妊婦健診につきましては、佐賀県、長崎県、福岡県内の医療機関と集合契約をしておりますが、里帰り等で3県以外の医療機関で受診された場合に償還払をしております。

不妊医療費は、高額な不妊治療費の一部助成金でございます。

次に、目2予防費の主なものについて御説明いたします。

目2予防費は、主に各接種及び成人保健に関する事業でございます。

節7賃金は、成人の健康診査や健康相談、訪問指導などに従事する保健師、看護師等の賃金でございます。

節8報償費は各事業の講師謝金及びうらら健康マイレージの報奨金が主なものでございます。

節12役務費のうち、主なものは、予防接種や健診等を通知する通信運搬費と、予防接種や子宮がん検診の審査支払い手数料でございます。

157、158ページをお願いいたします。

節13委託料のうち、主なものを申し上げます。

健康診査委託料は、20代、30代の若年者のためのヘルスアップ健診及び健康保険未加入者を対象としたさわやか健診、このほか、40歳から70歳まで10歳置きの男女に実施する歯周疾患検診、40歳から70歳まで5歳置きの女性に実施する骨粗鬆症健診に係る委託料でございます。

がん健診委託料は、胃、大腸、肺、子宮、乳、前立腺の6種類のがん検診委託料、乳、子宮がん検診の無料クーポン券の印刷及び封入封緘委託料でございます。主要施策成果の説明書46ページに詳しくはございますので、御覧ください。

定期予防接種委託料は、14種類の定期予防接種の委託料でございます。こちらも47ページに主要施策の成果説明書がございます。

国の風しん抗体検査事業委託料は、歳入のときに御説明しました公的接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性の風疹の抗体検査及びクーポン券の発送事業の委託料でございます。

県風しん予防接種事業委託料は、同じく歳入で御説明しました妊娠を希望する女性及びその同居家族に行う風しん予防接種委託料などがございます。

委託料では1,300万円の不用額を出しております。主なものは、予防接種で約1,050万円。がん検診で240万円でございます。

予防接種は、14種類合わせて2万7,959人の見込みに対して、2万6,885人、約1,000人分が見込みより少なかったためでございます。

予防接種の種類によって違いがございますが、乳児期における予防接種の費用単価はおおむね1回1万円前後でございます。1,000人分で約1,050万円の不用額となりました。乳児期に受ける予防接種の多くは、1人当たり1種類の予防接種で3回から4回の接種が必要なワクチンが多く、延べ1,000人分ではございますけれども、実人数にいたしますと約350人分の見込みの誤差がございました。接種者数は減少しているものもございますが、対象者数が少ずつ減少していることが要因と考えており、接種率に低下は見られません。

また、がん検診委託料につきましては、新型コロナウイルス感染拡大時期の3月に実施予定の集団検診が1回できなかつたこともあって、約240万円の不用額を出しております。1回のがん検診で延べ460人から多いときは600人の受診者があるため、この分の委託料が不用額となったことが大きな原因でございます。

最後に節20扶助費でございます。

扶助費は、主に里帰り等の理由で指定医療機関以外で予防接種を受けた方へその費用を助成するものでございます。

健康増進課の説明は以上でございます。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

76ページが一番下ですね、新型コロナウイルス感染症対策寄附金。

これ、企業から頂いたっていう部分、これ実際、企業さん、どこから寄附頂いたっていうのは、言えるのであれば教えていただきたいですし、この寄附金はどこの部分に使われているのかを教えていただきたいんですけれども。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

10万円の寄附金は今泉建設さんから頂きました。

江副康成委員長

あと、どこに使われたか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

歳入としては、うちのほうの事業には入りませんが、大きくコロナ対策にということで、マスクの購入ですとかそういうものに。

池田利幸委員

この今泉建設さんから頂いた寄附金は、この健康増進課の中で使われたわけではなく、鳥栖市全体に、受けたのがコロナ対策ということで、健康増進課で上がっているっていう話になるんですかね。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

そのとおりでございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

あと、がん検診の部分で、予定よりちょっと少なかったっていうお話があるんですけど、主要施策の成果の説明書の46ページですかね。

この部分で、今一番多いというか、受けられているのは、もちろん子宮がん、乳がんが多くなってくると思うんですけど、その部分以外、もともと佐賀県って肝がんが多いということで、実施内容には入ってないと思うんですけど、佐賀県とかが実施されているんで。

そういう部分で、今、がん検診の受診の割合っていう部分、胃がんも大分、今、国的にも重要視されてきているんですけども、年々、そんな受診率っていうのは上がっていないんですけど、胃がん、大腸がんとか、受診率は大体どれくらいに個別にあるものなんですか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

胃がん検診の受診率でございますが、対象者を国の定めによりまして、受診率の対象者が今までは40歳から69歳を対象にするというふうになっていたのが、50歳から69歳を対象にするというように、対象者の考え方が少しずつ、国の方針が変わってきておりまして、国の対象者の50歳から69歳までを対象とした場合に、令和元年度は6.7%の受診となっております。

池田利幸委員

ほかは。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

大腸がん検診につきましては、令和元年度は5.1%の受診率となっております。

池田利幸委員

ありがとうございます。

これは、まず、胃がんの検診が40歳から50歳に国が上げた理由っていうのは、どういうものか説明願えますか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

1つは、胃がん検診が、従来ですとバリウムを飲む胃の透視事業だけが推奨検査となっておりましたのが、内視鏡検査を検査方法で推奨するというふうに加えましたのも要因かと思

われますが、50歳からに切り上げられました。

池田利幸委員

ありがとうございます。

バリウムから内視鏡になったということで、見つけやすくなったという部分なのかもしれないですけど、あとは県とかも中学生対象とかに始めているピロリ菌検査とかもあっていると思うんですけど、本市としてピロリ菌検査、50歳まで引き上げられているということで、受診率6.7%、胃がんの前に健康診断の場とかで、それは国保なのか、こっちなのかちょっと分かんないんですけども、ピロリ菌検査とかで早期に発見するとかいう部分も今、国も県も推奨されてき始めている部分で、そういう部分を本市はどう思われているのかなってということで、ちょっとお願いできますか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

ピロリ菌検査につきましては、今のところ国の推奨する検査の中には入っておりません、今後それが入ってくることになりましたら、市としても検討する予定でございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

佐賀県、肝がんがもちろんなんですけど、全国の中でもがんでの死亡者率ってかなり高いところの県、肝がんだったら1位とか2位とか、がんの死亡者率っていうのが高い中で、多分、本市の中においても、がんによる死亡者数っていうのは、死亡率の中でも上位を占めてくるんじゃないかなっていう部分があります。

その中で、やっぱり胃がんだったり大腸がん、いろんながんの検診を受けた数が6.7%、5.1%というのは、もっと上げていかないといけないと思っているんですけど、そこに対する、どうやって受診率を上げていくっていう部分を考えられているのかなって。

今、どうされているのかっていうのを最後にお伺いいたします。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

おっしゃるように、受診率が1桁台ということで、大変少のうございますが、この受診率につきましては、母数は人口で上げておまして、受診率の受診者数、分子のほうは市の検診を受診された方というふうになってございます。

ですから、例えば、職域で受けられたがん検診の数とかなんかがここの中に入らないということが、大変受診率の低くなっている要因でございます。

それで、市としましては、職場にお勤めの方でも職場で受ける機会がない方とかには、広く呼びかけを行いつつ、どこかでがん検診を受けていただくというような周知をしていきたいと考えております。

池田利幸委員

ありがとうございます。

実質は、分母が国保の方々っていう部分で、会社とかで受けられている部分はこの計算には上がっていないと。

実際は、もうちょっと受診率が高いんだろうということになるんですかね。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

がん検診は国保の方に限らず社保の方でも市の検診を受けていただけるんですけども、ただ職域で受けてある分は把握ができないために、その受診率は、ここには含まれないということでございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

見えない部分っていうのもあるかもしれないですけど、見える部分が上がってくればもっとパーセンテージはもちろん上がってくるわけなんで。

ここがやっぱり、がんにかかって亡くなるとか、いろんな鳥栖市の中でも、ほかの分野にも高額医療であったり、何らかのいろんな部分に波及してくる部分だから、がんにかからないっていうのが一番いいことなんで。

その部分の広報っていうのをもっと進めていただきたいなと思います。

以上です。

藤田昌隆委員

休日救急医療センターの件で聞きたいんですけど、収入のほうで54ページ。

3,800万円あって、内容は、自己負担金とか、診療報酬の点数の部分が市に入ってきたと。要するに、3,800万円、今度、支出のほうで154ページで業務委託料、2,931万円出とるんよね。

金額の出し入れは、鳥栖三養基医師会がしていると思うんですけど、これから言ったらよ、市に対して3,800万円、それで、業務委託料で2,900万円。

そうしたら、医師会にとっては、このままだとマイナスよね、約900万円。ですよ、ちょっと確認よ、そういう流れですよ。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

おっしゃるように、歳入は3,000万円以上ございまして、歳出のほうは、業務委託料が2,931万円ですけども、このほかに154ページの上のほうに医薬材料費というのが需用費の中にございますけど、これが休日救急センターの薬剤代でございまして、それで、休日救急の業務委託の1個上の管理委託料の5万4,500円、それと、その数行上の保険料の24万1,360円。

そのほかに、備品代が47万円ございまして、歳出は合わせて3,641万円ほどになります。

それで、確かに歳入のほうは170万円ほど昨年度は上回ったんですけども、その中には、電気料とか清掃の委託料とか、そういうのが保健センターのほうと一緒に委託料の中に含まれておりますので、歳入、歳出としてはほぼ変わらないぐらいの状況になっております。

藤田昌隆委員

医師会の立場で、もし自分が受けるんやったらよ、それは、年間75日やけど、さっきの輪番制という収入もあるけど、要するに、保険点数とかそういうのと、いろんな材料費とか、当然、使うよね。それで、プラスマイナスゼロですよ。しかし、75日間は働いてもらわなにかんっち。そういう中で、医師会として、きちんとそれだけのドクターを出してよ、それで、よく受けているなあっち思ったけんやった。

例えば、収入がドクター1人に100万円ありますよと、75日とか、年間でね、そういうなら分かるんやけど、よく維持できているなと思って。

そこは、どんなふうな仕組みになっているわけ。

ちょっと分かん。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

医師会にお支払いする救急医療センターの業務委託料につきましては、休日救急センターに置いていただくドクターと薬剤師さん、事務の方、看護師さんの人件費が大きなものでございまして、そこは出勤された先生方にお支払いいただく人件費となっております。

ただ、運営補助は若干医師会のほうにはございまして、そこの中でいろいろ検討する際の運営に必要な補助をしているところでございます。

社会貢献ということもあって、(発言する者あり)医師会の先生方は頑張って御協力いただいているところでございます。

藤田昌隆委員

いやいや、今、社会貢献という言葉が出ましたけど、それこそ今、看護師さんも非常になり手が少ない、まあ、今回は特にコロナでどういうふうになったか分からんけど、社会奉仕じゃ恐らく先生たちは厳しいもんがあるんじゃないかなど。

私は、もうむしろ、少し上げてやって、きちんと最後まで面倒を見る、要するに、来たときに、例えば、どこどこに転送したり、紹介状書いたり、そういうのをきちんとしてもらうためには、社会奉仕とかの言葉じゃなくて、きちんとした報酬で返したらどうでしょうか。

その辺は、今後上げるつもりとか、その辺は部長次第でしょうけど、検討はされているんでしょうか。

岩橋浩一健康福祉みらい部長

休日救急医療センターの運営につきましては、医師会のほうと十分協議をしながら、委託料についても御相談しながら毎年やっているところでございます。

現在の委託の方式が業務委託という形になっておりますので、先ほど藤田委員がおっしゃった、歳入とのバランスを取るとするなら、もし仮にするとするなら、指定管理という手法も考えられると思っております。

藤田昌隆委員

今、指定管理という言葉があったんやけど、企業も、例えば、幼稚園を持つとったりした場合には、ちゃんとドクターと契約して、要するに、管理ドクターとしてするわけよね。

そいけん、そういう相場は分かっている？大体どれぐらい年間……、企業で、子供が何人で、どれぐらいの年間委託料っちゅうか、お金を頂いているか知っている？

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

企業の嘱託の先生については、ちょっと分からないんですけども、普通の休日救急の委託料は、ほかの県内の休日救急を運営している市町の委託料等も聞きながら、参考にはしています。

藤田昌隆委員

ドクターの声の中で、さっき社会貢献ってあったんやけど、休みの日にとか行くわけやけん、非常に煩わしいとか、負担になっているとかという声も結構あるんよ。

それで、そのとき聞いたのは、やっぱり企業ドクターとしてしたほうが利益は上がるという声もあったわけよ。

ということは、もう一回、社会貢献じゃなくて、そういったものを調べながら、どれぐらい差があるのか1回分かった上でしたほうがよくない？改定も、見直しも、指定管理料とかそういうのが頭にあるなら。

ちょっと現実と離れているような気がする。

だから、その辺も御検討を一回お願いしたいということです。

江副康成委員長

それは、意見、要望ということでよかですね。

藤田昌隆委員

次、主要事項の成果の説明書47ページ。

子宮頸がんの患者さんが、平成29年が2人、平成30年が12人、それから、令和元年が20人。

前、飛松議員が子宮頸がんっていうあれしとったけど、何か、副作用の件もあってずっと横ばいというか、ほとんど減少やったのが、令和元年になって20人ということになったんで、どういう動きをしたら倍、倍ぐらいずっと上がっていくわけ。何かしましたか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

状況的には現在も変わっておりませんので、積極的な勧奨はしてないんですけども、ホームページ等とかには、定期接種で実施しておりますっていう旨を、それとあと、注意書き等々を読みつつ、接種を希望される場合は接種できます旨の周知はしております。

藤田昌隆委員

学校の指導とか、特にこういう子宮頸がんは親の理解がないとなかなかしにくいよね。

だから、そういう学校の啓蒙とか、親に対する啓蒙、いや、ただ市報に載せました、していただきます、それでよく伸びたなと思って、何かしたのかなと思って、ちょっとお聞きしました。

何もしてないの、ということやね。（「はい」と呼ぶ者あり）

了解。

以上です。

樋口伸一郎委員

すいません、同じく47ページ、成果の説明書の中でちょっと質問なんですけど、この定期予防接種事業の不用額が1,100万円ぐらいとおっしゃいましたっけ。それで、これが予防費の不用額の大半を占めていますよね。

これ、すいません、私の理解不足かもしれないんで、教えていただきたいんですけども、まず、人数とか、接種率自体は下がってないけれども、不用額が出たみたいな説明にちょっと聞こえてしまったので、分かりやすく教えてもらえませんか。額が不要やったのに、傾向は変わってないっていうところの整合性を。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

予算の計上の際には、実績を参考に計上するんですけども、出生数自体がが少しずつ減少傾向にございまして、それで、見込みを例年どおりに、足りないかもしれないという不安のもとにしておりましたところ、実際は1,050万円の不用額が出たということです。

樋口伸一郎委員

分かりました。

そうしたら、今、出生率のことが出てきたんですけど、この不用額そのものの傾向としては、毎年大体これくらいの不用額が出ているっていう傾向なのか、それとも今年度だけ、どんって出たのか。

その辺って、どっち寄りなんですか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

毎年若干の不用額は出ておりましたけど、数年前は足りないこともございまして、それで、

今回の不用額でございます。

樋口伸一郎委員

ということは、最初のお答えで、実績をベースにっていうことでしたけど、これくらいの不用額が出るっていうか、必要な不用額として、大体予算のときも、次年度以降も考えとかないけないってことになるんですか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

1,000万円を超える不用額がいつも必要かってなったら、若干難しいところではあるんですけども、0歳児さんを見ると、700人ぐらいの出生のうち、1割強の80人程度が転入、転出をされておまして、どの段階で転入、転出をされるかにも若干よってくるかなと。

それで、1種類の予防接種が4回接種とかいう部分がほとんどでございます、3回か4回。

ですから、打った後に転出されるか、打たずに転出されて、打たれた方が転入されるのか、打たない方が転入されるのか。その辺でも、乳児期の予防接種には若干余裕を見ないといけない部分があるのかなというふうに思っております。

樋口伸一郎委員

おっしゃるとおり余裕は見ておかないといけないと思うんですね。

ただ、その見方といいますか、例えば、さっきのがん検診の受診率向上を目指すためにそこに回すとかの部分も、ここの部分からだと検討ができるのかなというふうに考えたんですね。

ただ、そればかりを考えると、さっき言われた数年前に足りない年もあったと。

そういうこともあってはならぬので、そこら辺のバランスは、ちょっと先々も見据えた上で、補正等で補えるところは補正等で補いながら、実績ベースにっていうふうにおっしゃったので、完全になくすことはないでしょうけど、また不用額を元に、より有効な予算につなげていただければなと思いましたので。

検討のところについては、要望をいたしますので、御答弁は要りません。よろしく申し上げます。

終わります。

竹下繁己委員

155ページ、156ページの扶助費で、妊婦健診費が94万5,707円と。これは、市内に住まれている方が実家に戻って検診を受けた方が、向こうでお金を払った分をペイバックする、鳥栖市で補助をするっていうことですよ。これ、大体何人ぐらいいらっしたんですか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

令和元年度につきましては、34名分でございます。

竹下繁己委員

これを補助しますよっていう、こういう情報は、どういったタイミングで、どんな手法で妊婦さんに教えるんですか、鳥栖市が見ますよっていうのは。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

母子健康手帳の交付をする段階でも、皆さんに御説明しておりまして、里帰りをするつもりがありますかっていうような、まだ検討中でとかいうことのお話を含めつつ、こういう制度がございますのでっていうのは、里帰りをされて、佐賀県、福岡県、長崎県以外の県に帰られるっていう場合は、こういう制度がございますというのを1人ずつに御説明をしているところでございます。

竹下繁己委員

例えば、母子手帳を他県でもらって、それから来ました。そして里帰りしますとか、いろんなパターンとかあると思うんですね。

制度で、すべからく市民の方々のカバーができているのかなあって思っているんですけど、どがんでしょう。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

母子健康手帳を他県で交付を受けて転入された方につきましては、転入時点で、この妊婦の健診票は鳥栖市の分と差し替えをいたしておりますので、その際に御説明をいたしております。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

そういったことで、早くそういう情報は市民の人に伝えてあげたいと思うし、漏れのないように補助していただきたいと思っております。

それと、その下の不妊治療費なんですけど、これは令和元年度の人数と、最近の人数の傾向ってわかりますか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

令和元年度は86名の方に助成をしております、昨年度は73名でございました。

この数年、少しずつ増加の傾向でございます。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

分かりました。

牧瀬昭子委員

先ほど竹下議員の質問に関連します、156ページ不妊治療費です。

この86名の方が今回、この助成を受けられたということですが、平均年齢は大体お幾つぐらいでしょうか。分かりますでしょうか。

白山淳子健康増進課長補佐兼保健予防係長兼国保年金課長補佐兼係長

不妊治療なんですけれども、県の助成もありまして、県は国の補助を受けて佐賀県は助成をしているんですけれども、国が43歳までっていうふうに年齢制限を設けておりまして、佐賀県の助成については43歳までとなっておりますけど、鳥栖市については、年齢制限を設けておりません。

それで、平均年齢はきちっと出してはいないんですけれども、やはり44歳の方、45歳の方も数名いらっしゃいます。

それで、20代の方は、治療の中身が幾つかあるんですけれども、人工授精という手術等をしないでいいような、簡単になっていうか、そういうのをされるのは、やっぱり20代の方が多くて、その先に、なかなかそれでうまくいかなくて進まれる方は、30代から40代近くの方がほとんどっていうような印象でございます。

牧瀬昭子委員

ここからは要望なんですけれども、年齢が上がれば上がるほど、やはり不妊治療費っていうのは増額していきますので、佐賀県の分と合わせても、やはり続けていくのはかなり厳しい状況になってくるっていうのが、周りで言われていることなので、ぜひ女性の負担を減らすためにも増額をお願いしたいと思います。

併せて、集まって語り合う場っていうのがないと、1人で悶々と鬱々としてしまって、続けて頑張れる気合というか、気力を持たせるためにも、そういう場を持ってほしいという声もありましたので、そういうことを検討していただきたいと思います。

併せて、妊婦さんたちが会う場所っていうのをマタニティクラスということで、妊婦健診費の中にあるかと思うんですけれども、産院のほうでされている部分っていうのを、鳥栖市自体で今まではされていたのが、今産婦人科のほうに移られたということなんですけど、これをぜひ鳥栖市主催でやってほしいという声がこれまで上がってきてはないでしょうか。これをされてはどうでしょうか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

保健センターのほうで以前行っていたマタニティクラスは、子育て支援センターのほうで実施をされておりまして、このコロナ時期に限っては、中止なり見合わせをしてあるんですけれども、そういったところでのお問合せがあった際には、御紹介をしたりしているところでございます。

牧瀬昭子委員

68ページの地域自殺対策強化事業費補助金について御質問したいんですけども、やはり産後鬱とかで命を絶たれる方々も今増えてきているっていうのが世の中の的にありますので、そういったことを踏まえてなんですけど、この補助金っていうのは、何を成果としてされているのか、どういう方を対象にしているのかが知りたいです。

これが今11万3,000円ということですけども、十分に行われているのかというのをどのようにお考えでしょうか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

地域自殺対策強化の事業費の補助金は、事業費のうちの2分の1が補助でありまして、歳出の部分は、これのおよそ2倍の歳出がございます。

こちらの分の事業内容、事業費の内訳といたしましては、自殺予防対策のカウンセラーによる心の相談を定例で月に2回行っている部分の謝金及び消耗品代でございます。

定例で行っている心の相談会につきましては、市民の方であれば、特に年齢制限もなく御相談があった方にお勧めをしております。

牧瀬昭子委員

多分、心の相談に来られるまでっていうのが馬力の要ることとか、そこに至らない、自分が産後鬱なのかどうかもぎりぎり分からない方とかも結構おられて、そういう方々が、2か月赤ちゃん訪問ですかね、そのときに、保健師さんとか助産師さんとかが見に行かれたときに、ぜひ救っていただきたいなと思うんですけど。

それについては、154ページの職員手当等、あと賃金についてお尋ねしたいんですけども、保健師さんと助産師さんの数、その常勤、嘱託の数っていうのはどのようになっていますでしょうか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

保健センターの常勤の保健師につきましては、13名でございます、保健師の中には助産師の資格を持つ者もございます。

赤ちゃん訪問の臨時職員、保健師が2名、助産師さん3名でございます。

先ほどの心の相談で、年齢制限なく対応しておりますというお話をしましたけれども、牧瀬議員がおっしゃるように、赤ちゃん訪問の際には、産後鬱のエジンバラのスケールでアンケートを取りつつ、産後鬱の傾向が高いかなと思われる、点数の高い方につきましては、継続フォローをずっと、常勤、非常勤の保健師、助産師で継続をしております。

もう一つは、産科の医療機関のほうから、退院時に、この方はフォローをしてほしいっていうような方についても、継続連携しながらのフォローをしているところでございます。

牧瀬昭子委員

要望なんですけれども、1つに保健師さんが対応していただいて、まず、母子手帳の発行のときで、引っ越しされてきた方、生まれてすぐの方、私が担当の保健師ですっていうのをぜひ言っていたきたいということでおっしゃっていました。

それで、担当の保健師さんに相談ができるんだっていうので、保健センター全体というよりも、この人に相談ができるっていうふうに、窓口はその人ということではしていただきたいと。

あと、おっぱいが、母乳は出なくなってマッサージをする場所っていうのを、1回に4,000円もかけて行っている方がおられて、常勤の助産師さんをぜひ配置をしていただきたいということをお母さんのほうからも強く要望がありました。

助産師さんが赤ちゃん訪問のときに、おっぱいマッサージもしてくださるということであれば、物すごく心の負担というのも取り除かれるので、相談とともに、そういった実務的なこともケアをしていただきたいと思います。

以上です。

池田利幸委員

すいません。

牧瀬委員の自殺の部分に絡むやつなんですけれども、前もちょっと御紹介したことがあるかなと思うんですけど、心の体温計って各自治体が今取り入れているのがあります。

本当に、まず相談に来る前に、自分自身が鬱に近い状態なのかどうなのか、心のバランスがどうなのかっていうのを簡単にできるっていう部分で、各自治体、入れています。

それ多分、何度も紹介しているんで、御存じだとは思いますが、その部分をまず入れてもらって、御本人さんたちが、自分たちのスマホでもできますし、パソコンでもありますし、身近に自分とこでできる部分っていうのも導入とかを考えていただければなと思います。

よろしくをお願いします。

江副康成委員長

じゃあ、意見、要望ということで。

成富牧男委員

153ページ、154ページ、備考欄で言うと、妊婦・乳児健診委託料からずっと来て、母子保健推進事業委託料のところですよ。

まず、お尋ねしたいのは、年齢を追って乳児、1歳半、3歳児、それを受けての指導だと思えますけど、幼児健診事後指導事業。

次のはどういうふうかっていうのも紹介いただきたいんですけど、なぜこういうふうにな…

…、ちょっと改めてお尋ねしたんですけど、こういうふうに段階を追って健診をしていく意味、それと、その健診の結果、指導事業の中に入っていくんでしょうけれども、そこはこういう指導をされるのか。

それから、様々な子供、具体的に見ますと、発達支援センターとかそういうところにつながることもされていると思いますが、その一連の流れといいますか、そのところ。

そして、その中で、これは担当が違いますので、分かる範囲でいいですけど、公立のひかり園がありますよね、そことの連携はどういうふうにされておるのか、民間とは違った特別の関係をつくっているのか。

それで、課題があったらそれも含めてお願いしたい。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

母子の健診につきましては、乳児健診から、1歳半健診、3歳児健診っていうのは、母子保健法に定められた健診でございます、健診は市町村の義務となっております。

そして、その中身につきましては、もちろん健やかな成長発達を支援するっていうのもございますし、障害等の早期発見、早期療育につなげるというような役割もございます。

健診から保護者の方の不安、それと、あと子供さん自体の特徴なんかを見つつ、この事後指導の相談事業等で教室で経過を見つつ、必要な方には療育のお勧めなり医療機関の受診の勧奨なりを行っております。

もちろん、公立のひかり園とは、近くでもございますので、療育が必要と言われた方々に対しては、お母様方の御希望とかなんかも聞きつつ、ひかり園の先生とも連絡を取りながら、連携を取っているところでございます。

成富牧男委員

私が知りたかったのは、乳児、1歳半、3歳、それぞれの節目節目というか、そこでの健診を、やっぱり意味があるからやっていると思うんですね。

それで、さっき言われた、よく言うところの発達につまずきのある子供をそこで見つけるとか、そういうのも、例えば、乳児のときには分からないのが、1歳半で初めて分かったとか、釈迦に説法していますけど、そういうことだと思うんですね。

ですから、鳥栖市で、議員提案で、共に学び成長する子ども条例っていうのをつくりましたよね。

これのある意味出発点になるところだと思うんですね。

だから、そういう意味でぜひ今後、私は、ひかり園との連携といいますか、そこら辺を、それはもう部長に言っているようなものですけど、ひかり園の機能をもう少し頑張って、もうちょっと上げてもらったらいいかなと——あっち行ったりこっち行ったりで、そう思いな

午前11時16分開会

江副康成委員長

再開いたします。



文化芸術振興課

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について

江副康成委員長

次に、文化芸術振興課関係部分の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

山津和也文化芸術振興課長

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定についての文化芸術振興課分について御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

53、54ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項 1 使用料、目 5 教育使用料、節 1 社会教育使用料のうち、文化会館使用料及び定住・交流センター利用料につきましては、ホールや会議室等の諸室の使用料でございます。

続きまして、89、90ページをお願いいたします。

款22諸収入、款22諸収入、項 6 雑入、目 4 雑入、節 4 雑入の教育雑入につきまして、文化芸術振興課分につきましては、市民文化会館及び定住・交流センターの自動販売機収入や定住・交流センターの喫茶コーナー使用料が主なものでございます。

以上で、歳入に関する説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

241ページ、242ページをお願いいたします。

款10教育費、項 4 社会教育費、目 6 文化振興費の主なものについて御説明いたします。

節 2 給料から節 4 共済費までは、文化芸術振興課10名分の人件費でございます。

節 7 賃金につきましては、文化事業を主な業務とする嘱託職員と、文化会館の夜間の管理

業務を行う嘱託職員2名分の賃金でございます。

節11需用費の主なものは、ガス代等の燃料費、電気料等の光熱費及び修繕料でございます。

次に、節13委託料につきましては、昇降機改修工事実施設計業務委託料、清掃、施設設備の保守点検、舞台運営関係などに関わる管理業務等委託料、自主文化事業の企画、実施を文化事業協会へ委託して行う市文化事業委託料、そのほか、フッペル鳥栖ピアノコンクールや文化祭を開催するための委託料でございます。

なお、文化事業委託料は、入場料等を無料で行う事業は委託料として、有料で行う事業は後の補助金に計上をいたしております。

243ページ、244ページをお願いいたします。

節15工事請負費につきましては、小ホール客室の空調設備分解設備工事、文化会館前、北東にある自転車小屋付近のタイル舗装が樹木の根が張り出しておりましたために盛り上がり、外れてきたため、樹木の根を取り除き、タイルを張り直した文化会館タイル舗装改修工事などが主な工事でございます。

なお、繰越明許の1億2,000万円は、文化会館昇降機改修工事費及び文化会館大ホール舞台つり物床機構改修工事費を令和2年度に繰り越した分でございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、文化事業推進補助金は委託料でも先ほど説明しておりましたが、文化事業協会が行う有料の公演事業の一部を助成するものでございます。

その他は、文化連盟、子どもミュージカル、鳥栖市民劇団、鳥栖謡隊・こども能楽隊の4団体に対する補助金でございます。

これは、文化振興補助金交付要綱に基づき、文化の向上に寄与する団体の活動に対し補助するもので、補助対象経費は、印刷製本費と会場使用料でございます。

次に、定住・交流センター費について御説明いたします。

定住・交流センター費はサンメッセ鳥栖及び都市広場の管理に関する経費でございます。

節7賃金につきましては、貸館業務及び図書コーナー業務を担当する臨時嘱託職員7名分の賃金でございます。

節11需用費の主なものは、電気料等の光熱水費、非常に非常用照明器具修繕や、3階大会議室音響設備修繕等でございます。

次に、245ページ、246ページをお願いいたします。

節13委託料につきましては、清掃、施設の保守点検、舞台運営関係などに関わる管理業務等委託料が主なものでございます。

節15工事請負費につきましては、定住・交流センターの老朽化に伴い、3階大会議室ワイ

ヤレスマイクロフォン装置の改修、舞台音響装置改修及び屋根防水改修工事でございます。

節18備品購入費につきましては、乗用芝刈機、会議用テーブル20台を購入した施設設備購入費及び図書を購入費でございます。

以上で、文化芸術振興課の説明を終わらせていただきます。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

成富牧男委員

242ページ。

これ、いつも聞いていますけど、市民文化会館管理業務等委託料。

これは、当初のときも聞いたので、多分ずっと同じ業者の方が受けておられるということだと思うんですけど、ここと246ページの一番上のところにある定住・交流センター施設管理運営等委託料。ここも同じ業者さんなんではないかというのが1つ。

もう一つは、私がずっと今まで要望しよった、よそも同じ業者さんにずっと長年固定してやっているんですか、ほかのところ、必ずしも随契じゃなくてもできる業務があるんじゃないですかということをこういう機会のたびに言い続けているんですけど、そこら辺は調査されたのかどうかをまず。

山津和也文化芸術振興課長

業者につきましては、市民文化会館も定住・交流センターも同じ業者でございます。

次に、契約方法について調査をしたのかということでございますけれども、近隣の直営で行っております文化会館っていうか、会館等を調査したところ、半数以上が随契で行っているというようなところで、プロポーザルで行っているところにつきましては1市。

それと、指名競争入札で行っているところが2市ありました。

残りは随契で同一業者と行っているというような調査結果となっております。

以上です。

成富牧男委員

これ、私も改めてびっくりしたけど、文化会館と定住・交流センターを合わせたら6,000万円ぐらいになるよね。

やっぱり、普通の工事の分も分離して発注するとかいうぐらいやけんさ、これ、真面目に検討されてしかるべきじゃないかと思うんですけどね。

全部その1者にやらんで、まずはこっちはここ、こっちはここみたいに、もし、できない理由があれば言ってもらって。

山津和也文化芸術振興課長

全てが同じ業者ということではなく、6,000万円っていうのにもいろいろな業務がございまして、「ああ、そうね」と呼ぶ者あり）その中で各業者にお願いしておるところでございまして、鳥栖ステージに関しましては、文化会館で950万円ぐらいで契約をしているところがございます。

成富牧男委員

ちょっと私が聞く順番間違えたと思うけど、確かに、今言われたように、あそこのいわゆる管理業務、センター全体の管理業務とかも入っているから、そういうのは、この舞台機構とかをやっている業者さんとは違うっていう意味で言われたわけですね。

だからそれ、内訳、ちょっと金額も多いんで、こういうのに幾ら、こういうのに幾らって、私たちの理解を――逆に言うと誤解をなくすためにも、資料を後からでいいですので、いいですか。

江副康成委員長

じゃあ、資料の提出、よろしいですか。

山津和也文化芸術振興課長

分かりました。

江副康成委員長

じゃあ後ほどお願いします。

成富牧男委員

あと、事前に、間接的にお願いしていたんですけど、今、ピアノコンクール委託料については、350万円と何の前置きもなく言われました。

これについては、かなり私、いろいろ注文をつけていたと思うんですね。それで、この350万円のほかにいろいろ費用は発生しているはずですね。だから、その分については、また別な形にされているんでしょう。そこんところ、ちょっと説明してもらわないと、これ、主催っていう……、主催は、委託料だから、鳥栖市になっとるわけか。

だから、誤解を招きますよね、350万円って片一方ではある。

そして、そのほかにも参加料としてかなりの金額を取ってあるわけですから。

そこんところ、詳しくは要らんのですよ、こういうことで、このほかにもこの事業をやる上で、こういうお金がかかっています、それは、参加料で補っていますみたいなね。

山津和也文化芸術振興課長

ピアノ事業につきましては、ピアノコンクールの実施につきまして350万円の委託料で市と実行委員会で実施しているところがございます。

市が委託をしている業務は、コンクールを実施するための基本的な部分、審査委員の報酬や旅費、賞金、記念品、ピアノの調律等になっており、実行委員会の裁量で参加者を集め、徴収する参加料は、参加者がよりよい状況でコンクールに出場できるように、練習用のピアノのレンタルや会場の使用料などに使われております。

また、久留米運送等からの賛助金でございますけれども、それにつきましては、ピアノコンクールで優勝した方がソロでピアノを弾くコンサートに使用をしております。

従いまして、主催というよりも、鳥栖市と実行委員会の共催という形が正しい形だということになります。

以上です。

成富牧男委員

ありがとうございます。

あと、さっきこれも再三私が指摘して、それに応えていただいて、分けられましたよね、さっき言われた自主文化事業については、市文化事業委託料として、そしてまた、有料については、244ページの真ん中ぐらいにある文化事業推進補助金として、文化事業協会にやられたんですかね。

これ、2つに分けられた意味は有料か無料で分けましたちゅうのはわかりますけど、事業の中身としては何かあるんですか。特になければいいんですけど、有料と無料の意味。

それと、中身が何か違うのか、事業の中身が。

それは、特にありませんならありませんでもいいですけど。

山津和也文化芸術振興課長

事業の中身につきましては、補助事業につきましては、入場料を伴うものでございますので、例えば、コンサートとか演劇、またはクラシック等など、そういうものを行っているものが補助事業ということになります。

委託料につきましては、アウトリーチ事業が主なものになっておりまして、そのほかに、参加型のうたごえ喫茶といたしまして、ピアノの先生がピアノを弾かれて、周りで皆様方が歌われるような催し物や、フッペルとともにということで、8月15日にフッペルのピアノを演奏して、映画を上映するというようなものになりまして、委託事業につきましては、先ほどからも申し上げているとおり、無料で行っているものが委託事業というふうになっております。

成富牧男委員

そうしたら、それは分かりました。

244ページの、特に文化事業推進補助金のほう、文化事業協会に委託やなくて、文化事業協

会がやっておられる事業ですね。

これ、補助金ちゅうことは、言うまでもなく、鳥栖市のためになるから補助金を出しているわけですよ。

それで、私がいつも気になるのは、結構、共催とかが多いですよ。

この頃は名前も出てきませんが、NHKもありましょうし、KBCもありましょうし、RKBもあるかもしれんし、それから、イベント屋さんとかいろいろありますよね。

それで、私が一番気になるのは、やはり鳥栖市の税金を使ってするわけだから、鳥栖市民がどれだけこういう催物に足を運んでいるのか。それで、たまにですけど、やっぱりそれに高額だなあと思うのもありますよね、中には。

そうすると、やはりどうしても市内の人と市外の方は、大体どのぐらいの割合で足を運んでいるのかなっていうのがずっと私、気になっているわけですよ。

そこんところが今までの答えでは、分からんと。それは、チケットぴあとかいろいろそういう委託とかをされているからでしょうけれども、それは分かりますけど、何らかの方法で、大体どれぐらい来ているかっていうのは分からんといかんっちゃないですか。そう思いませんか。

概数、何か方法、アンケート、いろいろ方法。

山津和也文化芸術振興課長

文化事業協会の催物につきましては、チケットの販売方法につきましては、まず、アイレックス友の会がありますけれども、その友の会の先行で発売をしております。

友の会の方につきましては、ほとんどが鳥栖市の方になっておりますので、鳥栖市の方が購入をされているものではないかというふうに思っております。

次に、会館選考ということがございますけれども、この会館選考というのも市報等でのお知らせのみになっておりますので、市民の方が前もって買われているものと思われま。

この先に買われるチケットにつきましては、配券も、前のほうを配券したりしていただいておりますので、鳥栖市民の方々が前のほうで、ふだん見られないようなコンサートも見るができるというようなことになっております。

それで、その後一般発売ということになっておりますので、市外の方が購入をするというようなことになっております。

ただ、成富議員おっしゃるとおり、どれくらい鳥栖市民の方が来られているかというところにつきましては、なかなか把握が難しいのが現状でございます。

以上です。

成富牧男委員

私は、交流人口の拡大ってよく言いますよね。

だから、よそから来られるというのを否定するわけではないんですけど、やはり足元の鳥栖市の人たちがどれぐらい見ているのかなというのは気かけ……、たまには、やっぱりあるんですよね。

あれは、外から来よっとじゃん、俺たちは、もうあがんとはお金も高いし、行ききらんとかね。

中には興味がないからに行かん人もおるけどね。

そういうのはありますので、何らかの工夫でリサーチする必要があると思います。

それを申し上げて、それとあと1つ、例えば、難しいのが、いわゆる収支の話ですよ。この文化事業協会分は、これで収支とんとんとかなっているんですか。

そういう話、文化事業協会の事務局長は課長でしょう。そこんところ、分かれば教えてください。

収支状況。

山津和也文化芸術振興課長

収支につきましては、昨年度で申し上げますと、57万1,932円、全体から赤字がちょっと出ております。

これにつきましては、以前、大赤字が出たときに――成富議員御存じだと思いますけれども、3年間で返そうとしたところを2年間でお金を銀行から借り入れまして、その分を返しております。

それで、そのときにつくった資金調達特別会計というものがございますので、それから57万1,003円赤字を補填をしているところでございます。

成富牧男委員

努力をされているのはよく分かりました。

確かに、主催者としては、こういうのを聞いてほしい、見てほしいとか思うけれども、それになかなか来ない――よくその象徴がクラシックなんか言われますけれども、それは、全体として収支が合うような形で、重点的に今からまさに文化振興というか、興すために、今は参加者が少なくても、観客が少なくても、それにはやっぱり投資していくみたいなのは必要だと思うんですよ。

だから、難しいのはよく分かりますけど、文化振興ですから、ぜひ振興のために頑張ってくださいと思います。

樋口伸一郎委員

同じ文化事業委託料についてですので、ちょっとお願いがあるんですけど、この242ページ

の事業委託料と244ページ、「市」がつくかついていないかっていうところなんですけど、これ、決算の結果だけ見ると、めちゃくちゃ簡単に言えば、無料のところが多くて有料のところが多いというふうになっているじゃないですか、金額だけ見れば。市文化事業委託料は476万円。

それで、244ページ、文化事業推進補助金は852万円ってなってるんで、これ、さっき委員会からということで、管理業務等委託料も書類でその内訳が分かるようにということで言われていたので、これ併せてなんですけど、毎年じゃないですけど、過去にも一覧を出していただきましたよね。有料だと何事業ぐらいが入って、この補助金が結果出ていると。

それで、市文化事業委託料に関しては、何団体といたしますか、どれくらいあって、結果幾ら出ているっていう書類が、過去のベースにもあるかと思えますんで、それも併せて参考資料としていただければというお願いなんですけど。

江副康成委員長

出せますね、じゃあ。

山津和也文化芸術振興課長

参考資料につきましては、今ありますので、それにつきましては、コピーすればお渡しすることができます。

江副康成委員長

それに基づいて質問をすることが（「ないです」と呼ぶ者あり）ないならば、もう今配付してもらえばいいです。後でもいいですし。（「後ほどでいいです」と呼ぶ者あり）

後ほど。

山津和也文化芸術振興課長

じゃあ、後ほどお渡しいたします。

牧瀬昭子委員

244ページの子どもミュージカル補助金、伝統文化発掘継承事業補助金、鳥栖謡隊・こども能楽隊補助金について教えていただきたいんですが、この補助金を決める際、どういうふうにしてここに補助をするというふうにしたのかを教えてください。

山津和也文化芸術振興課長

補助を出すには鳥栖市文化芸術振興補助金交付要綱というものがございまして、その第2条に補助の対象者を決めております。

第2条の第1号に佐賀県東部合唱連盟——これは現在行っておりません。

ほかに、鳥栖市文化連盟、鳥栖市民劇団、子どもミュージカル、その他市長が認める者ということで、補助対象者を決めているところでございます。

補助の金額につきましては、第3条で50万円を限度とするということで規定をしております、第4条に、補助の対象につきましては、印刷製本費及び会場使用料ということで、要綱のほうで定めているところでございます。

以上です。

牧瀬昭子委員

ということは、この要綱に基づいた団体であれば申請を行うことはできて、要綱の中に書いてあるものを満たして補助を希望することはどなたでもできるという認識でよろしいですか。

山津和也文化芸術振興課長

補助対象というところで決めておりますので、第5号のその他特に市長が認める者ということになりますと、ちょっと審査というか、そういうものが必要になると思います。

ほかの子どもミュージカル、市民劇団、文化連盟、東部合唱祭につきましては、きちんと明記をしておりますので、補助の対象ということになります。

江副康成委員長

ほか、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩



午前11時48分開会

江副康成委員長

再開いたします。



スポーツ振興課

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について

江副康成委員長

次に、スポーツ振興課関係部分の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

失礼いたします。

議案乙第26号令和5年度鳥栖市一般会計決算認定について、スポーツ振興課関係分の主なものにつきまして令和元年度鳥栖市歳入歳出決算書により御説明を申し上げます。

まず、歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

資料の55、56ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目5教育使用料、節2保健体育使用料は、体育施設22施設のうち18施設の使用料収入でございます。

このうち、スタジアム使用料は、鳥栖スタジアム及び北部グラウンドの使用料などで、スタジアム広告物等特別使用料は、スタジアム内の常設看板やホームゲーム時の広告看板の設置に伴う特別使用料でございます。

次に、75、76ページをお願いいたします。

款19寄附金、項1寄附金、目2教育費寄附金、節2保健体育総務費寄附金につきましては、企業版ふるさと納税を活用し、実施いたしましたスタジアム塗装改修事業に伴う株式会社Cygame様からの寄附金でございます。

次の89、90ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のうち、備考欄の下から7行目のスタジアムネーミングライツ料につきましては、株式会社駅前不動産ホールディングスからの収入でございます。

次に、自動販売機収入のうち、128万4,879円につきましては、体育施設に設置しております自動販売機23台分の収入でございます。

光熱水費雑入のうち、191万5,564円につきましては、スタジアム内に設置した通信機器等の電気使用料や、サガン・ドリーム事務所の光熱水費などが主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目4教育債、節2保健体育債は、市民体育館自家用発電設備改修事業に伴う市債収入でございます。

歳入については、以上でございます。

次に、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

245、246ページをお願いいたします。

款10教育費、項5 保健体育費、目1 保健体育総務費の主なものを御説明申し上げます。

節1 報酬につきましては、鳥栖市スポーツ推進委員48名分の活動報酬でございます。

節2 給料、節3 職員手当等及び次のページの節4 共済費につきましては、スポーツ振興課職員11名分の人件費でございます。

次に、節8 報償費のうち、スポーツ振興奨励金につきましては、全国大会での優勝、国際大会への出場に対する奨励金で、令和元年度は9名の方に交付いたしております。

節9 旅費のうち、一般旅費につきましては、茨城県で開催されました国民体育大会競技式典や東京2020聖火リレーテストイベントなどの視察旅費でございます。

節11 需用費につきましては、主に東京2020聖火リレーPRに伴う懸垂幕、横断幕、配布予定でございましたうちわなどの購入費用や、事務用品費などでございます。

なお、不用額は、新型コロナウイルス感染症防止のため、オリンピック聖火リレーが中止となったもので、警備費用スタッフポロシャツ購入費及び交通規制看板、PRチラシ作成費などの未執行分でございます。

節12 役務費のうち、市民災害賠償保険料につきましては、市が主催または共催する行事等で事故があった場合に、見舞金や賠償金等を支払う全国市長会市民総合賠償補償保険の保険料でございます。

節13 委託料のうち、地域交流推進事業委託料につきましては、サガン鳥栖を通じて地域交流やまちづくりを推進することを目的に、令和2年3月17日のサガン鳥栖ホームゲームを鳥栖市民デーとして行う予定でございましたけれども、新型コロナウイルス感染症防止のため、中止となったため、一部納品済みのシーズンカレンダー、記念品、市内装飾等を行うための経費を支出したものでございます。

なお、当初予算が610万5,000円ございましたけれども、コロナウイルス感染症防止のため、不用額が487万4,610円となっております。

県民スポーツ大会出場委託料につきましては、昨年10月19日、20日に鳥栖市、神崎市、三養基郡で開催されました県民スポーツ大会の鳥栖市出場選手の派遣について、鳥栖市体育協会へ委託した経費でございます。

次に、市民体育大会開催委託料につきましては、昨年度は3年に一度開催されます各町区での運動会開催委託料及び障害者スポーツの普及促進を図るため、障害者向けのニュースポーツ体験会とする市民スポーツフェスタの開催委託料でございます。

また、不用額につきましては、新型コロナウイルス感染症防止のため、先ほど御説明いた

しました地域交流推進事業による市民デーと東京2020オリンピック聖火リレーの中止に伴うものでございます。

次に、節19負担金、補助及び交付金につきましては、県プロサッカー振興協議会負担金でございますが、サガン鳥栖を通じ、子供たちの夢を育て、地域に根差し、スポーツ文化を育てることを目的とした、サガン鳥栖選手とのふれあいサッカースポーツ教室、公式戦への招待や集客イベントを行う佐賀県プロサッカー振興協議会への負担金でございます。

次に、クロスロードスポーツ・レクリエーション祭負担金につきましては、3市1町で構成するクロスロード地域でニュースポーツを通じて住民の連携や交流、健康、体力づくりの増進を図るためのスポーツ・レクリエーション祭の開催経費でございます。

令和元年度は、昨年11月10日に小郡市で開催され、本市からは5競技107名が参加をしております。

次のページをお願いいたします。

備考欄4行目、鳥栖市体育協会補助金でございます。

市民の体力向上とスポーツ水準の向上に寄与し、スポーツ振興に取り組む鳥栖市体育協会の運営補助金でございます。

スポーツ大会出場補助金につきましては、市民が県代表として全国や九州地区等におけるスポーツ大会に出場する場合に出場費の一部を補助するもので、昨年度は空手道、バドミントン、ソフトバレーボールなど、12の全国大会等に出場された48名の方々に対する補助金でございます。

次に目2体力づくり運動推進事業費の主なものについて御説明を申し上げます。

節8報償費、謝金につきましては、各地区住民を対象としたスポーツ教室や女性、高齢者などを対象としたスポーツ教室及び緒方孝市ベースボールクリニックなどの講師謝金などがございます。

節13委託料、クロスロードスポーツ・レクリエーション祭選手選考会開催委託料は、3市1町で開催されるクロスロードスポーツ・レクリエーション祭への出場選手の選考会開催に要した経費でございます。

次に、スポーツ・レクリエーション祭開催委託料は、市民の交流と健康増進や体力向上を図るため、親しみやすいニュースポーツなど10種目の交流会を開催する予定でございましたけれども、新型コロナウイルス感染症の関係で、ボウリングの1種目のみを開催し、3月以降に開催予定でございました9種目については、中止といたしております。そのため、不用額が51万4,000円生じております。

なお、クロスロードスポーツ・レクリエーション祭の成果につきましては、主要施策成果

の説明書100ページに記載をしておるところでございます。後ほど御覧いただきたいと思えます。

トレーニング指導業務委託料につきましては、市民の健康と体力づくりに寄与することを目的に、市民体育館諸室のトレーニングルームにおいて利用者の安全で効果的なトレーニング指導業務に要した経費でございます。

次のページをお願いいたします。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、ロードレース大会補助金につきましては、毎年1月に開催しておりますロードレース大会に要する経費の一部を補助したものでございます。成果については、先ほど申し上げました主要施策成果の説明書の100ページに記載しておりますが、参加者は1,433名でございました。

次に、目3体育施設費の主なものを御説明申し上げます。

節7賃金につきましては、市民体育館をはじめとする体育施設管理のための21名の嘱託職員及び市民プール開設時の6名の臨時職員の賃金でございます。

節11需用費のうち、消耗品費につきましては、主にスタジアム等の芝管理に要する資材代や、各体育施設の消耗品などでございます。

また、光熱水費はスタジアムをはじめとする体育施設の電気、上下水道、ガス代でございます。

修繕料は各体育施設の建物や備品等の修繕費でございます。

節13委託料のうち、施設管理委託料につきましては、体育施設の警備業務、電気工作物、空調設備、消防設備等の保守点検業務や、清掃業務、樹木、草刈り業務等に要した経費でございます。

設計委託料につきましては、スタジアム塗装改修工事や、市民球場スコアボード改修工事、市民球場大規模改修工事などに伴う設計及び工事監理委託料でございます。

節14使用料及び賃借料の事務機等借上料につきましては、トレーニング機器や、芝管理用のダンプ、市民プールの券売機などの借上料でございます。

節15工事請負費のうち、営繕工事費につきましては、陸上競技場や基里運動広場、田代小学校夜間照明設備の改修工事、市民プールのプール槽塗装やプールサイド、床補修工事、市民庭球場観覧席屋根改修工事、市民公園庭球場改修工事などに要した経費でございます。

スタジアム改修工事につきましては、スタジアムの3階貴賓室を含む諸室や更衣室等の空調全熱交換機改修工事でございます。

スタジアム塗装改修工事につきましては、平成30年度から令和元年度までの2か年継続事業で実施いたしましたスタジアム塗装改修工事、スタジアムトイレ棟外壁等塗装工事、並び

に照明器具LED化改修工事に要した経費でございます。

市民体育館自家用発電設備改修工事につきましては、市民体育館の自家用発電機の老朽化に伴い、発電機を取替えし、新設したものでございます。

なお、ただいま御説明いたしました工事関係につきましては、主要施策説明書101ページ及び102ページに記載をしているところでございます。

以上、スポーツ振興課関係分の説明を終わります。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

暫時休憩します。

午後0時3分休憩



午後0時3分開会

江副康成委員長

再開します。

質疑が残りましたけれども、昼食のため、暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩



午後1時10分開会

江副康成委員長

再開いたします。

質疑を行います。

樋口伸一郎委員

252ページから質問いたします。

営繕工事費ですね。目3 体育施設費のほうの節15 工事請負費の備考欄、営繕工事費の中で、

市民プールの件で御説明ありましたが、ここ数年の一旦は市民プールがなくなりますって
いうふうなところから、また結果、市民プールは継続して使われるようになりましたので、
その数年の傾向を教えてください。人数とか、活用傾向を教えてください。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

市民プール、3年分で申し上げますけれども、平成元年度が2万6,578名、平成30年度、2
年前でございます、3万1,793名平成29年度が3万3,758名となっております。

すいません、平成28年度も申し上げますが、4万2,144名。

平成27年、3万4,359名でございます、平成28年から令和元年までの4か年に渡って申し
上げますと、市内、市外の割合が分かりますので、この4年分で申し上げますと、平成28年
度が市内の方が34%、平成29年度が32%、平成30年度が29%、令和元年度が29%となっ
ております。

男女比で言うと、ほぼ半々ぐらいになっております。

樋口伸一郎委員

詳しく教えていただいてありがとうございました。

平成27年からだと、今まで端々で見れば、ちょっとずつですけれども減っるとのかなって
いうのと、市内の方の活用比率っていうか、そこら辺は減っていった中でも、あんまり比率
は変わらないというような傾向が分かりました。

もともと、この市民プールがもうなくなるってところで、なくなるね、なくなるねっ
ていうところから始まって、結果、改修しながらでも継続をしていくような状況になりまし
て、夏は今、利用していますけれども、ぎりぎりの状態というふうにいつも聞いとるん
ですけど、いまだに市民プールどうなるのっていう声とか、なくなるっちゃろうとかいう声はあ
りますので、今後、当面は、改修をしながらでも使っていくとか、もうなくしていくって
いう方向性っていうのは、そろそろはっきりできんのかなあとと思いますので。

この決算の傾向から、来年度以降、改修しながらでもできる限り使っていきたいとかいう
考えがあれば、教えていただきたいと思っておりますけど。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

市民プールに関しまして申し上げますと、仮称ですけれども健康スポーツセンターの建設
時期が見通せないという状況もありまして、市民プールについては、それまでの間は、適切
に補修して、それから、メンテナンスを図りながら、適切に開設できるように図っていき
たいと考えております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

活用するのかもしれないのか分からない状態というのが一番……、市民の皆さんの利用も、使えるのであれば、もう最大限使ってもらったほうがいいので、そこら辺をはっきりしていただければと思います。

次、250ページに戻っていいですかね。

今度は、スポーツ大会出場費補助金についてですけど、これは、この補助金を出すに当たってといいますか、利用されるに当たって、一定の基準というか定めというかがあるかと思えますので、そちらのほうを簡単に教えていただきたいと思えますけど。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

本市が持っておりますスポーツ大会出場補助金交付要綱というのがございます。

その中には、まず条件といたしまして、鳥栖市在住者。

それから、県の予選を勝ち抜いて、県代表として出場する方となっております。

その該当する対象大会につきましては、国または地方公共団体及び公益財団法人日本スポーツ協会が主催する九州大会規模以上の大会というのが対象の大会となっております。

簡単に申し上げますと、そういった条件が付されております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

今お聞きしたのが、九州大会以上ということで、大会規模は分かったんですけど、日本のスポーツ協会といいますか、そうしたところの基準が、今時代的にといいますか、情勢的にスポーツが多様化してきて、その基準に該当しないような協会とかが行う九州大会とか全国大会とかもたくさん増えてきている中で、今、鳥栖市の住民であって、なおかつ九州大会以上の大きな大会に出るけれども、その基準、協会さんとかに満たないがために、同じスポーツでもその基準を満たしているところは出ますが、こちらは基準を満たしていないから出ないっていうところがあるので。

一応現状、決算の中で人数とかも出ていると思うんで、それ以外の方でも自費で鳥栖市を代表して行かれています方が実際にいるのが現状なので、今後、その基準の緩和といいますか、できれば、鳥栖市の住民であって、鳥栖市を背負って九州とか全国に行く方が、基準に満たない場合の考え方について、ちょっと教えてください。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

今、御指摘ありましたように、全国大会や九州大会に御出場されて、この要綱から交付ができないというケースが幾つか生じているというのは存じております。

そういったことも含めまして、近隣の自治体とかも全国大会の出場補助金等について制定してありますので、今調査をして、検討を図っているところでございます。

できるだけ多くの方がこの対象となるように改善を図っていきたいというふうに考えております。

樋口伸一郎委員

鳥栖市はスポーツ宣言都市ということで宣言もしておりますので、そうしたところを前向きに御検討いただきたいと思います。

じゃあ、この件は以上で、最後の質問です。

決算書は活用しなくていいんですけど、オリンピック延期に伴う費用ということでいろいろ説明があったと思うんですけど、オリンピック延期に伴って、不用額等も出ていると思うんで、その不用額については延期された後にでも使うことができるというふうに考えた上で、今度、不用額を取り除いて、オリンピック関係で、もう実際にかけてしまった費用。

例えば、交通整理であったり、ガードマンであったり、ユニホームであったり、何でもいいんですけど、その辺はもう完全に単費で、市がまた来年、延期のときに、改めてそういう準備とかが必要なときに、再度市が持ち出さないといけないのか。

それとも、国のほうからそういう重複した部分については、ある程度の援助があるのかとか、そこら辺を教えていただきたいのと、併せて、もしないのであれば、そういう働きかけってどうか、国に対して、そういう重複する部分については、オリンピック費用から充ててくださいよとか要望をなされる考えとか、そうしたものがあるのかを教えてください。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

本来ですと、今年5月11日にオリンピックの聖火リレーを実施する予定でございましたけれども、コロナウイルスの関係で延期という形になっております。

先日、新聞紙上では、来年の3月25日に福島県をスタートするというので、1日遅れた形で、曜日変わらず、鳥栖では5月10日に実施するようになっております。

それで今回、令和元年度の予算を中止ということで、不用額で落としておりますけれども、来年に向けまして、改めまして今回12月補正予算に再計上させていただきたいと考えております。

今回落として、不用額としておりますのが、警備に伴う費用、委託関係780万円、それから、消耗品関係、先ほど申し上げました警備に伴うスタッフのユニホームであったりとか、警備に伴う看板製作費、そういったもろもろの諸経費を改めて再計上したいと考えております。これは、あくまで単費で上げさせていただきます。

おそらく、これは国の交付税措置の対象となるかとは思っておりますけど、基本的には単独経費で計上したいと考えております。

樋口伸一郎委員

それと、併せてもう既に今度は活用してしまった費用についての考えをお願いします。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

中止となってしまった聖火リレー関係で支出した分につきましては、懸垂幕、それから横断幕を作成しております。

それにつきましては、年月日を変えまして再利用したいと考えております。

それから、参加者に配るうちわ、これはちょっと早目に事前申込みが必要でしたので、購入しております。これについても、来年行われる際にお配りをしたいというふうに考えております。

それ以外には使っておりませんでしたので、基本的には、今申し上げた部分を再利用、再配布という形で活用していきたいと考えております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

できるだけ無駄にならないようにというような形でお聞きしたので、再利用ができるものは再利用した上で、再利用ができないものとかももし出てくれば、そちらのほうは、他市町とかとも要望していくなり、それでも駄目な場合もありますけど、そういう努力を検討していただきたいなと要望を申し上げて、質問を終わります。

藤田昌隆委員

2点聞きます。

決算書の250ページの謝金、267万4,600円。これ、もう一回内訳を教えてください。さっき緒方選手とかいう名前がちらっと出ましたが。（「ちょっとお待ちください」と呼ぶ者あり）

どうぞ、ゆっくり。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

まず、女性を対象としたスポーツ教室を年間通して行ってございまして、その実績分が25万6,500円。

高齢者向けのスポーツ教室を各地区のセンターでやらせていただいておりますけれども、この分が53万100円。

それから、地区住民を対象とした地区スポーツ教室というのを8地区で行っております。これが、45万6,000円でございます。

そのほかに、今ありました緒方孝市ベースボールクリニックの講師謝金ということで、138万円です。すいません。緒方孝市監督と、それに選手が6名程度来ていただいております。合わせて138万円をお願いしております。（「金払いよったと」と呼ぶ者あり）はい。これはあくまで旅費も込み、交通費込みという形をお願いしております。

そのほかに、商品代、これは教室ごとに伴って商品をお配りしておりますけれども、メダルだったりとか、そういったものに約16万円支出させていただいております。

藤田昌隆委員

これには、サガン鳥栖は入っていない？

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

サガン鳥栖については、謝金としては、この事業としては、支出しておりません。

藤田昌隆委員

私としては、緒方元監督が地元愛で、地元貢献ということで無料でしよるのかなあと思ったら、ちゃんと金は払っているんですね。分かりました。

それと、252ページの消耗品費、1,487万8,425円の内訳、先ほど芝管理とかその辺も入っているとの答弁でしたが、もやもやとして分かりませんでしたので、お願いします。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

施設管理消耗品として約160万円支出をしております。

それで、芝管理の消耗品で約70万円。

芝管理の資材、これは、薬剤等になるかと思っておりますけれども、この額が一番大きくて1,170万円です。

そのほかにプール水質管理薬品ということで約90万円を支出しております。

特に大きい1,170万円の芝管理資材に関して申し上げますと、これは、常用品として単価契約を結んでいる部分が主でございますけれども、芝の種であったりとか、砂であったりとか、芝を管理するための消耗品関係が主なものでございます。それが積もって、1,170万円という形になっております。単価契約を結んでいるところと契約をして、必要に応じて購入をさせていただいております。

以上でございます。

藤田昌隆委員

種とか、何やかんや、砂とか言われましたが、1,170万円、要するに材料を使って、今、芝を作っていると。この高額な金額を使って、素人がやっているのと一緒ですよ。

先ほどありましたが、今、専門にやっている市の職員が1人いて――嘱託職員になりましたがね、その人たちがやっている。

ということは、結局、素人の集団でやって、1,170万円も使ってよ、高額なやつを使ってやっているということ。

ほいじゃ、ちょっと聞きますが、よく今まで聞いてきた中で、芝の管理は非常にいいと、サッカー協会からも褒められましたってありますけど、実際にプロに言わせたら、違います

と、ホームでやるときの有利な部分は、練習でそれを試合直前でもちゃんと使えると。それがあから、ホームでするのが強いと、サッカーとしてはね。

ところが今は、なかなか使えませんか、そういう問題がありますっちゅう話はよく聞くんですよ。

っていうことは、芝管理を私はプロにもうさっさと任して、一千何百万円もするようものを植えたり見たりするわけですから、その辺はどうですかね。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

今申し上げた消耗品関係の金額でございますけど、あくまでもスタジアムと北部グラウンド、それから陸上競技場のいわゆるサッカーコート4面分の管理になっております。

それで、申し上げられました芝の委託の件でございます。

おそらく、言われるとおり、ほかのスタジアム等についても、芝管理については、業者委託っていうのがほとんどだと思っておりますので、そこは見直しが必要なのかなというふうには思っております。

あとは経費的な問題、以前調査したところですけども、委託すると、やっぱり若干割高といいたいでしょうか、支出も増えてくるというところもございまして、そういった費用対効果も含めて検証した上で検討を図っていきたく、図らなければならないと考えております。

藤田昌隆委員

これ、古賀部長がスポーツ振興課におるときに調べてくれと、いろんなほかのやつも、単価も、今の人間は、前サンメッセにおった人がそのまま移って、行き場がないけん、それを移しただけやんね。

市の嘱託職員になっただけで、(発言する者あり) 目的は芝をどうのこうのやない。ただ、人間が市の嘱託職員になっただけから、ほいじゃやりましよう。(「市の職員、正規の職員ね」と呼ぶ者あり)

だから私は、そのときにぜひ調べてくれと。ほかのところも含めて、本当に高いのか、さっき言ったもうほかのサッカー場は、もう外に出して、専門に出していると。

そういうことで、その辺も調べてくれということ言っておったんやけど、結局なしのつぶてとは言わんけど、返答もらってなかったんよ。

だから、ぜひ佐藤次長になったら、今度担当ですんで、その辺も考えてほしいというふうには、これは強く思います、要望します。

以上です。

池田利幸委員

今の関連で、スタジアムができた際、芝管理って最初から市の職員さんでしたか。

私のイメージ的には、栗山建設さんがされてっていう部分があったと思うんですけど、その辺の経緯は、どこから市の職員でやるようになったんですか。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

私もちょっと、平成8年の頃からおりませんので、詳しくは分かっておりませんが、当時は今おっしゃったように、業者に委託されていたということを聞いております。

その後、そういうノウハウを取得した上で、地域振興財団が指定管理者で入っていましたので、その折に業者委託しているノウハウを職員が吸収して、財団が管理業務を担ってきたという経緯で聞いております。

財団が解散した後、市の直営という流れでできたものというふうに理解しております。

竹下繁己委員

相撲場のことでちょっとお聞かせ願いたいですね。55、56ページの使用料、歳入のほうですね。

市民相撲場使用料が1,280円と極端に少ないんですけど、年間何回ぐらい使われたんですか。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

年間8件の利用となっております。

竹下繁己委員

年間8回で、減免とかがあるからこういった数字になったということよろしいですか。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

そのとおりでございます。

竹下繁己委員

それで、先ほど建設経済常任委員会の議員さんたちと話しよったら、相撲場の営繕工事費か何か向こうのほうに上がってきとるというようなお話を聞いたんですよ。

それって、私が得た情報って正しいんですかね。

江副康成委員長

ちょっと休憩しましょうか。

暫時休憩します。

午後1時35分休憩

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

午後1時37分開会

江副康成委員長

再開します。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

その件に関しては、我々スポーツ振興課では把握できておりません。

竹下繁己委員

確認ですけれども、例えば、スポーツ振興課が管理している市民公園の中に文化会館があったり、体育館がある、そして、市民球場がある。文化会館はスポーツ振興課の担当じゃないですよね。

ただ、スポーツ振興課が担当している、そういったところは、きちんと体育館なり相撲場なり、それは一括してスポーツ振興課できちんと管理をされて、一本化されているということによろしいですか。

営繕工事も含めて。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

そうですね、市民公園内で管理しているスポーツ振興課の管轄に関しては、当然、スポーツ振興課で営繕、修繕等は実施をしております。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

2つ質問いたします。

1つは、さっき出ていました温水プール絡みですけど、あれ、実施設計まで行っとったでしょう。賞味期限というのは、どれぐらいまであるんですか、まだ使えるんですか。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

すいません、賞味期限というのは、中身がちょっとよく分かりませんが、当時設計した単価等については、もちろん今、使えませんので、その見直しは、当然、単価の置換えが必要だとはお聞きしております。

ですから、我々としては、それがそのまま使えるというふうには理解をしております。

成富牧男委員

いや、今のは逆に、実施設計まで終わっとったのに、無駄にしてからとかいう声もあるから、そういう意味でお尋ねしました。

あと1つは、250ページ。

すみません、これは、委員長から怒られるかもしれんけど、もう一回説明してくださいというような話になるけど、クロスロードスポーツ・レクリエーション祭。

選手権選考会開催委託料とか、ここ、ずっと並んでいるところで、さっき不用額の51万4,000

円の説明をされてましたよね。もう一度そこんところちょっとお願いできますか。どの部分が主なものなんですか。

それと、不要に至った理由。

ちょっと、気になったけんが、もう一度確認。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

スポーツ・レクリエーション祭は、2月から3月にかけてニュースポーツ10種目を毎年行っております。

御承知のとおり、コロナウイルスが3月ぐらいから非常に拡大していきましてのですが、ボウリングに関して申し上げますと、2月の末に既に実施をしておりました。

そういうこともありまして、3月に入って急遽、コロナウイルスの対策ということで、9種目を中止にいたしました。

そういう関係で、ボウリングに伴う運営費については、お支払いをしております。

それから、10種目予定しておりましたので、事前に消耗品関係を購入しておりましたので、そういった消耗品関係で既に支出した分が28万円という形で支出して、残額の分を不用額として行っております。

以上でございます。

成富牧男委員

分かりました。

ちょっと私が聞き違いのところがあったんで、終わります。

江副康成委員長

ほかに。

[発言する者なし]

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

執行部の準備のため、暫時休憩いたします。

午後1時41分休憩

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

午後1時44分開会

江副康成委員長

再開いたします。

社会福祉課のほうから資料の提出及び説明をしていただきたいと思います。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

昨日、地域生活支援事業補助金について資料の提出を求められましたので、資料を提出させていただきます。

歳入の部分の歳出どこに充当されるかという部分での資料をとのことでございましたので、まず、歳入について、国庫支出金、款16の分と、県支出金、款17の分について、歳入の部分に記載をしております。

下のほうが歳出でございまして、款3の項1、目2障害者福祉費のところを充当しております。

それで、決算書のページと、充当する節と事業、決算書の備考欄に記載されている名称と金額を記載させていただきます。

あとは、任意と必須が分かるようにということでございましたので、それぞれ記載をさせていただいて、トータルといたしまして歳入が2,100万円程度に対しまして、歳出が5,100万円程度ということになります。

以上でございます。

江副康成委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

報告を終わります。

暫時休憩いたします。

午後3時45分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午後3時59分開会

江副康成委員長

再開いたします。

これより、市民環境部関係議案の審査を行います。

審査に入ります前に、市民環境部長から挨拶の申出がっておりますので、お受けしたいと思えます。

橋本有功市民環境部長

それでは、令和元年度の決算審査に当たりまして、一言御挨拶と、市民環境部関係の概要を申し上げます。

本委員会では、市民環境部関係で一般会計決算、国民健康保険特別会計決算及び高齢者医療特別会計決算の3議案について御審議をお願いいたしております。

令和元年度の決算審査に当たりまして、市民環境部所管の市民協働推進課、市民課、国保年金課、税務課及び環境対策課の5課の予算執行状況につきまして御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

市民環境部は、市民協働推進や国際交流、男女共同参画に関する業務、また、市民相談関係業務、戸籍関係及び旅券等の業務、また、マイナンバーカードの発行業務、国民健康保険、年金に関する業務、市税の課税、収納に関する業務、さらには、環境衛生、一般廃棄物処理、リサイクルの推進に関する業務など、市民生活、日常生活に関わりの深い業務の執行に当たっているところでございます。

これらの業務を執行いたします組織及び職員体制につきましては、令和元年度におきましては、市民協働推進課12名、市民課18名、国保年金課12名、県後期高齢者医療広域連合への派遣1名、税務課30名及び環境対策課13名、鳥栖・三養基西部環境施設組合への派遣1名、佐賀県東部環境施設組合への派遣3名となっております。

なお、昨年12月1日付で環境対策課内に環境施設調整室が新たに設置されたところでございます。

それでは、令和元年度一般会計決算の概要でございますが、歳入では、市税、諸証明手数料、各種国庫委託金、県負担金、補助金、県民税徴収等委託金など、合計140億194万4,249円となっております。

また、歳出は32億3,036万6,602円でございますが、一般会計全体に占める割合は約12%となっております。

事業費が比較的高いものとしたしましては、主なものとして、後期高齢者医療費の療養給付費負担金、高齢者医療特別会計繰出金、鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金、衛生処理場敷地土壌調査委託料、資源物分別コンテナ収集運搬委託料などとなっております。

次に、令和元年度国民健康保険特別会計につきましては、歳入は総額77億3,350万7,880円となっており、主なものとしたしましては、国民健康保険税、県支出金、繰入金となっております。

ります。

歳出は、総額76億2,007万2,419円となっており、主なものといたしましては、保険給付費、国民健康保険事業費納付金となっております。

次に、令和元年度後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入は後期高齢者医療保険料繰入金など総額8億7,911万8,955円、歳出は総額8億7,768万6,755円となっておりまして、後期高齢者医療広域連合納付金が主なものでございます。

以上、決算の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ各課ごと、担当課長が説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

江副康成委員長

ありがとうございました。



市民協働推進課

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について

江副康成委員長

それでは、議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

まず、市民協働推進課関係分の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

それでは、ただいま議題となりました議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定、市民協働推進課分について御説明をいたします。

まず、歳入についてでございます。

決算書の53ページ、54ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1総務管理使用料のうち、まちづくり推進センター使用料等につきましては、各地区まちづくり推進センターの使用料収入でございます。

続きまして、決算書の65ページ、66ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金のうち、消

費者行政推進事業費補助金につきましては、各市町の消費生活センターの機能強化などに対し、県から助成を受けるもので、市民協働推進課内に配置しております消費生活相談員2名中1名分の人件費と研修費などが対象となっております。

続きまして、83ページ、84ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のうち、まちづくり推進センター雑入につきましては、各地区まちづくり推進センターにおける自動販売機や電話料、そして、コピー機使用料などの収入でございます。

以上が収入の説明でございます。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

決算書の111ページ、112ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目10市民協働推進費の主なものについて御説明いたします。

次のページをお開きください。

節8報償費につきましては、市民活動支援事業検討懇話会や男女共同参画懇話会の委員謝金、また、法律相談を行うための司法書士及び弁護士の謝金、それから、外国人のための日本語教室、並びに消費生活トークショーなど、消費者啓発事業の講師謝金などが主なものでございます。

節9旅費につきましては、友好交流都市であるドイツツァイツ市との交流事業に係る派遣旅費が主なものでございます。

節13委託料の主なものにつきましては、消費生活相談員2名を市民協働推進課内に配置するための消費生活相談業務委託料でございます。

節18備品購入費につきましては、消費生活に関する書籍等の購入費でございます。

節19負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、市民活動センター補助金、市民活動支援補助金、市内75町区に対します自治会活動費補助金、また、まちづくり推進協議会に対する補助金でございます。

次に、目11まちづくり推進センター費の主なものについて申し上げます。

節7賃金につきましては、まちづくり推進センター嘱託職員35人分の賃金でございます。

次のページをお願いいたします。

節8報償費につきましては、まちづくり推進センターで実施いたします講座や教室等の講師謝金及び放課後子ども教室の指導員等の謝金でございます。

節11需用費につきましては、まちづくり推進センターの施設管理に係る消耗品、燃料費、光熱水費、修繕料などでございます。

節12役務費の主なものは、ケーブルテレビやインターネットの利用料、電話料などの通信

運搬費と公民館行事傷害保険料でございます。

節13委託料の主なものにつきましては、まちづくり推進センターの施設管理及び事業運営に係る委託料、また、田代まちづくり推進センター大規模改修工事等の実施設計業務委託料でございます。

次に、節15工事請負費の営繕工事費につきましては、麓まちづくり推進センターの高圧ケーブルの更新に要する工事費、また、同じく麓まちづくり推進センターの落下防止のフェンス取り付けに要する工事費が主なものでございます。

節18備品購入費につきましては、まちづくり推進センターの施設用備品購入費でございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、自治公民館建設等補助金でございまして、令和元年度は、棧敷団地のトイレ改修工事に対し補助金を交付いたしました。

以上で、市民協働推進課分の説明を終わります。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

牧瀬昭子委員

では、114ページからお願いします。

外国人のための日本語教育事業謝金についてなんですけれども、こちらのほうの成果、何人ぐらい受けられていて、対象者、そして、それからの研修生などのサポート、佐賀県内で一番鳥栖市が外国人の研修生が多くなっているということを聞いていますので、その辺りも含めてお願いいたします。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

外国人のための日本語教育事業につきましては、主要施策の成果のほうで御説明させていただきますと思います。20ページです。

事業名が国際交流事業。使用施策の成果の説明の中で、事業内容の(4)にございます外国人のための日本語教育事業で、外国人住民を対象とした日本語教育、現在、とすにほんごひろば～とりんす～を開催いたしております。

年度当初は24回予定をしておりましたが、3月がコロナの関係で22回となりました。

参加者数は、延べ人数、外国人が311人、それから、日本語パートナーさんについて、ボランティアの方ですけれども、一緒に学習のお手伝いをしていただく方が144人——延べ人数。

1回すると、平均で約20名程度の参加をいただいているところでございます。

以上です。

牧瀬昭子委員

どんどん外国人の方が増えてきているということで、サポートする方も今、増えてきているんじゃないかなと思うんですが、今後増えていくとなると、サポートする場が、今、日曜日に1回されているということなんですけれども、今のニーズ、この成果を受けてのニーズで、もう少し日程を増やしたほうがいいんじゃないかとかっていう、そういう御要望とかお声はありますでしょうか。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

残念ながら、今年度につきましては、コロナの関係で、なかなか三密を避ける上で、この日本語教室を対面ですることが不可能という状況で、今、年度途中からではありましたがけれども、Z o o mを使つての教室を開催しているところでございます。

これがいつまで続くかというのは分かりませんが、当初、やはりいろんな現地、あるいは、いろんな体験を通じた日本語教室を開催しておりましたので、非常に参加者も多く、年々、このままでいくと回数を増やさなければいけないのではないかなというような状況でございましたが、現在、若干少なめの人数でございます。

それで、今後Z o o mでの開催と、それから、例えば、毎年初歩的なのとか初級的な日本語教室を現在、開催しております、その中に参加した方からすると、同じ内容のものも見受けられるということで、もうステップアップするような形の教室、内容についても今後検討の必要があるのかなという話を今事務局のほうではしているところです。

以上です。

牧瀬昭子委員

要望なんですけれども、企業のほうに研修に来られた方々、研修生の方々と、3年間しか、短い時間しか大体はおられないということで、日本から自分の自国に帰るときに、やはりコミュニティがちょっと狭まってしまう。

特に今、コロナの時期ですので、こういった形でZ o o mでも日本人の方との触れ合い、鳥栖市民の方もそういった御理解にもつながると思いますので、ぜひそういった場をつくっていただけるのが本当にありがたいなと思います。

今後、コロナが少しずつ皆さんと会える機会になっていけば、いろんなもっと楽しい場面とかっていうのも、ぜひつくっていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続いて、同じ114ページで、市民活動センター補助金と、併せて市民活動支援補助金について質問させていただきます。

市民活動センターのほうでも、市民活動の方々、活発に活躍していただいているのではな

いかなと思いますが、今年度の成果、どういうふうに見てありますでしょうか。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

市民活動センターの成果というふうにお答えしたらよろしいのでしょうか。(「そうです」と呼ぶ者あり)

現在、市民活動センターのほうには市民活動センター補助金という形で補助をしております。

これは、市民活動センターを運営していただいている市民活動ネットワークさんのほうに交付している補助金でございますが、現在、市民活動センターのほうにいろんな形で利用されている市民活動団体さん、それから、実際には登録をしている団体が、現在のところ、令和元年度末で107団体の市民活動団体の方が登録されていて、そのセンターの機能としては、情報収集や情報の提供、それから、相談、コーディネート機能も果たしていただいております。

また、いろんな交流サロンの場としてもその場を提供していただいているという市民活動センターとしての役割を果たしていただいております。

年間にいろんな相談を受けていただいているところで、内容によっては市民協働推進課のほうにもつないでいただいたり、いろんな団体の活動に必要な情報を提供していただいたり、市民活動がいろんな形で情報を提供していただき、情報をそこで収集し、それからいろんな方との出会いの場になったり、連携が出てきたりというような形で、市民活動が活発に行われるような役割を果たしていただいているというふうに考えております。

牧瀬昭子委員

市民活動団体さんたちの活動っていうのは、市のできない部分とか、細やかなサービスの足りないところとかを補うことが市民活動団体さんのすばらしい持ち味だと思いますし、活動の中身をサポートしてくださっている認定NPO鳥栖市民活動ネットワークさんの活躍というか、役割というのもとても大きいと思うんですね。

だから、より一層、今補助金自体も増えていってはいらぬと思うんですけども、やはりこの成果をもって、鳥栖市民の方の市民活動とか市民サービスをより充実していくためにも、この補助金自体が本当にこれで十分なのかどうかというのを、改めて見直していただきたいというのが、最後、要望として示させていただきたいんですが。

中間支援団体さんって、なかなか育ちにくいという現状があって、市民活動の団体の間を取り持つっていうのは、鳥栖市に1個ぐらいしかないと思うんですけど、この団体さんがいなくなってしまうと、この団体さんが活動できなくなってしまうと、鳥栖市全体の市民活動の活性化に至らないと思うので。

この団体さん自体がちょっと聞いた話によると、お金の面でも大変な思いをされているっていうのを聞いていますし、若手を育成するためにも、今、手弁当でしていただいている部分が多いと。

もう10年以上も活動していただいているのに、この状況で続けていくっていうのは、鳥栖市にとって、市民活動にとっても、もう少し活性化につながるための補助額っていうのをもう一度見直していただきたいな、ご検討いただきたいなと思います。

それが1つ目の要望です。

市民活動補助金のことに関してなんですが、昨年、平成30年度に比べると、かなり利用が満額に近いところまでされているなど。平成30年度が62万7,000円だったのが令和元年になって109万円ということで、しっかりと使われていると思うんですけども、これ、補助の仕方が変わったことによって利用が促されたということになりますでしょうか。何かその成果をお願いします。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

牧瀬議員がおっしゃるように、平成30年度については、補助額というのが非常に少なくなりまして、令和元年度に向けて、補助内容、メニューの見直しを図ったところでございます。

それが結果的にこういう形になったのかどうかというのは、ちょっと私のほうもはっきりとは分かりませんが、もし、そうだったのであれば、見直した成果だというふうに考えるところでございます。

牧瀬昭子委員

この内容の変化というのも、現場の声をしっかり聞いていただいた成果だと私は思いますので、今後ともこういった形で、どんなところにニーズがあって、どこにひっかかりがあって活動が進まないのかっていうのを、ぜひまた見ていただきたいなと思いますし、ネットワークさんとも、ぜひいろいろ御協力いただきたいなと思います。

以上です。

竹下繁己委員

113、114ページの報償費ですね。

ここに法律相談謝金72万円というのがありますけれども、弁護士等に相談したときの費用だという話ですけど、これ、市民協働推進課だけの相談ということですか。それとも、鳥栖市役所全体のっていうことですか。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

鳥栖市の市民の方を対象とした法律相談になっておりまして、無料の法律相談日というのを設けております。そこで、30分間ではございますけれども、市民の方が無料で相談を受け

られるというものでございます。それが、市全体のということになります。

以上です。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

僕、全然勘違いをしていました。

それでこれ、年間で何回ぐらい行われたんですか。

かつ、相談に来られた市民の数とか分かりますか。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

すいません、主要施策の成果の19ページをお願いしたいと思います。

現在、鳥栖市の市民相談室のほうでは、この一覧表に上げておるいろんな相談をお受けしているところでございます、この中の、先ほど言われた弁護士による法律相談が、実際においでいただいて相談をお受けするというところで、延べ190件の御相談をお受けしたところでございます。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

池田利幸委員

すいません。

同じ19ページの中なんですけれども、これ、目的が消費生活相談員等による定期的な相談の機会を設けることで、市民が抱える悩みや苦情の解決を図るっていうことで、効果として、消費トラブルから市民を守るとともに、市民の悩みや苦情の解決などを図ることができたと。

それで、2名相談員さんを入れられているということで、下の表でいくと、消費生活相談っていう部分が706件っていう部分に当たるのかなと思うんですけれども、これは、やっぱり近年増加してきている部分で、相談員さんを入れたっていうことなんだろうと思うんですけれども、傾向的に、言える範囲でいいんですけれども、消費生活相談っていうのは、特殊詐欺とかもあるでしょうし、どういう部分が多くてそうやって入れられたのか。

また、706件、単純割りでは毎日お1人が二、三件の相談を受けられているのかなっていう部分を感じるんですけど、これ、2名の方で対処が足りているのかなっていうところ。

あとは、悩み、トラブルを持ってこられた方、解決まで行けているのかなっていう部分でお伺いしたいんですけども、御答弁をお願いします。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

消費生活相談に関しましては、近年の傾向としては、やはり多様な、いろんな相談が来ております。

いわゆる詐欺というものに遭った方、遭おうとした方、それから、多重債務の方もいらっしゃいますし、それから、若い方でいうと、インターネット関係でのいろんなトラブルであ

ったりということもございます。

それで、最近の傾向といたしましては、高齢者の方でいろいろな精神的な疾患を抱えたり、あるいは生活に非常に困ってある方とか、いろいろな状況が重なって、生活に対する不安を抱えていらっしゃる方、いろいろな形での複雑な状況の方も見受けられるということで、非常に多様化し、それから複雑な状況であり、そして、その相談の解決に至るまでに長期化する傾向がございます。

江副康成委員長

あと、成果と、足りているかっていうやつも含めて。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

実際に2人体制になったのが平成21年からでございます。

それまでは1人というような形で、強化しておりますけれども、年々、いろいろな形での消費者トラブルというのが変わってきますので、それに対応するために必要な専門的な知識が必要ということもありまして、その相談員を2人体制にしておりまして、1日1人当たりの相談件数が、まず、対面で、実際に来訪されて相談員と直接相談をされる方もいらっしゃいますし、お電話での御相談もございます。

そういったのをトータルすると、平均的にいきますと、1日1人当たりになりますが、6件程度の相談に当たっていただいているという統計になります。

相談の内容によっては、新しく相談を受けた場合には、相談に要する時間というものが2時間ぐらいかかるというふうに出ておりますので、非常に相談員としても、対応としては、一生懸命、時間中、お昼休みもないような形で相談に当たっていただく場合も少なくありません。

今後も、2人体制を維持しながらやっていきたいというふうに考えておりますけれども、解決に至るまで、相談というのは、当然当たることになりまして、それで未然に防ぐことができた場合もあります、あっせんというような形でも。

成果としては、金額的にも救済額というものを年額で出しておりまして、その救済額につきましては、令和元年度で5,356万8,650円という金額が出ております。

最後の最後まで、相談者の方に寄り添って、あっせん、それから相談を受けて解決につなげるという形を取っていただいているところでございます。

以上です。

池田利幸委員

ありがとうございます。

私、言いたかったのは、データから見ても、もう確実に1人が受けている件数っていうの

が、1日4件以上、五、六件ってなった場合、やっぱり1回の相談って、言われたとおり1時間、2時間ってかかるって中で、フルで動かれてずっとやってもらっているっていう中で、2人から3人に増やすとかも考えていかなきゃいけないのかなって。

今から少子高齢化で、ずっと高齢化社会になって、相談も増えてくるし、いろんな生活の困り事っていう相談は増えてくるんだろうなと。

それで、そういう市民の方々って、市役所に行ったら相談ができるんだと、解決まで寄り添ってもらえるんだっていうのが分かったら、やっぱり増えてくると思うんですよね。

そうなってくると、その相談に係る人の人数もまた要るんじゃないかなっていう部分で、そこまで、今からの部分も考えて人数増やすとか、その扱える量、人員っていうのも考えて、増やす部分は増やしていただきたいなっていう部分で、今、質問をさせていただきました。

よろしくをお願いします。

藤田昌隆委員

正直言って、今同じ市民相談会のあれを見ているんやけど、これは、消費者トラブルとかさ、消費生活相談員等による定期的な相談の機会っていうことで、これ、内容見たら、それこそ人権問題から土地の問題、相続の問題、それで、公聴のなかに、要望、苦情、意見。この件数見ただけで寒気がするぐらいの莫大な量なんやね。

それで今、その解決がどうのこうのち言っとるけど、これ、果たして市民協働推進課の範疇をはるかに超して……、ほいじゃ、1つ聞くけど、俺、これ見て、とてもじゃないけど、答えどころか、1件か2件解決するだけでも大変やなっち思うぐらいある。

それで、要望とか苦情とかが来た場合に、その内容を総務に振っているのか、部長会でこういったものが出ましたちしてんのか、そこはどうですか、その処理、扱い方。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今おっしゃっているのが、主要施策の成果の19ページを御覧になって御質問いただいていると思います。

その中で、消費生活相談、それから、市民相談会ございまして、その市民相談会の中には、先ほど言いました弁護士の法律相談、司法書士の法律相談、心配ごと、行政相談、人権相談とございます。

それで、こちらにつきましては、例えば、人権相談については、人権擁護委員さんのほうで対応していただいております、行政相談は行政相談員さん、法人相談は司法書士、それから弁護士さん、土地建物相談は宅建業協会相談員さん、心配ごと相談は心配ごと相談員と、それぞれ相談員さんが個別に対応していただいているものでございます。

それを月に2回、第2水曜日、第4水曜日を原則として、市民相談会という形でお受けし

ている内容でございます。

それで、それ以外にも窓口のほうに相談がおいでいただいております、そちらについては、市民相談室になりますけれども、こちらのほうで職員のほうが中心になって対応することにしております。

また、市民協働推進課の担当しております公聴というところで、要望とか苦情、意見、その他というところがございますけれども、こちらにつきましては、公聴をお受けする窓口というところがございます。

内容によっては、それぞれの担当部署のほうにおつなぎするという形で対応しております。

以上です。

藤田昌隆委員

ともかく、まさかこんなに相談件数があるって、こんなに多岐にわたって、要望、苦情、意見、ここまで来ておるっちゃ、ちょっとすいませんが、初めて知って、それこそ、こういう専門の課なりをつくらないかんとやないかなど。

それで、解決できたとか書いてあるけど、できんと思う、正直言って。

だから、この辺が、ここまでひどいということであれば、何か対策を今後、それこそ、部なり課なりの分割をすとかさ。そうせんと、対応できんよ、これ。逆に、広く浅くじゃいかんやろうしね。

その辺を、部長。

橋本有功市民環境部長

今、藤田議員おっしゃりますように、市民の皆様からのいろいろな相談については、大変多岐にわたって、数も多くなっております、この間も、新聞報道によりますと、特殊詐欺の拠点があるんじゃないかとか、そういうことも言われていたぐらい、やはり人が集まりやすくて、出て行きやすい場所なんで、いろんな事情が発生はしていると思っております。

公聴を含めて、市民の人からのいろんな相談の窓口としては、やはり消費者生活相談についても数が多くなっておりますので、その辺は、体制的にも、大丈夫なのか。

今、消費生活の相談員さんとしてお願いしているのは、委託先に派遣していただいておりますが、それでも、やはり市民協働推進課の物理的な部屋の中で、そういう相談を受けるということ自体が、ちょっとほかの人にもいろいろな声も聞こえてまいりますんで、そういう物理的な面、体制の面も含めて、今後状況については、また総務部門のほうにも相談しながら、どういった対応ができるのかは、検討を進めていきたいと思っております。

成富牧男委員

今、藤田議員が言われたことは、全くしかりだと思えます。

それで、具体的にお尋ねしたいのは、さっき出た委託先、専門、どこですか。

まとめて言いましょかね、質問。

2人体制の委託先と、それから、消費生活相談のところに上がると数字から、この市民相談会のほうに流す、つないだりするような感じの部分があるのか。

特に、弁護士さんとか司法書士さんとかという部分ですけど、そこはどうなっているのか、それから、1つは鳥栖市の窓口、特に社会福祉課とか市民課、年金、そこら辺、ずっと、納税が多いですね。

そこら辺からの相談がうまく——現状、知らんで言いよつとですよ——うまくここにつながれているのか。

例えば、生活保護の担当で相談にあったときに、ああ、おたくは駄目ですよって感じで、もう、するっとこっちのほうにつなぐべき人が、そこで終わっとらんかとか。

そういうところがちょっと気になる場所なんですけど、そこら辺の有機的な連携ができていますか。

以上です。大きく2つです。

江副康成委員長

ちょっと重複しているところもあるみたいだけど、併せて。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

まず、消費生活相談員の派遣っていうか、業務の委託先でございますが、これは、特定非営利活動法人消費生活相談の会さんがさんのほうと委託契約をして、相談員の派遣をお願いしているところでございます。

続きまして、消費生活相談等から弁護士さんへの相談につないだりとかいう案件があるかという御質問でございますが、内容によっては、消費生活相談員では解決できない、御相談をお受けできないような案件もございますので、その際には、弁護士さん、あるいは司法書士さんというような形で、おつながりするケースがございます。

最後に、例えば、市のいろんな課とか、いろんな相談の方が消費生活相談との連携ということでございますが、どちらかという、消費生活相談に来られる方が抱えていらっしゃるいろんなお困り事というのを、必要な部署におつながりするケースのほうが多いかと思えます。

それで、今、複雑な家庭環境があると先ほど御答弁申し上げましたけれども、そういったところで、いろんな悩み事が複雑に絡まっているケースが多いですので、いろんなところにおつながっております。

以上です。

成富牧男委員

さっきのつなぐのところで、この相談のほうから、消費生活相談だけじゃなくて、市民相談会からつなぐこともあるかもしれんけど、そっちの方向は今よく分かりました。

ただ、逆の、さっき言ったような、福祉の窓口とか、税務の窓口とか、市民課の窓口とかね、そういうところで、例えば、国保、年金とかそこら辺、実はっていう話が出たときには、うちに、相談には乗りますよみたいな、そういうのは皆さんの中で共有されているのかっていうことなんですけど。

もしそうでなければ、そこら辺を強めてもらいたいなっていうことなんですけど。

天野昭子市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長

税務課とか、生活保護のほうから、例えば、多重債務でお支払いができないっていうような御相談を、こちらの市民相談室のほうにつなげていただきまして、専門家の相談へつなげることは多くあります。

成富牧男委員

それなりにちゃんとやっとするよというふうに、さっきから話があっているように、ますます増えてくるので。

皆さんそれぞれの窓口っちゅうのは、みんな忙しいから、ついごめんなさいってなりがちなので、そこら辺は、遠慮なくうちに持ってきんしゃいとか、うちももうすぐ人が増えるかもしれんけんとか言ってね。

そういうことも含めて、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

樋口伸一郎委員

まちづくり一括補助金、114ページですね。

それと、主要施策の成果説明書の22ページを使いながら、ちょっと順番に。

この1点だけです。

まず、このまちづくり一括補助金、これ、何年目になりましたっけ。

牛嶋英彦市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

お答えいたします。

平成25年から始まった制度になります。

樋口伸一郎委員

大体六、七年ぐらいですね。

それで、これたしか10年スパンぐらいでのビジョンを描いて進めたっていうふうに認識して、もう大分たつんで中間の5年っていうところも終わって、もう終盤戦ということな

んですけど、中間審査というか、検証というか、そういうのは行った上で今を迎えているの
かっていうところをまず聞きたいんですけど。

そのままずっと7年間スライドしてきたのかかっていうところ。

途中で検証とか行いながら、現在を迎えているのかかっていうところを教えてください。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

このまちづくり一括補助金が始まりまして、先ほど平成25年からということでございまし
て、補助金の成果等も含めてですけれども、中間的な検証ということはしておりません。

ただ、毎年度、いろんな形で振り返りをしたり、事業の状況を確認したりして、毎年度の
検証という形では行っております。

樋口伸一郎委員

これ、議案質疑のほうでもあったと思うんですけど——西依議員でしたかね、あって
いたと思うんで、こっから先がより中身のことについて尋ねたいんですけど、当初発足した
ときの目的というか、目標というか、そこには、成果として実際に近づいているのかって
いう感覚は、どのようにお持ちでしょうかかっていうところを率直にお聞きしたいんです
けど。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今回、このまちづくり一括補助金につきましては、まちづくり推進協議会に、これまでそ
れぞれの地区の各団体に交付されていた補助金を、一括してそちらのほうに出すことによ
って、いろんな団体が連携して、協力して、まちづくりを一緒に進めていくということを目的
とした補助金でございましたので、そちらについては、地域のそれぞれの特色、あるいは大
小ありますけれども、いろんな形での協力連携っていうのは出てきているというふうには考
えております。

以上です。

樋口伸一郎委員

分かりました。

そうしたら、主要施策成果の説明書の22ページを参考に見ますと、これが自主的につ
ていか各地区が主体的に——事業内容の(1)ですけど、主体的に地区の状況に応じたまち
づくり活動の支援ということになっているじゃないですか。

だけん、本来であれば、主体的に実施されていて、なおかつそれによって連携が深ま
っていきっていくのが狙いなんでしょうけど、実際のところ、私もちょっと一部、その活
動に参画しているところがあって、一生懸命はやっているんですけど、正直、主体的に
自分たちがこれやろうっていうふうにはやっているよりも、一括補助金が30万円ずつ
来るけんが、それに基づいて始めたことを、もう何かベルトコンベヤー式じゃない
ですけども、機械的にやっ

つけているような感じも見受けられるので、実際に構成員となっている住民の方が、自分たちがこの組織っていうか、まち協という団体が必要やけんが、意欲的に、そして主体的にやっているのかちゅうところが重要とおっしゃるんですけど、思われていない方も結構いるんじゃないかなと思って――率直ですけど。

両方いると思うんですけど、その辺りの実際のお声っていうのは、どのようにお聞きされていますか。

各地区、いろいろあると思うんですけど、現状を教えてくださいませんか。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

各地域の方お一人お一人のお声っていうのを具体的に聞くという機会をつくっておりませんので、例えば、アンケート調査をしたりとかいうことがございませんので、なかなか把握してはおりませんが、例えば、住民の方がまちづくり推進協議会の必要性を感じていらっしゃるかというと、もしかしたら、必要性というところまでは行っていないかとも思えるところがございます。

ただし、まちづくり推進協議会というものがこういうことをしているとか、こういう事業をしている、今度の行事というか事業に参加してみようかなとかいうようなことを通じて、やはりいろんな方とつながったり、お知り合いになったり、いろんな話をしたりということで、まちづくり推進協議会の組織の存在を知ることになり、そして、その活動に関心、興味を持ちということにつながっていくのではないかとこのように考えているところです。

樋口伸一郎委員

そうですね、それが一番いいんですけど、住民の方々が参画とか参加する場には、きっかけには、すごくなっていると思うんですよ。

ただ、実際のところ、構成員さんはもうほぼ変わらずにやってきているところとか、各団体さんに何人ずつ出してくださいっていう動員制みたいなのところもあって、くじ引きで来られているところとかもあるので、やっぱりそこをいかに有意義にしていって、この一括補助金を有意義なものにしていくかが必要っていうか、大事なんじゃないかなと思うんです。

そうしたら、一括補助金の活用使途というか、基準っていうか、例えば、完全に自由に使えるわけじゃないと思うんで、こういうものはちょっと基準上駄目ですとか、こういうものは基準上いいですっていうような一定の基準があると思うんです。

その辺りを、すごく軟らかくして、もっと自由に使い回しができるようにしてあげたり、それとか、主体的にやりたい事業が足りんというときには、そこら辺を緩和したりっていう、その辺の検討っていうのを随時織りまぜながらやっていかんといかんかなと思うんですよ。

っていうのが、主要施策の成果の説明書も多分、ここ数年ずっと同じだと思うんですよ、

目的も成果をずっと一緒なので。

やっぱり、よくも悪くもその成果の部分って悪いこと書いてあってもいいと思うんですよ。その悪いことを、じゃあどうやって打開しいこうかっていうところで、また次の成果が出るんで。

それで、ここ5年は多分、この成果がずっと一緒なので、その辺も残り僅か、二、三年なので、柔軟に緩和したり、検討していただければなと思うんですけど。

その辺りの今後の考えはどうか。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

議案審議の御答弁の中にも触れさせていただいておりましたけれども、いろんなまちづくり推進協議会から補助金の使途について、やはりいろんな要望がございまして、今年度、令和元年度はできませんでしたけれども、令和2年度から、今までは認めておりませんでした備品購入費についても補助経費の対象するというようにしております。

それで、今後はやはり補助金ではなく、もっと使途の自由度が高い交付金というような形で、主体的に、その使途についてまちづくり推進協議会で決定いただくことができるような、そういう交付金化に向けて、具体的な検討に入っていきたいと考えております。

以上です。

樋口伸一郎委員

最後です。

できれば私も交付金という単語を使おうと思ったんですけども、先に出たんで割愛しますけど、最後、お答え要らないんですけど、要望としては、やっぱりそういう検討ですよ、前向きな検討とか、実際に市役所の職員さんも中に入っていて、各地区で分かれてされていると思うんで、そこでの率直な意見を――アンケートを取る必要まではないと思うんですけど、まち協についてどがんお考えですかって言うて、実際に聞いてみたりっていうのは、悪いのも含めて、次の検討につなげていけると思うんで、その辺り、現場の声っていうのを拾い上げながら、つなげていただければと思います。

これは要望で、終わります。

藤田昌隆委員

ちょっと確認やけど、まち協ができた6年前か、最初のスタートは、老人クラブとかいろんなところが、もうだんだん担い手が少なくなったと。

お互いさまという形で助け合おうということで、まち協をつくり上げて、それで、この一括してお金を上げたのも、例えば、自分たちはこれをやりたいと。

その代わり、助けてくれるなら、自分たちの予算も少し上げたりするんでっちゃうことで、

お互いさまの精神でこの一括補助金も自分たちで分けなさいと、本当にやりたいところがそ
の中で声を上げて、予算の分取りをやってくださいということで、結局、何か今の話聞きよ
ったら、他人事っちゅうか、何かそういうふうに分けたんよね。

だから、まち協が本当に活発に動くか動かんかは、構成する人がどう動くかで変わるだけ
であって、市としては、その組織をつくったときには、そういう目的でつくったっていうこ
とですよ。

それで、今、答弁の中で、備品購入費、これは別枠でやるという意味ですか。

違うんですよ、恐らく。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今年度から対象経費に加えておりますけれども、別枠ではございません。

現在の補助金の中でということでございます。

以上です。

藤田昌隆委員

樋口議員が今言われたのは、できるならね、やる気があるところとか、どんどんある程度、
一括補助金のあれを一律にせずに、やる気があるところには金を出して、ないところには、
もうないままにっていう形も、もうそろそろ見直すべきじゃないかなと思うんですが。

一番節目としていいのは、やっぱり10年とか、そういう節目がいいんでしょうけど。

その辺はどうか、もう分からん、おらんか。

橋本有功市民環境部長

まちづくり推進協議会の設立の経過は、今、藤田議員がおっしゃったとおり、地域のそう
いうような漏れが出てくるのを防いで、みんながお互いに助け合って、地域を盛り上げてい
こうということから始まったものと思っております。

それで、早いところでは、もう七、八年たっておりますして、当時、10年計画をそれぞれの
地区でつくっていただいて、次の10年計画をつくる時ももう迫っております。

それで、先ほど樋口議員がおっしゃったような、じゃあ今まで進めてきた中でどういう問
題があったのかとか、そういうことについて、各地区の担っていただいている皆さん方とか
そういう方々と、次の計画をつくるための作業として必要な部分もございますので、それは
やっていくんだろうなと思っております。

それで、やはりいろんな思いで進めてきましたけれども、ただ、なかなかおっしゃったよ
うに、人材の硬直化っちゅうか、固定化というか、事業自体も固定化してきておる中で、た
だ、各地区の特色として、例えば、旭のカレンダーであったり、鳥栖のかるたであったり、
いろんな防災の取り組みであったりとか、いろんなアイデアで新たな取り組みをしていただ

いているところも多数ございますので、そういう意味では、いろんな意識としての市民活動、協働の考え方は、一定定着をしてきているものとは考えております。

しかし、なかなか先ほど申し上げたようないろんな固定化する部分についての課題をどう対応できるのかちゅうのは、すぐに目に見えてできるということも難しいんで、取り組めるところから取り組んでいって、皆さんがそういう意識を持てるような人になるべく多く集まっていたらいいような形を取れたらなと思っております。

以上です。

成富牧男委員

今の話から、ふんふんっていうのは聞いていたんですけど、要は、役所の中でそういうまちづくりの担い手をつくる仕事はどこなのか。ここやったらここって言ってもらえたらいい。

それと、今実際おる人たち、今はどうなんですかね、昔は人材バンクとかいうやつがはやってましたけど、役所の人間が一番知っとるちゅう、昔はそういう過去があったけど、そうやなくて、例えば、もうリタイアした人で、ばりばり昔は頑張りよったと。その分野ではもう絶対ちゅうような人、いろいろおりますよね。

だから、そういう人材バンクみたいなのは、今もあるのかどうか。

それで、もう一つは、これ、前も言いましたけど、今、市民相談のほうも、ボリューム的に、それから、中身的に大変な仕事だなあということはありませんよね。

それと併せて言えば、ずっと前から気になっておるのは、国際交流とか、男女共同参画、今、2人ですよ。

物すごく大きなテーマですよ。っていうところに、かなり鳥栖市は……、さっき言っとったなと思うのは、人と人——男と女を男と女って言わんで人と人とね、そういう今、ジェンダー平等とか言われる中でかなり、そういうところで、看板の割にはちょっと厳しいっちゃないかなあと思うんですよ。

だから、そこんところ……、これは認識できれば、もうちょっと強化せないかん——さっきも強化がありましたけどね、課の体制として、例えば、最低、大体普通、2人ちゅうのは準備係ですよ、私のイメージでは。だから、最低3人置くとかね、そういう認識があるのか。

大きく2つ。

橋本有功市民環境部長

2点目のほうから、先に私のほうからお答えいたしますと、おっしゃるとおり、国際交流、男女協働の施策については、やはり大きな課題というか、進める部分としては、非常に重い部分もありますんで、なかなか、その体制的にどうなのかという部分は確かにございますし、

市民協働推進課自体が、先ほどの市民相談も含めまして、平成17年に新たにつくられたんですが、そこに関わったもので、よく承知しておりますけれども、その頃からそういう市民協働という意識の推進が、全国的にも進められてきた経過もあって、体制として、そういう特定の課をつくろうと。

その中で、そこに、当時も女性政策なり、国際交流については、それほどまだ今のように大きな部分は占めていなかったんで、それらも全部含めながら、その課の中で対応をお願いしたという経過もあって、ただ、それを、状況に応じた見直しというのがまだ現状までできていない。

ただ、おっしゃったような課題については、我々のほうも、組織を見る所管のほうには、もちろん申し入れというか、課題として検討をお願いしたいと、体制、人数、人員含めて。それは言っておりますので、そういう意識は持ってもらっているのかなと。

ただ、今回の11月1日の改編には、ちょっと対応がなされなかったんですけども、今後そういう形は必要になってくるとは、私自身も思っております。（「頑張れ部長」と呼ぶ者あり）

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

1点目の人材バンクの件でございますが、これまでいろんな形で人材バンクのようなものが、例えば、農林課とか、商工振興課とか、いろんなところでそういう動きが確かにございましたが、現在のところ、きちんとしたもので活用までできているかということ、そうではございません。

それで、今、市民協働推進課のほうで考えているのが、その人材育成、それから、人材バンクといったそういう情報を集中して把握するところは、まちづくり推進センターであるというふうに考えております。

それで、まちづくり推進センターが、これから地域の中で人づくり、まちづくりの中心的な施設として、そういう役割を果たしていかなければならないというふうに考えて、人材育成につながるような教室や講座も含めて、できれば開設して、実施していくというような視点を持って、今、いろんな働きかけをしているところでもございます。

それに、当然、まちづくり推進協議会と一緒にあって、人づくり、まちづくりをしていくということで進めてまいりたいと思っております。

以上です。

成富牧男委員

あと、要望です。

今、最後に言われたことは、それ理想ですよ。

ところが、さっきの話も、センターの一番近いところで、そういう、自ら、鳥栖市のことは鳥栖市でと同じ、例えば、若葉のことは若葉でみたいにしようと、それが一番いいと、そこで考えようと。

そういうことだけど、それって逆に言うと、この担当課のところの労力が大変だと思うんですよね、それば本当にそういうふうにするためには。

ということをぜひ覚悟していただきたいということと、あと1つ、これ、昔1回言ったことあるけど、総合計画とのリンクですよ。

総合計画、何を私が想定しとるかということ、都市計画マスタープランっていうのができ上がり、一応承認されました。

それで、あれを見ると、そこそこの町でいろいろお話し合いをやってありますよね。ここはこうだ、その地域の特性とかも考えながらね。

だから、そういうのを、さっきの一番身近なところの、若葉なら若葉、鳥栖なら鳥栖の、10年先の鳥栖地区はこうありたいとか、若葉地区はこうありたい、もしくは、こうなっている。

そのことと、今ちょうどまだ質疑審議に入ったばかりかな、第7次総合計画は、そういうやつと結びつけられるようなふうになるといいなど。

言うは易くっていうのは、よう分かっておりますけど、そういうふうにせつかく10年、10年というのがありますから、と思っています。

終わります。

樋口伸一郎委員

すいません、なかなか終わらんで。

ちょっと御紹介までですけど、人材バンクとかは、実際のところ、機能的にできていないということでしたけど、それこそ、まさにさっき藤田委員もおっしゃったように、地域の連携がきちっと意味あるものでつながっておけば、交対協さんであったり、民生委員さんであったり、そこら辺、各組織の担い手不足っていっぱいあるんで、そこら辺が救える場になってくるんですよ、まち協が有意義になれば。

それで、実際は、旭地区だけ出したらいかんですけど、人材バンク、あるんですよ。

旭地区は人材バンクがあって、地域でどのような人材が要るかっていうのもリストアップして、それをファイルにとじて、地域の中での人材の登録で、出し入れといたしますか、そういうのもありますし、あとは、地域の資源で地域の何かに生かそうって、資源バンク、人材バンクってあるじゃないですか。

それで、まち協の会長さん同士が恐らく、市のまち協会会長会みたいなのがあって、そこで

意見交換とかもする場があるんで、その中に市のほうも入って、情報共有を図りながら、いい意味で競争していけるような環境をつくって、その中にはもちろんお金も含めて、やる気がある、意欲が高いところには、もちろん限られたお金でいいんですけど、そこにいい意味で競争が生まれるような仕組みをつくって、そういうところを各地区でつくっていくような計画を検討していったほうがいいかなあと思うので。

今実際、市が一括して、全市をやるというのは、本当に難しいことかなと思うんで、そういう意味でも、地域に負担がかからんように、逆に楽になるような仕組みをつくったらどうかなあと思うんですけど、どうでしょうか。

いきなり答えきらんでしょうけど。(発言する者あり)

橋本有功市民環境部長

今、おっしゃっていただきました人材バンクという、やり方ですね。

これ自体、やはりおっしゃるように、各地区ともいろんな地域で活動していただく、行政としてもお願いしなければならない人たちをどう確保するのかというのは、やはり大きな問題になっていますんで、そういう意味で、じゃあこういう人が要るといようなデータが各地区で持てるというような仕組みをつくることによって、必要なときとか、例えば、各地区にそういう申込みじゃないんですけども、そういう制度があるんで、やる気とかいろんな能力のある方は一回登録してみませんかとか、そういうふうなやり方をやると。

今、旭のほうでそういうことをしていच्छやるなら、それを確認させていただいて、それを市全体でどんなふうに広げることができるのかとか。

ほかにもいろんなやり方があると思うんで、そこは先ほどの総合計画含めて、申しあげました各地区の10年の計画も次、ございますので、そういう時期にも来ていますから、次のステップとして検討は必要だろうなとは思っています。

樋口伸一郎委員

あくまでも市民協働推進課がこれをしなさいという形になると、また誤解が生まれたり、させられよるとい認識も生まれかねるので、やっぱり、まち協会会長会じゃないですけど、その中で意見を出し合って、一番いい形を相互関係でやっていくみたいな流れを介入してやっていていただければなと要望を申しあげて、終わります。

江副康成委員長

よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午後 3 時 9 分休憩



午後 3 時 23 分開会

江副康成委員長

再開いたします。



市民課

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について

江副康成委員長

次に市民課関係分の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

野下隆寛市民課長

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について市民課関係の主なものについて、令和元年度鳥栖市歳入歳出決算書により御説明いたします。

55、56ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項2手数料、目1総務手数料、節1総務管理手数料につきまして、印鑑証明手数料1万9,913件分が主なものでございます。

節3戸籍住民基本台帳手数料につきましては、戸籍証明手数料1万5,216件及び住民票証明手数料3万6,889件分が主なものでございます。

63、64ページをお願いいたします。

款16国庫補助金、項3委託金、目1総務費委託金、節2戸籍住民基本台帳委託金の中長期在留者住居地届出等事務委託金につきましては、入国管理法上の在留資格を得て、国内に滞在する外国人の住所移動等の事務に対する国からの委託金でございます。

83、84ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入、番号案内表示システム広告収入につきましては、市民ホールに設置しております広告つき番号案内システムの映像パネルで放送いたします有料広告に関する広告料収入でございます。

119、120ページをお願いいたします。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費について御説明いたします。

節2給料から節4共済費までは、市民課職員18名分の人件費でございます。

節11需用費につきましては、戸籍事務や住民基本台帳事務等に用いる偽造防止用紙やプリンターのトナーなどの消耗品費、法令集などの追録代が主なものでございます。

次のページの節12役務費につきましては、戸籍届書や通知文書等の発送に要した郵送料や住民票の写し、印鑑登録証明書のコンビニ交付事務に係る手数料が主なものでございます。

節14使用料及び賃借料につきましては、戸籍の記載や証明書の発行を行うための戸籍総合システムや、パスポート発行業務に使用するIC旅券用交付窓口端末機、マイナンバーカードなどの住所氏名の変更の際に使用するプリンターの借上料が主なものでございます。

節18備品購入費につきましては、自動契印綴じ機及びプリンターの購入費でございます。

以上、令和元年度鳥栖市一般会計決算認定、市民課関係分についての説明を終わります。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

ない。

質疑を終わります。



江副康成委員長

委員の皆さんにお諮りいたします。

本日の日程はまだ終了いたしておりませんが、本日の委員会はこの程度にとどめ、残余につきましては、明日に続行したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって残余につきましては、明日に続行することに決しました。



江副康成委員長

本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時28分散会

令和2年10月1日（木）

1 出席委員氏名

委員長 江副 康成
副委員長 成富 牧男
委員 藤田 昌隆 竹下 繁己 樋口 伸一郎
池田 利幸 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

市民環境部長	橋本 有功
市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長	佐藤 敦美
市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長	天野 昭子
国保年金課長	古賀 友子
国保年金課健康保険係長	田中 綾子
国保年金課長補佐兼年金保険係長	熊田 吉孝
市民環境部次長兼税務課長	三橋 和之
税務課長補佐兼管理収納係長	豊増 裕規
税務課長補佐兼市民税係長	榎 浩喜
税務課固定資産税係長	有馬 健次
環境対策課長兼衛生処理場長	佐々木利博
環境対策課環境対策推進係長	北 三希子
環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長	高松 隆次
環境対策課環境施設調整室環境施設調整係長	舟越 健策

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 大塚 隆正

5 審査日程

国保年金課審査

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第27号令和元年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について

議案乙第28号令和元年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について

〔説明、質疑〕

税務課審査

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

環境対策課審査

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

1 人

7 その他

なし

決算書の85、86ページをお願いいたします。

同じく款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のうち、民生費雑入の後期高齢者医療広域連合雑入につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合へ派遣しております職員1人分の人件費相当分及び後期高齢者のはり・きゅう助成事業に係る経費の一部など、佐賀県後期高齢者医療広域連合から受け入れたものでございます。

歳入についての説明は以上でございます。

決算書の141、142ページをお願いいたします。

続きまして、歳出につきまして説明申し上げます。

款3民生費、項1社会福祉費、目5後期高齢者医療費の節2給料から節4共済費につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合への派遣職員1人分の人件費でございます。

節11需用費から節13委託料につきましては、後期高齢者の健康診査事業における受診券の作成や発送などの経費でございます。

節19負担金、補助及び交付金のうち、療養給付費負担金につきましては、鳥栖市の後期高齢者に係る医療費に対する公費負担分であり、市の負担割合は負担対象額の12分の1となっております。

はり・きゅう助成金につきましては、後期高齢者のはり・きゅう施術1回につき1,000円を助成したものでございます。

節28繰出金につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合の共通経費に対する負担金及び低所得者の保険料軽減分を補填するための保険基盤安定負担金として、後期高齢者医療特別会計に繰り出したものでございます。

決算書の151、152ページをお願いいたします。

項4国民年金事務取扱費、目1国民年金費の節2給料から節4共済費につきましては、国民年金事務に従事する年金保険係の職員3人分の人件費でございます。

節7賃金につきましては、嘱託職員及び臨時職員の賃金でございます。

節13委託料につきましては、年金保険料免除申請の様式変更に係るシステム改修業務などの委託料でございます。

以上で、令和元年度鳥栖市一般会計決算認定についてのうち、国保年金課関係分の説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

竹下繁己委員

この151、152ページ国民年金費の節11需用費の中で、印刷製本費っていうのが26万7,626円。これはどういった資料をつくられたのか教えてください。

古賀友子国保年金課長

通常の日々かかっておりますコピー代と、あと年金説明のパンフレットをつくっております。年金パンフレットのほうが、1年分ということで16万円ほどかかっております。（「パンフレットが16万円」と呼ぶ者あり）はい。

江副康成委員長

ほかに。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。



議案乙第27号令和元年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について

江副康成委員長

次に、議案乙第27号令和元年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古賀友子国保年金課長

ただいま議題となっております議案乙第27号令和元年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算について、主なものにつきまして、令和元年度鳥栖市歳入歳出決算書により説明申し上げます。

決算書の263、264ページをお願いいたします。

まず歳入につきまして説明申し上げます。

款1国民健康保険税につきましては、収入済保険税総額は前年度より6,780万4,279円、4.53%の減となっております。

これは被保険者数の減少及び保険税率が前年度より下がったことによるものと考えております。

次のページをお願いいたします。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節1普通交付金につきましては、

保険給付費対応分として県から交付されたものでございます。

節2 特別交付金につきましては、特別調整交付金、保険者努力支援制度交付金、県繰入金2号分及び特定健康診査等負担金が市町の実情に応じまして交付されたものでございます。

款6 繰入金、項1 一般会計繰入金のうち、事務費繰入金につきましては、国保事務に関わる人件費や、事業事務費の経費を繰り入れたものでございます。

保険基盤安定繰入金につきましては、保険税軽減措置の実施に伴い、軽減相当額を繰り入れた保険税軽減分及び軽減の対象者数に応じて平均保険税の一定割合を繰り入れた保険者支援分であり、負担割合は保険者軽減分は県が4分の3、市が4分の1。また、保険者支援分は国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1となっております。

出産育児一時金繰入金は、出産に伴い一時金として支払いました経費の3分の2を繰り入れたものでございます。

財政安定化支援事業繰入金は、低所得者、病床数、高齢者など、保険者の責めに帰することができない特別な事情の国保財政の負担について、地方財政措置が措置された分を繰り入れたものでございます。

子どもの医療費助成事業繰入金は、子どもの医療費助成の実施による国保財政の影響分を補填するための繰入金でございます。

特別繰入金につきましては、県国民健康保険広域化等支援基金償還の財源として繰り入れたものでございます。

項2 基金繰入金、次のページになりますけれども、目1 国民健康保険基金繰入金につきましては、県国民健康保険広域化等支援基金償還金の一部と平成30年度精算による保険給付費等交付金返還金の財源として基金から繰り入れたものでございます。

平成29年度末で累積赤字を解消するために、県国民健康保険広域化等支援基金から6億円を借りました。その償還が令和元年度から始まりまして、5年間、毎年1億2,000万円を償還していくことになっております。

その財源は一般会計から繰り入れることとしておりますが、平成29年度末の累積赤字解消時に余剰金があり、その余剰金は、国民健康保険基金に積み立てておりましたので、令和元年度に限りましては、一般会計繰入金のうち、特別繰入金の1,128万2,000円と基金繰入金のうち、1億871万8,000円を合わせまして、1億2,000万円とし償還金の財源としております。

款7 繰越金につきましては、平成30年度国民健康保険特別会計決算に伴う繰越金でございます。

款8 諸収入、項3 雑入、目2 一般被保険者第三者納付金につきましては、一般被保険者の交通事故などに係る第三者行為に伴う納付金でございます。

歳入についての説明は以上でございます。

決算書271、272ページをお願いいたします。

続きまして、歳出につきまして説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節2給料から節4共済費までにつきましては、国保業務に従事する職員7人分の人件費でございます。

節12役務費につきましては、被保険者証更新に伴う郵送料などの通信運搬費と国保連合会に支払いました被保険者の資格情報及び給付情報の管理業務に係る手数料が主なものでございます。

節13委託料につきましては、医療機関からのレセプトの例月処理、被保険者の資格異動処理などの共同電算処理業務委託料、国保オンライン資格確認対応に伴うシステム改修委託料が主なものでございます。

次のページ273、274ページをお願いいたします。

項2徴税费、目1賦課徴収費のうち、節7賃金につきましては、国保税滞納整理補助のための臨時職員の賃金でございます。

節12役務費につきましては、納税通知書、督促状などの郵送料でございます。

節28繰出金につきましては、保険税収納に係るコンビニ収納経費など、一般会計で支出した経費の一部を一般会計に繰り出したものでございます。

款2保険給付費、項1療養給付費、目1一般被保険者療養給付費及び目2退職被保険者等療養給付費につきましては、保険者負担分の医療費分を現物給付として支払ったものでございます。

次に、目3一般被保険者療養費及び次のページの目4退職被保険者等療養費は、柔道整復師による施術や、医師が必要と認めたコルセットなどの治療用具の経費に対して給付したものでございます。

目5審査支払手数料につきましては、国保連合会へ支払いましたレセプトや柔道整復施術療養費支給申請の審査及び医療機関等への支払事務などの手数料でございます。

次に、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費とその下、目2退職被保険者等高額療養費につきましては、被保険者が一月の間に医療機関の窓口で支払った一部負担金額が所得に応じた一定の限度額を超えた分を被保険者に支給したものでございます。

このページの一番下から次のページにかけてとなりますが、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金につきましては、被保険者の出産に関して支給する出産育児一時金に要した経費であり、令和元年度の対象件数は49件でございました。

項5葬祭諸費、目1葬祭費につきましては、被保険者の死亡により葬祭を行った者に対し

て、被保険者1人につき3万円を支給したものであり、令和元年度の対象件数は70件でございました。

款3 国民健康保険事業費納付金につきましては、県全体での国民健康保険事業運営に必要な経費について鳥栖市分を納付したものでございます。

次のページ279、280ページをお願いいたします。

款5 保健事業費、目1 特定健康診査等事業費につきましては、40歳から74歳の被保険者を対象に実施した特定健診及び特定保健指導に要した経費でございます。

節7 賃金につきましては、集団健診、特定保健指導、また未受診者への訪問受診勧奨に係る保健師、管理栄養士、看護師などの臨時職員の賃金でございます。

節13 委託料につきましては、特定健診や2次健診にかかりました委託料が主なものでございます。

項2 保健事業費、目1 保健衛生給付費につきましては、医療費通知や後発医療費差額通知、重複服薬通知の郵送料及び作成委託料が主なものでございます。

次のページの281、282ページをお願いいたします。

目3 健康推進事業費のうち、節13 委託料につきましては、人間ドック及び脳ドックの委託料でございます。

節28 繰出金につきましては、健康増進課等で実施した保健事業の経費など、一般会計で支出した経費の一部を一般会計に繰り出したものでございます。

款6 基金積立金につきましては、平成30年度国民健康保険特別会計決算に伴う繰越金を基金に積み立てたものでございます。

款7 公債費、項2 広域化等支援金償還金につきましては、先ほど歳入のところでも説明申し上げましたけれども、県国民健康保険広域化等支援基金の償還金でございます。

款8 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金の一番下、目3 償還金につきましては、平成30年度精算に伴う保険給付費等交付金の返還金でございます。

以上で、令和元年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定についての説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

牧瀬昭子委員

御説明ありがとうございます。

280ページの不用額について教えていただきたいんですけども、款5 保健事業費、1 特定

健診等事業費の1特定健診事業費の13委託料の特定健診委託料の分で、219万9,611円の不用額ありますが、これはどういう理由で不用額になったのか教えてください。

古賀友子国保年金課長

平成30年度の特定健診受診率が45.7%ということになっておりましたので、令和元年度は50%を目指して委託料とかを組んで実施してきたんですけども、コロナの影響で、3月に実施予定をしておりました集団健診等が実施できなかったこと、また個別健診についても受診控えというような状況がありまして、なかなか50%の目標を達していないような状況ですので、その部分の不用額ということになっております。

牧瀬昭子委員

具体的な人数を教えてくださいいいですか。

何人を目標にしている、コロナ期で何人来なくて、不用額が219万円になったのかっていうのが、1か月間なのかが知りたいんですが

田中綾子国保年金課健康保険係長

実際の受診者につきましては、集団健診が、基礎健診の分のみで受診者が1,088名分。

それから、個別健診につきましては、2,280名分の受診がございまして、この受診内容で全部健診等がプラスされて、支出がっております。

江副康成委員長

あと人数とかもかな。

古賀友子国保年金課長

すいません、受診者につきましては、先ほど田中が申しあげましたように、合わせますと3,368人となるんですけども、50%を目指すためには4,258人の受診が必要となっておりますが、そこまでいかなかった、1,000人ほど足りなかったということで、不用額が出ております。

江副康成委員長

それで数字的なやつ後ろのほう、係長さんが分かるんだったら、ぱっと手を挙げて、答えてもらっていいけん、お願いしますね。

そういう細かな数字のやつは後ろのほうで対応せんといかんでしょうから。

お願いしますね。

池田利幸委員

ありがとうございます。

決算書の264ページ。

これ、税金関係なので税務課に聞くべきなのか、ここで聞いていいのか、あれなんですけ

ど。

最初の国民健康保険のところの一番上ですね、不納欠損額が4,281万751円。それと、今の収入未済額が3,639万1,892円。

これってもう不納欠損額ということは、もう回収できなかつた額が4,200万円あるということで、また、今回の決算時でも、未済額が3,600万円あるっていうことで、これ多分、連動して決算書の7億……、「3億」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、3億6,391万6,890円ですね。

決算書274ページの、項2の徴税費っていうところの賃金ですかね、ここは滞納処理する人の1名分。

これは、国保の中にいらっしゃいますか、税務課の中にいらっしゃるんですか。

古賀友子国保年金課長

税務課のほうで……、「税務課」と呼ぶ者あり）はい。

池田利幸委員

あと、この解消をどうするのかっていうところの中で、国保の中で聞きたいのが、僕も最近、携わりっていうか、国民健康保険の資格っていうか、税金で払ってくださいよという対象者だけど、保険証を取っていない方っていうのが結構多いんじゃないかなって。

そういう方のこと、未発行者っていうんですかね。

その中で、そこにはずっと税金を払ってくださいっていう部分は、行っているんですよ。

10期分っていうことで、結局払い切れないから、結局自分が本当に保険を使わないといけないうきになってあせってっていう方が、僕が携わただけでも何名かいらっしゃって。

そういう方々っていうのを減らしておかないと、どっちみちこの欠損額っていうのは減っていかないんじゃないかなって気もしているんです。

これ、欠損になっている理由って、経済的理由なもんもあるだろうし、自分が健康保険をつくっていない、使っていないけん払わんっていう人も、僕聞いた中ではそういう人もいらっしゃったんですよ。

そういう方がどれくらいいらっしゃるのかなって。

古賀友子国保年金課長

国保の資格があっても保険証をお渡ししていない人っていうのは、確かに言われるように、滞納が何年かにわたってある方ということで、資格者の方には保険証ではなく資格者証というものをお渡しいたしております。

基本的には、病院にかかっていたいたときには10割払ってきていただいて、7割を国保に請求していただく、鳥栖市に請求していただいて、その7割のうちの一部を税に充てていただくとか、そういう対応しておりますけれども、基本的には全然税金を払われなくて、資

格者証で病院にかからないという方はもう全く払う気もないだろうし、病院にも行く必要がないと思っていらっしゃる方もいらっしゃるかなと思いますけれども。

病院に行きたいと言われて、資格者証の人が病院に行きたいからどうしても10割を払えないから、保険証を出してくれって言われたときには、特別な事情、その事情とかをお伺いしまして、税務課のほうにも納税相談とかをしていただきまして、短期証を出すようにはしておりますので、全然もう生活が苦しくてお金がない方に10割払ってこいというような対応はしておりません。

池田利幸委員

僕の聞き方が悪かったですね。

基本的にはそういう人たちは短期証渡していらっしゃるのももちろん分かっているんですよ。会社辞めて任意継続2年間やって、そこから国保に加入するときにも全く最初からついていない方とかも、結構、僕が携わったパターンでもあったんで。

そういう方々、会社辞めて更新するときにしていない。

それで、家に行ったら、納付のやつが何年分、自分もそのときに――要は健康保険を使っていないけん、つくりにも行っていないというので、何年間分かずと滞納で、税金の納付書だけ行っている部分とかもあったんですよ。そういう方っているのか、いないのか、どれぐらいいるのかなっていう部分。

古賀友子国保年金課長

社保をやめられて、国保は手続をしていただかないと、資格がありませんので、手続をされていなくて保険証を持っていらっしゃらない方が、国保か何なのかうちは全然把握していませんので、国保税の請求も行くことはないと思っております。(発言する者あり)

社保をやめられて、国保に入りますという手続をされないと、うちはその方が、仕事を辞められたのか、例えば仕事を辞められたけど誰かの扶養に入ったのかとかということは把握できませんので、国保の資格のある人にしか税の納付書はお送りしませんので、国保の手続もしていなくて国保の保険証も渡していないのに税だけ賦課するということはないです。

池田利幸委員

分かりました。

そうしたらそういうパターンはないという、基本的にはあり得ない。

今、滞納というか、この不納欠損とかの分は払えないとかいう、いろんな理由で徴収も純粋にできなかった分の金額だけが不納欠損として出てきているっていう判断でいいんですかね。

古賀友子国保年金課長

ほとんどそうだと思いますので、一部で国保から社保に移るときにも国保を喪失するという手続をしていただかないと国保は喪失しませんので、そういう方たちには、国保の喪失ということになっておりませんので、ずっと納付書が行っている。社保なのに国保の身分もあるので、国保の納付書が行っている可能性もあります。

けれども、その方たちにつきましては、年金の資料でこの人、社保になっているじゃないかっていうような情報が年金事務所のほうから来ますので、あなたは今、社保に入っていないっていませんかかっていうのを毎月拾い出して、その方にお手紙を出して御返事がなかったら、事業所にまでもこの方は社保じゃないですかかっていうことで追及をして、適切な資格管理ができるようにはしております。

ですから、手続をしていただくのが一番いいんですけども、いただかない方に、社保に入られた方につきましては、そういう対応をしておりますけど、社保をやめられて国保に入られる方は、もうどうしても手続していただかないとこちらのほうで把握できないのでということもあります。(発言する者あり)

江副康成委員長

よかですかね。

樋口伸一郎委員

不納欠損額で私もお尋ねなんですけど。

この四千万強ぐらいありますけど、言ってしまえば時効というか、もう取れない金額になってしまうということで、今回の収入未済額3億円の中で、10%超の不納欠損ってというような表れ方ですけど、単年度で見たときは、本来取らないかんと言ったら表現がおかしいですけど、収入として上がってくる金額に対して、今年度だけの不納欠損の割合ってどのくらいになるんですか。

不納欠損ってずっと積もり積もった部分があるっちゃうことでしょう。そこを教えてほしいんですけど。(発言する者多数あり)

江副康成委員長

今から答えますんで。

待ちましょう。(「不納欠損は何年の分が消える」と呼ぶ者あり)

古賀友子国保年金課長

不納欠損の時効は5年が時効となっています。

樋口伸一郎委員

5年は分かるんですけど、これ単純に5で割ると、1年間でたまっていっているぐらいの不納欠損というような考え方でいいんですかね。ちょっと簡単に。

古賀友子国保年金課長

不納欠損の4,200万円のうち、5年の時効というのが約2,000万円で、残りは財産でありますとか、もう所在が不明とか、あと生活困窮ということになっておりますので、半分ぐらいが時効で、半分ぐらいがそういった理由かなと。

樋口伸一郎委員

そうしたら、この不納欠損の、金額とかまで細かいところまで要りませんので、これずっと数年前から見たときに不納欠損額自体は減っている、増えている、横ばいってというのはどうですか。決算時期で見て。

古賀友子国保年金課長

昨年と比べましたら、2,000万円ほど減っております。

樋口伸一郎委員

分かりました。

この不納欠損額自体は減っていく、この数が減っていくに越したことはないと思うので。

これ、ここが一番最初に出てきたのでここで聞いていますけど、後々、後期高齢医療保険料とか、市税ですよね。

もう全般的に多分不納欠損って出てくると思うんで、この徴収するための促進じゃないですけど、できるだけこの不納欠損が出らんための収入につなげるための取組とか、これがここでどのようにして行われているかっていうよりも、国民健康保険税として収入をより得るための取組と後期高齢保険料の取組と市税の取組って統一しているんですか。

ここはここでの考え方で、収入をできるだけ多く増やそうとか、そこが統一しとるかというを知りたいんですよ。

鳥栖市として不納欠損を増やさんための取組は全部横断的に共通しておるのかっていう。

橋本有功市民環境部長

税務の関係になりますので、なかなか国保のほうでお答えがしにくいこともございますので、私のほうからですけれども。

当然、市税、個人の市民税ですとか固定資産税、それらも不納欠損であったり、収入未済があるわけで、税務課としては、国保税も合わせて徴収いたしておりますので、そのやり方というか、先ほど言われた後期高齢の料金も含めて徴収しますんで、一緒でございます。

現在、税務課のほうで滞納整理のシステムを導入いたしまして、なるべく早い時期に滞納がたまらないようにシステムによって、帳票を出して、個人さんのほうに御連絡差し上げて、納税の相談を早目にするというところで、たまらない中で、現年度も当然、今年の方もかかっておりますんで、過年度がそういう状況に少しでも陥らないような形では対応しておると

いうことでございます。

先ほど申し上げましたように不納欠損については、その状況に応じて、所在がもういらっしやらないとか、生活困窮であるとかというところを判断いたした上で、これはもう取ることができないという判断の下に対応する。

ただ、それがあまり極端になりますと、それこそ税の公平性、公正性にもつながってまいりますので、その判断は税務課のほうで、滞納の部分と併せて、あまり厳しくもできませんけれども、その辺も勘案しながら実施しているというところです。(発言する者あり)

江副康成委員長

暫時休憩します。

午前10時37分休憩



午前10時38分開会

江副康成委員長

再開します。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

そしたら最後の確認ですけど、この不納欠損を減らすためと言ったらいかんですけど、言われたように、もう所在不明の方とか、お亡くなりになった方っていうのはもうどうしようもないところも出てくると思うので、今後の取組について聞きたいのが、今までのやり方に加えて、また今年度以降はこういうふうな取組をしつつ、不納欠損を減らすために努力していこうとかいう考えがあれば教えていただきたいんですけども。

もしなければないで、何か突発的にやろうと思っても相手がいらない方とかに対しては、できることもできんかなと思うので、その辺り率直に今後の考え方について教えていただければありがたいです。

橋本有功市民環境部長

先ほど申し上げましたように、やはり早目の対応が一番効果があると思っておりますし、現年度の税金に滞納があるということであれば、やはり早目に督促状であるとか、そういう催促の御連絡を差し上げて、たまらないうちに対応していくと。

もしそれでもたまる方については、それこそ生活相談ですとか、フロアの中には、福祉の関係の部署もございますので、もし無職となって、そういう納税ができない生活状況であれば、そういうお仕事の御紹介とかも含めて、そちらにつなぐとかということも必要だろうと思っております。

やはりやることとしては、真新しいことというよりも、今あることについてを、例えば制度の周知も含めて、皆様方に御相談していただけるような状況をつくり出しておくということも必要ですし、先ほど申し上げましたように福祉との連携、ハローワークとの連携等々も必要であろうとは思っております。

竹下繁己委員

273、274ページの徴税費ですね。

徴税費のところの通信運搬費が異様にというか、4分の1ほど不用額が出とるんですけれども、この理由は何でしょうか。

古賀友子国保年金課長

この通信運搬費につきましては、税務課のほうで、督促とかそういうものを送っている費用ですので、それがかからなかったということではないかと思えます。

竹下繁己委員

予算立てしたけれども、予算立てしたときに思っていた人数よりも少なかったということで、年々未納者というんですかね、滞納者とか、そういう数は減ってきているんですか、それとも増えてきているんですか。

詳しい数字は要りません。

古賀友子国保年金課長

うちのほうでは、保険証を交付いたしますときに滞納がある方、ない方っていうのを把握しているんですけど、短期証とか資格者証を送ったときにやっぱり払おうと思われて払われる方とかいらっしゃいますので、感覚的には横ばいかなあというような、額は別といたしまして、人数としては横ばいかなっていうような、すいません、具体的な数字を持ってきておりませんが。

竹下繁己委員

通信費って、払ってくださいとか督促状も税務課で発行するものっていう説明やったじゃないですか。

それが思ったよりも送らなくて済んだっていう話だったんで、予算立てしたときはこのくらいの人数だと思っていたけど、滞納者が少なくなりましたっていう判断はできないっていうことですかね。(発言する者あり)

江副康成委員長

時間かかりそうだったら休憩求めていいですよ。

橋本有功市民環境部長

役務費の支払い内容については今申し上げたとおりでございまして、350万円程度の予算から100万円程度安くなっているというところで、後納郵便料ということで、月大体20万円平均で郵便料を出して、国保の関係の部分を行っております。

しかしながら、税務課の担任する業務なので、なかなか先ほど申し上げましたように、国保のほうで答えられない部分もございませうけれども、全体として先ほど申し上げましたように、税務課のほうで、市税含めて国保、後期合わせて担当しておりますので、その中で、国保に関する部分については当初見込みよりも減ってきておるというところで、それが納税の部分と連動しておるのかというのは、そこら辺なかなか見えない部分ではございますので、そういうお答えしかできませんが、御理解いただければと思っております。

成富牧男委員

259と260ページ、さっきから話題になっているところですけど、収入未済額が3億6,391万6,892円。これはその同じページの調定額、本来これだけ保険税を課した額ですよ、調定額。だから100%入ればこの調定額の分入るということでしょう。

そうすると、結局は入るべき金額の2割ぐらいが滞納になっているっちゃうこと。

その前に収入未済額というのはもう翌年度への滞納分と見ていいんですか。

単純な質問。翌年度滞納のほうに回るんですか、この3億6,300万円というのは。(発言する者あり)

令和元年度の中ではできなかつた分ということでいいんですか。ざっくりでいいですよ。

(発言する者多数あり)

古賀友子国保年金課長

全てが来年度の滞納に回るというか、5月までの納期までに入ってこなかつた分という理解でおります。

橋本有功市民環境部長

今調定額が18億3,700万円程度ございまして、この調定の内訳が現年課税分が14億5,000万円、滞納の繰越分が3億8,000万円程度ございます。

実際に収入できた分が現年度が14億5,000万円のうち13億5,000万円。滞納分が3億8,500万円のうち7,300万円ということで、実際合わせました収入済額が14億3,000万円程度になっておるということで、ですから収入未済については、滞納として残っていくということになっております。

成富牧男委員

結局、私いつも言っていますが、国民健康保険税を納めている人たちは、一言で言うと低所得者の方が多い。

さっきから出ている滞納をしている人の中には、やっぱり2通りあって、払いたくても払えない人たちと、払えるのに払わん人。

やっぱ2通りあると思うんですけど、そういう理解でいいですか。そういう人もおると。

橋本有功市民環境部長

国民健康保険も住民税も、基本的には均等割、平等割ございますけれども、所得割があって、前年の所得に対しての課税という形になっておりますので、継続してそういう収入があれば、納めることができるという考え方のもとに課税がなされていると思っております。

ただ、現年の生活状況というか、仕事の状況によっては、そういうことができなくなった状態に陥ってしまったとかいうこともあり得ると思います。

その辺は先ほども、納税の相談とかという中で現状を踏まえながら、今お話あったように、払える状況なのか、それとも払うことができない状況なのかを判断して適切に対応してまいりたいと考えております。

成富牧男委員

そういうことですね。払いたくても払えない人と、払わない人とおると。

それとこれは国保の構造的な問題だと思いますけど、特に今回、令和元年度で見ると、当初予算から3,700万円減額補正してありますよね。

それで、これの主な理由と、それから当然絡むんでしょうけど、261、262ページでいうと保険給付費で見ると補正で5億6,657万円減額補正したにもかかわらず、さらに不用額が出ておるわけですよね、7,700万円。

ここら辺の理由を教えてください。

古賀友子国保年金課長

まず税の補正につきましてはですけども、当初予算を組むときに、歳出、もちろん幾ら税が入ってくるっていう計算はいたしますけれども、歳出のほうも使うか、使わないか分からないような予備費とかも含んでおりますので、その分で、当初で組んでおりましたけれども、だんだん3月に決算をするときに、不要であるというようなところで減らした分とかにつきまして、税で合わせてきたと、予算を合わせてきたというところがございます。

それと保険給付費につきましては、令和元年度の予算編成は平成30年の11月ぐらいから始まりますけれども、平成29年の医療費がかなり鳥栖市は高くなっておりまして、平成30年度は低くなって来つつあったんですが、後半がまた伸びてき始めたときに予算編成がありまし

たので、ちょっと多めというか、この調子で行ったら、平成29年度みたいになったら怖いなというのがありましたので、保険給付につきましては、それで予算を組んでおりました。

それが令和元年度は、県内でも上から14番目、私が知っている限りでは初めて県平均を下回るというような1人当たりの医療費になりましたので、途中でも補正をかけましたけれども、さらに不用額も出てしまったというような状況となっております。

成富牧男委員

いや、何でなったかなあって、例えばもう年度末ぐらいやったら、コロナの問題とか、そういうのはなかったのかな。

それとか、ついでに言います。

その絡みで、令和2年度に医療費と受診率とかの関係、コロナ絡みがかなり出てきているんじゃないかという問題意識で尋ねているんですけど、そのこのところ。

それが来年っちゅうたらこんな感じになってくるでしょう。皆さんの所得は多分、コロナ絡みで低くなる可能性もありますよね。そうしたら、保険税もあんまり収入は見込めんような形になっていく。

一方で、だけど特に今年度でしょうけど、医療費も受診率が下がればちょっと下がって、そこら辺のお見合いというか、そこら辺はどういうふうに考えてあるのか。

これから来年に向けての現時点での考え方、ざっくりいいですからお願いします。

古賀友子国保年金課長

令和元年度の保険給付費につきましては、高額については別になりますけれども、保険給付費、療養給付費につきましては、令和2年2月診療分までの支払いとなっておりますので、コロナの影響はそれほどなかったのかなと思っております。

ただ、コロナになりまして、その受診控えといいますか、そういうことがありまして、医療機関での受診が減っているというふうな報道もありましたので、鳥栖市の保険給付費も減るのかなと思っておりましたけれども、令和2年3月の保険給付費につきましては、突出して伸びているような状況でございました。

確かに4月、5月の受診件数などが減っておりますので、それで保険給付費も減っておりますが、今まで5か月分支払いをしておりますけれども、平均いたしますと、昨年度の平均をやや上回っているのではないかなというような状況で、被保険者が減っている中に、そういうことですので、ちょっと保険給付費が減るっていう、今のところ減っている状況ではないということになっております。

確かに今後どうなっていくか分かりませんが、保険給付費については、単年度で考えますと、県からの普通交付金で賄いますので、そこで、保険給付費が増えたからといって

赤字になるということはもう今の制度ではないですけれども。

ただ、税のほうは確かに減免とかがありまして、減免を出されている方は減免を出された分国からお金がもらえますので、その分はいいんですけれども、減免を出されていなくて払っていない方が多いのかなと思ひまして、収納率を調べてみたんですけれども、前年の8月末までと今年の8月までを比べると今年のほうが収納率が上がっておりますので、ちょっと収納率も——払えないっていう人、払えないという人は減免を出していただいて、払える方にはちゃんと払っていただいているのかなと思っております。

今年度については何とかなるのかなと思っておりますけれども、確かに言われるように、所得が減っておりますので、所得に対しての税率、税額となりますので、そこにつきましては、標準保険税率を県が選定するとき、県全体で所得が減っていると思ひますので、県のほうの余剰金といいますか、今基金にあるお金を、国保の特会のほうに出していただくっていうことをしていただかなければ、かなりな国保税の負担になると思ひます。

来年、令和3年度がちょっと怖いと思ひますけれども、これから標準保険税率の算定とかも行われていきますので、県と県内市町とも協議しながら決まっていくと思ひますので、できるだけ被保険者の方に負担がかからないような対応等をしていきたいと思っております。

成富牧男委員

要は先ほど言われたのは、具体的に言うと、令和2年分、1月から12月分の収入、所得が保険税に影響してくるというふうに見えていいんでしょう。そういう話ですよ。

江副康成委員長

よろしいですね。

ほかにないですか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。



議案乙第28号令和元年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について

江副康成委員長

次に議案乙第28号令和元年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古賀友子国保年金課長

ただいま議題となっております議案乙第28号令和元年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定についての主なものにつきまして決算書により説明申し上げます。

決算書291、292ページをお願いいたします。

まず歳入につきまして説明申し上げます。

款1 後期高齢者医療保険料につきましては、歳入総額の76.2%を占めております。

前年度と比較いたしまして2,047万8,762円、3.14%の増となっております。

目1 特別徴収保険料につきましては、年金受給者からの年金天引きによる保険料収納額でございます。

目2 普通徴収保険料につきましては、納付書または口座振替による保険料収入額でございます。

款3 市繰入金、項1 一般会計繰入金のうち、備考の事務費繰入金につきましては、後期高齢者医療事務に要する経費及び佐賀県後期高齢者医療広域連合への共通経費負担金分を繰り入れたものでございます。

保険基盤安定繰入金につきましては、保険料の軽減分について、県4分の3、市4分の1の負担割合で補填いたします後期高齢者医療保険基盤安定負担金分を繰り入れたものでございます。

款4 繰越金につきましては、平成30年度決算が歳入総額8億6,536万3,318円、歳出総額8億4,687万6,409円となり、歳入、歳出差し引き額が1,848万6,909円の黒字決算となりましたので、同額を令和元年度予算繰越金として計上したものでございます。

歳入についての説明は以上でございます。

295、296ページをお願いいたします。

次に歳出につきまして説明申し上げます。

ページの中ほどになります。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金が、歳出総額の99.7%を占めておりまして、平成30年度と比較いたしまして3,395万4,668円、4.4%の増となっております。

この納付金につきましては、市が徴収いたしました後期高齢者医療保険料などのほか、歳入の一般会計繰入金で説明いたしました広域連合に対する共通経費負担金及び低所得者の方の保険料軽減を補填する保険基盤安定負担金などを高齢者医療広域連合に納付したものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

まず、款1市税につきましては、収入済額133億6,601万4,532円で、平成30年度決算と比較し3億4,334万1,338円の増収となっております。

個別の税目について御説明いたします。

まず、項1市民税、目1個人、節1現年課税分の収入済額は36億2,592万8,398円。

節2滞納繰越分の収入済額は3,655万643円。

目2法人の節1現年課税分の収入済額は19億2,715万1,200円。

節2滞納繰越分の収入済額は56万7,600円となっております。

次に、項2固定資産税、目1固定資産税の節1現年課税分の収入済額は62億6,944万6,581円。

節2滞納繰越分の収入済額は2,801万1,040円となっております。

目2国有財産等所在市町村交付金につきましては、鳥栖市に国、県が所有する固定資産に対して交付される交付金で、収入済額1,497万5,600円となっております。

次に、項3軽自動車税、目1軽自動車税の現年課税分の収入済額1億9,564万7,600円。

節2滞納繰越分の収入済額304万6,386円となっており、令和元年度より創設されました環境性能割につきましては、155万6,900円となっております。

項4市たばこ税、目1市たばこ税につきましては、収入済額6億429万2,750円となっております。

項5都市計画税、目1都市計画税の節1現年課税分の収入済額6億5,143万4,323円。

節2滞納繰越分291万1,461円となっております。

項6入湯税、目1入湯税につきましては、449万4,050円の収入済額となっております。

以上、現年課税分の収入済額は132億9,492万7,402円。

収納率は99.46%となっており、滞納繰越分の収入済額は7,108万7,130円で、収納率は23.43%となっております。

55ページ、56ページをお願いします。

款15使用料及び手数料、項2手数料、目1総務手数料の節2徴税手数料につきましては、備考欄に記載のとおり、督促手数料、納税所得証明手数料、評価証明手数料でございます。

71、72ページをお願いいたします。

72ページの備考欄の下から2つ目になります。

項3委託金、目1総務費県委託金、節2徴税費委託金につきましては、市県民税の納税義務者1人当たり3,000円を県より受け入れた県民税徴収委託金でございます。

77、78ページをお願いいたします。

款20繰入金、項2特別会計繰入金、目1国民健康保険特別会計繰入金、節1国民健康保険

特別会計繰入金、314万7,098円のうち、197万6,810円が徴税に要する経費として税務課に繰り入れた額でございます。

79、80ページをお願いいたします。

款22諸収入、項1延滞金加算金及び過料、目1延滞金、節1延滞金につきましては、納税遅延による延滞金を徴収したものでございます。

以上、歳入の部の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の御説明をいたします。

117、118ページをお願いいたします。

款2総務費、項2徴税費、目1税務総務費の節2給料から節4共済費につきましては、税務課職員30名中28名分の人件費でございます。

なお、残り2名につきましては、国民健康保険特別会計からの支出となっております。

次に、目2賦課徴収費の節1報酬につきましては、徴収担当職員に対する高額、困難な事案に対する滞納整理に関する指導員報酬でございます。

節7賃金につきましては、窓口繁忙期、確定申告、当初賦課に対する事務補助、臨時職員の賃金でございます。

節11需用費につきましては、諸証明用偽造防止用紙など、税務事務に要する消耗品、市県民税特別徴収の処理などの印刷製本費、その他地方税や確定申告に関する追録代、図書購読料でございます。

節12役務費につきましては、納税通知書、督促状等の発送に要する通信運搬費、コンビニ収納事務手数料、クレジット収納手数料や滞納に係る預貯金調査の手数料でございます。

続きまして、117、118ページの下段から119、120ページの上段にかけて記載しております節13委託料につきましては、申告、課税、滞納整理に要するシステムの保守委託料、土地を適正に評価するための固定資産評価業務委託料、また、3年ごとの評価替えに対応するため、土地、建物の現況把握に用いる航空写真撮影委託業務などでございます。

節14使用料及び賃借料につきましては、滞納整理システム借上料、電子申告の支援サービス使用料などでございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、鳥栖地区たばこ販売対策協議会、地方税電子化協議会、その他各種協議会への負担金でございます。

節23償還金、利子及び割引料につきましては、法人市民税の確定申告に伴う還付金や市県民税、固定資産税など税更正に伴う還付金でございます。

還付金につきましては、法人の確定申告による還付が増加していたことから、昨年度11月に1,089万8,000円を予備費から充用させていただき、さらに12月議会において1,300万円を増

額補正させていただいておりましたが、年末から年明けにかかりますコロナウイルス感染症の影響等により、法人税の申告延長措置などがございました結果、決算額が6,275万8,518円という結果になっております。

以上、駆け足でございますが、税務課関係部分の決算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

江副康成委員長

執行部より説明が終わりました。

これより質疑を行います。

藤田昌隆委員

45ページ、固定資産税の分で、62億7,400万円。大幅にアップしているんですが、大幅なアップの理由とこれに法人の分は入っているわけ。

そこだけ、まず。(発言する者あり)

江副康成委員長

暫時休憩します。

午前11時21分休憩



午前11時21分開会

江副康成委員長

再開します。

有馬健次税務課固定資産税係長

固定資産税に関して、収入に関してのお答えになりますけれども、藤木町商工団地の化学工場であるとか、西新町の大型物流倉庫、この辺の増床等がございまして、固定資産税の税収を押し上げる結果となっております。

以上です。

藤田昌隆委員

ということは法人だけ。

一般市民の人口増によってアップになったとか、あと固定資産税を評価する人、三千何百万円払っているけど、その人たちの評価が非常に高いのか。そこは関係ありますか。固定資

産税を評価する人を変えたとか、増やしたとか、その辺はある？

有馬健次税務課固定資産税係長

評価のメンバー等については変わりはありません。

江副康成委員長

それとよかですか、個人のほうのお答えは。(発言する者あり)

そこまではどうぞ。

有馬健次税務課固定資産税係長

個人の住宅の伸び等々については、例年同様、顕著な伸びを示しております。

まだコロナの前でございますので、増加傾向にございまして、それに加えて、大型物流倉庫等の増床分が結果的に上乘せになっているような形でございます。

藤田昌隆委員

ということは、企業誘致でたった二、三社で三億幾らアップになるわけですよ。

そういうことですよ。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

昨年度ですけれども、当初予算で59億円ほど計上しておりましたが、その後、土地の動き、建物の新築等々ありまして、途中12月で、2億9,000万円、3月補正で2,200万円の増額補正をさせていただいております。

と申しますのが、平成30年度と単純比較をいたしまして、納税義務者が、土地につきましては160名、家屋については237名増、逆に償却資産は44名納税義務者減っていつてますけれども、トータルで357名納税義務者は増えています。

ということは、建物が単純に増えたということがまず1つ。

それから、調定推移も令和元年と平成30年度を比較しますと、土地が760万円ほど、家屋につきましては1億2,000万円ほど、償却資産につきましても1億6,000万ほど調定も増えています。

ということで、評価委員さんの話もちろん藤田議員がおっしゃられる部分の影響もゼロとは言いません。

基本的に土地とか建物とか、その中で顕著に増えている部分につきまして先ほどうちの有馬のほう、例えば、商工団地にある会社の増築があった部分、それから西新町ですね、あそこの工場の増床があったと思います。

ざっくり申し上げると、1軒の中で金額が顕著に増えているので、その話をさせていただきましたが、全体としても、増えている結果、こういうことで昨年度と比べまして、大幅とまでいきませんが、収入が増えているという結果でございます。

以上でございます。

藤田昌隆委員

了解しました。

樋口伸一郎委員

120ページをお願いします。

市税還付金について質問です。

先ほど説明の中でも、予備費から、2回でしたかね、補正で充用しながら、決算ということまで至ったということで御説明いただいたんですけど、途中、法人税の還付金の絡みとかでの補正とかあったんですけど、肝心の法人さんとの絡みじゃないですけど、結果、法人さんにはその還付金のやり取りはうまくいった形でこの決算を迎えたということではないんですか。途中の経緯ですけど。

槇浩喜税務課長補佐兼市民税係長

特に法人市民税ですけれども、歳出金還付、当初4,700万円の予算から、予備費のほうで約1,080万円、最後に12月で1,300万円ほど補正をさせていただいております。

これは、法人のほうの申告に基づいて、当初、基本的には中間申告ということで、先に入れてあって、確定した段階で減った場合には返してくださいよということで、それに基づいて、お返しをさせていただいております。

その後については、法人と連絡を取り合いながら適切に還付をいたしております。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

確認はできました。

これ法人、途中、補正の段階で質問とか確認をさせてもらったんですけど、あくまでも法人自体が下降気味というか、利益が少なくなったということからじゃなくて、いろいろグローバルにやっているところとかの絡みもあって、途中で還付金が必要になったということで、補正の段階では確認させてもらっているんですけど、括弧で予備費から充用って書いてありますけど、これは今年度の決算っていうか、実績をベースに令和2年度に関しては、こういうのがないように進めているということではないですか。

槇浩喜税務課長補佐兼市民税係長

本年度の予算につきましては、昨年度の状況に対応しまして、昨年当初4,700万円の予算でしたけれども、今年度については6,000万円の当初予算をつけていただいて、それに対応したいと思っております。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

じゃあ、この件については以上で、もう一点あるんですけど、決算書のほうは使わなくていいんですけど、冒頭に滞納金額の収納率でしたかね、23%ぐらいということで御説明あったんですけど。

本来頂かないかん市税としては99.何%ですけど、肝心の滞納金額になった部分の二十数%ですかね、ここの傾向っていうのは、令和元年度の決算においては例年と比べてどうやったのかっていうのを教えてほしいんですけど。

細かい金額までは要らないので、詳しく教えてください。

豊増裕規税務課長補佐兼管理収納係長

市税につきましては、滞納繰越っていうのは二十数%で、ここ5年推移しております。

どうしても分母の部分が、非常にまだ大きく残っていて、今年度2億5,000万円程度。

やっとな数的にも、うちのスタッフが細部まで目が届くところまで来たのかなという程度だと思ってもらって結構です。

ですから、二十数%確保しながら、後はいかにいい数字を上げていくか。

一方で、お困りの皆さんもいらっしゃるものですから、その辺りは執行停止も含めて対応していくことになると思います。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

今御答弁にもあったとおり、その二十数%を極力維持しながら、無理しすぎて悪化する可能性もあるので、現状を見つつ横ばいから向上させていけるように、またつなげていただきたいと思います。

以上です。終わります。

池田利幸委員

ありがとうございます。

決算書の中の話っていうか、三橋次長の御説明の最後のあたりで法人税とかに関しては、コロナの影響でっていう部分。

今年の3月末の時点でそのときには国からの税金の減免っていうか、期間延長とか、確定申告も伸びているっていう部分で、その辺、税務課として何か影響っていうのは、どういうふうに出ているのかなと思ひまして、すいません、ざくっとになってしまうんですけど、お

伺います。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

今年4月に緊急事態宣言等々が出て、日本もいろいろ厳しい状況になっていると思います。

それで資料ではないんですけども、いわゆる市税の徴収猶予、これができるようになったということで、8月末までの数字でございますが、113件申請があつておりました、当然、申請があつたものについては、基本、納税猶予をしております——徴収猶予といいますか、その金額が、ざっくり5,000万円ほど8月末、出ております。

これは、先ほどの委員会のほうで議論としては終わったと思うんですが、国民健康保険につきましても減免の申請とかが多数出ておりました、ざっくり100件、金額で2,000万円ほど増えています。

減免なので、純粹なところでは1,800万円ほどですけども、そういうことで、今申し上げたとおり、徴収猶予とか減免とかをやっておりますので、当然、今年度の予算は当初で上げていますけれども、これがもうどんどん時間が過ぎていくにつれ、ボディーブローのようにかかってくると思います。

決算委員会の中でこういうことを言うのは大変失礼ですけども、世の中が、物すごく状況が変わつておりました、例えば、今年度の4月から6月までのGDPマイナス7.9%ということ、年率換算すると28%。

当然、これは国のGDP、国内総生産ですから、鳥栖市にも影響あると思います。こちら辺が、じゃあ今の予算をどういうふうに扱っていくのかというふうな御心配の部分だと思いますけれども。

目の前に12月補正が再来月ございますし、年が明けたら3月ということで、決算のときにこの現年度予算の話で大変恐縮でございますが、当然、周りの状況とか、実際の鳥栖市の状況を勘案しながら、その都度また御相談をさせていただければというふうに考えております。

確実にどうなるという確証はないんですが、ただ普通に考えれば状況は悪くなるというふうに思っているのかなと思っております。

それに対して、税務課としてどう対応していくのかということで、整理ができましたらまた御相談させていただきますので、その際はよろしく願いいたします。

江副康成委員長

この件は詳しく教えてもらったから、もういいですね。（「いいです」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

決算書の5ページ、6ページ、一般会計の歳入の市税のところですね。

その一番右に予算現額と収入済額との比較ということで、全体では1億8,000円ぐらいで

すけど、その下の市民税の分だけで1億3,569万7,811円となっていますよね。

これ多分、理由があると思うので、この予算現額にこの収入済額が反映できなかったというか、補正増に反映できなかった理由についてお尋ねをします。

豊増裕規税務課長補佐兼管理収納係長

市民税に限らずですけれども、御存じのとおり、通常当初予算というのは前年度の11月に立案しますので、その時点で調定が正確に読めないというのは事実としてあります。

収入率につきましても、前年度実績をそのまま当初予算の仮の調定にかけるわけではなくやや落としぎみに当初予算を組んでおります。理由は、要は歳入超過を避けるためです。

これを踏まえて、以前当委員会でも御指摘、御意見いただきまして、12月補正、つまり10月段階で現年度分の調定に99%とまではいきませんが、近い数字の収入率を見込んで、おおむねこの辺はいけるだろうということで12月補正で最終的に補正を組む中でその年度の収入を見込んでいるところです。

その後の3か月ってというのは非常に分からない状況も来ますので、数千万円、あるいは場合によっては億の違いってというのは現時点で生じている現状です。

成富牧男委員

一般論でそういうことだと思いますが、前の説明では法人市民税の絡みが大きいというふうな話も、大口が、前はBSがどうのこうのっちゅう話もあったと思いますけど。

特に法人の動向が読めないっちゅうか、それこそ逆に過大に見積もったらいかんとかそういうところでしょう。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

今、うちの豊増のほうからの説明がありましたが、例えば最初お尋ねいただいた個人住民税でいきますと、昨年度当初予算を組ませていただいた後、12月の補正で9,200万円。

それから、3月の補正で3,000万円、それぞれ増額補正をさせていただいております。

これは言い訳になる部分もあるかもしれませんが、12月補正で御議論いただく場合、その数字というのはもう10月には出しております。その結果、12月補正で9,200万円増額させていただいた。

その後動向見ますと、やはり増えそうだということで年が明けまして3月補正ということで、3,000万円増加させていただいたということで、これは言い訳にしかならないと思うんですけど、計上させていただいている時点で、状況を読んで上げてはいるんですが、ただ歳入の部分でございますので、楽観的な予算というのがなかなか、じゃあどこまでというのはもう財政課とも協議をしながらさせていただいておりますので、どうしても差が出てくると。

その中で、当然、個人市民税については、当初の賦課もちろんですけれども、随時課税部

午前11時43分開会

江副康成委員長

再開いたします。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

環境対策課

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について

江副康成委員長

次に、議案乙第26号の環境対策課関係分の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

ただいま議題となりました議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定に係る環境対策課分の主なものについて御説明いたします。

歳入歳出決算書の53、54ページのほうをお願いします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目3衛生使用料、節2環境衛生使用料の斎場使用料につきましては、令和元年度の斎場利用者件数719件のうち、市外利用者の46件分の斎場使用料でございます。

次に、57ページ、58ページのほうをお願いします。

目2衛生手数料、節2環境衛生手数料につきましては、狂犬病予防注射の注射済票や新規登録の鑑札の交付手数料などがございます。

節3衛生手数料のうち、ごみ処理手数料につきましては、指定ごみ袋の販売実績による手数料でございます。

また、廃棄物処理依頼手数料は、2トントラックによる粗大ごみ等の臨時収集及び小動物死骸の一般持ち込みに係る処理手数料でございます。

続きまして、61ページ、62ページのほうをお願いします。

款16国庫支出金、項1国庫負担金、目3衛生費国庫補助金、節2衛生費国庫補助金の災害等廃棄物処理事業費補助金は、令和元年7月の豪雨により、家屋の床上浸水等で発生しました一般廃棄物の処理に係る補助金で補助率が2分の1となっております。

続きまして、67ページ、68ページをお願いします。

款17県支出金、項1県補助金、目3衛生費県補助金、節2衛生費県補助金の不法投棄防止対策等支援事業費補助金は、不法投棄に関して、不法投棄物の撤去や、監視事業、啓発事業に対する県補助金で、補助率が10分の10となっております。

次に73ページ、74ページのほうをお願いします。

款18財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地貸付収入のうち、廃棄物処理施設敷地につきましては、轟木町の不燃物処理場跡地約4,700平方メートルを有限会社鳥栖環境開発総合センターへ貸し付けている土地の賃料でございます。

次に77ページ、78ページのほうをお願いします。

款20繰入金、項1基金繰入金、目5地域環境整備基金繰入金、節1地域環境整備基金繰入金につきましては、地域環境整備基金の一部について、地域環境整備のための事業の財源として一般会計に繰り入れたものでございます。

次に85ページ、86ページのほうをお願いします。

衛生雑入のうち、指定ごみ袋広告収入につきましては、指定ごみ袋の本体及び帯封の広告枠の掲載料でございます。1件20万円の4社分となっております。

鳥栖・三養基西部環境施設組合雑入につきましては、本市から同組合へ派遣している職員の人件費を受け入れたものでございます。

次の佐賀県東部環境施設組合雑入につきましては、当市から同組合へ派遣している同じく職員の人件費を受け入れたものでございます。

次の87、88ページをお願いします。

平成30年度鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金返還金につきましては、平成30年度分の同組合負担金のうち、精算に伴い発生した返還金でございます。

次に、平成30年佐賀県東部環境施設組合負担金返還金につきましては、同じく平成30年度分の同組合負担金のうち、精算に伴い発生した返還金でございます。

その次の次期ごみ処理施設建設協力金につきましては、次期ごみ処理施設設置に伴う建設協力金で、佐賀県東部環境施設組合より支払われたものでございます。

次に93、94ページのほうをお願いします。

款23市債、項1市債、目7災害復旧債、節4衛生費災害復旧債、平成30年度発生災害復旧債につきましては、平成30年7月の豪雨により、鳥栖斎場敷地の入り口付近ののり面が崩落したため、ブロック積みを行うための財源としたものでございます。

以上が歳入についての説明となります。

続きまして、歳出に移りたいと思います。

少し飛びまして157ページ、158ページのほうをお願いします。

款4衛生費、項2環境衛生費、目1環境衛生費からとなります。

次の159、160ページをお願いします。

節13委託料のうち、残土処理委託料は、各町区の側溝等の清掃作業で発生しましたしゅんせつ残土の収集運搬に係る委託料でございます。

その下、衛生処理場敷地土壤調査委託料につきましては、次期ごみ処理施設整備事業により建設予定地であった衛生処理場敷地の土壤調査を佐賀県東部環境施設組合が土壤調査を行ったときに土壤の一部から埋設物及び環境基準値を超える物質が確認されたことから、令和元年度から鳥栖市が2年度かけて詳細な状況を確認するために調査を実施しているものでございます。

なお、不用額につきましては、衛生処理場敷地土壤調査において、調査の結果、想定した土質よりも、採掘単価が安価である粘土質が厚かったことや、分析検体数が少なかったことにより、設計金額の変更が生じたためのものでございます。

続きまして、目2斎場費でございます。

節11需用費のうち主なものといたしましては、燃料費と光熱水費は、火葬に要した灯油や電気料でございます。

また、修繕料につきましては、火葬炉設備や空調機器などの修繕に用いたものでございます。

次に節13委託料のうち、施設運營業務委託料につきましては、火葬炉の運転や受付業務など施設の管理運営に関する委託料で、令和元年9月までは株式会社JAセレモニーさが、10月からは有限会社筑紫環境サービスと3年間の長期継続契約を行っております。

また、施設管理委託料につきましては、斎場の火葬炉や電気設備などの保守点検業務、草刈り業務や斎場の延命化を図るため、令和2年度に外壁等改修工事を行うための調査設計業務等でございます。

節15工事請負費の営繕工事費につきましては、焼却炉内の耐火物や焼却装置などの改修、新火葬台車作成工事などを伴うものでございます。

また、浚渫土置場整備等工事費につきましては、各町区の側溝等の清掃活動により発生したしゅんせつ土置場の整備工事でございます。

なお、この不用額につきましては、浚渫土置場整備工事の入札等による残額でございます。

続きまして、項3清掃費、目1清掃総務費、ページをめくりまして、161、162ページの節2給料から節4共済費までは環境対策課職員14名分と、鳥栖・三養基西部環境施設組合及び佐賀県東部施設組合への派遣職員4名分の人件費でございます。

次に、節19負担金、補助及び交付金のうち、鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金につきましては、現在稼働しておりますみやき町のごみ処理施設の管理運営費などに対する負担金でございます。

次の佐賀県東部環境施設組合負担金につきましては、次期ごみ処理施設建設に係る負担金でございます。

次に節25積立金の地域環境整備基金積立金につきましては、歳入で御説明いたしました令和元年度分の次期ごみ処理施設建設協力金1億円を全額地域環境整備基金へ積み立てるものでございます。

次に目2塵芥処理費、節11需用費のうち、消耗品につきましては、指定ごみ袋の作成費用が主なものでございます。

その次の節12役務費のうち手数料につきましては、市内販売店へ支払う指定ごみ袋の販売手数料でございます。

その下、節13委託料のうち、指定ごみ袋配送委託料につきましては、指定ごみ袋の保管及び入出庫管理と指定販売店への配送に伴う委託料でございます。

その下、塵芥収集運搬委託料につきましては、各家庭から出される燃えるごみの収集運搬に係る委託料でございます。

次の粗大ごみ収集運搬委託料につきましては、町区ごとに月1回のペースで実施されている家庭から出せる粗大ごみの収集運搬に係る委託料でございます。

次の資源物回収指導等業務委託料につきましては、衛生処理場内資源物広場での利用者の分別指導や補助業務と回収した資源物の運搬等に係る委託料でございます。

次の資源物分別コンテナ収集運搬委託料につきましては、各町区で実施しております資源物回収用のコンテナの配付及び回収した資源物が入ったコンテナの収集運搬業務に係る委託料でございます。

次の廃棄物特別処理委託料につきましては、粗大ごみ等の2トントラックによる臨時収集のほか、不法投棄の回収や町区の清掃活動によるボランティア袋の回収など、臨時的な収集運搬処理に係る委託料でございます。

次に163、164ページをお願いします。

節19負担金、補助及び交付金のうち、コンテナ収集美化活動推進奨励金につきましては、資源物回収のため、コンテナ容器の配付、整理や美化活動を行う各町区に対して交付する奨励金でございます。

次の資源物回収奨励補助金はごみの削減と資源の再利用を図るため、自主的に新聞等の資源回収活動を行っている市民団体に対して、回収実績に応じて交付する奨励金でございます。

続きまして、目3し尿処理費、節7賃金につきましては、し尿処理施設の嘱託職員3名分の賃金となっております。

次に節11需用費のうち、光熱水費につきましては、主に機械設備の運転に係る電気代でございます。

医療材料費につきましては、し尿処理の処理過程で導入する硫酸バンド、苛性ソーダなどの薬品代でございます。

節13委託料のうち、し尿処理業務委託料につきましては、し尿処理施設の運転管理業務に係る委託料でございます。

次に、165、166ページをお願いします。

節19負担金、補助及び交付金のし尿処理負担金につきましては、し尿処理施設で一時処理したし尿等を隣接する下水道浄化センターで最終処理していることによる下水道事業会計への負担金でございます。

続きまして、項4環境対策費、目1公害対策費、節13委託料のうち、水質汚濁測定委託料につきましては、工場の排水や主要河川などの定期的な水質調査に係る委託料でございます。

次の大気汚染測定委託料につきましては、市内3か所で行っている窒素酸化物や降下ばいじん等の測定に係る委託料でございます。

その下、自動車騒音測定委託料につきましては、法令に基づき、毎年、国道、県道といった市内の主要路線の自動車騒音測定常時監視に係る委託料でございます。

次に、253、254ページのほうをお願いします。

款11災害復旧費、項5衛生施設災害復旧費、目1単独災害復旧費、節15工事請負費の災害復旧工事につきましては、先ほども歳入のほうで説明いたしました平成30年7月の豪雨により、斎場の敷地入り口付近ののり面が崩落したため、新たな崩落を防ぐために、利用者の安全確保のため、ブロック積みを行ったものでございます。

以上で、環境対策課分関係の令和元年度一般会計決算認定についての説明を終わらせていただきます。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

暫時休憩します。

午後0時休憩



午後0時1分開会

江副康成委員長

再開します。

昼食のため暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩



午後1時9分開会

江副康成委員長

再開いたします。

これより質疑を行います。

牧瀬昭子委員

御説明いただきまして、どうもありがとうございました。

まず、78ページから御質問いたします。

私の質問は全部で3つです。

地域環境整備基金繰入金、併せまして162ページ、地域環境整備基金積立金について御説明を求めたいと思います。

まず、地域環境整備基金繰入金の1,830万3,000円の分に関して、これを使われた経緯、そして成果をどのように鳥栖市としては見ていらっしゃいますでしょうか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

地域環境整備基金繰入金の1,830万3,000円。こちらは、真木町の若宮井堰改修工事をしております。

一応、地域の方の環境整備ということで、事業として行っているところでございます。

以上です。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

地域の環境整備ということでおっしゃっていただきましたが、これは何人分のための井堰

になりますでしょうか。

地域の方の、どのようなために使われている分でしょうか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

その分については、うちのほうでは把握できておりません。

以上です。

牧瀬昭子委員

ぜひお調べいただきたいということを申し上げておきたいのと、あと、条例によりますと、こちらの地域環境整備基金条例というのがありますが、地域活性化と生活環境の保全及び増進ということが、市長が認めるものに対して、この基金を出すことができるというふうになっていますが、これを市長が認めたということは、これが地域の活性化になるというふうになったと思うんですね。

それで、これが数名分なのか、何百人分なのかっていうことは、しっかり把握をしておいたほうがいいと思いますが、その辺りについてはどのように把握されていますでしょうか。

江副康成委員長

答えられますか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

若宮井堰の改修工事につきましては、農林課のほうに依頼をかけておりますので、うちのほうでその詳細な内容については把握しておりません。

牧瀬昭子委員

この件に関しては、環境対策課と農林課と一緒に決めたことだと思います。

全てが農林課さんのほうに、状況を把握したりとかっていうことは——もちろんあるとは思いますが、そこ、環境対策課としてこの積立金ですとか、繰入金ですとかというのを把握し管理する必要があると私は思いますので、その点については、ぜひ把握をお願いしたいと要望しておきたいと思います。

改めまして、地域環境整備基金の条例についてお尋ねしたいと思うんですけれども、今後の見込みとか、これの成果についての要綱をつくったほうがいいんじゃないかということで、令和元年度のこの事業に基づいて、お考えをお聞かせいただければと思いますが、何か発展したお考えはありますか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

地域活性化整備事業、基金の利用について、今後要綱等の制定をしていきたいと考えております。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

発展したお考えをいただいて、大変うれしく思います。

皆様方、この地域環境整備基金、何に使われるのか、どういう形でどういう優先順位なのかというのが全く分からない中、最初にこれを使われるということがちょっと不信感を招いてしまっていたのではないかなというふうに思います。

これは鳥栖市全体にとっても、今後、職員の皆さんにとっても不利益をこうむることになると思いますので、この辺りについては、しっかりとした要綱を求めたいと思います。

それで……、

橋本有功市民環境部長

ちょっと補足いたしますと、この基金条例の目的に沿った形で、当然、基金の執行はしていくわけでございますけれども、要綱とかいうお話を申し上げましたが、内部的な考え方を整理するというような意味合いでございますので、その辺は、委員が想定されている要綱とはちょっと異なる部分も出てくるかと思っておりますので、その辺はつけ加えさせていただきたいと思っております。

牧瀬昭子委員

じゃあ、最後、要望でこの件については締めたと思いますが、この基金に関して、鳥栖市長がとか執行部が決めることではなくて、この地域の方々の、地域活性化をどのようにするかということをもっと優先順位として考えないと私はいけないと思うので、その周辺の住民の方々に、まずはどのように使っていくのかということとを双方に話し合う場を持つべきだと私は考えています。

これは要望として上げさせていただきたいと思っております。

2点目に入りたいと思っております。

2点目が、160ページの衛生処理場敷地土壌調査委託料について。

こちらが、併せて158ページの衛生処理場敷地土壌状況調査選考委員謝礼1万5,700円というこの方との話で、先ほど御説明がありました、不用額が1,782万8,228円ということですが、粘土質であるとか、これ以上やらなくてはいいのではないかというお話があったのですが、市民の皆さんからも井戸水の調査というのを強く要望があったと思っております。

これは、今までこの委託料を使って井戸水の調査を何件行われたのか、1件当たり幾らかかったのかというのを教えてください。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

牧瀬議員の質問にお答えします。

井戸水の調査といいますのが、本来県が中心となって環境課さんのほうが調査をされてお

ります。真木町辺りであれば、広範囲な調査もされて報告をされているところでございます。

私どもの調査といたしましては、衛生処理場の土壌から環境基準値を超える物質及び埋設物が発見されたことによりまして、その詳細な内容と地下水の状況等々をモニタリングするために今回調査を行っているところでございます。

調査地点につきましては、9か所のポイントで地下水を採取いたしまして、令和元年度につきましては、3回地下水を採取いたしまして、調査をしているところでございます。

内容につきましては、2か年間の調査でございますので、中間報告といたしまして、今年6月23日に御報告を差し上げているところでございます。

以上です。

牧瀬昭子委員

決算ですので、9か所のポイントを3回測られたということですが、27回ということでしょうけど、地下水の調査の金額というのは出せますか。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

地下水の調査につきましては、今回、新たに3か所の観測井戸を設置しております。

それ以外につきましては、既存の、前回の調査の分とか、環境対策課が別に持っていた調査用の井戸を使っております。

金額は、今回の観測井戸3か所で工事費に係る部分で、511万3,358円。1本当たりにしますと平均で170万4,452円ほどになっております。

これは工事費だけですので、あとは物質の解析のお金が別途かかっているところがございます。

以上です。

牧瀬昭子委員

すいません、分析の費用は1本当たり幾らになりますか、それは分かりますか。

舟越健策環境対策課環境施設調整室施設調整係長

分析の費用ですけれども、3回で1か所につき54万円程度です。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

それでは1本当たり、工事費用が170万円。

分析費用が1本当たり54万円ということですので、合わせまして224万円というふうにざっとですけれども、計算ができると思います。

井戸水、地下水の調査というのを市民の方々が求められている中で、不用額が1,782万円もある中で、1本当たり224万円ということで、ほかの方々が気になるということであれば、調

査しておく必要があるのではないかとと思いますが、その辺りの御見解はやっぱり変わらないのでしょうか。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

今回の調査につきましては、土壌については土壌汚染対策法に準ずる調査として、佐賀県のほうの指導を仰ぎながら実施しているところでございます。

地下水につきましては、念のために土壌から漏れ出る地下水が汚染されていないかということモニタリングする目的が主でございますので、民間の井戸等とも観測するというような予定はございません。

牧瀬昭子委員

では最後に要望とさせていただきたいと思います。

金額でいうと、全体で1億5,000万円超えのこの調査をされているということで、これまでも庁舎が遅れたことによって、いろいろ引き金になったことがあったと思うんですね。

場所を狭くしなきゃいけなくなったとか、それに伴ってリサイクルプラザを移動させなきゃいけなくなったとか、いろいろあったと思うので、市民の方々の声にぜひ応えていただいて、安心安全を確保できるのであれば、この分の不用額っていうのを有効に使うことができると思いますので、その辺りのぜひ御検討いただきたいと思いますと思って、要望を1つ示させていただきたいと思います。

最後に。

江副康成委員長

どうぞ。

牧瀬昭子委員

最後に162ページのごみ対策リサイクル推進事業——ごめんなさい、主要施策の成果説明書52ページと併せて、決算書のほうが162ページから質問させていただきたいと思います。

ごみの減量ということで取り組んでいただいているところだと思うんですけども、目標値が第6次基本計画の中で、平成32年度の目標が1日当たり、1人当たり883グラムということと、あとリサイクル率が28.3%に向けてということで事業を進めていただいていると思うんですけども、この目標達成に向かって、令和元年度の鳥栖市の現状について教えてください。

成果と評価をどのように行っていますでしょうか。

北三希子環境対策課環境対策推進係長

1人1日当たりのごみ排出量ですけども、令和元年度で申し上げますと、1,044グラム、リサイクル率は24.9%にとどまっております、目標は達成できていない現状があります。

リサイクル率の推進に向けては、今後も引き続き進めていかなければならないと思っております。

以上です。

牧瀬昭子委員

御説明ありがとうございます。

推進に向けてということで動き出されているところだということで、今後とも一層、市民の方々、市民活動の方々も合わせてその推進を進めていく必要があると思います。

併せて166ページのストップ温暖化県民運動推進会議負担金14万1,000円上がっているのですが、これが今後の取組として第7次基本計画の中でもSDGsに対する取組ということで、このごみに関しては、12. つくる責任 つかう責任という項目の中に表れてきていると思うのですけれども。

成果を達成するためにということで、今後の見通しといたしますか、この目標値が、本当にこのSDGsに向かってされていると現段階で思われるかどうかだけお聞かせいただいて、質問を終わります。

江副康成委員長

答弁できますか。(発言する者あり)

暫時休憩します。

午後 1 時25分休憩



午後 1 時27分開会

江副康成委員長

再開します。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

今の質問ですけれども、排出量削減で努力していきたいと考えております。

樋口伸一郎委員

すいません、リサイクルプラザで決算を絡めて聞きたいんですけど。

歳出のところ、令和元年度決算書なので、組合の方針ですけど、鳥栖市がリサイクルプラザの新しいところを選定していく努力をするということが去年の4月やったので、この

元年度決算書の中に、何でもいいんですけど、検討をするための会議とかでもいいし、そうした資料代とかコピー代とか、何らかの歳出が入っていてもいいんじゃないかなと思ったんで、そのリサイクルプラザについての歳出、全くお金がかからずに協議とか進めていったのか。

鋭意検討していますというような答えはいつも頂いたので、あくまでも検討しておられるという前提で聞いておるんですよ。

ただ、何らかのコピー代とかもいろいろ入っているので、どこに入っているかなっていうのを確認したいだけなので教えてくださいますか。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

樋口議員の質問でございますけれども、リサイクル施設の用地の候補地の検証作業につきましては、特段予算等については、焼却施設のほうとは別には分けてはしていない部分もありまして、特に外注とか、そういったところでの予算も関わっておりませんので、庁内での会議とか、あと組合との会議とか、それ以外には関係各課からの資料を取り寄せたりとか、主に庁内の努力でやっていた部分もございますので、特段リサイクル施設の候補地を見つけるために取り立てて使った予算っていうのは別に分けておりません。

以上です。

橋本有功市民環境部長

いろんな場面で御説明申し上げておりましたように、本年度は委託料として専門的知見を頂こうという形で、それを踏まえて現在選定作業を進めております。

令和元年度については、もちろん環境対策課の職員の中で作業を進めておりまして、もちろん協議資料ですとか、確認作業ですとか、する際には環境対策課で持っておりますそういう印刷製本費ですとか、それらの費用を使って資料作りも当然いたしております。

なかなか進まなかった状況というのがやはり様々な課題がその後に出てきた部分もございましたので、その対応も併せてしていたという状況も1つございます。

1つはと申しますか、今年の2月に、昨年12月に議会で議決いただいた再検討への対応ということで、我々も短期間の中で、様々候補地として25か所、当時、プラス民有地7か所の32か所の検証もいたしております。

それが現在、リサプラの選定の中身として、じゃあそこはそういう交渉して適当なのかという基礎のデータにもなっていると思いますので。

それらを御報告、表をお渡ししたように、そういう印刷ですとか紙代ですとか、そういう部分については当然、リサプラに特化した部分ではございませんが、そういう形での予算の消化というか、支払い等々はしているというふうに考えております。

今年度、それらを踏まえて、現在、そういう専門的な知見も踏まえながら鋭意進めておるといところでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

必要なものは担当課の限られた予算の中から捻出して、コピーとかをしながらというところで解釈をさせていただきます。

これ、何で質問したかという、今、リサイクルプラザを急がないかんけれども、なかなかあっていうところがあって、そこがいろんな解釈で派生していった組合の中でもいろんな意見が出るし、議会の中でも鳥栖市議会の中でもいろいろ出るんで、より進んでいくことがはっきりするためには、やっぱりそういう方針とか具体的な形というのが出てきたほうがいいと思うので。

令和元年度の決算においては分かりましたけれども、やっぱり令和2年度以降はかけるべきお金はそこにかけて、さっき言われた専門的知見を入れるとか、そういうところも含めて、できるだけ答えを早く出すために、出た答えの理由もしっかりさせるためにお金をつけてでも、鳥栖市の方針としてそういう選定地が早く出てくることを願って聞かせていただきましたので。

そこはできるだけ早く議会にもお示しできるようにというところで要望でとどめさせていただきます。

あと次、決算書の中で、項目変わりますけど、不法投棄について質問したいので、162ページをお願いします。

これ68ページの歳入のところにも県からの補助率100%というところでありましたけど、まずは不法投棄に関する県からの歳入があって、その入ってきた分が、全額市内の不法投棄処処に使われたちゅう解釈でいいとですかね。

162ページのところの歳出分の金額と歳入の金額はぱっと見た目で同じ額じゃないので、この中に含まれているという解釈で合っていますか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

歳入の不法投棄防止対策の補助金という中には、項目としてあと不法投棄の処分費とか、あと監視カメラとかの賃借料とかが入っておりますので、実際、この金額が162ページの下の方の不法投棄パトロールとか、(発言する者あり)その上の委託とか、その中で入っておりますので、その数字がそのままっていうのは見れないところがございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

理解できました。市内にあった不法投棄ですね。

そのカメラとか別として、不法投棄は実際されとって、対処च्छゅうか、それを必要とされた箇所数っていうか、細かい金額的な内訳までは要らないんですけど、県の歳入を活用してしないといけないところが市内に何か所ぐらいあったのか分かれば教えていただきたいんですけど。

北三希子環境対策課環境対策推進係長

今、件数のデータがないんですけども、収集運搬の処分費が22万6,325円。

家電4品目でリサイクル料金が発生するものがあるんですけども、その分のリサイクル手数料として12万7,365円かかっております。

樋口伸一郎委員

そこから逆算しても大体10か所ないぐらいから、あってもそのぐらいという感じで、そこは大丈夫です。

それ以上の細かい数字、箇所数というのは、出していただかなくても大丈夫です。

複数か所あったということが分かったので大丈夫ですけど、例えば不法投棄の場所によっては河川の土手の近くとかで、国が所管しているところ、県とか市とかで、ちぐはぐで分かりにくいところがあるじゃないですか。そういうの、基本的にはもう市が全部対応してしまわないかとですか。曖昧なところ。

北三希子環境対策課環境対策推進係長

基本的には管轄しているところで処理をしておりますので、市では市道なり市河川なりの管理しているところ、県は県、国は国ですので、環境対策課のほうに通報等ありましたら現地を確認しまして、国や県に引き継いだりしております。

樋口伸一郎委員

そうしたら、歳入は県からあるわけじゃないですか。

国のやった場合は国に言うわけじゃないですか、国が対処すると考えたときに。

県がその歳入の窓口になっているからおかしくならんかなと思って。

国に言って、国は県が窓口になってしてくるけんがच्छゅうて、県に多分、各市町の分を交付च्छゅうか、していると思うんですよね。

結局、払わんでいい分っていうのが出てくると思うんですよ、国が県に対して。

その辺が分からんで、国、県、市。

橋本有功市民環境部長

補助金については、あくまで不法投棄をさせないというか、結果として不法投棄になったことと、それ以前に不法投棄をさせないためのパトロールであったり監視カメラであったり、

費用としても使っているんですね。

ですから、前提として、不法投棄があったことへの対応とはまた別の考え方かなと。

ですから、先ほど係長からあったように、そういう通報があった際には当然、敷地なり道路管理者のほうに確認した上で、そういうのがあります、対応をお願いしますというのはありますので、それと補助金を使って、防止するための取組をするということは、また違う形での対応かなと思います。

樋口伸一郎委員

そうしたら、具体的に例を挙げさせていただくと、例えば、安良川の土手から降りた辺りの田んぼら辺に、ばーってごみとかがあってそれを対処するための費用とかが、また結果対処ができずにわーって荒地になっとなって、いろいろ捨ててある、さっきのリサイクルとかも必要なやつが、捨ててあるっていうときは、それを調べて、まずどこを対処すべきかを検討した上で、すべきところをしていくっちゅう流れになるんですか。

北三希子環境対策課環境対策推進係長

おっしゃるとおりです。

市が処分すべき場所に対して、市が処理にかかった費用がこの補助金のほうの対象になるっていうことですので、県や国が処分してよいところを市が代わりにするっていうわけではないです。

樋口伸一郎委員

最後です。

そうしたら、市内にはもう腐れたようなもんというか、ばあーと捨ててあって、できれば早いほうがいいですけど、そのままずっと放置しとかないかんってような状況になってしまうということですか。

例えば、それを市が一時的にどかしとくにも勝手にどかさねんでしょう。

ということは、上に言って、上がすぐどかしてくれればいいですけど、どかしてくれんような場所については、もうずっと放置されたままになっちゃうってことでいいんですか。

橋本有功市民環境部長

もちろん所管のところはこちらからそういう情報を提供したにもかかわらず対応がなければ、市として、例えばそれが不法投棄なのか、それとも所管のところが必要に応じて置いてある——そういうのではないと思いますが、それは可能性としてはあるので、なかなか手は出せないで、そこは所管の部局なり国、県なりのほうとよく話をして、その辺の状況も当然、一番近くにいる市のほうが市民の方からの意見がありますので、そのようにお伝えして、住民生活の環境が悪化というようなところは、早目にさせていただくようお願いするという

形になると思います。

樋口伸一郎委員

今部長がおっしゃったように、県であろうが国であろうが、市であろうが、市内どこって
いうのにかかわらず、影響が行くところっていうのは、やっぱり一番近くに住んである住民
とか、その辺になって。ですから、そこら辺は、不法投棄に関する費用を減らすためでもあ
るし、できるだけ対処や対応を早くするためにも、やっぱり県とか国とかと情報共有でも連
携を深めて、また令和2年度以降も取り組んでいただきたいと思います。

要望で終わります。

成富牧男委員

私も今の関係で質問しようと思ってたんで。

要はさっきも出ましたけど、例えば大きなやつじゃなくて、空き缶とか、吸い殻とかが一
番多いのが信号機のところですね。

それとか、うちの田んぼも結構缶が入ります。缶とかごみ袋がですね。

ああいうやつ——単純にできる分、簡単にできる分はいいですけど、かなり常習地帯にな
っておところはやっぱり、役所のほうにどぎゃんかしてもらえんかなっちゅうて言われた、
そういう例があると思います。

そうしたら、いやそれはもう私有地ですから、自分で処理してくださいというふうに言わ
れたと言われたんですけど、そうですか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

私有地になりますと、やはり所有者が一応対処するような形にはなっております。

一応そういう場合に、不法投棄禁止とかの看板とか、必要であるということであれば、お
渡しして、不法投棄の防止という形で、提供させていただいております。

成富牧男委員

全く知らんふりではないと。

ただ、私が言ったように空き缶やったら袋に入れて撤去できますけど、もうちょっとさっ
き言われたように粗大ごみに近いやつが捨てられた、そういうときには何もないんですかね。

例えば、業者さんを紹介してもらおうということも含めて、自分で探せということですか。
何かあっていいような、公平性とかいろいろあるんでしょうけど、業者さんについては、何
もないですか。

北三希子環境対策課環境対策推進係長

具体的に処分先のあっせんという形はできないと思いますけれども、処分業者の一覧とか、
そういうことの紹介はできますし、また、不法投棄であれば、警察のほうに連絡をしていた

だいて、投棄者につながるような情報がないとか、そういうものを調べることのお手伝いとかはしております、実際の投棄者が見つかって、警察のほうから通報が行って、投棄者に直接処分させたという事例もあります。

成富牧男委員

法律上、もうそれしかないということですね、本人が警察に届けるという。

分かりました。

そういう形——要はこの所管だけじゃなくて、ややもすれば——ここがそうかどうかは別ですよ、聞かれたことだけに答えて、どがんか紹介してくれんですかって言われんと、もうそこで終わって、自分で諦めて、市民の方が何もしてくれんやっみたいになることもありますので。

今言われたように、そういうことはできませんけど、こういうことはできますからお困りだったら一覧表をあげますとか、そういうところをぜひお願いしたいなと思います。

それとあと1ついいですか。

あと、さっき牧瀬議員が質問していた、何か所か出ていますけど、77ページでいきましょうかね、地域環境整備基金繰入金、いわゆる整備基金の話ですよ。

これは、総額11億5,000万円ですよ。

さっき整備せないかんという話がありました。

若干、部長が修正しよったけど、基本的にそういうのは何かつくらにゃいかんやろうということ。

私が気になるのが、それこそ管理者やなくて、首長だから、鳥栖市長ですね、首長会の話の中で、議事録見ますと、この金額を決めるときに、首長会議で幾らにするか決めるときに、鳥栖市も負担するのか、負担しないのか、実際、鳥栖市は負担していないですよ、この協力金は。

そのときに、みやきの町長が、いや、鳥栖市さんにそれまでさせると——細部は違いがあるかもしれませんが。言いたいのは、11億5,000万円協力金をそんなにさせよったら、まだほかに、そういう地域対策ちゅうか、お金はいっぱいそのために要るからこのくらいで、もう鳥栖市さんには出させんでいいんじゃないですかというニュアンスのやり取りがあっているんですけど、この基金以外にもどれぐらい、何か考えてあるのか。

それと、基金から使うやつと、それ以外——市長が明言しているんですけど、それ以外で使う——金額は、ちょっといいです——それ何か仕分け、大きく線引きか何かされているかどうか。

橋本有功市民環境部長

組合のほうの市長さん、町長さんお集まりの中で、いろいろ言われた部分については、我々ちょっとどうだったのかと言及する立場ではないんですけども、ただ、設置自治体として、そういう協力金をお支払いいただいた部分の中で、周辺地域設置自治会等の環境保全、地域の活性化のために使う部分ということは当然ございますし、基金ではなかなか、それだけでできない部分というの、想定も——じゃあ何がそれなんだというところまでは、全然今のところ把握できているわけじゃございませんけれども——今後、そういう部分も見込まれるのではないかとということでの発言だったのではないかと想像しております。(発言する者あり)

成富牧男委員

委員長からまたストップがかかったらいかんから、わざわざ首長会議つちゅう話をしたんですよね。首長会議、各市町の市長さん、町長さんが集まっての会議です。

これ、組合の会議じゃないんですよ。

市長だけ知って、皆さん方がそれぐらいしか知らん、今、部長が答弁されたことしか御存じないつちゅうのは、やっぱり非常に問題だと思います。

今後、さっき言われた要綱なんかをつくるにおいても、単純に11億5,000万円で収まん分をそっちでするつちゅうことなのか、こういう性質のこういう部分については、11億5,000万円で、もうちょっと市全域に関わるやつについては、それ以外でとか、その反対とか、いろいろあると思うんですよ。

だから、そういうところですよ。やっぱりそれぐらいは確認してもらっとかんといかんです。

11億5,000万円以外にいっぱいいろいろ要るとやけん、鳥栖市にそれ以上で無理言いんしゃんとか、ほかのところの市町の首長さんにみやき町長がたしなめているようなところがあるんですよ。

もうイエス、ノーは要りませんから、ぜひそこら辺、お願いしたいと思います。

それと関連してですけど、やっぱり私たちが懸念するのは、そういうふうにして11億5,000万円で終わるって思ってたら、何かまだいろいろ出てきよると。その1つとして、真木町との約束されているのがありますよね、いろいろ。

約束か何か知らんけど、要望書とか、お互いにやり取りが。

今、情報公開請求があって、それについては今、どういう状態になっているんですか。

1回、ほとんど黒塗りで出されていますよね。

それで、その後の展開があっているというふう聞いていますが、ちょっと教えて。

江副康成委員長

暫時休憩します。

午後 1 時50分休憩



午後 2 時11分開会

江副康成委員長

再開します。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

情報公開の件につきましては、本年度、私どもが出しておりました……、「簡単でいい」と呼ぶ者あり）審査請求が継続しているということを総務課のほうからお聞きしているところです。

江副康成委員長

ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。



江副康成委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 2 時11分散会

令和 2 年 10 月 2 日（金）

1 出席委員氏名

委員長 江副 康成
副委員長 成富 牧男
委員 藤田 昌隆 竹下 繁己 樋口 伸一郎
池田 利幸 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 岩橋 浩一
健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長 小柳 秀和
社会福祉課地域福祉係長 久家 嘉男
こども育成課長 林 康司
健康増進課長兼保健センター所長 名和 麻美
文化芸術振興課長 山津 和也
健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長 佐藤 道夫

市民環境部長 橋本 有功
市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 佐藤 敦美
市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐
兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長 天野 昭子
市民課長 野下 隆寛
国保年金課長 古賀 友子
市民環境部次長兼税務課長 三橋 和之
環境対策課長兼衛生処理場長 佐々木利博

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 大塚 隆正

5 審査日程

現地視察

白鳩園（原町）

自由討議

議案審査

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第27号令和元年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について

議案乙第28号令和元年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について

〔総括、採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

うなたたき台をつくったりするのに、あらかじめ役割分担等をして今後、進めていったらどうかというふうに御提案しますが、いかがでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

江副康成委員長

分かりました。

では、ほかに議題がないということで、本日、まず今度の議会報告会の進め方についてを議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあそうさせていただきます。

今、樋口議員のほうから御提案ございましたけれども、広報広聴委員会のほうから、こちらのほうに割り振られた内容に基づきまして、事前にタイムテーブルをお渡ししておりますけど、それに基づいて、担当委員の割り振りをしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

まず事前質問に対する回答が3つございまして、まず環境に関する質問の中の、次期ごみ処理施設設備に関するもの。

その質問に対して私、江副と副委員長の成富さん。

そして2つ目として、環境に関する質問ということで、循環のまちづくり、環境政策に対しての担当委員として、牧瀬委員、竹下委員。

そして、子育てに関する質問ということで、子育て環境、子育て世代包括支援センター、子育て支援センター、保健センター。これに対する担当委員として樋口委員、池田委員。

まずはここまで、今の割り振りでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それで、今回広報広聴委員会のほうから、委員会でテーマを設定して進めてくれという話がありました。

当委員会は本年度の当委員会のテーマとして、文化振興の在り方及びスポーツ振興の在り方についてテーマとして掲げ、既に所管内の調査もしておりますので、その点をテーマにするということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そうしましたら、それを、2つございますので、その文化芸術に関する担当委員として池田委員、スポーツに関する担当委員として藤田委員ということをお提案しますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そういうことに決しました。

今後、今の役割で進めていただきますけれども、委員会は本日で終わりますけど、しばらく時間も要することだと思います。その後の取扱いについて、どういうふうな形で進めたらよろしいか、御提案があれば。

藤田昌隆委員

特に事前質問にする回答については、大きなもので、ごみ処理施設の問題とか、そういったものが出てきます。

そういう中で、議会として決議した分をまずきちんと市民の方に知らせるといふ、これも大事だと思います。

そういう中で、各議員たちの私見が入らないように、ということもありますので、このごみ処理に関しては、正副でぜひたたき台として、つくっていただいて、それを基に、また後日、これは当然、1日で終わるわけではありませんので、もう一回、報告会前にみんなですり合わせをして、意見交換会をやった上で、報告会に臨んだからいいと思いますが、いかがでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

江副康成委員長

そういうふうに決しました。

併せまして、皆さんにお諮りするときには、事前質問に対する回答及びテーマに対する資料の作成とか、そういったところも間に合うように提出していただけるようお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、自由討議はこの程度でよろしいでしょうかね。

樋口伸一郎委員

今回以降の、これに関しての協議というのは、また具体的には今日決めずに後日連絡という解釈でいいんでしょうか。

江副康成委員長

10月24日が本番で、その前のリハーサルが19日だったですかね。であれば、19日にはこの流れを意識したところのリハーサルをできればありがたいけれども、どうしても間に合わなければいいですけど。

その前の辺りに頂ければありがたいですけども。

よろしいですか、それで。

樋口伸一郎委員

19日までに頂くっていうことは、その後のさっき藤田委員が言われた協議ができません、すり

合わせができませんかなと思うので、そこの御検討を。

江副康成委員長

暫時休憩します。

午前11時41分休憩

oo

午前10時43分開会

江副康成委員長

再開します。

次回の日程については、皆さんのスケジュールを聞いたところで決めるということで、正副に御一任でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

この程度でよろしいでしょうかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

自由討議を終わります。

執行部準備のため暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩

oo

午前10時48分開会

江副康成委員長

再開いたします。

oo

総括

江副康成委員長

これより総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じ、総括的に御意見等ございましたら発言をお願いいたします。

牧瀬昭子委員

審査の中で、いろいろとごみ処理場の調査の件と、あと基金の積立てのところでの要綱についてもいろいろと議論がなされたと思います。

ぜひとも、今後とも引き続き詳細な調査と、あと要綱の作成をお願いして要望とさせていただきますと思います。

以上です。

江副康成委員長

ほかにございますか。

成富牧男委員

決算認定に絡んでですけども、考え方ですよね。

斎場の擁壁。衛生施設災害復旧経費。

また平成30年度と同じような工法でやられていますよね。あのときも現地視察のときに、皆さんのほうから、もうちょっと経費を抑えた形で何かできないかとかいう意見がありましたけれども、今回また同じような形でされているわけですね。

これは今、話しているのは補正の話ですよ。

だから、決算認定っていうのは、1つはやっぱり今後、議会のそういう指摘も受け入れた形で、次の予算とかを見直しするとかしていく、そういう役割もあると思いますので、ぜひ現場の声も聞き、それと併せてもうちょっと節約できるものは節約できて、同じような形の擁壁なりができるようなもうちょっと工夫してほしいなっていうことをお願いしておきます。

以上です。

藤田昌隆委員

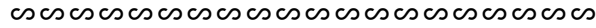
今回各議員から、要するに予算は立てたけど、実際使い切れんやったと。不用額の指摘がかなり……、私は始めてかな。

私はいつも不用額が全体の中で、どういうことを占めているか分かった上で予算を組んでくださいと。取った予算はきちんと使ってやってくださいということはずっと今まで言っていて今回も言いますが。

民生費が一番予算の中でウエートを占めます。50%、60%近く占めますので、その中で不

江副康成委員長

これより、採決を行います。



議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について

江副康成委員長

まず、議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について、当厚生常任委員会付託分の採決を行います。

本案は認定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数でございます。よって、議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について、当厚生常任委員会付託分は認定することに決しました。



議案第27号令和元年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について

江副康成委員長

次に、議案第27号令和元年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について採決を行います。

本案は認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案乙第27号令和元年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定については認定することに決しました。



鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員長 江 副 康 成 ⑩

